

陽明学と明の政治

京都大学大学院文学研究科歴史文化学専攻

東洋史学専修博士後期課程

焦 堃

目録

序論	1
第一章 陽明学成立前史——若き王陽明の政治活動を中心に	5
初めに	5
第一節 王陽明の家系について	5
第二節 王陽明の生い立ちと官界入り	8
第三節 入仕後の政治活動と思想転向	11
おわりに	23
第二章 陽明学派の形成——社会史、政治史の視点による考察	31
はじめに	31
第一節 王陽明による学派創設とその弟子たちの社会的身分	31
第二節 陽明学派が結成される社会・政治的背景	34
第三節 王陽明の死後における学派組織の拡大	48
おわりに	52
第三章 陽明学派と嘉靖初年の政治	67
初めに	67
第一節 嘉靖初年における政界の動向	70
第二節 内閣批判の展開	75
第三節 陽明学派の体制設計——王陽明の政治姿勢とその「断断休休」論	81
第四節 世宗支持派政権の結末	95
終わりに	100
第四章 王陽明亡き後の陽明学派	124
はじめに	124
第一節 不遇な陽明学派第二世代	127
第二節 徐階の登場と嚴嵩時代	134
第三節 陽明学の全盛期	138
第四節 万暦以後の情勢——党争を背景に	149
終わりに	162
結語	184

序論

陽明学については、これまで夥しい数の研究がなされてきた。明代を代表する思想として、当然のことである。

しかしこれらの研究の多くは、いわゆる「思想史」の枠の中でなされたものであり、陽明学の思想内容を考察の対象とするものである。言い換えれば、「思想」自体において完結するものである。

もちろん一つの完成された思想体系は、それ自体思想家の英知と努力の結果であり、その内容は検討に大いに値する。また、このような作業は、ある思想を把握するためにまず必要である。しかし、思想に対する研究は、このような内部での考察のみに止まるべきではない。

思想というものは人間、具体的にいえば思想家の観念の集合であり、思想に対する研究も、思想を構成する個々の観念への考察にほかならない。思想史の枠の中では、観念の継承と変化、そして観念が互いに与えた影響が主に注目されるのであるが、しかし同時に、観念というものは決して観念の世界だけで活動するものではなく、現実に影響され、また現実作用するものでもあることを念頭に置かなければならない。ゆえに観念を考察する際に、ある時代に唱えられた観念と、その時代における社会の諸般の状況との間に、何らかの相互作用があったのではないかということも、常に考慮に入れなければならない。

これまでの陽明学研究の中に、陽明学の持つ社会的意義を意識したものはもちろん存在する。かつての中国でいわゆる「歴史唯物論」の指導下で行われた研究では、陽明学を含む宋以来の「理学」、あるいは新儒学思想は封建社会の支配階級である地主階級の思想とされ、封建的社会秩序の維持・補強を図るものとされた。このような研究は十分な実証を伴っておらず、近年において学界での影響力が衰えている。それにかわって、陳来などの研究に代表される、思想内容自体に対する分析と考察が盛んとなった。陳氏はまた、陽明学を含む「宋明理学」を中国社会の「近世化」の一つの特徴とし、その道德規範を当時の社会の構造と発達の水準に適合したものとしている¹。日本では、島田虔次の著書『中国における近代思惟の挫折²』、そして溝口雄三の著書『中国前近代思想の屈折と展開³』などの優れた研究が挙げられる。島田氏は陽明学に、自我を肯定しそして強く主張する新しい人間観を見出し、それを近世中国での市民社会の台頭がもたらした現象とした。溝口氏

は島田氏の説を批判する一方、李贄そして明末の黄宗羲などの思想を考察し、彼らの「天理」観を欲望の肯定や「私」の主張を包摂したものとし、これを中国的近代の淵源とした。

しかし、以上の諸氏の研究は依然として思想の内容に重きを置くものである。社会状況は漠然とした背景として存在するに過ぎず、具体的な事件や思想家の活動など思想との間にいかなる相互作用があったのかについてはほとんど明らかにされていない。思うに思想家も現実世界を生きる者であり、その人生経験は決して思想活動だけに限らず、社会活動・政治活動など諸般にわたることがしばしばである。陽明学を築き上げた王陽明を例として取り上げれば、彼はまず思想家としてではなく、政治家、あるいは前近代中国の状況に即していえば官僚士大夫としてその人生の大部分を過ごしたのである。官僚士大夫として活動した経験は、王陽明の人生経験においてもっとも重きをなしていたであろう。果たしてこのような経験が、彼の思想活動に影を落とすことはなかったのでしょうか。また彼の思想活動が、その官僚士大夫としての活動に影響を与えることはなかったのでしょうか。

これらの問題に答えを与えようとした一つの試みが、余英時の研究である。氏は著書『宋明理学与政治文化⁴』の第六章「明代理学与政治文化発微」において、明の政治環境と王陽明個人の境遇を克明に描き、そこから陽明学の定立への具体的な契機を見出した。氏によれば、王陽明の有名な龍場での頓悟を引き起こしたのは、官僚としての彼が受けた過酷な政治弾圧である。そしてこの頓悟で陽明学の方角性を定立させた王陽明は、現実政治に対する態度を大きく変化させ、一般民衆への道德教化に身を投じるようになったという。余氏の説については第一章で改めて紹介し、また、筆者の意見が余氏の結論と違うことも、本論を読めば自ずと理解されよう。しかし、余氏の考察は、陽明学研究の新たなアプローチを開拓した先駆的なものとして、非常に高い評価を与えるべきである。

本論が明らかにしているように、王陽明のみならず陽明学派のほとんどのメンバーは、政治に関わり得る立場にいた人々である。また、そのメンバーの多くが実際、当時の政治に深く関わったのである。このような事実から、陽明学という思想は、陽明学派が存続する期間中の現実政治の状況といかに作用し合ったのかという問題が、自ずと回答を要するものになろう。これが本論の問題意識の中心である。

陽明学と当時の政治との関係をテーマとして専門に扱う研究は、前述の余氏の作品以外、筆者の知る限りでは鄧志峰の著書『王学与晚明的師道復興運動⁵』しかない。鄧氏のこの著書は王陽明が陽明学を打ち立ててから、万暦の半ばまでの期間を扱い、陽明学を奉ずる者たちが、当時の明の政治と如何に関わったかを考察している。鄧氏が主に注目している

のは、陽明学によって復興された「師道」の精神、つまり強権に対して理念による政治への指導を主張する精神が、陽明学者たちを担い手として歴史においていかなる紆余曲折を経たのか、ということである。この著作はこれまでに陽明学と政治との関わりについてのもっとも全面的かつ詳細な研究であろう。取り扱う時代の範囲は本論とほぼ同様であり、陽明学派の重要人物の政治的傾向と政治的行動についても、ほぼ網羅して考察している。故にこの著作は、本論にとって大変参考となると同時に、本論に新しい研究視座の提示を示唆してくれるものでもある。

鄧氏の著書は陽明学の「師道」の精神を説明する一方、陽明学者たちと天子、権勢を誇る内閣の首輔および朝廷でのほかの勢力との関係についても詳細に描いている。ただし、筆者が不満を感じているのは、明の政治構造についての分析が足りず、様々な事件の記録に終わったような観があることである。事実、本論のいう「内閣 - 翰林院体制」というものは、明の政治構造の大きな特徴として、明の中・後期の歴史において様々な問題を起こした。陽明学者たちも往々にしてこの構造上の問題に絡んで政治活動を行い、終始この問題に振り回されたような印象をすら受ける。この構造上の問題を軸に陽明学と当時の政治との関係を考察したことが、本論の最大の特徴である。本論を通読すればこのことは自ずと理解できるものであり、鄧氏の研究との違いについては一々説明しない。

本論の考察の土台をなすのは、余氏と鄧氏による先行研究だけではない。唯物史観が退潮してから、陽明学の思想内容自体についての研究が盛んとなってきたことをすでに述べたが、これに伴って実証主義が研究に当たっての原則として確立された。そして、研究の基礎作業が重視され、基礎史料が整備されるという実を結んだのである。中国だけではなく、日本でもこのような潮流が顕著に現れた。厳格にテキストに即して分析を行おうとすれば、勢いとしてテキストの収集、比較と分析がまず要求される。近年、明代に出版された文集が収録していない王陽明などの作品、さらに彼らの発言と活動を記録した史料を集める作業が、例えば銭明・永富青地などによって積極的に行われた。さらに、王陽明を始めとする陽明学者たちの思想形成と変容、そしてその思想の伝播にかかわる様々な人物、事件と当事者の活動も考察の対象とされ、これらを記録した史料が収集されて詳細な考証がなされた。前述の銭・永富両氏のほか、例えば董平・呉震・中純夫諸氏にこのような研究が多数ある。これらの思想史研究者の努力の成果を利用した上で、筆者は歴史研究の立場に立ち、これまでに蓄積された明代政治史の研究を同時に参照して本論を完成した。

本論は明の反内閣闘争という視点の下で、陽明学派と政治との関係を考察する初の試み

であるため、論述に未熟な部分、または研究方法において改良を要するところも少なからずあると思う。読者各位のご指教を心より願う。

¹ 陳来『宋明理学』（華東師範大学出版社、2004 年）の「序」の 8 - 9 頁、そして「引言」の 3 - 5 頁を参照。

² 筑摩書房、1970 年。

³ 東京大学出版会、1980 年。

⁴ 吉林出版集团有限责任公司、2008 年。

⁵ 社会科学文献出版社、2004 年。

第一章 陽明学成立前史

——若き王陽明の政治活動を中心に

初めに

第一節 王陽明の家系について

第二節 王陽明の生い立ちと官界入り

第三節 入仕後の政治活動と思想転向

おわりに

はじめに

「陽明学と明の政治」というテーマについて議論するにあたり、まずは陽明学成立の前史、つまりいわゆる龍場の頓悟により自らの思想を確立させるまでの、若き王陽明の活動と思想から説き始めたいと思う。以下の論述は、特に王陽明の政治に関わる行動を中心に展開するが、これは、彼の思想の特徴の変化にもっとも大きな影響を与えたのが、やはり当時の政治状況と彼が自ら経験したさまざまな政治事件であったと、筆者が考えているからである。結論を先に言うことになったが、この章で述べる数多くの事象から、読者の皆さまにもこのことは納得していただけると考えている。

第一節 王陽明の家系について

若かりし頃の王陽明を論じるには、まず彼の家族背景に触れておかなければならないであろう。けだし一個人の思想傾向とその行動は、家庭を中心とした成長環境に大きく影響され、ないしは決定されるのである。特に前近代中国のいわゆる読書人階層では、とりわけこの傾向が強い。

王陽明の家系については、これまでにすでに詳細な研究がなされている。その代表的なものとしては、たとえば銭明『陽明学的形成与発展¹』上篇第一章などがある。この著書では、王陽明の家は東晋の名宰相・王導に遡り、さらに南宋建国の際には北方から南下し、次第に王陽明の出生地、余姚まで移っていったことなどが述べられているが、これらはさしあたり王陽明の生い立ちとは直接関係しない。王陽明の子、王正億は『陽明先生家乗』を撰し、後にこの書物は『世徳紀』というタイトルで『王文成公全書』に収められた。『世徳紀』には、六世祖の王綱という人物から父・王華までの、王陽明の家の各世代の先人の

伝記や墓誌、行状が収録されている。王陽明の家族背景を考察するには、やはり『世徳紀』に収録されている史料を利用すべきである。『世徳紀』の記述についても、前述した銭氏著書などの研究がすでにあるので、本文は王陽明直系の先人たちの行実については詳しく述べず、この家系の性格を探ることを中心に論を進めていく。

ここで一つ説明しなければならないのは、王陽明に関する基礎史料の問題である。もちろん彼の弟子たちによって編纂された『王文成公全書』がもっとも権威のある史料集であるが、同時にこの書物に収録されていない王陽明本人の作を中心とする関連史料も大量に存在する。近年このような史料の収集やその編集が急速に進み、ほぼ完成に至っている。その集大成が、近年、浙江古籍出版社によって出版された、『王陽明全集（新編本）²』（以下、『全集新編本』と称す）である。『全集新編本』は六冊からなり、第一冊から第四冊は、隆慶刊本『王文成公全書』を底本として校勘、増補したものであり、そして第五冊と第六冊は王陽明の佚詩、佚文を中心とした史料をまとめたものである。本論文の利用する『世徳紀』、王陽明の年譜などの王陽明関連史料は、特に説明しない限り、すべてこの『全集新編本』に収められたものである。

話を王陽明の家系に戻す。『世徳紀³』の記載からわかるのは、王陽明の家系は、元末から王陽明の父の代まで、地方の下層知識人の家だったということである。王陽明の六世祖王綱は、若い時に友人と「山水の間を往来」し、後に明太祖朱元璋の謀士となった劉基とも交遊があった。王綱はかつて劉基に、自分は隠士のままでよい、「世縁をもって累わすなかれ」と懇願したというが、しかし劉基は彼を朱元璋に推薦した。王綱は七十歳の老躯で京師に召され、兵部郎中を授けられた。ところが、まさにこの華やかに見える出仕が禍のもとになった。王綱は広東での反乱平定のため現地に派遣されるが、「賊」に捕まり殺された。同行した子の彦達は運よく難を免れ、羊の皮で父の屍体を包んで郷里に帰ったという⁴。

明初という時代が官僚士大夫にとって決して生きやすい時代ではなかったことはよく知られている。太祖は、在野の知識人を強制的に徴発して官僚の任に当たらせ、これを拒否する者に対しては、「寰中の士夫、君の用たらず」という罪名を設けて容赦なく弾圧したのである⁵。そして官を任せられた後もよい思いをすることはない。厳しい取締りの下できつい仕事をさせられ、少しでも天子の意に沿わないところがあれば厳罰を喰らうのはおろか、命を落とすことさえも稀ではなかったのである。あの悪名高い廷杖の制度は、まさに知識人、士大夫に対する明朝の高圧姿勢の象徴である。このような政治環境の中で、

弾圧に遭う危険を犯してでも断じて出仕しない姿勢を見せた知識人は至るところで見られるのである。このような明初の政治情勢は、余英時も著書で詳細に描写している⁶。

王綱は、まさしく明初の知識人に対する弾圧と酷使の被害者である。『世徳紀』の中の伝記⁷では、王綱は劉基の推薦を得て、太祖にも「嘉悦」せられたと美化されているが、しかし実際は強制徴発されたのであろう。そして七十を過ぎてなお辺鄙の地での変乱平定のような危険な任務に当たられ、危うく息子をも地獄への道連れにするところであった。

以後、この一家は、このあまりにも惨烈な出来事に徹底的に懲りた。王綱の子王彦達、さらに彦達の子与準は、ともに「先業」つまり読書を守りながら生涯、出仕しなかった。王彦達はかつて与準に、「仕進をもって爾に望まざるなり」と伝えたという。そして王与準も県令との交際を断ってその怒りを買ひ、一年余りの間も山の中で行方を晦ましていた。しかし「遺逸」を探し求める朝廷の「使者」には抗しきれず、ついに子の傑を県学に入学させた⁸。この王傑も出仕への抵抗感が非常に強く、ほかの受験者の身なりがふしだらという理由で科挙を放棄し、さらに貢生に選ばれる機会も何度も友人に譲り、農業と塾師を掛け持ちしながら親を養っていたという。両親の歿後、やっと貢生となり南京国子監に送り込まれたが、朝廷から官を授けられる前に亡くなった⁹。その子の王倫も、やはり塾師を主な職業とする隠士であった¹⁰。

このように、五代に渡り出仕に抵抗してきたこの家は、王倫の子、王陽明の父王華の代に至り、その運命を大きく変えることとなる。王華が生まれたのは英宗の正統十一年（1446）、その十八年後に憲宗が即位し、明の歴史も中期に入った。明初のような知識人士大夫に対する高圧的な雰囲気も、さすがにかなり薄れてきて、再び官僚の黄金時代がやってきた。そうすると、いかに「隠士」の生活に慣れ親しんできた者たちとはいえ、やはり出仕の誘惑には抗うことができなくなったのであろう。前近代中国の知識階級にとって、政治の世界に身を投じるのがやはり本来あるべき姿、一種の「天職」なのであり、いつまでも田舎で閉塞するのは到底好まれないことである。王華は子供の時から優れた才能を見せ、浙江の布政使から息子の塾師として招かれるほどであった。そして、憲宗の成化十七年（1481）、三十五歳の時に、なんと一挙に状元となり、翰林院修撰を授かったのである。これは瞠目するような出世ぶりといえる。王家は代々読書の家とはいえ、貧しい在野の生活が長く続く中で、依然としてこのような一流の知識人を世に送り出すことができた。前近代中国の知識人のしぶとさは実に驚くべきものである。

しかし王華は鳴り物入りで官途に就いたとはいえ、さすがに何世代も続いた「隠士」の

家で育っただけのことはあり、その政界での行動は極めて慎重だったようである。孝宗の弘治二年（1489）、父の病気が重篤と知ると、昇進のチャンスを顧みずに家にこもり続けた。そして訃報に接するや、その日の内に帰郷したという。その後も母が高齢という理由で、度々官を辞そうとしたが、許されなかった。特に朝廷内の政争に巻き込まれることを彼は極度に嫌がっていたようである。武宗の即位後、宦官の劉瑾が大いに権勢を振るった。劉瑾は朝廷での勢力を伸ばそうとして、度々王華を籠絡することを試みた。王華はこれを拒み続け、ついに劉瑾の怒りを買って致仕を命じられたが、王華はこれで禍いから逃れることができたという¹¹。実は王陽明は、劉瑾に楯突き、結局は詔獄、つまり錦衣衛の監獄に下されて廷杖を喰らい、さらに貴州の龍場に流されたのである。この件でも親子間で一つのエピソードがある。王陽明は劉瑾に逆らう上疏をした後、父のところに行き共に食事をしていたが、息子の異様な表情から王華はこの経緯を察し、禍いが自身にも及ぶのを恐れ、その場で王陽明を追い出したという¹²。その小心ぶりは、なかなかのものである。このためか、彼は翰林院に入ってから大した出世はできず、官僚としての生涯のほとんどを翰林院畑を歩く内に過ごした。僅かに孝宗の治世の最後期に礼部の右侍郎、左侍郎へと昇り、そして武宗の正徳二年（1507、次節からは西暦を付記せず）に南京吏部尚書をもって政界を引退した。

第二節 王陽明の生い立ちと官界入り

そして王華の長男として生まれたのが、明代歴史上の風雲児・王陽明である。これまでの王家の家系の気質、そして時代の気風が、彼の現実行動と精神世界にどのような影響を与え、その運命を如何なる方向へ導いたのであろうか。個人を研究する際には、まずはこのような歴史的かつ巨視的な考察が必要になってくると考える。

王陽明の生涯を検討する際に、もっともよく利用されている史料は、その晩年の弟子である錢徳洪を中心に編纂された、『陽明先生年譜』（以下、『年譜』と称す）である。この書物は後に『王文成公全書』に編入された¹³ため、王陽明の伝記資料の中でもっとも通行するものとなった。しかし、永富青地の研究が示しているように、錢徳洪『年譜』の記録にはかなりの問題がある。成書の時点で王陽明の死去からすでに三十年以上が経ち、不正確な点があるほか、門下の弟子の手からなるものであるため、どうしても師の顕彰が大きな目的となり、事実の隠蔽ないし改竄がかなり行われたのである。永富氏は王門高弟の一

人、鄒守益の『王陽明先生図譜¹⁴』などを用い、『年譜』の若干の箇所を訂正した¹⁵。本論文の王陽明に関する叙述は、主に『年譜』によりながら、ほかの史料も参照する。そして永富氏の指摘も含めて、『年譜』の問題点についても具体的に説明する。

王陽明の父王華は非常に優れた才能の持ち主であるが、王陽明はその父にも勝る天才であった。『王陽明先生図譜』では、八歳¹⁶の時に、祖父の王倫から授かった『曲禮』を一見で暗記でき、祖父が読み上げた別の書物も暗唱したと記されている。さらに十一歳の時に奇抜な漢詩を作ったことは、『年譜』をはじめとする多くの書物に書き留められた有名な話である¹⁷。そして、弘治五年、二十一歳の時に郷試をクリアして挙人となり、その後は朝廷の有力者の妨害にあいながらも、二十八歳で会試、殿試を好成績で通過して進士となったことが、何よりも彼の優れた才能を物語っている。しかも父の王華は出世志向から儒教以外の仙、仏などの「異道外術」を排斥した¹⁸が、王陽明は父と違い、仙・仏さらに武芸、兵法などに耽溺したことが有名である。そのうえ、音楽、書道、絵画にも造詣が深かった¹⁹。王陽明の精神世界は、父よりもはるかに豊かだったのである。

あまりに豊かな精神性のためか、王陽明は子供の時から、かなりの遊蕩児であった。『年譜』はわずか「豪邁不羈」の一語をもってこのことを糊塗しているが、王世貞の『弇州史料』前集卷三十、「王守仁伝」は、

然幼特好逸遊、走狗・鬪雞・六博、諸所從為。非不肯補博士弟子、母亦無耐任之耳。

然れども幼くして特に逸遊を好み、走狗・鬪雞・六博、^{もろもろ}諸は従いて為す所なり。博

士弟子に補するを肯んぜざるに非ず、^{むしろよ}母亦耐く之に任えざるのみか。

と述べ、その遊蕩ぶりを暴いた。勉強に興味がなかったのも当然のことである。これは、王陽明の成長した環境とも関係があると思われる。「隠士」の家でありながら、王倫の代から、王家はすでに農業に従事している形跡はなかった。王倫が「浙東西の大家」に争って塾師として招聘され²⁰、王華はさらに浙江の布政使に招かれるほどであったから、王陽明が生まれた時は、この家はすでにかなり豊かになっていたであろう。そして王陽明は王華の嫡長子にして王倫にとっては最初に生まれた孫であり、祖父に大変寵愛された²¹。加えて十歳の時に父が初めて任官したのであるから、幼少時に官僚士大夫家庭特有の堅苦しい雰囲気を経験したこともなく、すくなくとも十歳までは余姚という田舎町で、自由奔放に成長した。

十一歳の時、王陽明が父の任官を受けて上京したことをすでに述べたが、父は息子に科

挙での成功を強く期待していた²²。王華は否応なく王陽明に勉学を強制し、隙を見つけてはクラスメートを遊びに連れ出す王陽明を部屋に閉じ込めて勉強させるほどであった²³。しかし、科挙の受験勉強をせざるを得なかったとはいえ、それで精神上的満足を得るのは、王陽明ほどの人間には到底有り得ないことであろう。そして成長するにつれ、その豊かな精神性も、ついに子供の遊びレベルのものを超え、様々な方面へ向かうようになった。ある日、雀をめぐって術士とトラブルを起こして宥められ、さらに不思議な予言を言われたことで、王陽明は突然「聖学」に憧れ、「聖賢」になろうとした²⁴。なお、王世貞は、この事件の後、王陽明は発奮して読書するようになったと記している²⁵。そして十五歳の時に、塞外に出てモンゴル人の状況を考察し、「胡児を追って騎射」したという²⁶。有名な「格竹」のエピソードも、この頃のことであった²⁷。十七歳の時に書道を習い始め、翌年江西から妻を連れて帰郷する途中、広信で婁諒という道学者を訪れ、「聖人は必ず学びて至るべし」という言葉に感動したという。家に戻った後も受験勉強のほか、「諸経子史」を濫読した。二十一歳で郷試に合格し、翌年の会試に失敗して郷里の余姚に戻り、「詩社」を結んだ。二十六歳のときには北京で兵法を学び、二十七歳、会試を翌年に控えながら、朱子学の思索に失敗した後に、「養生」を談じ、しかも「世を遺て山に入」ろうとした²⁸。

そして孝宗の弘治十二年、二十八歳の年に、王陽明はついに進士となり、官界入りを果たした。前にも触れたように、その出仕までの道にも、多くの紆余曲折があった。弘治六年、つまり挙人となった次の年に行われた会試で失敗した際に、後に閣臣となった李東陽に慰められ、次回は必ず状元になると持ち上げられた。『年譜』ではこのように記されている。

明年春、會試下第。縉紳知者咸來慰諭。宰相李西涯戲曰、汝今歲不第、來科必爲狀元。

試作來科狀元賦。先生懸筆立就。諸老驚曰、天才、天才。

明年の春、會試に下第す。縉紳の知る者は咸^{みな}來たりて慰諭す。宰相の李西涯戯れて曰く、汝今歲に第せざれば、來科は必ず狀元と爲らん。試みに來科狀元賦を作れ、と。

先生筆を懸けて^{ただ}立ちに^な就す。諸老驚いて曰わく、天才なり、天才なり、と。

李東陽は英宗天順八年の進士で、二甲第一名の好成績をもって庶吉士に選ばれ、久しからずして翰林院編修を授かった。その後は順調に昇進を重ね、弘治八年に入閣を果たした²⁹。王陽明の父王華にとっては、翰林院での大先輩にあたる。王陽明は十歳から北京にずっと住んでいたため、李東陽を含む多くの「縉紳」が父の関係で彼のことを知っていたの

は当然のことである。今度の会試に落ちた後、王陽明は李東陽の冗談半分の言葉に本気になって「状元賦」なるものを即席で書きあげ、大いに文才を見せた。ところがこのように才能を見せびらかせたことが禍いした。上の引用に、『年譜』は続いて記している。

退、有忌者曰、此子取上第、目中無我輩矣。及丙辰會試、果爲忌者所抑。

退けば忌む者有りて曰く、此の子上第を取れば、目の中に我が輩無からん。丙辰の會試に及び、果たして忌む者の抑うる所と爲る。

あまりにも優れた才能が大物の嫉妬と恐懼を招き、次の弘治九年の会試でまたも落とされた。その後、郷里に帰って「詩社」を結び、さらに兵法、朱子学そして「養生」の説に熱中したことはすでに述べたが、これは今度の落第に衝撃を受けたからであろう。三年後、三度目の正直でついに会試に合格したが、今回も事がすべて順調に運んだわけではなかった。湛若水『陽明先生墓誌銘³⁰』は以下のように記している。

初舉己未禮闈第一、徐穆爭之、落第二。然益有聲。

初め己未の禮闈の第一に挙げらるるも、徐穆之を争い、第二に落つ。然れども益^{ますます}聲有り。

徐穆は弘治六年の進士で、その後翰林院編修を授かった³¹。彼のせいで王陽明の会試の成績が首位から第二位に落とされたという。殿試の成績は第二甲第六名³²と、さらに低かった。この件も、さらに前回の会試で落とされたことも、この徐穆が関係しているかもしれない³³。しかし李東陽がこの年の会試主考官であり³⁴、更に彼は内閣ではすでに序列第二位にまで上がっていたから、恐らくこのことも大いに働き、王陽明の合格が実現した。

第三節 入仕後の政治活動と思想転向

それでも、王陽明は父のように状元を取る華やかさを再現することはできず、それどころか翰林院に入ることもできなかったのである³⁵。殿試の後、彼は工部での一年間の「觀政」つまり研修を経て、刑部主事に任命された。同じ中央官僚とはいえ、清要の任たる翰林院の館職とは違い、こちらは実務に当たられるのである。前述した王陽明の性格からもわかるように、彼はこんなつまらない仕事に興味を覚えるはずがない。果たして王世貞は、

又六載、始擢進士上第、補刑部主事、非其好也。日從李夢陽輩爲詩文、務出奇句相頡

勝、多不理司事³⁶。

又た六載にして、始めて進士の上第に擢^{ぬき}んで、刑部主事に補するも、其の好むに非ざるなり。日に李夢陽の輩に従いて詩文を為し、務めて奇句を出して相い頡^{おさ}勝し、多く司事を理めず。

と記している。

王陽明は本来の職務を等閑に付する一方、李夢陽などとの詩文のやりとりに精を出していたのである。王世貞のこの記述は重要である。この短い一文に、陽明学を確立させる前の王陽明のマインドセットと政治行動の理念を探る手掛かりが隠されているのである。

王陽明が政界に入ってからすぐ、当時の名高い文士李夢陽らがなす文学団体に仲間入りしたことは、ほかの史料からも確認できる。晩年の高弟である王畿は

弘正間、京師倡爲詞章之學、李何擅其宗。陽明先師結爲詩社、更有唱和、風動一時³⁷。

弘正の間に、京師倡えて詞章の學を爲し、李何其の宗を擅にす。陽明先師結びて詩社を爲し、更に唱和する有り、一時を風動す。

と述べている。「李」とはむろん李夢陽で、「何」とはもう一人の大文士、何景明のことである。王畿によれば、王陽明は彼らと「詩社」を作ったのである。さらに王陽明の長年の道学仲間で弟子でもあった黄綰³⁸が書いた『陽明先生行狀³⁹』では、

領弘治壬子年鄉薦。己未登進士、觀政工部。與太原喬宇、廣信汪俊、河南李夢陽・何景明、姑蘇顧璘・徐禎卿、山東邊貢諸公、以才名爭馳騁、學古詩文。

弘治壬子年の鄉薦を領す。己未に進士に登り、工部に觀政す。太原の喬宇、広信の汪俊、河南の李夢陽・何景明、姑蘇の顧璘・徐禎卿、山東の邊貢の諸公と才名を以て争いて馳騁し、古詩文を学ぶ。

と記されている。李夢陽が残した文学仲間の名録にも、王陽明の名前が挙がっている⁴⁰。しかし、『年譜』はわずかに弘治十五年の記述において

先是、五月復命、京中舊遊俱以才名相馳騁、學古詩文。

是れより先、五月に復命す。京中の旧遊は俱に才名を以て相い馳騁し、古詩文を学ぶ。と記しているだけである。これでは、恰も王陽明の「旧遊」たちが弘治十五年ごろから「古詩文」を弄び、彼本人はこれと無関係のように見える。『年譜』が如何に問題のある史料なのかもこれで明らかであろう。

黄綰が記した王陽明の文学仲間には、李・何の他、なお喬宇、汪俊、顧璘、徐禎卿、邊

貢の名前が挙がっている。これらの多くは、文学史上のいわゆる「文学復古運動」、或いは「古文学運動」の有力メンバーである。例えば廖可斌の『明代文学復古運動研究⁴¹』では、李夢陽、何景明はもちろん、顧璘、徐禎卿、邊貢、そして王陽明も「復古派」に数えられている⁴²。

もちろん、弘治、正徳間の文学を語る際に、忘れてはいけないのが、あの李東陽であろう。文学史上のいわゆる「茶陵派」のリーダーにして、弘治から正徳初の、「復古派」も含める文学集団の大パトロンだったのである。『明史』が

弘治時、宰相李東陽主文柄、天下翕然宗之⁴³。

弘治の時、宰相の李東陽文柄を主^{つかさど}り、天下は翕然として之を宗とす。

と述べているほか、前掲廖氏著書からもこの事実を確認できる⁴⁴。李夢陽について、『明史』の本伝では、彼が李東陽を「萎弱」と譏ったと記されているが、しかし後で見ると、彼も間違いなく李東陽一派の人間であった。思うに李東陽は翰林院の古株であり、そして弘治八年には入閣し、さらに弘治十二年から内閣のナンバーツーを長らく務めたのであるから、その政治上の影響力を極めて大きいものであった。加えて彼は弘治六年から正徳六年までに七回行われた会試において、主考官に二回、読巻官に五回任命されている⁴⁵。李夢陽らはほとんどがこの期間中に進士の資格を取ったのであるから、李東陽との間にいわゆる座主・門生の関係⁴⁶を結んだ者がかなり多かったはずである。その上これら文学の士には進士合格の後、翰林院に選入された者も少なくなかったゆえ、李東陽との関係は自ずと一層密になるのである。喬宇のように弘治六年以前に進士合格した者も、やはり後には李東陽の門下に投じたのである⁴⁷。

王陽明もこの弘・正文学団体の一員として、当時は李東陽の傘下にいた。前述したように、彼は紛れもなく李東陽と座主・門生の関係にある。翰林院には入れなかったものの、座主である李東陽との関係はやはり密接なものであった。これを証明する史料としては、逸詩として『全集新編本』巻四十二に収められた、「墜馬行⁴⁸」という詩作がある。その中には以下の文句がある。

我昔北關初使歸、匹馬遠隨邊檄飛。…疲驪歷塊誤一蹶、啼鳥咲人行不得。伏枕兼旬不下庭、扶携稚子或能行。…西涯先生真繆愛、感此慰問勤拳情。入門下馬坐則坐、往往東來須一過。詞林義氣薄雲漢、高義誰云在曹佐。

我昔北關に初使して歸るや、匹馬にして遠く邊檄に随いて飛ぶ。…疲驪塊を歴て誤り

て一蹶すれば、啼鳥人の行き得ざるを咲う。枕に伏して兼旬して庭に下らず、稚子を扶携すれば或いは能く行く。…西涯先生真に繆愛せられ、此の慰問の勤拳たる情に感じたり。門に入り下馬して坐れば則ち坐り、往往にして東來するに須らく一過す。

詞林の義氣雲漢に薄り、高義誰ぞ曹佐に在りと云うや。

馬から落ちて怪我をした王陽明のところに、李東陽⁴⁹が頻りに見舞いに訪れたことが述べられている。そしてその「義氣」に、若き王陽明は大変感心したのである。

さて、王陽明が進士となって以来、李東陽の傘下にあった文学の士の一団に加わり積極的に活動したことを述べてきたが、果たしてこの事実は、彼の政治行動ないし思想とは、どのように関係していたのであろうか。

前にも触れたように、李東陽を中心とする弘治、正徳間の文学団体は、決して単なる文学愛好者の集団ではない。そのメンバーはすべて官僚、しかも官僚の中のエリートたちである。李東陽自身が政界の大物である上、李夢陽らも全員、会試を通過して進士の資格を与えられた者である。しかも、翰林院の官職を授かった者に加え、六部の属官など中央にいた若手の官僚たちがこの文学団体の主力なのである。王陽明も綺麗にこの枠に収まる。文学趣味ゆえの結合とはいえ、これほどの中央官僚が一つのグループを形成していたことは、果たして単純な文学現象と当時の人々に見なされていたのであろうか。この文学グループにとっての局外者の一人が、このように記している。

河南洛陽劉建、自官翰林、潛心理學、不事華藻、立心亦端正。自徐浦去後、專代言之任、一以公平爲主、外無訾議。李東陽同時在閣、以詩文氣節援引名流、私植朋黨。健處之若不知、誠可謂君子人矣。

河南洛陽の劉建、翰林に官してより、理学に潜心し、華藻を事とせず、心を立つるも亦た端正なり。徐浦去りしより後、代言の任を専らにするも、一に公平を以て主と爲

し、外に訾議無し。李東陽同時に閣にあり、詩文氣節を以て名流を援引し、^{ひそ}私かに朋黨を植う。健之を處すること知らざるが如く、誠に君子人と謂うべし。

これは正徳年間に兵部尚書、さらに吏部尚書を歴任した王瓊が、嘉靖の初年において著した筆記、『双溪雜記⁵⁰』での回想である。内閣にいた李東陽が「詩文氣節」をもって「名流を援引」していたことは、まさに「朋党」を「植」える行為として王瓊の目には映ったのである。当時、内閣の筆頭格、つまりいわゆる「首輔」であった劉健⁵¹（原文の「建」は誤り）は、「端正」、「公平」と評され、李東陽の朋党作りに目をつぶっていた、という。

このように李東陽を中心とする文学団体の形成は、政治上に明確な意義を持つものとして周囲の人々に受け止められたのである。特に王瓊は後述するように、正徳間の政局と深く関わった人物であるゆえ、このようなことには一層敏感であったろう。彼は以上の引用のほか、また次のようにも述べている。

自來居内閣不黨比故舊、僅見健一人。而東陽以神童舉、與敏政齊名、然專以詩名延引後進、海内名士多出其門、往往破常格、不次擢用、寢成黨比之風、而不能迪知忱詢、舉用真才實學。當時有識之士私相講論、以爲數年後、東陽柄用、引進一番詩文之徒、必誤蒼生、尚名矯激、世變將起⁵²。

自來内閣に居りて故舊を黨比せざるは、僅かに健一人を見るのみ。しかるに東陽神童を以て擧げられ、敏政と名を齊しくす。然れども専ら詩名を以て後進を延引し、海内の名士は多く其の門より出で、往往にして常格を破り、不次にして擢用し、^{ようや}寢く黨比の風を成すも、迪知忱詢して、真才實學を擧用する能わず。當時の有識の士私かに相い講論するに、^{おも}以爲えらく數年の後に、東陽用を^と柄り、一番の詩文の徒を引進すれば、必ず蒼生を誤り、名を尚び矯激なれば、世變は將に起こらん、と。

「海内の名士」、「詩文の徒」は異例の速さで李東陽に抜擢されていくが、彼らには「真才実学」がなかった。もし李東陽が実権を握るようになったら、彼によって「延引」された者たちをさらに任用するだろう。そして彼らは「尚名矯激」に走り、「世変」つまり大事件が起こるに違いないと、当時の識者たちは予測していたという。

果たして「世変」は起こった。武宗の即位後、劉瑾ら宦官たちが急速に勢力を伸ばしていったが、正徳元年に、戸部郎中だった李夢陽が戸部尚書の韓文に劉瑾弾劾の話を持ちかけ、そして自ら弾劾文を起草して上奏した。この弾劾は結局惨めな失敗に終わった。劉健ら閣臣も李夢陽の上疏につられ、朝臣たちを率いて劉瑾反対運動に走ったが、結局武宗は劉瑾の言い分を信用し、彼に司礼監を委ね、その仲間の谷大用らに東西廠などを掌握させた。これで実権を握った宦官は官僚らに対する苛烈な報復に出たのである。閣臣の劉健、謝遷は辞職を余儀なくされた上、韓文を始めとする官僚たちは厳しい処分を受けた⁵³。李夢陽に至っては、致仕を強いられた上、投獄され、友人の助けでやっと死を免れるほどであった⁵⁴。王瓊はこの事件を述べて

且草疏者李夢陽、一部屬官耳。而諸司英明傑士、平昔以文章氣節取重於世者、翕然和之。韓文亦素與東陽交厚、在名士之流。夢陽所作詩、甚爲東陽所賞鑒。故文不敢少遲

夢陽之奏、而九卿大臣景從文後、亦不敢略出商量萬全之策。皆氣節之盛、使人不敢致思也⁵⁵。

且つ疏を草する者李夢陽は、一部の屬官なるのみ。しかるに諸司の英明たる傑士、平昔に文章氣節を以て世に重きを取る者は、翕然として之に和す。韓文も亦た素より東陽と交厚く、名士の流に在り。夢陽の作る所の詩は、甚だ東陽の賞鑒する所と爲れば、故に文は敢えて少しも夢陽の奏を遅らしめず、そして九卿大臣は文の後に景從し、亦た敢えて略ぼ商量萬全の策を出さず。皆な氣節の盛、人をして敢えて思いを致さしめざるなり。

と評した。李夢陽の詩作が李東陽に気に入られていたため、韓文ら李東陽側の「名士」たちは劉瑾弾劾のような軽率な提案に附和雷同し、待ったをかけることは一切なかった。そしておかしいことに、彼らの元締めのはずの李東陽は上疏後の閣議で、はっきりとした意見を述べず、そのために彼一人だけは内閣に残り⁵⁶、しかもその後は劉瑾の機嫌を取るのに汲々とし⁵⁷、正徳七年に政界を引退するまで内閣首輔の座に居座り続けたのである。この「名士」の一団が如何にきちんとした計画や覚悟も持たずに、頭が熱くなるまま無謀な政治闘争に突っ走っていたのかが、これで窺える。

話を王陽明に戻すが、同じく「詩文の徒」として、彼の当時の精神状態も、李夢陽らとほぼ同様であったろう。劉瑾の弾劾以前、孝宗の弘治十八年の時点で、李夢陽はすでに事件を起こしていた。この年に李夢陽は上疏で政治を批判した上、有力な外戚である張皇后の弟張鶴齡を攻撃した。張鶴齡が反撃として李夢陽の上疏に張皇后への侮辱も含まれていると主張すると、孝宗は一旦は李夢陽を投獄したが、やがて皇后側からの圧力を撥ね除けて李夢陽を釈放し、さらに張鶴齡を厳しく叱責した。後日、李夢陽が道で張鶴齡と顔を合わせて鞭でその齒を二本撃ち落とすと、張鶴齡は黙ってこの屈辱に甘んじたほどである⁵⁸。

実はこの事件に王陽明も関わっている。その経緯は『年譜』にも王陽明自身が残した史料にも出てこないが、李夢陽側の史料には残っている。李の文集である『空同集』には、事前に上疏の計画が王陽明に察知されていたと記されている。そして王陽明はこの上疏が「重禍」を招くと言いながら、李夢陽のために占いをし、「忠直」としてこの計画を支持した⁵⁹。前に引用した王世貞の記述からわかるように、王陽明たちは詩文で名を揚げ一方で、各部署での本来の職務を放棄していたが、しかしこのような政治的に非常に目立つ大事件には、やたらと首を突っ込もうとしたのである。父の代まで保たれていた「隱士」の氣質は、当時の王陽明においてはもはやそのかけらもない。新進氣鋭というか、将来の

展望が少し明るく開けてくると、すぐさまにエリート気分浸って出世一筋に走り出したのである。

弘治十八年の事件で李夢陽は運良く大損もせず外戚に対してうまく立ち回ることができたが、これで味をしめて翌年の正徳元年に宦官にも手を出したのであろう。しかし今度はもう前回のようにはいかなかった。武宗は孝宗と違って非常に暗愚で、相手の劉瑾も張鶴齡より一層凶悪であり大きな権力を握っていた。李夢陽の軽挙妄動は、彼自身だけではなく、中央の官僚陣にも大きな災禍を招いた。今回も王陽明が事前に李夢陽をけしかけたかどうかは分からないが、しかしこの事件の煽り食って王陽明は失脚したのである。

劉健などが朝廷を追われた後に、南京の給事中戴銑らが上疏し、劉健らの召還とともに、劉瑾を誅すよう求めたが、当然のことながら、彼らも詔獄に投じられた。そしてこの戴銑を当時兵部主事の任にあった王陽明は上疏して救おうとして、同じく詔獄に下された⁶⁰。獄中で廷杖四十⁶¹を受け、気絶してまた蘇ったという。そして監禁の末、遠く貴州龍場の駅丞に左遷される処分を受けた。

出獄した王陽明はまず郷里の方へ向かい、銭塘江で劉瑾に遣わされて自分を殺しに来た者たちから逃れ、その後は一時行方を晦ますことを考えていたが、親が巻き込まれるのを憚ってついに貴州に赴任した⁶²。龍場に着いたのは、正徳三年の春であった。

まさしくこの龍場という万里蛮荒の地において、あの著名な頓悟が起こり、「陽明学」なる思想がこの世に現れたのである⁶³。このことは余りにも有名なので、ここで詳述する必要はない。しかしこれを機に、王陽明の精神状態、その考えに如何なる変化が生じたかという重要な問題については、やはり追究していかなければならない。

まず確認したいのは、王陽明の龍場での思索はいかなる問題を中心に行われたか、ということである。一般的には王陽明は龍場で「格物致知」についての自らの解釈を確立し、その後「知行合一」というスローガンを打ち出したことがよく知られている⁶⁴。つまり、陽明学の「心学」なる立場を樹立したというのである。しかし、以上に見たように、これほどの大きな政治事件に巻き込まれ、人生のどん底に転落していた彼にとって、果たして純粋な哲学理論上の問題がその最大の関心事となり得るのだろうか。もし哲学的な思索に彼が集中したのであれば、なぜ「生死」の問題が関わってくるのであろうか⁶⁵。どう考えても、これまでの人生、そして現実政治の問題について、彼が思索し、反省していたとするほうが自然であろう。これについては、筆者は余英時にまったく同調する立場にいるので、氏の論説を参照されたい⁶⁶。

王陽明は龍場での頓悟を経験した後に、『五經臆說』なる書物を著したと伝えられている⁶⁷。この四十六卷にも及ぶ書物は、残念ながら今はわずか十二条しか残っていないが⁶⁸、この十二条には「格物致知」の解釈やあるいは「知行合一」などの陽明学的な命題を述べるものはない。そのほとんどが、余氏が論じたように、「政治秩序」に関するものである⁶⁹。余氏も引用した、『易』の「晋」卦について的一条はこのように言っている。

蓋當進身之始、徳業未著、忠誠未顯、上之人豈能遽相孚信。使其以上之未信、而遂汲汲於求知、則將有失身枉道之恥、懷憤用智之非、而悔咎之來必矣。

蓋し進身の始めに当たり、徳業未だ^{あらわ}著れず、忠誠未だ^{あき}顯らかならざれば、上の人は豈に能く^{にわか}遽に相い孚信せんや。其れをして上の未だ信ぜざるを以てして、遂に知らるるを求むるに汲汲たらしめば、則ち將に身を失い道を枉ぐるの恥と、憤を懷き智を用うるの非有らんとし、悔咎の來たるは必なり。

これはどう考えても、王陽明の、自分自身の行動に対する反省にしか見えない。劉瑾反対運動に加勢したことは、「憤りを懷きて智を用い」る、つまり個人の得失への不満から手段を弄することについて、「非」であると悔やんだのである。要するにこれは天子に「知られ」ることだけに汲々としたものであり、結局は「身を失い道を枉げ」たのである。いままでの出世主義を「道」と合致しないとして、彼は明確に否定したのである。

このことは、後の彼の言説からも確認できる。劉瑾事件以前の彼や李夢陽などを王瓊は「詩文氣節」の徒と評したが、果たして陽明学者となった王陽明は、いわゆる「氣節」についてどのように考えていたのであろうか。彼の語録である『伝習録』には、このような一条がある。

先生曰、聖賢非無功業氣節。但其循著這天理、則便是道、不可以事功氣節名矣⁷⁰。

先生曰く、聖賢は功業氣節無きに非ず。但だ其れ^こ這の天理に循著すれば、則便ち是れ道なり、事功氣節を以て名づくべからず、と。

やや哲学風で分かりにくいだが、要するに世間で普通にいう「事功氣節」は「天理」に従っていないため「道」には合わない、という趣旨の発言である。嘉靖四年に書かれた「題夢槎奇游詩卷⁷¹」なる文では、

林君汝桓之名、吾聞之盖久。然皆以爲聰明特達者也、文章氣節者也。今年夏、聞君以直言被謫、果信其爲文章氣節者矣。…嗚呼、君盖知學者也、志於道德者也、寧可專以文章氣節稱之。

林君汝桓の名は、吾之を聞くこと蓋し久し。然るに皆以て聰明特達なる者と爲すなり、文章氣節の者となすなり。今年の夏、君の直言を以て謫せらるるを聞くや、果して其れ文章氣節の者なるを信ぜたり。…嗚呼、君は蓋し學を知る者なり、道に志す者なり、寧くんぞ専ら文章氣節を以て之を稱すべけんや。

と、「直言」で罪を得た林汝桓なる人は、「道德に志す者」であり、単に「文章氣節」をもってこれを賞賛すべきではないと述べた。さらに翌年、帰郷していた弟子の南大吉に宛てた書簡において、王陽明は

四方之士、吾見亦多矣、未有如關中之盛者也。然自橫渠之後、此學不講、或亦與四方無異矣。自此關中之士有所振發興起、進其文藝於道德之歸、變其氣節爲聖賢之學、將必自吾元善昆季始也⁷²。

四方の士は、吾見ることも亦た多く、未だ關中の盛んなるが如き者有らざるなり。然るに横渠の後より、此の學講ぜられざれば、或いは亦た四方と異なる無し。此れより關中の士は振發興起する所有り、其の文藝を道德の歸に進め、其の氣節を變えて聖賢の學と爲すは、將に必ず吾が元善昆季より始まらんとす。

といい、「氣節」を「聖賢の学」に変えるよう、弟子を励ました。これで彼の「氣節」に対する否定的な態度はいよいよ疑義なきものとなるであろう。まさにこの龍場において、彼は王瓊のいうような「名を尚び矯激」なる過去の自分と訣別したのである。

それでは、正徳の始めのような、厳酷な政治環境におかれては、いったいどのような行動を取るべきであろうか。余氏が論じたように、『五經臆說』の第六條、『易』の「遯」卦についての議論に、その端倪を見出すことができる。

遯、陰漸長而陽退遯也。彖言得此卦者、能遯而退避、則亨。…盖君子猶在於位、而其朋尚盛、小人新進、勢猶不敵、尚知順應於君子、而未敢肆其惡、故幾微。君子雖已知其可遯之時、然勢尚可爲、則又未忍決然舍去而必於遯、且欲與時消息、盡力匡扶、以行其道。則雖當遯之時、而亦有可亨之道也。雖有可亨之道、然終從陰長之時、小人之朋日漸以盛。苟一裁之以正、則小人將無所容而大肆其惡、是將以救敵、而反速之亂矣。故君子又當委曲周旋、修敗補罅、積小防微、以陰扶正道、使不至於速亂。

遯は、陰漸く長じて陽退遯するなり。彖は此の卦を得る者、能く遯れて退避すれば、則ち亨るを言う。…盖し君子猶お位に在り、そして其の朋は尚お盛んなり、小人新進し、勢は猶お敵わず、尚お君子に順應するを知りて、未だ敢えて其の惡を肆にせざれば

ば、故に幾は微なり。君子は已に其の^の遯るべきの時を知ると雖も、然るに勢として尚
お爲すべくんば、則ち又た未だ決然として舍去して遯に必なるを忍ばず、且^{しば}らく時と
消息し、盡力して匡扶し、以て其の道を行わんと欲す。則ち當に遯るべきの時なりと
雖も、亦た亨るべきの道有るなり。亨るべきの道有りと雖も、然るに終に陰の長ずる
の時に従い、小人の朋は日に漸く以て盛んなり。苟も一に之を裁くに正を以てすれ
ば、則ち小人は將に容れらるる所無くして大いに其の惡を肆にせん。是れ將に以て敵
を救わんとして、反て之に亂を^{まね}速くなり。故に君子も又た當に委曲周旋し、敗を修め
て罅を補い、小を積みて微を防ぎ、以て陰^{ひそ}かに正道を扶け、亂を速くに至らしめざる
べし。

この一節の意味するところは理解するに難しくない。注目すべきは、この「遯」の思想
は、王陽明の先人にも見られることである。王陽明の四世祖王与準は、かつて『易』を教
わった先生に出仕を勧められた際に、『易』の「遯世無悶⁷³」という言葉を持ち出して拒
絶した。そしてこの王与準は後に「使者」から出仕を迫られ、山の中に逃げ込んだ。それ
で崖から落ちて足に怪我をしたが、これで強制徴発を免れることができ、故に「遯石翁」
と自ら号したという⁷⁴。

以上の「遯」卦についての議論のほか、「遯世無悶」なる言葉も、王陽明は後々口にする
ようになる。『伝習録』の下巻に以下のような彼の発言がある。

諸君只要常常懷箇遯世無悶、不見是而無悶之心、依此良知忍耐做去。不管人非笑、不
管人毀謗、不管人榮辱、任他功夫有進有退、我只是這致良知的主宰不息。久久自然有
得力處、一切外事亦自能不動。

諸君は只だ常常箇の世を遯れて^{まだ}悶ゆる無く、是とせられざるも悶ゆる無きの心を懷く
を要す。此の良知に依り、忍耐して^な做し去き、人の非笑に^{かん}管せず、人の毀謗に管せず、
人の榮辱に管せず。他の功夫の進有り退有るに任せて、我只だ是れ這の良知を致すの
主宰息まずんば、久久にして自然に力を得るの處有らん、一切の外事にも、亦た自ら
能く動かざらん。

「良知」という言葉が出ていたので、これは晩年の発言であることがわかる⁷⁵。そして『伝
習録』の中巻に収められている、後に陽明学者となった聶豹への書簡⁷⁶では、

然而夫子汲汲遑遑、若求亡子於道路、而不暇於煖席者、寧以蘄人之知我信我而已哉。

蓋其天地萬物一體之仁、疾痛迫切、雖欲已之而自有所不容已。…嗚呼、此非誠以天地萬物爲一體者、孰能以知夫子之心乎。若其遯世無悶、樂天知命者、則固無入而不自得、道並行而不相悖也。

然かれども夫子の汲汲遑遑として、亡子を道路に求め、席を煖むるに暇あらざる者の如きは、寧^{いづくん}ぞ以て人の我を知り我を信ぜんことを^{もと}斲むるのみならんや。蓋し其の天地萬物一體の仁の、疾痛迫切にして、之を已めんと欲すと雖も、自ら已む^べ容からざる所有ればなり。…嗚呼、此れ誠に天地萬物を以て一體と爲す者に非ずんば、孰か能く以て夫子の心を知らんや。其の世を遯れて悶ゆる無く、天を^{もと}樂んで命を知る者の若きは、則ち固より入りて自得せざるなく、道並びに行われて相悖^{もと}らざるなり。

と述べている。

このような「遯」をめぐる用語の一致は、ただの偶然であろうか。筆者はそう思わない。荒涼なる辺鄙の地において人生の苦境を味わっていた王陽明は、王家の先人たちのことを思い出したのであろう。思うに彼は投獄されてから、肉体の苦痛、死と隣り合う恐怖、そして逃亡生活の苦しさなど、先人の経験した苦しみを一遍に味わった。それまでの人生は、多少の曲折があっても、基本的には順風満帆であった。故に彼も怖いもの知らずに、出世一筋に政界を突き進んでいった。しかしいまや凶悪な政敵からひどい痛手を負わされ、流放の地で傷を舐めながら人生を反省していた彼は、先人も口にした「遯」という言葉を捻出した。これは、先人たちの間に伝わっていた隱逸の精神が、彼の中で蘇ったということであろう。そうとしか理解できない。

『五経臆説』での「遯」をめぐる議論は、基本的にはこのような「隱逸」の方向、つまり政治、ことに中央政治を回避する方向で理解すべきことは、むろん間違いない。余英時はここからアプローチして、王陽明はその後、中央政治に極力関わらないようにし、一般民衆の啓発に精力を注いだと論じている。このことについて、筆者は異見を抱いている。確かに王陽明はこの議論において、「小人」の勢いが盛り上がりとうとする際に、「君子」は「遯」れる姿勢を取るべきであり、一遍に「小人」を正そうとしたら、かえって「乱」を招くと述べている。しかし彼はまた、「当に遯るべきの時と雖も、亦た享るべきの道有るなり」とも述べている。故に「君子」は「決然」と去っていくのではなく、なお「委曲周旋」し、「正道を陰かに扶」けるべきなのである。これは、後の王陽明の政治理念と関係する重要な部分であるが、その具体的に意味するところは、後章での議論に譲る。ただこ

のような理念は、むしろ若き王陽明が示した「気節」主義でもなければ、政治の世界をまったく放棄して一「隠士」として生き抜くものでもないということを、ここで指摘しておきたい。後章で述べるように、実のところ、嘉靖の初めに王陽明は中央にいる弟子たちに政治行動の方針を指示し、自らも内閣の大臣を攻撃するなど、中央政治と深く関わった。龍場での頓悟により、王陽明の精神世界に彼の家の先人に由来する古い要素が復活し、従来の彼の気質と混合して何か新しいものを生み出した。この意味においては、「陽明学」という思想は、明初の知識人階層が培った隠逸の精神が、王陽明の生きた時代の政治状況と激しくぶつかって放った、新たな火花ともいえるのである。

最後に余論として、王陽明が本物の道学者となった時期について論じたいと思う。『年譜』によれば、弘治十五年の時点で、王陽明はすでに「古詩文」を「無用の虚文」と貶したという。そしてその後彼は病気のため郷里に帰り、「仙」・「釈」の非なるを悟った上、「親を愛する本性」に目覚めたという⁷⁷。さらに弘治十八年に、王陽明は門人を持ち始め、「授徒講学」に専念した上、有名な道学者である湛若水とも友人となり、共に「聖学を倡明するを事とする」ようになった⁷⁸。このような『年譜』の記述のため、多くの研究は、帰郷してから湛若水と交遊し始めるまでの期間を、王陽明が本格的な道学者となった時期としている⁷⁹。しかし、弘治十五年に帰郷した後の状況について、王世貞は

尋謝病歸陽明山中讀書、益汎博、文益高。然好談神仙玄恠、踪跡詭譎、時人未之識也⁸⁰。

尋いで病を謝²げて陽明山の中に歸²って讀書し、益^{ますます}汎博なりて、文は益高し。然れども好んで神仙玄恠を談じ、踪跡詭譎なれば、時人未だ之を識らざるなり。

と記している。この期間中に、王陽明は文章がますます上手くなったという。しかも、「神仙」を好んで談じていたのである。さらに弘治十八年に彼は李夢陽と外戚弾劾事件において歩調を合わせたこともすでに見たとおりである。やはり王世貞の記録が正しいのであろう。思うに王陽明は精神世界が極めて豊かである上、早い時期から道学に興味を示したのであるから、道学者と交遊したり、道学活動に加わったりするのも不思議ではない。しかし、これで彼を純粹なる道学者と見るのは、やはり問題があるであろう。少なくとも正徳元年までは、彼は「詩文の徒」として李夢陽らと行動を共にしていたのである。そしてその道学思想、つまり「陽明学」が彼の行動を支配するようになったのは、以上の議論から考えれば、どうしても龍場での頓悟以後でなければならない。次章で見るように、王陽明

は陽明学を打ち立ててから、文学に否定的な態度を取るようになった。このような背景から、『年譜』はできるだけ若年期の王陽明の文学活動を隠蔽することで、龍場以前の王陽明を純然たる道学者に見せかけようとしたのであろう。その粉飾は、いささか悪質ともいえる。

おわりに

本章では、龍場に左遷されるまでの若き王陽明の政治活動とそのマインドセットの変化を大雑把にはあるが一通り考察した。道学者・王陽明、或いは陽明学者としての王陽明が誕生したのは、龍場に流されてからのことであるということをもう一度強調しておきたい。それ以前、王陽明はまず奔放不羈な天才少年として、道学をも含む様々な思想・芸能の分野にその情熱を注いだ。そして、官界入りを果たしてからも、このような気質は基本的に変わっていなかったと思われる。彼は閣臣・李東陽が率いる文学団体に加わり、一「詩文の徒」として、李夢陽ら中央官僚の任にあった文学仲間とともに、ひたすら「功名気節」を求めて突っ走っていたのである。

そしてその軽率さの故、劉瑾との争いで惨敗を喫して龍場に流されたのは述べた通りである。そこで彼はいままでの人生を痛烈に反省し、ついに将来の行動の指針となる信念を確立させた。このような信念はつまり、彼の道学思想、或いは陽明学という思想体系として現れたのである。こういった信念のもとで王陽明はその後の人生で、どのような行動を取ったかについて、次章から考察していきたい。

¹ 江蘇古籍出版社、2002 年。

² 呉光・銭明・董平・姚延福編校、浙江古籍出版社、2011 年。

³ 『全集新編本』では卷三十七に当たる。

⁴ 『全集新編本』卷三十七、「王性常先生伝」。

⁵ 『明史』卷九十四、「刑法志二」

貴溪儒士夏伯啟叔姪斷指不仕、蘇州人才姚潤・王謨被徵不至、皆誅而籍其家。寰中士夫不爲君用之科所由設也。

⁶ 余英時『宋明理学与政治文化』第六章「明代理学与政治文化發微」。

⁷ 『全集新編本』卷三十七、「王性常先生伝」。

⁸ 『全集新編本』卷三十七、「遯石先生伝」。

⁹ 『全集新編本』卷三十七、「槐里先生伝」。

¹⁰ 『全集新編本』卷三十七、「竹軒先生伝」。

¹¹ 『全集新編本』卷三十七、「海日先生行状」。

¹² 葉權『賢博編』

先師柴後愚公、陽明先生弟子也。嘗言、先生疏救戴給事時、尚書公方宦京師。章既上、侍食於尚書公。公覺其色有異、知必言事、慮禍及己、逐出之。方及門、劉瑾已令錦衣官校捕去矣。

¹³ 『全集新編本』では卷三十二から三十四に当たる。

¹⁴ 永富氏は中国科学院図書館蔵嘉靖刊本を利用したが、筆者が参照したのは、『浙東學人年譜』（北京図書館出版社、2003年）に収められている民国三十年（1941）の影印本である。

¹⁵ 永富青地「陽明学研究における文献学の意義——『王文成公全書』所収の「年譜」への挑戦」（『東アジア書誌学への招待』第二巻、東方書店、2011年、123 - 146 ページ）。

¹⁶ 現在の数え方では七歳のはずであるが、本文では年齢の計算法はすべて原史料による。

¹⁷ これは成化十八年、父が北京で任官したため、祖父に連れられて北京に赴く途中、鎮江の金山寺を訪れた際のことである。この時に作った二首の詩は、『年譜』ではそれぞれ「金山一點大如拳、打破維揚水底天。醉倚妙高臺上月、玉簫吹徹洞龍眠」および「山近月遠覺月小、便道此山大於月。若人有眼大如天、還見山小月更闊」と記されている。

¹⁸ 『全集新編本』卷三十七、陸深「海日先生行状」

先生始致政歸、客有以神仙之術來說者。先生謝之曰、…夫清心寡欲、以怡神定志、此聖賢之學所自有。吾且安樂委順、聽盡於天而已、奚以長生爲乎。…先生於異道外術一切奇詭之說、廓然皆無所入。惟岑太夫人稍崇佛教、則又時時曲意順從之、亦復不以爲累也。

¹⁹ 銭明『王陽明及其学派論考』（人民出版社、2009年）第十章（190 - 240 頁）を参照。

²⁰ 『陽明先生図譜』

翁於書無不讀、尤好觀儀禮・左氏傳・司馬遷史、浙東西大家爭聘爲子弟師。

²¹ 『陽明先生図譜』

先生豪邁不羈、亦不甚繩束之。

²² 『陽明先生図譜』

自是對書靜坐、思爲聖學、而未得所入。公怪、問曰、不聞書聲。曰、要做第一等事。

公曰、舍讀書登第、又何事耶。對曰、讀書登第、還是第二等事、爲聖賢乃第一等事。ところで、永富青地「陽明学研究における文献学の意義——『王文成公全書』所収の「年譜」への挑戦」が論じたように、『年譜』では、この対話は王陽明と「塾師」との間のものである。これは王華のイメージを守るためのものであり、『陽明先生図譜』のほうが真実を記しているであろう。

²³ 『陽明先生図譜』

十九年癸卯、龍山公命就塾師、督責過嚴、先生鬱鬱不懌。伺塾師出、率同學曠遊。…

公知之、鎖一室、令作經書義。

このくだりも、『年譜』ではまったく言及されていない。

²⁴ 『陽明先生図譜』

一日走長安街、弄一黃雀、見衆擁聽相語、因失之、遂撚相士鬚責償。相士償之、爲之相曰、鬚拂頰、其時入聖境。鬚至上丹田、其時結聖胎。鬚至下丹田、其時聖果圓。先生大笑、放其雀而歸。自是對書靜坐、思爲聖學而未得所入。

注 22 の引用部分も合わせて参照。なお、注 25 で引用する王世貞の記述はこれとやや異なるが、神がかりな識語がない分、より信用できるかもしれない。

²⁵ 『弇州史料』前集卷三十、「王守仁伝」

已、稍游塾間、出與鬻雀者爭。相人目異之、為取錢買雀送還、曰自愛自愛、異日天子柱石也。守仁自是憤激讀書、一載學大進。

真面目に勉強するようになったのは、「天子の柱石」という言葉に浮かれてのことであろうか。

²⁶ 王世貞は出塞の時期を、挙人になった後としている。『弇州史料』前集卷三十、「王守仁伝」

二十舉於鄉、乃學兵、之塞外、觀山川、習射騎。

年齢のことを考えれば、こちらの方が正しいかもしれない。

²⁷ 『年譜』はこのエピソードを明孝宗の弘治五年、王陽明二十一歳の条に繋げているが、陳來の『陽明先生遺言録』を用いた考証により、実は十五、六歳の頃の出来事だったことが明らかになっている。同氏『中国近世思想史研究』（商務印書館、2003 年）613 頁を参照。

²⁸ 以上の叙述は特に説明しない限り、『年譜』によるものである。

²⁹ 『年譜』が李東陽のことを「宰相」と表現したのは、後の肩書きを遡及して使ったことである。

³⁰ 『全集新編本』卷三十七。

³¹ 国立中央図書館編印『明人伝記資料索引』（文史哲出版社、1968年、以下は著者を省略）による。

³² 『年譜』は第二甲第七名としているが、永富氏の『弘治十二年進士登科録』を用いた考証により、第六名の誤りであることがわかった。永富青地「陽明学研究における文献学の意義——『王文成公全書』所収の「年譜」への挑戦」を参照。

³³ 弘治十二年の『会試録』によれば、徐穆はこの年の会試で同考試官に任命されていた。殿試のほうについては、『孝宗実録』に記載されている読卷官のリストに徐穆の名前はなないが、同じ年の『登科録』が現存していないため、ほかの何らかの役職に任命されたかは確定できない。弘治九年の『会試録』は現在、南京図書館に保存されているが、筆者が同館でマイクロフィルムを確認した結果、これは残本であり、肝心の試験官のリストの部分は残っていない。張徳信『明代職官年表』（黄山書社、2009年、以下は著者を省略）によれば、この年の会試の主考官は謝遷、王敖である。

³⁴ 『明代職官年表』。

³⁵ 『明代職官年表』によれば、王陽明が合格した弘治十二年には館選がなかった。

³⁶ 『弇州史料』前集卷三十、「王守仁伝」。

³⁷ 『龍溪王先生全集』卷十六、「曾舜徵別言」。

³⁸ 『年譜』

（正徳五年）冬十有一月、入覲。先生入京、館於大興隆寺、時黄宗賢縮爲後軍都督府都事、因儲柴墟請見、先生與之語、喜曰、此學久絶、子何所聞。對曰、雖粗有志、實未用功。先生曰、人惟患無志、不患無功。明日引見甘泉、訂與終日共學。按、宗賢至嘉靖壬午春、復執贄稱門人。

³⁹ 『全集新編本』卷三十七。

⁴⁰ 『空同集』卷五十九、「朝正倡和詩跋」

詩倡和莫盛於弘治。蓋其時古學漸興、士彬彬乎盛矣、此一運會也。余時承乏郎署、所與倡和、則揚州儲靜夫、趙叔鳴、無錫錢世恩、陳嘉言、秦國聲、太原喬希大、宜興杭氏兄弟、郴李貽教、何子元、慈谿楊名父、餘姚王伯安、濟南邊庭實。其後又有丹陽殷文濟、蘄州都玄敬、徐昌穀、信陽何仲默。其在南都、則顧華玉、朱升之其尤也。諸在翰林者、以人衆不敘。

⁴¹ 上海古籍出版社、1994年。

⁴² 同書第三章第二、三節（66 - 76頁）を参照。

⁴³ 『明史』卷二八六、「李夢陽伝」。

⁴⁴ 廖可斌『明代文学復古運動研究』第二章第三節（52 - 54頁）、第三章第二節（66 - 67

頁)を参照。

⁴⁵ 『明代職官年表』による。

⁴⁶ 門生・座主の関係については、郭培貴「明代科学中的座主、門生關係及其政治影響」(『中国史研究』2012年第4期、175 - 190頁)を参照。この論文は、このテーマについてのものとも全面的な研究であろう。

⁴⁷ 『明史』卷一九四、「喬宇伝」

宇幼從父京師、學於楊一清。成進士後、復從李東陽遊。

⁴⁸ 『全集新編本』の編者によれば、この詩はもともと王陽明が手書きした横巻に書かれており、文末に「時在玉河東第、八月一日書、陽明山人」との落款がある。横巻は大正年間、日本から紹興を訪れた加藤八重磨が購入した後、蓬累軒編『姚江雜纂』に収められ、また『陽明学』第一六二号(大正十二年二月一日刊)においてその内容を公表されているという。『全集新編本』はこれにより詩の全文と按語を収録している。束景南『陽明佚文輯考編年』(上海古籍出版社、2012年)によれば、この詩は弘治十二年、王陽明が工部で觀政していた際に、辺境の視察から北京に帰る途中、馬から落ちて怪我をしたのをきっかけに、李東陽のかつての詩作に和する形で作ったものである(同書55 - 62頁を参照)。

⁴⁹ 「西涯」は李東陽の号である。

⁵⁰ 單錦珩輯校『王瓊集』(山西人民出版社、1991年)に収録されている。

⁵¹ 成化二十三年入閣、弘治十二年から正徳元年まで首輔。

⁵² 『双溪雜記』。

⁵³ 『明史紀事本末』卷四十三、「劉瑾用事」。

⁵⁴ 『明史』卷二八六、「李夢陽伝」。

⁵⁵ 『双溪雜記』。

⁵⁶ 『明史紀事本末』卷四十三、「劉瑾用事」

健等知事不可爲、各上疏求去。瑾矯詔勒健・遷致仕、惟東陽獨留。蓋前閣議時、健嘗推案哭、遷亦嘗瑾等不休、惟東陽稍緘黙、故得獨留。…健・遷瀕行、東陽祖道、欷歔泣。健正色曰、何用今日哭爲、使當日出語、則與我輩同去耳。東陽無以應。

⁵⁷ 『震沢長語』卷上

劉瑾雖擅權、然不甚識文義、徒利口耳。中外奏疏處分、亦未嘗不送內閣、但秉筆者自爲觀望、本至、先問此事當云何、彼事當云何、皆逆探瑾意爲之。有事體大者、令堂後官至河下問之、然後下筆。故瑾益肆。

⁵⁸ 『明史』卷二八六、「李夢陽伝」。

⁵⁹ 『空同集』卷三十七、「秘録」

初、詔下懇切、夢陽讀、既退而感泣。已、歎曰、真詔哉。於是密撰此奏、蓋體統利害

事。草具、袖而過邊博士。會王主事守仁來、王遽目予袖而曰、有物乎。有、必諫草耳。予爲此、即妻子未之知、不知王何從而疑之也。乃出其草、示二子。王曰、疏入、必重禍。又曰、爲若筮、可乎。然晦翁行之矣。於是出而上馬並行、詣王氏、筮、得田獲三狐、得黃矢、貞吉。王曰、行哉、此忠直之繇也。

⁶⁰ 王陽明が投獄された時期については、『年譜』は正徳元年二月としているが、董平の考証によれば、正しくは同年十二月である。同氏『王陽明的生活世界』（中国人民大学出版社、2009年）23頁注④を参照。

⁶¹ 『年譜』は四十としているが、黄綰の『陽明先生行狀』は「廷杖五十」と記している。

⁶² 王陽明が錢塘江で殺害を逃れた後の行方については、『年譜』はまず船で海に出、舟山に到達した後に暴風に遭い福建まで流され、そこで僧人に説得され逃亡の計画を放棄したと述べているが、その中にはやや超現実的な記述も含まれており、馮夢龍の小説『皇明大儒王陽明先生出身靖難録』もそのストーリーを取り入れている。この時期の王陽明の行動については、弟子たちに各種の記述があるが、真実は確定できない。詳しくは、董平『王陽明的生活世界』24 - 26頁を参照。

⁶³ 永富青地「陽明学研究における文献学の意義——『王文成公全書』所収の「年譜」への挑戦」は鄒守益の『王陽明先生図譜』の記録を用い、いわゆる龍場での「頓悟」、或いは「大悟」は、錢徳洪の『年譜』での描写よりもはるかに「地味な、經学的な悟り」であったと論じている。また、王陽明の龍場での暮らしは、一定以上の水準にあったとも論証し、「龍場における生死をかけた経験が王守仁の学にとって特別な意味を持つというコンセンサス」の虚構たるを論じた。しかし、注65の引用からもわかるように、「生死」とは、龍場での生活上の困難ではなく、「瑾憾」、つまり劉瑾に憎まれていたことを背景としていたのである。鄒守益が書き留めた王陽明自身の回想は、「生死」への直接的な言及を避けているが、以下に論じるように、やはりここから純粋な經学的な悟りという結論を得るのは、妥当とはいえないであろう。なお、『王陽明先生図譜』の原文はこのようである。

嘗語學者曰、吾年十四五時、有志聖學、顧與先儒格致之說、無入頭處、遂至因循。後讀二氏書、於吾儒反若徑捷、便欣然究竟其說。然措諸日用、猶覺闕漏無歸。及居夷處困、恍見良知頭、直是痛快、不覺手舞足蹈。此學數千百年、想天機亦要發明出來。

⁶⁴ 『年譜』正徳三年

忽中夜大悟格物致知之旨、寤寐中若有人語之者、不覺呼躍、從者皆驚。始知聖人之道、吾性自足、向之求理於事物者誤也。

『年譜』正徳四年

是年先生始論知行合一。

⁶⁵ 『年譜』正徳三年

時瑾憾未已、自計得失榮辱皆能超脱、惟生死一念、尚覺未化。乃爲石墩、自誓曰、吾惟俟命而已。日夜端居澄默、以求靜一、久之胸中灑灑。…因念聖人處此、更有何道、忽中夜大悟格物致知之旨。

⁶⁶ 『宋明理学与政治文化』第六章第二節（175 - 188 頁）を参照。

⁶⁷ 『年譜』正徳三年

忽中夜大悟格物致知之旨、…乃以默記五經之言證之、莫不吻合、因著五經臆說。

『王陽明先生図譜』では、『五經臆說』を著しているうちに、頓悟が起きたような記述がなされている。

稍暇、作五經臆說、體驗探求。一夕如神啓、悟致知格物之旨。證諸六經四子、沛然若決江河。

⁶⁸ 『全集新編本』卷二十二に収められている王陽明の「五經臆說序」は「凡そ四十六卷」と述べている。残っている部分は弟子の錢徳洪によって「五經臆說十三條」というタイトルでまとめられている。錢の序文によれば、原稿は王陽明によって燃やされたが、王陽明の死後、錢徳洪が遺稿の中から数条を探し出した。なお、後に引用する『易』の「晋」卦に関する一条は、『王文成公全書』では二条に分けられて収録されているため、『全集新編本』では十二条しかない（卷二十六）。

⁶⁹ 『宋明理学与政治文化』176 頁を参照。

⁷⁰ 『伝習録』卷下（『全集新編本』では卷三）。

⁷¹ 『全集新編本』卷二十四。

⁷² 『全集新編本』卷六、「答南元善」。『年譜』によれば、この書簡は嘉靖五年の四月に書かれたものである。

⁷³ 『易』卷一、「乾」

初九曰潜龍勿用。何謂也。子曰、龍、德而隱者也。不易乎世、不成乎名、遯世无悶、不見是而无悶。樂則行之、憂則違之、確乎其不可拔、潜龍也。

⁷⁴ 『全集新編本』卷三十七、「遯石先生伝」。

⁷⁵ 王陽明が「良知」という言葉を使い始めたのは、正徳十六年、五十歳の時である。『年譜』正徳十六年

是年先生始揭致良知之教。

⁷⁶ 「答聶文蔚」。『伝習録』の中卷は『全集新編本』の卷二に当たる。『年譜』によれば、この書簡は嘉靖五年の八月に書かれたものである。

⁷⁷ 『年譜』弘治十五年

是年先生漸悟仙釋二氏之非。先是、五月復命、京中舊遊俱以才名相馳騁、學古詩文。先生歎曰、吾焉能以有限精神、爲無用之虛文也。遂告病歸越。…已而静久、思離世遠

去、惟祖母岑與龍山公在念、因循未決。久之、又忽悟曰、此念生於孩提、此念可去、是斷滅種性矣。明年遂移疾錢塘西湖、復思用世。往來南屏虎跑諸刹、有禪僧坐關三年、不語不視。…先生即指愛親本性諭之、僧涕泣謝。

⁷⁸ 『年譜』弘治十八年

是年先生門人始進。…至是專志授徒講學。然師友之道久廢、咸目以爲立異好名、惟甘泉湛先生若水時爲翰林庶吉士、一見定交、共以倡明聖學爲事。

⁷⁹ たとえば、董平『王陽明の生活世界』は「復た世に用いらるるを思」うようになった弘治十六年を王陽明が「聖学に帰正」した年としている。同書 16 頁を参照。

⁸⁰ 『弇州史料』前集卷三十、「王守仁伝」。

第二章 陽明学派の形成

——社会史、政治史の視点による考察

はじめに

第一節 王陽明による学派創設とその弟子たちの社会的身分

第二節 陽明学派が結成される社会・政治的背景

第三節 王陽明の死後における学派組織の拡大

おわりに

はじめに

龍場での頓悟を経てから王陽明は、政界で活動するほか、一道学者として振る舞うことに徹したのである。いや、政界での活動も、その道学者としての意識に強く影を落とされ、ないしはそれによって支配されていたのである。これこそが陽明学の持つ大きな意義なのである。王陽明の道学者としての活動は、やがて当時の社会において大きな反響を呼び、陽明学派という一つの学派が形成されるという社会現象をもたらした上、明の社会・文化・政治に大きな影響を与えたのである。陽明学が如何にして明の政治に作用したか、という問題こそが本論の全体にわたる主眼点であるが、それを具体的に論ずる前に、本章ではまず陽明学派が形成された過程、特にその形成を可能にした社会・政治的な状況について考察を加えたい。

第一節 王陽明による学派創設とその弟子たちの社会的身分

『年譜』によれば、王陽明には弘治十八年の時点ですでに「門人」がいたが、しかしその姓名は確定できない。この年に湛若水とも「交を定め」たが、湛若水は王陽明の弟子ではない。『年譜』で名前を確定できる最初の弟子は、龍場に赴く直前に贅を納めて入門した、妹婿の徐愛である¹。同じ個所で出てくる蔡宗兗、朱節の二人も、紹興の人であり²徐愛とともに王陽明の最初期の弟子である³。そして龍場に赴く途中で、湖南で学を伝授した冀元亨、蔣信、劉観時などがいる。正徳五年、王陽明は貴州を離れて江西に赴く途中で、彼らを再び指導したことが『年譜』に記されている⁴。

龍場での頓悟の後、王陽明が「知行合一」の説を打ち出したことをすでに述べたが、当時貴州提学副使の任にあった席書という人物が王陽明の説に理解を示した。この結果、席

書は貴陽書院で生員たちを率いて彼に師事したという⁵。

正徳五年の初め、王陽明は江西廬陵県知県に昇任し、二年に及ぶ追放生活に終止符を打った。そして一年も満たない内、入覲つまり地方官の業績評定のために上京し、正徳五年十二月には南京刑部主事に任命された。これにより彼は政界で復活した。北京では当時後軍都督府都事の任にあった、道学に熱心な黄綰と知り合った⁶。黄綰が王陽明に正式に弟子入りしたのは、『年譜』によればずっと後の嘉靖元年のことである⁷が、それ以前にも王陽明は彼に特に期待を寄せていたようである⁸。さらに王陽明は、南京に赴任して間もない内に、翌正徳六年正月に吏部主事に移ったが、この年に当時吏部郎中だった方獻夫が弟子入りした⁹。そして『年譜』の正徳七年の記録では、この年に王陽明に教えを仰いだ二十人の名前が記されている。

七年壬申、先生四十一歳、在京師。…按同志考、是年穆孔暉・顧應祥・鄭一初・方獻科・王道・梁穀・萬潮・陳鼎・唐鵬・路迎・孫瑚・魏廷霖・蕭鳴鳳・林達・陳洸及黄綰・應良・朱節・蔡宗兗・徐愛同受業。

七年壬申、先生四十一歳、京師に在り。…同志考を按ずるに、是の年に穆孔暉・顧應祥・鄭一初・方獻科・王道・梁穀・萬潮・陳鼎・唐鵬・路迎・孫瑚・魏廷霖・蕭鳴鳳・林達・陳洸及び黄綰・應良・朱節・蔡宗兗・徐愛は同じく業を受く。

徐愛・朱節・蔡宗兗の三人を含め、そのほとんどは正徳七年の時点ですでに進士の肩書きを取得し任官していた者であるか、あるいはその直後に進士となった者である。しかも名前が最初に出ている穆孔暉は、王陽明が山東省の郷試の主考官に任命された際に合格させた人物である¹⁰。また、彼らは王陽明と大体同年齢か、せいぜい十数歳年下であった。このように、姻戚、同郷、友人、そして科挙試験での門生、さらに同僚ないし上司を含む若手の官僚たちが、王陽明の早期の弟子の主体をなしていた。王陽明を含め、彼らを陽明学派の第一世代と考えることもできる。

正徳八年、王陽明は南京太僕寺少卿に昇進した。閑職である故、任地の滁州では、一層講学活動に精力を注いだ。その様子を『年譜』はこのように伝えている。

冬十月、至滁州。滁山水佳勝、先生督馬政、地僻官閑、日與門人遨遊瑯琊、灤泉間。

月夕則環龍潭而坐者數百人、歌聲振山谷。諸生隨地請正、踴躍歌舞。舊學之士皆日來臻、於是從遊之衆自滁始。

冬十月、滁州に至る。滁は山水佳勝なり、先生馬政を督し、地僻にして官閑なれば、

日に門人と瑯琊、灤泉の間を遨游す。月夕には則ち龍潭を環^{めぐ}りて坐る者數百人にして、歌聲山谷を振^{ふる}わす。諸生地^{ふる}に隨いて正を請い、踴躍歌舞す。舊學の士は皆な日に來たりて臻^{いた}り、是に於いて從遊の衆たるは滁より始まる。

これによれば滁州に来てから、弟子の数が一気に増えた。注意すべきは、この記録が、「諸生」が王陽明に学問教授を求めたことを記している点である。「諸生」は、もちろん生員のことである。この一条から、滁州における王陽明の「門人」には、現地の、もしくは他地域から遊学してきた生員たち¹¹が多数含まれていたと推測できる。翌正徳九年に王陽明は南京鴻臚寺卿となり南京に赴任したが、そこでの弟子たちの内、二十數人の名前が『年譜』に記されている。

五月至南京。自徐愛來南都、同志日親。黄宗明・薛侃・馬明衡・陸澄・季本・許相卿・王激・諸僞・林達・張寰・唐愈賢・饒文璧・劉觀時・鄭騶・周積・郭慶・樂惠・劉曉・何鰲・陳傑・楊杓・白説・彭一之・朱箴輩同聚師門、日夕漬礪不懈。

五月に南京に至る。徐愛南都に來たるより、同志は日に親し。黄宗明・薛侃・馬明衡・陸澄・季本・許相卿・王激・諸僞・林達・張寰・唐愈賢・饒文璧・劉觀時・鄭騶・周積・郭慶・樂惠・劉曉・何鰲・陳傑・楊杓・白説・彭一之・朱箴の輩は同じく師門に聚まり、日夕に漬礪して懈^{おこた}らず。

彼らのうち、徐愛のほか、黄宗明・林達そして陳傑はこの時すでに進士の資格を取得しており南京で任官していた。季本・許相卿・何鰲の三名は、当時すでに挙人となっていたが、なお進士となっていなかったことを伝記資料によって確認できる¹²。また、周積と劉曉も当時挙人の身分で南京に上り王陽明に師事したが、この二人は終生進士とならずに挙人の資格で任官した。薛侃・馬明衡・陸澄・王激・諸僞・張寰が進士となったのは、正徳十二年から嘉靖二年までであるから、この時は生員か挙人であつたと推測される。残りの人々については不明であるが¹³、恐らくはついに仕官することができず、生員か挙人のまま生涯を終えた者たちであろう。そして彼らはいずれも南京の人ではなく、多くは浙江・江西、さらに遠くは広東・福建の出身である。任官していた者を除けば、周積のように郷里から遊学してきた者か、南京国子監の監生であつたと思われる。

こう見れば王陽明の南京での弟子たちも、やはり生員や挙人が多数を占めていた。このような状況には、その後も変わりはない。正徳十二年から、王陽明は江西南部の流賊

を平定するため、左僉都御史と巡撫の肩書きを与えられて現地に派遣されたが、軍務を指揮する真っ只中でも、彼は講学活動を倦まず、そして彼の元には四方から門人が集まってきた。『年譜』は、軍事作戦で勝利を収めた後、王陽明は宴を設けてこれらの「諸生」を慰労した、と述べている¹⁴。そして正徳十六年、王陽明は江西の寧王朱宸濠の反乱を平定した後、郷里の紹興に戻ったが、この時期に錢徳洪、王畿を始めとする大勢の者が彼の門下に入った。これらの門人も、『年譜』では「諸生」と呼ばれている¹⁵。

以上に論じたように、陽明学派が形成・拡大される際に、各地の生員層の人々がその主力となっていたことは明白である。これらのまだ出世の階段を歩き始めたばかりの人々、特に王陽明の晩年に入門した者たちは、年齢においても王陽明と相当離れているので、彼らを陽明学の第二世代と見なせる。

もちろん、王陽明の弟子は生員に限らない。第一世代の弟子たちの中には、現職の官僚が多いことをすでに述べたが、後年になっても入門してくる官僚は絶えなかった。正徳十四年、王陽明が流賊掃討のため江西の贛州に進駐していた際に、翰林院編修の職を離れて贛州の近くの郷里に戻っていた鄒守益が王陽明に謁見して弟子入りした¹⁶。後に陽明学の巨頭となった鄒守益が正徳六年の会試に合格した時に、彼を進士に取ったのはほかならぬ王陽明である¹⁷。そして王陽明が寧王の乱を平定して南昌に留まっていた際に、武宗の南巡に反対して朝廷から放逐された江西出身の中央官僚、舒芬・陳九川・夏良勝がともに弟子入りした¹⁸。さらに郷里の紹興に戻ると、地元の知府南大吉が王陽明に対して自ら弟子と称した¹⁹。

生員、官僚以外にも、若干の異色の弟子が現れた。王陽明が南昌にいた時に、はるばる南直隸の泰州から、王銀という一介の布衣がやって来て、王陽明との論戦の後に入門した²⁰。王陽明は彼の名前を王艮と改めた²¹。彼こそが有名な心斎先生であり、平民思想家にして泰州学派を開いたことで名を轟かせた人物である。紹興に戻ると、董澐というすでに詩をもって名を成していた六十八歳の者が弟子入りした²²。この人も任官した形跡がなく、後で論じるように、恐らくはいわゆる「山人」の類だったと思われる。

第二節 陽明学派が結成される社会・政治的背景

以上論じたように、王陽明の弟子、或いは門人グループは、主に現職の官僚から、任官資格をまだ取得していない生員、さらに平民に至るまでの人々によって構成されていた。

平民層の弟子については、例えばその代表者である王艮は思想的にも社会的にも決して無視できない存在である。しかし、数から言えば、やはり生員と官僚からなる士人層が、陽明学派の大多数を占めていた。中でも各地の生員は、王陽明の門人グループの主力となったはずである。

王陽明の弟子の数は、三千とも六千とも言われ、最近の研究によれば、姓名・出身地のわかる者だけでも五百余りに及ぶ²³という。そこで考えなければならないのが、なぜこれほど大勢の人々が、王陽明というたった一人の人間の元へ集結し、一つの巨大な学派を作ったのであろうか、という問題である。

むろん、王陽明自身が自らの思想の普及、とりわけ講学活動に絶大な情熱を注いだことが、その問題に対しての有力な解答であるのは間違いない。講学を「天下の首務²⁴」とした王陽明は、確かに弟子の銭徳洪が言ったように、「万死一生」の境地に置かれても、「遑遑然として講学を忘」れなかったのである²⁵。しかし、思想と情熱の力だけでは、陽明学派の形成という社会現象をなお十分に説明できない。これほど顕著な社会現象が生まれたのは、それなりの社会的、ないし政治的背景があったからである。

まず、王陽明の弟子の中の官僚層の者たちについて考えたい。正徳七年頃の陽明学第一世代と見られる人々は、親族、同郷のほか、王陽明と同じく北京にいた若手官僚が中心であった。これらの者たちは、当時四十一歳で吏部の郎中に昇ったばかりの王陽明とは政治的地位においても年齢においても、懸け離れていたとは言えない。彼らが同じく知識階層のエリートとして思想面で共鳴していたとしても、何ら不思議なことではない。故にこれらの人々は、純粋な弟子というよりは、王陽明の思想に共感した友人・後輩という性格が強かったかもしれない。しかし中には穆孔暉のような科挙試験での門生もいたことに注目しなければならない。座主・門生の特殊な関係が穆孔暉の入門を促したに違いない²⁶。つまり、政界での人脈、或いは影響力が、学派の形成にも働いていたのである。後に鄒守益が入門したのも同様の理由による。しかも鄒守益の場合は会試を通じての座主・門生関係なので、その結び付きはさらに強かった。

王陽明の政治的地位が上昇するにつれ、その政治的影響力は学派の拡大にいいよ力を発揮していく。正徳十五年頃、王陽明は南昌で講学していたが、この講学活動に時の巡按御史唐龍、そして督学僉事邵銳が反感を抱いたため、王陽明は敬遠されるようになったという²⁷。この事実は反面、王陽明の政治的地位ゆえにその講学に参加した者たちが相当数いたことを物語っている。陳九川など朝廷を追われた者たちが王陽明の門下に投じたのも、

一種の政治的避難とも言えよう。

そして郷里の紹興に戻ると、知府の南大吉が弟子と称したことをすでに述べたが、帰郷する前に王陽明はすでに南京兵部尚書にまで昇り、しかも新建伯に封じられた。南京兵部尚書は、北京の兵部尚書と同じく正二品であり、南京六部尚書の中で唯一「参贊機務」の肩書きを帯びて南京の事務全般を管理する権限を持ち、南京の官僚の中で事実上のトップである²⁸。正四品の知府南大吉に比べ、王陽明は政治的地位が遥かに高かったわけである。後に見るように、王陽明の紹興での講学活動は、南大吉の力によるところが非常に大きかったのも、南大吉が王陽明を師と仰いでいたとはいえ、恐らく王陽明も積極的に南大吉を弟子として抱えようとしていたと思われる。これについては、銭明が面白い事例を紹介している。何良俊の「紹興府知事誠庵楊公行状」によれば、王陽明は紹興にいた期間中に、紹興府知事の楊某の子を弟子として抱え、これを「高第」と讃えた。しかも、その父の清廉ぶりを積極的にアピールし、これで楊某はますます知府に重んじられるようになった、という。銭氏は、この楊某の子は思想史上も政治史上もまったく無名な人物であり、王陽明が政治的な理由でこれを弟子として受け入れ、しかもこの親子のことを喧伝していたことは明らかであると分析している²⁹。王陽明が自らの政治的地位を積極的に利用し、講学に有利な環境を整えていたことは、間違いのない事実である。

以上、王陽明が官界での人脈と影響力を利用し、官僚群の中に弟子を見出していたことを述べた。それでは、陽明学派の主力をなす生員・挙人層の状況はどうであったか。まず、知識階層として、しかも一般的には年齢が若く思想が柔軟な世代として、王陽明の唱える新思想に惹かれたため、彼らが王陽明の元へ集まってきたという側面は、もちろん否定できない。しかしそれだけではない。官僚の場合と同じように、王陽明の政治的影響力が大きな力を発揮したのである。

生員の政治的地位は微妙である。いわゆる士大夫の最下層として、国から一般人民よりも高い政治的地位を与えられていた。そして官ではないが、官と接し得る立場にいた。しかも、彼らの目標も、いずれ地位をさらに高めて官となることにあった³⁰。このような官界の周縁部とも言える生員層の人々が、現任の官との接触を積極的に求めるのは、極自然なことであろう。そこで王陽明のような、各地方で自らの思想の受容者を積極的に見出そうとする官僚が現れたら、生員層の人々が奮ってそれに応じないはずがない。これらの人々の中には、上位の官僚との結び付きで不正な形、或いは不正に近い形で地位の上昇や特権・利益を得ようとした者もいたかもしれないが、しかし総じて陽明学派はこのような

性質の集団ではなかった。官界、そして予備官界での人脈作りが一つの利点と考えられるほか、王陽明の政治力が、なおほかのところで彼らに強く作用したのである。

王陽明は大変な教育熱心である。『年譜』では、彼が各地において社学のような末端の学校から官学に至るまで、様々な教育機構を整備・振興したことが記録されている³¹。そして自分の元へ集まってくる者たちのために、しばしば書院という形で施設を整え、彼らを収容したのである。江西での流賊平定が一段落すると、四方から集まってきた門人が多くなり居住する場所が足りなくなったので、王陽明は贛州の濂溪書院を修復して泊まらせ³²。贛州はかつて宋の濂溪先生・周敦頤が程顥、程頤兄弟を教えていたところであるから、このような名前の書院があったと思われる³³。そして江西から紹興に帰ると、嘉靖三年に前述の知府南大吉が王陽明のために、地元の稽山書院を修復した。この書院はもともと朱子を祀る祠だったという³⁴。修復後の活動状況について、年譜は「(南大吉が) 稽山書院を辟し、八邑の彦士を聚め、身ら講習を率いて以て之を督す」としか書いていないが、地方志にはより詳細な記載がある。

嘉靖三年、知府南大吉増建明德堂・尊經閣、後爲瑞泉精舍、齋廬庖湍咸備。時試八邑諸生、選其尤者陞於書院、月給廩餼³⁵。

嘉靖三年、知府の南大吉は明德堂・尊經閣を増建し、後に瑞泉精舍と爲り、齋廬庖湍は咸な備わる。時に八邑の諸生を試し、其の尤たる者を選びて書院に陞らしめ、月に廩餼を給す。

これによれば、南大吉はかなりの増築を行い、各種の施設を完備させた上、紹興府の八つの県の生員から優秀な者を選び、書院に入学させた。そして自らこれらの者たちの教育に当たった上、彼らに「廩餼」、つまり生活費をも支給していた。さらに『年譜』の記述によれば、この時期に周辺各省の弟子たちも紹興に大勢集まってきた³⁶。彼らの中にも、この書院で学籍を得ていた者がいた³⁷。贛州の濂溪書院において王陽明が門人たちへの生活費支給を行ったかは不明である。しかしながら、王陽明が門人たちに住居と勉学の場所を提供したことは確かである。こういった勉学するのに好条件な環境は、王陽明が自身の権限を使って提供したものか、その弟子の政治力によって実現したものである。書院のほかにも、王陽明は弟子たちのため、いろいろと便宜を図ったのであろう。

以上の考察に加え、なお考えなければならないのは、これほど大勢の弟子門人が王陽明の元へ集まり、或いはその影響下にある書院³⁸に入って、一体日々どのような活動に従事していたのか、という問題である。もちろん彼らは王陽明と共に講学活動を行っていたの

だが、しかしそれだけではない。王陽明が江西での流賊平定に取り組むため官府の外へ出動していた際には、官府での政務を頼まれた弟子がいた³⁹。また、寧王の反乱を鎮圧していた時にも、王陽明の下で奔走した弟子が多数いた。もっともこれらは非常事態の場合であるが、平時においても、王陽明は全ての時間を陽明学の伝授に費やしたとは思えない。これは王陽明側の事情、つまり公務と健康状況⁴⁰などによるものであり、さらに弟子たち側の事情によるものでもある。彼らの殆どは生員であるから、いくら陽明学に情熱を注いでいたと言っても、将来の人生がかかっている科挙の受験勉強を捨て去るようなことは到底ありえないであろう。そこで陽明学と科挙との関係について、一度考察を加えなければならない。

『年譜』には、陽明学と科挙との関係についての議論は一箇所しかない。それは嘉靖三年八月の記録に見られる。錢徳洪の父が「心学」は「挙業」、つまり科挙の受験勉強に支障を来すことはないか、と王陽明の下で勉強していた魏良政・良器兄弟に訊ねたところ、二人は、「良知」つまり陽明学による修養で朱子学も正確に把握できる、と答えた。さらに王陽明も、自説を实践すれば科挙の受験勉強もより確実なものとなる、とやや漠然とした議論を展開した⁴¹。よって、こういった論調を陽明学派の公式見解と見ることもできるが、しかしここでも『年譜』による事実の粉飾が行われていることに気づかなければならない。

もとより、朱子学は官学であり、科挙試験における排他的な思想的基盤ではあったことから、朱子学理解の深さは、科挙における成功の手助けになるだろう。とはいえ、現実の試験の成績は、必ずしも朱子学に対する理解の確実さだけで決まるものではなかった。黄宗羲が

今日之時文、有非誦數時文所得者乎。…昔之詩賦、亦何足以得士。然必費考索、推聲病。未有若時文、空疏不學之人皆可爲之也⁴²。

今日の時文は、時文を誦數して得る所に非ざる者有るか。…昔の詩賦も、亦た何ぞ以て士を得るに足らん。然れども必ず考索を費し、聲病を推す。未だ時文の若く、空疏不學の人も皆之を爲すべき有らざるなり。

と言ったのは、明末の状況についてであるが、王陽明の時代もこれとさほど変わりはないであろう。「時文」つまり科挙の受験作文は、模範解答を多数暗記した上で、それらの中の表現を寄せ集めて作られたものであり、朱子学に何の理解もない「空疎不学」の人間でもすぐれた時文を作ることができた。端的に言えば、科挙で成功するには思想の深さ

よりも、文章の巧拙が重要であった。故に科挙の受験勉強は、思想の研究というよりも、文章作成技法の習得が肝要だったのである。早く孝宗の時代に、文学復古運動の勇将、「前七子」の一人に数えられる康海が、その「文体」によって天子から状元に選ばれ、それゆえ天下の「文体」が変わったという⁴³。また、李夢陽が名を揚げたから、世の中の時文は「古に師する」ようになった、と董其昌は振り返っている⁴⁴。そこで忘れてはいけないのが、いまや純然たる道学者に変身した王陽明も、かつては文学復古の一人の錚々たるメンバーであったという重要な事実である。

もちろん、王陽明が龍場において、かつての「詩文の徒」としての自分と訣別したことは、前章で述べた通りである。それ以来、彼は「詞章の学」、つまり自分がかつて没頭していた古文学の類を厳しく批判するようになった。その発言はあちこちで見られるが、もっとも代表的なのは、『伝習録』巻中に収められている、「与顧東橋書⁴⁵」という書簡においてなされている。かつての文学仲間・顧璘に与えたものである故に、一層王陽明の真意を表しているであろう。

三代之衰、王道熄而覇術猖。孔孟既没、聖學晦而邪說横。…於是乎有訓詁之學、而傳之以爲名、有記誦之學、而言之以爲博、有詞章之學、而侈之以爲麗。…聖人之學日遠日晦、而功利之習愈趨愈下。…相矜以知、相軋以勢、相爭以利、相高以技能、相取以聲譽。

三代の衰うや、王道熄んで覇術猖なり。孔孟既に没すれば、聖學晦くして邪說横なり。…是に於いて訓詁の學有り、之を傳えて以て名と爲し、記誦の學有り、之を言つて以て博と爲し、詞章の學有り、之を侈くして以て麗と爲す。…聖人の學は、日に遠く日に晦くして、功利の習は、愈趨り愈下る。…相い矜るに知を以てし、相い軋るに勢を以てし、相い争うに利を以てし、相い高くするに技能を以てし、相い取るに聲譽を以てす。

「訓詁の学」、「記誦の学」そして「詞章の学」は、「勢」・「利」・「声誉」を求める道具、「聖学」の対立物として断固否定されている。そして勢いとして、「詞章の学」の一種である科挙の受験勉強も、理論的に否定すべき存在でなければならない。王陽明は時に、挙業を「俗儒の学」として貶めたり⁴⁶、黄綰のような挙業に取り組んだことのない人間を賞賛したりしていた⁴⁷。

しかしいくら理論上において否定しても、実際に周りの人々に科挙を放棄するよう勧めるのは、到底不可能であろう。科挙に参加するのは当時の士大夫知識人、そして彼の弟子のほとんどにとって、否応なしに課せられた人生の任務である。この現実には、妥協するしかない。そこで前に言及した、『年譜』での「挙業」と「聖学」についての議論で見られるように、理論上の調和が図られている。例えば『全集新編本』巻二十二に、「重刻文章軌範序」という文章があり、その中で王陽明は

夫自百家之言興、而後有六經。自舉業之習起、而後有所謂古文。古文之去六經遠矣。由古文而舉業、又加遠焉。士君子有志聖賢之學、而專求之於舉業、何啻千里。然中世以是取士。士雖有聖賢之學、堯舜其君之志、不以是進、終不大行於天下。蓋士之始相見也必以贅、故舉業者、士君子求見於君之羔雉耳。

夫れ百家の言興こりてより、しかる後に六經有り。舉業の習起こりてより、しかる後に所謂古文有り。古文の六經を去ること遠し。古文より舉業にしては、又た加えて遠し。士君子聖賢の學に志有り、しかるに之を専ら舉業に求むは、何ぞ^{ただ}啻千里のみならん。然れども中世は是れを以て士を取る。士は聖賢の學、其の君を堯舜たらしむるの志有りと雖も、是れを以て進まざれば、終に大いに天下に行われず。蓋し士の始めて相い見ゆや必ず贅を以てす。故に舉業なる者は、士君子君に見ゆるを求むるの羔雉なるのみ。

と述べている。「挙業」と「聖賢の学」は「千里」以上も懸け離れているとしても、結局挙業というのは君主と相見える際の礼物、つまり出仕するのに欠かせないものだと思えた。この文の終わりにまた

伊川曰、自洒掃應對、可以至聖人。夫知恭敬之實在於飾羔雉之前、則知堯舜其君之心、不在於習舉業之後矣。知洒掃應對之可以進於聖人、則知舉業之可以達於伊傳周召矣。伊川曰く、洒掃應對より、以て聖人に至るべし。夫れ恭敬の實は羔雉を飾るの前に在るを知れば、則ち其の君を堯舜たらしむるの心、舉業を習うの後に在らざるを知らん。洒掃應對の以て聖人に進むべきを知れば、則ち舉業の以て伊傳周召に達すべきを知らん。

と、程頤の言葉を引き、「其の君を堯舜たらしめんとするの心」があれば、挙業をやっても聖人になれると、陽明学風な議論を展開した⁴⁸。

そしてこの文章にはさらに注目に値するところがある。冒頭部分は、

宋謝枋得氏取古文之有資於場屋者、自漢迄宋、凡六十有九篇。標揭其篇章句字之法、名之曰文章軌範。蓋古文之奧、不止於是、是獨爲舉業者設耳。世之學者、傳習已久、而貴陽之士獨未之多見。侍御王君汝楫於按歷之暇、手錄其所記憶、求善本而校是之。謀諸方伯郭公輩、相與捐俸廩之資、鋟之梓、將以嘉惠貴陽之士。曰、枋得爲宋忠臣、固以舉業進者、是吾微有訓焉。屬守仁叙一言於簡首。

宋の謝枋得氏古文の場屋に資する有る者を取り、漢より宋までは、凡そ六十有九篇なり。其の篇章句字の法を標掲し、之を名づけて文章軌範と曰う。蓋し古文の奥は、是れに止まらず、是れ獨り舉業者が爲に設けるのみ。世の學者傳習すること已に久しきも、貴陽の士は獨り未だ之を多く見ず。侍御の王君汝楫は按歷の暇に、其の記憶する所を手づから録し、善本を求めて之を校是す。諸^{これ}を方伯の郭公の輩に謀り、相^{とも}いに俸廩の資^すを捐て、之を梓に鋟^{きざ}み、將に以て貴陽の士を嘉惠せんとす。曰く、枋得は宋の忠臣なるも、固より舉業を以て進む者なれば、是れ吾^{ひそ}微かに訓有り。守仁に屬して一言を簡首に叙べしむ。

となっている。ここからわかるのは、この文章は、王陽明が貴州にいた際、上官が宋の謝枋得が編纂した『文章軌範』という書物を出版するに当たり書いた序文である、ということである。この書物は言うまでもなく科挙試験の例文集、しかも質の高い「古文」を集めたものである。以上の引用によれば、当時の貴州監察御史王汝楫が記憶によってこの本を復元してさらに「善本」で校正し、出版されたものは貴陽の士人を教育するのに使われた。王陽明の序文が書かれた時点は「戊辰」、つまり正徳三年である。

この書物は現存していないが、『四庫全書』には、別の版本の『文章軌範』が収録されている。目を引くのは、『四庫全書』版にも王陽明の序文が付いていることである。その内容は相当の部分が『全集新編本』のものと同様であるが、しかし出版の経緯に触れていないほか、最後の落款は「正徳丙寅仲秋既望、餘姚王守仁序」となっている。正徳丙寅は正徳元年のことである。前章で述べたように、この年の冬に王陽明は劉瑾に楯突いて投獄された。とすると、『四庫全書』の方の序文は、王陽明が投獄される前に、北京で京官の任にあった頃に行ったものと考えらるべきであろう。正徳元年はまさに古文運動が流行していた年であり、その年にこのような書物が出版され、そして王陽明が序文を寄せたのは、至極当然である。

両方を合わせて考えると、正徳元年に出版された『文章軌範』を王陽明が貴州に持って

行った可能性が極めて高い、ということになる。貴州で校正に使われた「善本」はつまり王陽明の持って来たものであるか、或いは王汝楫が記憶で「手録」した云々はただのお世辞で、実は王陽明の手元にあるものを翻刻したのである。とすれば、この本を士人の教育に使ったのも、王陽明の発案によるものであろう。でなければ自分の命が危ない時にこんなものをわざわざ貴州に持って行く意味がない。王陽明が如何に教育マニアなのかはこのことからよくわかる。

王陽明は正徳四年から、貴州の提学副使席書に招聘され、「貴陽書院」で「諸生」の教育に当たった⁴⁹。その際に、当然この書物はテキストとして使われたはずである。つまり、王陽明は北京で流行していた最先端の文化を携えてやって来て、それを文化の後進地域である貴州に植え込んだのである。同時に、彼の現地での教育活動は、学生が科挙で成功を収めることを念頭に行われたものであることも、以上の分析から明らかである。最近の研究によれば、貴州の生員たちは宣宗の宣徳四年から雲南での郷試に参加することとなり、その合格者数の定額は最初の一人から順次増えていき、正徳五年には二十一人に達した。さらに嘉靖十四年から、貴州でも郷試が行われるようになった⁵⁰。このような流れの中であって、科挙受験者の増加にともなって、受験に対応した学習・訓練のニーズが高まったことは、想像に難くない。王陽明の貴州での教育活動は、明らかにこの流れに順応したものである。

王陽明は貴州で科挙試験に対応した文章作成の訓練を施すと同時に、自らの思想をも地元の学者たちに伝授した。由来貴州出身の陽明学者はあまり重視されておらず、『明儒学案』でも伝を立てられていないが、銭明はこれについて考察を加えている⁵¹。

貴州で科挙受験の指導と陽明学の伝授を同時に行っていたのであれば、当然ながら王陽明が以後の弟子たちに同様に接していた可能性がある。江西や浙江は、科挙の受験競争が激しい地域であることから、王陽明の弟子となった生員は、陽明学に惹かれただけでなく、科挙に対応した教育をより強く求めていたことであろう。このような弟子たちに王陽明が文章作成の技法について何も伝授しなかったとすれば、それまでの彼の行動から考えればあまりにも不自然なことである。しかしながら、王陽明が門下の弟子たちに対して文章作成の訓練を行ったことを証明する直接的な証拠は、管見の限り見当たらない。挙業を「俗学」と批判し、ひたすら「聖学」を志向する陽明学派の立場からすれば、学派内部で科挙への対策が講じられていたというのは、非常に都合の悪いことであつたろう。前述のように、陽明学は朱子学への理解を一層深めるとだけ『年譜』が述べていることは、そのよう

な事情によるものであろう。しかし、いくつかの事実から、王陽明の門下で文章作成の訓練が行われていたことを推測できる。

まず、王陽明門下の弟子たちは、総じて科挙で優れた成績を収めている。嘉靖四年の郷試では、浙江・江西二省の解元がともに稽山書院から出ている⁵²。さらに、後章で見るように、正徳末から嘉靖の初年にかけて、陽明学第二世代が多数中央政界への進出を果たした。これはもちろん、科挙での成功があつてはじめて可能なことである。弟子たちがこれほど高い科挙への対応力が示したのは、前に論じたように朱子学理解の深さだけが理由ではない。やはり、彼らに高い文章力があつたからであろう。王陽明の弟子には、もともと知力・学力の高い者たちがいたはずであり、彼らが稽山書院のような各種設備が備わった教育施設に入学すれば、経済面での保障も得て勉学に専念できるのである。さらに王陽明のような大文章家から文章作成の指導を受ければ、高い文章力が身に付くのはごく自然なことである。

次に、王畿のような王陽明の高弟は、講学の際に作文の心得について述べたことがある。

「白雲山房間答」という講会の会話記録⁵³には、

舉業徳業原非兩事。…舉業之事、不過讀書作文。…於作文也、修辭達意、直書胸中之見、而不以靡麗爲工。隨所事以精所學、…其於舉業不惟無妨、且爲有助。不惟有助、即舉業爲徳業、不離日用而證聖功、合一之道也。…作文譬如傳信、書其實履、而略其遊談、始能稽遠。若浮而不切、謂之綺語、所謂無益而反害、君子不貴也。

舉業徳業は原より兩事に非ず。…舉業の事は、讀書作文に過ぎず。…作文に於いてや、修辭して意を達し、胸中の見を直書し、靡麗を以て工と爲さず。事とする所に隨いて以て學ぶ所を精にし、…其れ舉業に於いては惟だ妨ぐる無きのみならず、且つ助くる有りと爲す。惟だ助くる有るのみならず、舉業に即きて徳業を爲し、日用を離れずして聖功を證するは、合一の道なり。…作文は譬えば傳信の如く、其の實履を書きて、其の遊談を略すれば、始めて能く稽遠す。若し浮きて切ならざれば、之を綺語と謂い、所謂益無くして反て害あり、君子貴ばざるなり。

という彼の議論が記されている。この議論は「挙業」と「徳業」とは統一され得ると述べている。つまり陽明学を学ぶ人間にとっても、科挙の受験勉強は正当かつ重要なものであると認めたのである。さらに作文が「挙業」の両輪の一つであるとはっきりと述べ、その要領をも説明している。王畿は王陽明の存命中に錢徳洪とともに、同門への教授を任されており⁵⁴、さらにその生涯の大半を費やして天下に周流して講学に勤しんだ王門の巨頭で

もある⁵⁵。その彼が、「挙業」即ち「徳業」であるという見地を持っていたのであれば、同門や後進には陽明学だけではなく、文章法をも伝授したのであろう。このような王畿の態度は、王陽明の門下で科挙受験に向けた文章作成の訓練が重視されていたことを物語っている。

また、銭謙益はかつて

何谓理学之時文。季彭山、姚江之別支也。楊復所、近谿之嫡孫也。趙夢白、洛閔之耳孫也。李卓吾、棗柏之分身也。稱心信理、現量發揮、可以使人開拓心胸、發明眼目。既而縉紳先生罷閒講学、點綴咕嚕、招搖門徒、以燈窗腐爛之辭、爲扣門乞食之計⁵⁶。何を理学の時文と謂うか。季彭山、姚江の別支なり。楊復所、近谿の嫡孫なり。趙夢白、洛閔の耳孫なり。李卓吾、棗柏の分身なり。心に^{かな}稱い理を信じ、現量にして發揮し、以て人をして心胸を開拓せしめ、眼目を發明せしむべし。既にして縉紳先生罷閒して講学するに、咕嚕を點綴し、門徒を招搖し、燈窗腐爛の辭を以て、扣門乞食の計を爲す。

との議論を發している。王陽明の弟子である季本や、後の陽明学者・楊起元、さらに李贄などの時文は、銭謙益によって「理学の時文」と称えられている。季本らの時文は陽明学的表現を多用した独特のスタイルを持っていたのであろう。そして、注目すべきは、このような陽明学の要素を取り込んだ時文のスタイルが、王陽明によっても重要視されていたことである。嘉靖二年に王陽明の弟子である歐陽德・王臣・魏良弼などが、会試での解答文で陽明学の思想を發揮して合格すると、王陽明は彼らの文章が会試録に収録され陽明学を天下に広げることになるだろう、と大いに喜んだ⁵⁷。また嘉靖五年に王畿が会試に参加するのをためらっていた際にも、王陽明は会試を通じて陽明学を広げるよう、とその上京を促した⁵⁸。これらの事実からすれば、王陽明が弟子たちとともに新しい時文のスタイルの創出に心力を費やしていた可能性もある⁵⁹。さらに銭謙益は、後の講学に従事した士大夫たちは、陳腐な時文作成技法をもって弟子を集めていたと述べている。このことから、やはり思想団体の成立に科挙の受験指導が重要な役割を果たしていたことを窺える。

余談ではあるが、王陽明の文章力が一体どの位のもののなのかについて、すこし触れたいと思う。現在、明の古文運動を論じる際には、李夢陽など「前七子」をまず代表人物として挙げるのが一般的であり、王陽明をその代表格とする議論はあまり見られない。ところが歴史上では必ずしもそうではないようである。明の大文豪茅坤はかつて、明の文章の

なかで王陽明の手になる幾つかのものを最も愛していると述べ、それらの文章は程頤・朱熹、さらに唐の陸贄や宋の李綱のものよりも優れていると評している⁶⁰。清代に入ると、茅坤のこの評論は、王陽明の文が明代第一という風に理解されるようになり、しかも共鳴を得た。例えば黄中という人の『黄雪瀑集』には、

鹿門推尊王陽明爲一代人豪、其文章爲本朝第一、誠知言哉。蓋兩人之才力頗近、故相知之深、針芥之合也。

鹿門王陽明を推尊して一代の人豪と爲し、其の文章を本朝第一と爲すは、誠に知言なるかな。蓋し兩人の才力は頗る近く、故に相い知るの深きは、針芥の合なり。

という評論がある。さらに康熙年間に、王陽明の文集がその子孫によって重刻された際、徐文元という人物の寄せた序文にも同様の趣旨が述べられている⁶¹。清代に大流行した古文の選本である『古文觀止』を見ると、その中には王陽明の文が三篇も選入され、明人の中で最も多い。一方、李夢陽など「前七子」はなんと一篇も選入されなかった。王陽明の文章が明代で第一であるという説は、清においてある程度定着したように思われる。時代の好みというものもあるだろうが、以上の事実は、やはり王陽明の文章力の高さを物語っている。

文章力の養成を容認する、否むしろ積極的に行う姿勢は、その後の陽明学派にも受け継がれたと思われる。唐順之のような文豪が陽明学派より現れた⁶²のは、蓋し偶然ではなかろう。かくの如き文学との親和性があるからこそ、陽明学派は中央政界入りを果たす者を輩出し、その社会影響力を保ち続けることができたと思われる。

陽明学派の後に、名高い東林と、その後を承けた復社などの思想団体が相次いで現れた。これらも陽明学派と同様に、科举合格者を大量に出して中央政界での勢力を保っていたから、その普段の活動にも陽明学派と同様に、科举に対応したものがかなり含まれていたはずである。前に引用した錢謙益の議論では、季本・楊起元・李贄とともに「理学の時文」の名手として東林派の重鎮である趙南星の名前も挙げられている。復社に至っては、小野和子が論じたように、文章力の養成と文の品評といった域を大きく超え、「公薦」・「轉薦」という圧力団体としての活動や、「私薦」のような裏口工作まで行っていたのである⁶³。思想団体の成立と維持を支える要素として、ますます科举への対策が重要性を増していった観がある⁶⁴。

以上の分析からわかるのは、多くの生員層の者たちが王陽明の門下に投じたのは、思想面での魅力に惹かれたことのほか、なお現実中的の社会的、政治的な要素が大きく働いてい

たからだった、ということである。思うに陽明学派が成立した時期には、明の生員の数がすでに大幅に増え始めていた⁶⁵。しかし科挙での合格者の定数は、明一代を通じて大きな変化がなかった。これは当然、王陽明の生きていた時代に、科挙での競争が日々激しくなっていたことを意味する。そこで王陽明は自らの政治的地位を利用し、書院の創設などにより勉強の好条件を提供した上、恐らくなお一流の文章家としての実力をもって科挙の受験指導に当たったのである。こういった人物の元に、生員たちが大勢集まってくるのは、当然の成り行きである。

生員層の者、そして一部の官僚が王陽明の門人グループの大部分を占めていたことは間違いないが、しかし前にも触れたように、なお王艮や董濬のような異色の弟子がいる。こちらの方は数こそ少ないが、しかし決して看過できない存在である。

まずは董濬について見よう。『年譜』では彼の個人状況について、海寧の人である、王陽明を紹興に訪れた時は六十八歳、詩名があるとしか記していない⁶⁶。『明史』もわずかに海寧の人、字は子寿、六十八歳の時に王陽明に入門したと述べる程度である。両書とも彼が任官した事実に触れていないから、任官したことがないと見て間違いない⁶⁷。にもかかわらず詩をもって名を揚げているというのは、これは明の中後期に活躍したいわゆる「山人」の典型的な特徴である。『明史』に

嘉・隆・萬曆間、布衣山人以詩名者十數、俞允文・王叔承・沈明臣輩尤爲世所稱。然聲華烜赫、穉登爲最。申時行以元老里居、特相推重⁶⁸。

嘉・隆・萬曆の間、布衣山人詩を以て名ある者十數なり、俞允文・王叔承・沈明臣輩尤も世の稱する所と爲る。然れども聲華の烜赫なるは、穉登最たり。申時行元老を以て里居し、特に相い推重す。

と記されているのは、蘇州の山人についてであるが、似たような人物はもちろん各地にいた。山人というのは、官位はないものの詩文をもって官僚に取り入り、請託を行うなど政治ブローカーとして活動する文化人のことである⁶⁹。董濬は山人に必要な資質を備えているほか、彼が「詩巻」をもって王陽明を訪れた行為は、そもそもいわゆる「打秋風」（金品などの贈与を目当てに訪問すること）が目的だったはずである⁷⁰。そのまま彼が王陽明に弟子入りしたのはまた奇縁と言わざるを得ないが、このような師弟関係は、高官が山人を抱えるという当時の流行した社会現象の変形でもある。

そして、もう一人の王艮は平民思想家として名高い人物であるが、しかし彼はただの平民ではない。彼の家は泰州の塩場で代々塩の生産に従事する竈戸である。王艮が幼い頃、

その家は貧しかったが、彼は私塩を販売するなど経営の手腕を発揮して富を蓄えた。その財力はすこぶる雄偉であり、これを後ろ盾に郷里では飢饉の際の賑済に努めるなど、かなり指導的な役割を果たしていた⁷¹。そしてそれ故に地方の官僚たちにも一目を置かれていた。王艮の年譜では、官僚が彼を朝廷に推薦したり⁷²、また彼に郷約の制定を請うたり、彼のために講舎を建設したりする⁷³記載がしばしば見られる。その有力者ぶりは、なかなかのものである。

この王艮の子である王襞は、父と同じように王陽明について学び、後世に東厓先生として知られている。彼もやはり父と同じく生涯、一布衣に留まっていたが、しかしその年譜にはこのような記載がある。

（嘉靖）三十五年丙辰、先生四十六歳。…春二月、講學於閩建寧府、謁紫陽公故廬。時安樂蓉山董公署府事、有一指揮官當問革職、先生觸渠弟念及先人勲業之言、囑公曲全之、彼密賄千金以報。先生曰、予爲利來耶。厲色卻之、因自矢曰、山人山居、不欲以垢名玷山場而遺笑山靈。掩首而去也⁷⁴。

（嘉靖）三十五年丙辰、先生は四十六歳。…春二月、閩の建寧府に講學し、紫陽公の故廬に謁ゆ。時に安樂蓉山董公府事を署し、一指揮官有りて當に革職に問うべし。先生渠の弟の先人の勲業に念及せられんの言に觸れ、公に囑して之を曲全せしめ、彼は密に千金を賄いて以て報う。先生曰く、予利が爲に來たるや、と。厲色にして之を卻け、因りて自ら矢いて曰く、山人は山居し、垢名を以て山場を玷して山靈に笑を遺さんと欲せず、と。首を掩いて去るなり。

「安樂蓉山董公」とは、かつて王艮に学んでいた董燧⁷⁵のことである。王襞は恐らく彼に招かれ、彼が知府を務めていた福建の建寧に赴いたのであるが、講学の傍ら、なお罪に問われた軍官の処置にも口を挟み、董燧に働きかけて軍官の地位を保全した。軍官の弟が金銭で報いようとする、彼は「山人」の名節を重んじて拒絶したという。

王襞が口にする「山人」は当事者にとって、当然、世俗を離れた人間に送られる雅号であり、王陽明もしばしば「陽明山人」と自称した⁷⁶のであるが、しかし彼のしたことは、以上に述べた胡散臭い山人の連中と形としては同種のものである。むろん良心本位で報酬を取らないなど、本人の意識次第ではこういったことが美談となるのも十分に有り得るが、しかしこの事例は、陽明学派が山人に活動の場を提供していた可能性を十分に示している。

その後、まさしく王艮が開いた泰州学派から、顔山農・何心隱のような、その名が世間に知れ渡る大山人が現れた。彼らは布衣、せいぜい挙人の身でありながら、多くの官僚士大夫を師と仰いだり弟子として擁したりし、さらに彼らを通じて朝廷の達官顯宦とも交遊していた。例えば顔山農は、師の徐樾などの関係で時の礼部尚書夏言の門に遊んでいたことを自述している⁷⁷。彼はその後また、弟子の羅汝芳のコネで内閣首輔の徐階にも気に入られ、徐階が北京で主催した講会に講演者として招かれたという⁷⁸。一方の何心隱は、耿定向など陽明学派の高官に取り入り、その関係で張居正とも縁を結んだ。こういった人脈によって彼らは政界で暗躍していた。何心隱が方士と結託して嚴嵩の失脚を画策したことは、有名な話である。また二人とも、陽明学と因縁のある胡宗憲の幕下で活動したことがある⁷⁹。

以上の検討からわかるように、陽明学派には、官僚や生員層の者たちのほか、なお地方の豪族や山人に転身するような落ちこぼれ知識人などの異色のメンバーがいた。そして学派のネットワークは、彼らに政治の場で活躍する機会を提供していた。こういった者たちは、実は官界と民間の間にいた社会的地位の非常に曖昧な存在である。そしてそのマインドセットは、恐らく王陽明のような社会の指導者層のものと近い状態にあった⁸⁰。よって彼らを純然たる庶民学者と見ることはできない。

第三節 王陽明の死後における学派組織の拡大

嘉靖七年十一月、王陽明は広西の反乱を平定してから帰郷する途中、江西の南安で世を去った。開祖を失った陽明学派はその後、下火となることなく、却って一段の広がりを見せた。彼の門人などに創設された書院などの施設と大規模な講会が続々と現れ、学派は一段の広がりを見せたのである。

まずは、書院などの施設が王陽明の弟子たちによって、続々と建設されていった。実際、このような動きは王陽明の生前からすでにあった。例の王陽明のお膝元にあった稽山書院は彼の弟子で紹興の知府だった南大吉が建てたものであるが、嘉靖四年に同じく紹興で陽明書院というのが王陽明の門人によって建てられた⁸¹。王陽明の死後、陽明学派の施設の建設状況は、「年譜附録一」に集中的に記録されているが、そこでまず挙げられているのが、弟子の薛侃が同門の力を集め、杭州の天真山で建てた天真精舎である。

嘉靖九年庚寅五月、門人薛侃建精舎於天真山、祀先生。…侃奔師喪、既終葬、患同門

聚散無期、憶師遺志、遂築祠於山麓。同門董濬・劉侯・孫應奎・程尚寧・范引年・柴鳳等董其事、鄒守益・方獻夫・歐陽德等前後相役。齋廡庖湑具備、可居諸生百餘人。毎年祭期以春秋二仲月仲丁日、四方同志如期陳禮儀、懸鐘磬、歌詩侑食。祭畢、講會終月。

嘉靖九年庚寅の五月、門人の薛侃天真山に精舎を建て、先生を祀る。…侃師の喪に^{はし}奔り、既に葬を終えれば、同門の聚散するに期無きを患え、師の遺志を憶い、遂に山麓に祠を築く。同門の董濬・劉侯・孫應奎・程尚寧・范引年・柴鳳ら其の事を董^{なぐさ}し、鄒守益・方獻夫・歐陽德ら前後にして相い役す。齋廡庖湑具に^{とも}備わり、諸生百餘人を居らしむべし。毎年の祭期は春秋二仲月の仲丁日を以てし、四方の同志期が如く禮儀を^{なら}べ、鐘磬を懸け、歌詩して食を^{すす}む。祭畢れば、講會すること終月なり。

この記録から天真精舎はおおよそ三つの機能を備えていたことがわかる。まず「諸生百餘人を居らしむべし」という表現から、生員たちを宿泊させて勉学させる機能を備えていたと推測できる。そして、毎年の定められた時期に、四方の「同志」つまり王陽明の弟子たちがそこへ集まり、王陽明を祭祀する活動を執り行っていた。さらに、祭祀活動の後に、なお一門による講会が一ヶ月間行われた。

嘉靖十五年に浙江提学僉事の徐階らがこの精舎を増築し、その際に黄綰は碑記を寄せたが、記文は精舎のことを「天真書院」と呼んでいる⁸²。このことから、「精舎」と「書院」とは、ただ呼称上の違いにすぎなかったことがわかる。また、以上に述べた天真精舎の機能は、陽明学派の書院などの施設に共通するものだったとも考えられる。特に、王陽明を祀ることが、こういった施設に欠かせることのできない特徴だったように見える。「年譜附録一」には、地方官に就任した王陽明の門人李遂が、任地で「講舎」を建てた記載がある。名称から判断すれば、これは講学用の施設のはずであるが、そこでも王陽明を祀っていたことが記されている⁸³。また、王陽明を祀るため建設された祠で、地方官が「諸生」に講学していたケースもある⁸⁴。

学派の立場からすれば、王陽明の祭祀を通じ、同門としてのアイデンティティを維持・強調しようとするのは、ごく自然な姿勢である。前述の天真精舎を増築した際に黄綰が作成した碑記は、

今多書院、興必由人。或仕於斯、或游於斯、或生於斯、或功德被於斯。必其人實有足

重者、表表在人、思之不見、而後立書院以祀之。…浙江之上、龍山之麓、有曰天真書院、立祀陽明先生者。…則今日書院之創、非徒講學、又以明先生之功也。

今多く書院あり、興こるに必ず人に由る。或いは斯に仕え、或いは斯に遊び、或いは斯に生まれ、或いは功德斯に被る。必ず其の人に實に重んずるに足る者有り、表表にして人に在り、之を思うも見ざれば、しかる後に書院を立てて以て之を祀る。…浙江の上、龍山の麓に、天真書院と曰う有り、陽明先生に祀を立つる者なり。…則ち今日書院の創は、徒だ講學するのみに非ず、又た以て先生の功を明らかにするなり。

とも述べている。この文章は、講学よりも祭祀による王陽明の顕彰こそが書院建設の最大の目的だったような印象を与える。書院はまず一種の王陽明記念施設、或いは端的にいえば王陽明を崇める宗教施設としての性質を有していた。さらに王陽明への祭祀は、門人たちによる私的な行為のほか、官府による公的な行事としても行われていた。嘉靖三十四年、胡宗憲などが天真精舎にある王陽明の祠を改築した際、祠が上下二箇所に分かれ、それぞれ「有司の公祭」と「門人の私祭」に供された⁸⁵。このような事態は、もちろん改築を主導した胡宗憲らの政治力があって初めて可能なわけである。そして学派の拡大に貢献した弟子たちも、死後は陽明学派の書院などで祀られるようになる⁸⁶。

本章では、陽明学派が結成される過程では、王陽明の政治的地位と影響力が絶大な力を発揮していたことを論じた。このような王陽明の影響力は、その死後にも、書院などの施設で行われた祭祀活動によって、学派の声誉と社会的地位の宣揚に寄与したのである。さらに彼の門人たちの政治的影響力が、王陽明のそれを補完する形で、学派の拡大を実質的に支えた。例えば稽山書院が弟子の南大吉の尽力により経済面での運営基盤を確保したこととはすでに見たが、王陽明の死後もこのような事態に変わりはなかった。天真精舎の建設に当たり、薛侃のほか、鄒守益・方獻夫・歐陽徳など官界の有力者でもある弟子たちが尽力した。そして黄綰の碑記によれば、その後、浙江に赴任した王陽明の弟子王臣・薛僑は田地七十畝余りを書院の名義下に置いた。さらに嘉靖十五年に、浙江の監察御史張景と提学僉事徐階などは書院を改修した際に、さらに「廢寺」の田地八十畝余りと按察使司の公費で購入した田地九十畝余りを「祀田」という名目の土地として増設し、書院の経済基盤を強化した⁸⁷。このような事例は、「年譜附録一」だけでも数多く見受けられる⁸⁸。

書院などの施設の広がりや、必然的に陽明学派の規模の拡大を意味する。そこで各地の陽明学者は、「会」、つまりいわゆる「講会」の形で組織されていた。『年譜』で最初に確

認できるこのような組織は、嘉靖四年に王陽明が生まれ育った町である余姚で、地元の「諸生」たちを定期的に会合させることにより自ら発足させたものである⁸⁹。そして翌嘉靖五年に、王陽明の弟子の劉邦采が江西吉安府の安福県で「惜陰会」というものを組織した。王陽明が寄せた文によれば、この会は当地の「同志」を二ヶ月ごとに五日間会合させ、そこでは陽明学についての議論探究がなされていたという⁹⁰。学派が拡大するにつれ、会の規模も時に非常に大きなものとなる。例えば同じく安福県出身の鄒守益が政界を引退してから郷里で創設した講会については、

既後守益以祭酒致政歸、與邦采・劉文敏・劉子和・劉陽・歐陽瑜・劉肇袞・尹一仁等建復古・連山・復真諸書院、爲四鄉會。春秋二季、合五郡、出青原山、爲大會。凡鄉大夫在郡邑者、皆與會焉。於是四方同志之會相繼而起⁹¹。

既後に守益祭酒を以て致政して歸り、邦采・劉文敏・劉子和・劉陽・歐陽瑜・劉肇袞・尹一仁らと復古・連山・復真の諸書院を建て、四鄉會を爲す。春秋二季に、五郡を合し、青原山に出で、大會を爲す。凡そ郷大夫の郡邑に在る者は、皆會に與る。是に於いて四方同志の會は相繼ぎて起こる。

との記録がある。政界を引退して郷紳となった鄒守益から生員に至るまでの「郷大夫」が、すべて組織されて各県にあるそれぞれの「郷会」に加入した。さらに、年二回の頻度で一府を合わせての「大会」が行われていた。これを契機に、「四方同志の会」が各地で現れたという⁹²。

各地方の講会が行われたのは言うまでもなく、書院などの施設においての場合が多かったであろう。そして離れた地域の陽明学者の間でも、頻繁に会合が開かれた⁹³。このように、各地に存在する書院などの施設と頻繁に開催される講会によって、陽明学派のネットワークが構築された。特に錢德洪、王畿などの王門高弟が官職を退いてから、天下に周流して各地での講会に赴いたというようなことは、正しくこういった学派のネットワークの形成を背景に生まれた現象である⁹⁴。

陽明学派のこのような急速な広がりや、強い地域性も見せていた。王陽明が生前、もっとも精力的に講学活動に従事したのは、長らく政治・軍事活動を展開した江西と、郷里の紹興とそれに近い地域、及び南京一帯であった。彼の弟子も、こういった地域の出身者がもっとも多かった。これらの地方では王陽明の政治・軍事面での実績とその社会的名望がもっとも認知されていたから、陽明学がまずこれらの地域で大流行したのも当然のことである。ある統計では、正徳から明末まで、江西で建てられた書院の三分の一が陽明学派の

ものである⁹⁵というから、当時の江西での陽明学の影響力の大きさが窺われる。故に江西・浙江の北部及び南京近辺を陽明学の中核地域と見なすことができる。王陽明の弟子にはこれ以外の地方の出身者もあり、彼らが郷里で書院を建てたりして陽明学を伝授する動きも時々見られる⁹⁶が、しかしこういった地方の陽明学は長続きせず、上記の中核地域だけで陽明学は延々と受け継がれた。

この地域での陽明学の広がり、王陽明とその弟子たちの政治的・社会的影響力によるものが非常に大きかったことをこれまで繰り返して説明してきた。故に陽明学の受容も、単なる思想の力によるものではなかった。嘉靖六年九月、王陽明は反乱平定のため広西に派遣され紹興を出発したが、かつて社会秩序の回復に全力を尽くした江西を通過する際、現地の民衆に熱狂的に歓迎された。王陽明が民にまるで神様のように崇められた様子を目のあたりにして驚き、さらにその学にも傾倒した生員が現れた⁹⁷。王陽明は死後、至るところで祀られ、まさに官民ともに認められる神様となっていた⁹⁸ことを考えれば、陽明学は論理的に研究、学習されていた哲学理論というよりも、むしろこのような地域で広く信奉されていた教説の様相を帯びていたと言える。さらに政治・社会上の有力者による陽明学の宣揚も加われば、地方で深く根を下ろしてしまうのは必至である。

おわりに

本章では、王陽明の活動、特にそれが流放生活を終えた後の活動によって、陽明学派が結成される過程を考察し、また王陽明の死後における学派組織の拡大をも概観した。本章の考察からわかるように、陽明学派の形成は、決して思想の力だけによるものではない。王陽明はその思想の魅力のほか、政界での地位ゆえに、官界での同僚や後輩、さらに自分の門生と郷里の地方官などを弟子として抱えることができた。さらに注目すべきは、多くの生員層の者が王陽明の周囲に集結して陽明学派の主力をなしていたことである。これは思想を介してのことであるほか、なによりも王陽明の政治影響力のため、そして王陽明が物質ないし文章技能の面で科挙の受験勉強に便利を提供したためである。そして山人や豪商などを入門させることができたのも、大官僚であったからにほかならない。思想の要素をさて置き、社会史・政治史の視点から観察すれば、陽明学派の形成は、王陽明による、各種の政治に関わり得る勢力の細心な掘り起こしであり、政治影響力のある王陽明を核とした、各種の政治勢力の集結でもある。

さてこうして結成された陽明学派としては、思想史における一大勢力となると同時に、政治の舞台でも存在感を示さずにはいられなかったろう。実際、王陽明の流れを汲んでいた弟子たちが、それぞれ持っていた思想も、その政治活動とは無関係ではない。黄宗羲は『明儒学案』において、陽明学派を「浙中王門」、「江右王門」、「南中王門」などに分けたが、これは陽明学者の出身地域による区別であると同時に、思想面での相違も反映している。特に王畿に代表される浙中王門の思想と、江右つまり江西の多くの陽明学者との間には、かなりの対立が認められている⁹⁹。さらに、あの奇抜な、時々異端視さえされた泰州学派も存在する。このような差異は、もちろん各地の陽明学者の師説受容の違い、そして各地の社会状況や気風を背景とする学者個人の気質を反映してのことであるが、しかし同時に各地域の陽明学者たちの政治における立場も大きく関係していた。これから詳しく論じるように、少なくとも明代中後期においては、陽明学を初めとする一連の思想の場合、思想と政治の間には非常に密接な連動関係が存在する。陽明学派の形成と拡大の状況についての分析はここまでとし、次章からはいよいよ陽明学派の政治活動に関する考察を進めていく。

¹ 『年譜』正徳二年

是時先生與學者講授、雖隨地興起、未有出身承當、以聖學爲己任者。徐愛、先生妹婿也。因先生將赴龍場、納贄北面、奮然有志于學。愛與蔡宗兗・朱節同舉鄉貢、先生作別三子序以贈之。

² 本章で言及する王陽明の弟子たちの出身地や略歴については特別な説明がない限り、『明人伝記資料索引』を参照した。

³ 銭明『王陽明及其学派論考』第十一章第三節（257 - 265 頁）を参照。

⁴ 『年譜』正徳五年

先生赴龍場時、隨地講授。及歸、過常德・辰州、見門人冀元亨、蔣信、劉觀時輩俱能卓立。…乃與諸生靜坐僧寺、使自悟性體。…既又途中寄書曰、前在寺中所云靜坐事、非欲坐禪入定也、…欲以此補小學收放心一段功夫耳。

冀元亨・蔣信の二人は、『明儒学案』でも個別に取り上げられている（卷二十八、「楚中

王門学案」)。なお、湖南には冀・蔣・劉の三人以外にも、王陽明の弟子がいた。王陽明の湖南での講学状況とも合わせて銭明『王陽明及其学派論考』第十二章第二節（281 - 293 頁）を参照。

⁵『年譜』正徳四年

四年己巳、先生三十八歳、在貴陽。提學副使席書聘主貴陽書院。是年先生始論知行合一。始席元山書提督學政、問朱陸同異之辨、先生…舉知行本體、證之五經諸子、漸有省。往復數四、豁然大悟、…遂與毛憲副脩葺書院、身率貴陽諸生、以所事師禮事之。

⁶『年譜』正徳五年

冬十有一月、入覲。先生入京、館於大興隆寺。時黃宗賢縮爲後軍都督府都事、因儲柴墟壺請見、先生與之語、喜曰、此學久絶、子何所聞。對曰、雖粗有志、實未用功。先生曰、人惟患無志、不患無功。明日引見甘泉、訂與終日共學。

⁷『年譜』正徳五年

按、宗賢至嘉靖壬午春復執贄稱門人。

⁸『年譜』正徳八年

二月至越。先生初計、至家即與徐愛同遊台・蕩。…五月終、與愛數友期候黃縮不至、乃從上虞入四明、…先生茲遊、雖爲山水、實注念愛・縮二子。

⁹『年譜』正徳六年

六年辛未、先生四十歳、在京師。正月、調吏部驗封清吏司主事。…是年僚友方獻夫受學。獻夫時爲吏部郎中、位在先生上、比聞論學、深自感悔、遂執贄事以師禮。

¹⁰『明儒学案』卷二十九、「北方王門学案・文簡穆玄菴先生孔暉」。

¹¹ 銭明によれば、この時にかつて湖南で教えた若干の弟子が滁州へ来ていた（同氏『王陽明及其学派論考』287 頁を参照）。その中の劉觀時という人物は後に見るように、翌年からは王陽明に従って南京にも行っていた。

¹² それぞれ『国朝献徴録』卷八十九、「長沙守季彭山先生本伝」と卷八十六、「礼科給事中許公相卿行述」および卷八十八、「湖広左布政使何公鰲墓誌」を参照。

¹³ 白説については、『明人伝記資料索引』に「白悦」（嘉靖十一年の進士）という人物の記載があるが、同一人物であるかどうかは分からない。

¹⁴『年譜』正徳十三年

四方學者輻輳、…先生大征既上捷、一日設酒食勞諸生、且曰、以此相報。諸生瞿然問故、先生曰、…此即諸君之助、固不必事事煩口齒爲也。諸生聞言、愈各省畏。

¹⁵『年譜』嘉靖三年

八月、宴門人於天泉橋。中秋月白如晝、先生命侍者設席于碧霞池上、門人在侍者百餘人。酒半酣、歌聲漸動。久之、或投壺聚算、或擊鼓、或泛舟。先生見諸生興劇、退而作詩。

¹⁶ 『国朝献徵録』卷七十四、「東廓鄒先生守益伝」。

¹⁷ 『明史』卷二八三、「鄒守益伝」。

¹⁸ 『年譜』正徳十五年

九月、還南昌。…進賢舒芬以翰林謫官市舶、自恃博學、見先生問律呂。先生不答、且問元聲。…芬遂躍然拜弟子。是時陳九川、夏良勝、萬潮、歐陽徳、魏良弼、李遂、舒芬及裘衍日侍講席。

¹⁹ 『年譜』嘉靖三年

三年甲申、先生五十三歳、在越。正月、門人日進。郡守南大吉以座主稱門生。

²⁰ 『年譜』正徳十五年

九月、還南昌。…泰州王銀服古冠服、執木簡、以二詩爲贄、請見。先生異其人、降階迎之。…及論致知格物、悟曰、吾人之學、飾情抗節、矯諸外。先生之學、精深極微、得之心者也。遂反服執弟子禮。先生易其名爲良、字以汝止。

²¹ 前注を参照。

²² 『年譜』嘉靖三年

海寧董瀟號蘿石、以能詩聞於江湖、年六十八、來游會稽、聞先生講學、以杖肩其瓢笠詩卷來訪。入門長揖上坐、先生異其氣貌、禮敬之、與之語連日夜。瀟有悟、因何秦強納拜。

²³ 銭明『王陽明及其学派論考』第十一章第四節（265 - 272 頁）を参照。

²⁴ 『全集新編本』卷三十九、「伝習録拾遺」第十四条

且天下首務、孰有急於講學耶。雖治生亦是講學中事。

「伝習録拾遺」の一から三十七条までは、佐藤一斎が『伝習録欄外書』において、『伝習録』の各刊本から通行本に見えない語録を集めたものである。

²⁵ 『伝習録』卷中

平生冒天下之非詆、雖陷萬死一生、遑遑然不忘講學、惟恐吾人不聞斯道、流於功利機智。

²⁶ 『明儒学案』卷二十九、「北方王門学案・文簡穆玄菴先生孔暉」は穆孔暉の思想について、

蓋先生學陽明而流於禪、未嘗經師門之鍛煉。

と述べている。王陽明との思想上の乖離からも、彼の入門の動機の政治性が窺われる。

²⁷ 『年譜』 正徳十九年

九月、還南昌。…是時、陳九川・夏良勝・萬潮・歐陽徳・魏良弼・李遂・舒芬及裘衍日侍講席、而巡按御史唐龍、督學僉事邵銳皆守舊學相疑、唐復以撤講擇交相勸。…當唐邵之疑、人多畏避、見同門方巾中衣而來者、俱指爲異物。

²⁸ 『明史』 卷七十五、「職官四」。

²⁹ 銭明『王陽明及其学派論考』 252 - 253 頁を参照。何良俊の書いた行状は、『何翰林集』 卷二十六に見える。

³⁰ 明代の生員の一般的な状況、特に地方社会での状況については、例えば陳宝良『明代儒学生員与地方社会』（中国社会科学出版社、2005 年）を参照。

³¹ 例えば正徳十三年に、江西の南安、贛州で社学を設立した記録がある。また、最晩年の嘉靖七年、広西での軍事行動で勝利を収めた後、思恩・田州で官学を新設した。

³² 『年譜』 正徳十三年

九月、修濂溪書院。四方學者輻輳、始寓射圃、至不能容、乃修濂溪書院居之。

³³ 盧連章『程顥程頤評伝』（南京大学出版社、2001 年）に付録されている「二程学行系年」によれば、二程兄弟は宋仁宗の慶歴六年に贛州で一年足らずの間、周敦頤に師事していた（同書 391 頁を参照）。

³⁴ 萬曆『紹興府志』 卷十八

府城内稽山書院、在臥龍山西岡山陰地。宋朱晦菴氏嘗司本郡常平事、講學倡多士。三衢馬天驥建祠祀之。其後九江吳革因請爲稽山書院。歲久湮廢。

³⁵ 前注の『紹興府志』 卷十八。

³⁶ 『年譜』 嘉靖三年

於是闢稽山書院、聚八邑彥士、身率講習以督之。於是蕭璆・楊汝榮・楊紹芳等來自湖廣、楊仕鳴・薛宗鑑・黃夢星等來自廣東、王良・孟源・周衡等來自直隸、何秦・黃弘綱等來自南贛、劉邦采・劉文敏等來自安福、魏良政・魏良器等來自新建、曾忭來自泰和。宮刹卑隘、至不能容。蓋環坐而聽者三百餘人。

なお、『全集新編本』 卷四十に「稽山承語」という語録があるが、これはこの時期の王陽明の語録と思われる。陳来の紹介（「關於「遺言録」、「稽山承語」与王陽明語録佚文——記「陽明先生遺言録」、「稽山承語」」、『清華漢学研究』 第一輯、清華大学出版社、1994 年、176 - 180 頁）によれば、この語録は「陽明先生遺言録」と合わせて一つの抄本に収められ、今は日本の東北大学に収蔵されている。

³⁷ 『年譜』 三年

明年乙酉大比、稽山書院錢樞與魏良政並發解江浙。

前注での引用からわかるように、魏良政は江西新建県（南昌府）の人である。

³⁸ 前述した濂溪書院、稽山書院のほか、『全集新編本』巻七には、「万松書院記」・「重修山陰県学記」という、いずれも嘉靖四年に書かれた文章が収録されている。前者は、杭州の万松書院が増築され、稽山書院と同じような教育活動を始めた際に寄せたものである。後者は、紹興府の府城にある山陰県の官学が改修されるのをきっかけに書いたものである。この二つの文章は共に陽明学の思想によって学生たちを励ましている。万松書院の増築を行った実際の責任者・浙江提学僉事の万潮と当時の紹興知府・南大吉が共に王陽明の弟子であることと合わせて考えれば、当時の王陽明の影響力は弟子の政治力を通じて、地元以外の地域の書院、そして地元の官学にまで達していたのである。

³⁹ 『年譜』正徳十三年

與薛侃書曰、…廨中事累尚謙。時延尚謙爲正憲師、兼倚以衙中政事、故云。

⁴⁰ 王陽明はその晩年に、かなり重い肺病に苦しめられており、結局これに命を奪われたのである。実は郷里の紹興に戻ってからは、療養生活に入っていた。『伝習録』巻中、「答聶文蔚二」

賤軀舊有咳嗽畏熱之病、近入炎方、輒復大作。主上聖明洞察、責付甚重、不敢遽辭。地方軍務冗沓、皆輿疾從事。今却幸已平定、已具本乞回養病、得在林下稍就清涼、或可瘳耳。

⁴¹ 『年譜』三年

論聖學無妨于舉業。徳洪携二弟徳周・仲實讀書城南、洪父心漁翁往視之。魏良政・魏良器輩與游禹穴諸勝、十日忘返。問曰、承諸君相攜日久、得毋妨課業乎。答曰、吾舉子業無時不習。家君曰、固知心學可以觸類而通、然朱說亦須理會否。二子曰、以吾良知求晦翁之說、譬之打蛇得七寸矣。又何憂不得耶。家君疑未釋、進問先生。先生曰、豈特無妨、乃大益耳。學聖賢者、譬之治家。其産業・第宅・服食・器物、皆所自置。欲請客、出其所有以享之。客去、其物具在、還以自享、終身用之無窮也。今之爲舉業者、譬之治家不務居積、專以假貸爲功。欲請客、自廳事以至供具百物、莫不遍借。客幸而來、則諸貸之物、一時豐裕可觀。客去、則盡以還人、一物非所有也。若請客不至、則時過氣衰、借貸亦不備。終身奔勞、作一簞人而已。是求無益於得、求在外也。

⁴² 『明夷待訪録』、「取士上」。

⁴³ 『国朝献徵録』巻二十一、「翰林院修撰康公海行状」

壬戌進士第一、除翰林院修撰。是時孝宗皇帝拔奇掄才、右文興治、厭一時爲文之陋、思得真才雅士。見先生策、謂輔臣曰、我明百五十年、無此文體、是可以變今追古矣。遂列置第一、而天下傳誦則效、文體爲之一變。

⁴⁴ 『容台集』巻一、「合刻羅文莊公集序」

成弘間、師無異道、士無異學。程朱之書立於掌故、稱大一統、而修詞之家墨守歐曾、

平平爾。時文之變而師古也、自北地始也。

⁴⁵ 『年譜』によれば、これは嘉靖四年五月に書かれたものである。

⁴⁶ 『全集新編本』卷二十三、「遠俗亭記」

憲副毛公應奎名其退食之所曰遠俗、陽明子爲之記曰、…然公以提學爲職、又兼理夫獄訟軍賦、則彼舉業辭章、俗儒之學也、簿書期會、俗吏之務也、二者公皆不免焉。

⁴⁷ 『全集新編本』卷七、「別黃宗賢歸天台序」

宗賢於我、自爲童子、即知棄去舉業、勵志聖賢之學。

黃綰は恩蔭で任官した。

⁴⁸ 挙業のみならず、「治生」や「做売買」、さらに「簿書訟獄」などの行政事務も、王陽明においては「工夫」・「学」、つまり陽明学による修養と見事に統一できるのである。『全集新編本』卷三十九、「伝習録拾遺」第十四条

但言學者治生上儘有工夫則可。…雖治生亦是講學中事。…果能於此處調停得心體無累、雖終日做買賣、不害其爲聖爲賢。

『伝習録』下

有一屬官、因久聽講先生之學、曰、此學甚好、只是簿書訟獄繁難、不得爲學。先生聞之曰、我何嘗教爾離了簿書訟獄、懸空去講學。爾既有官司之事、便從官司的事上爲學、纔是真格物。

このような思想は陽明学の一大特徴であるが、ここでは詳しく論じる余力がない。

⁴⁹ 注5を参照。なお、近年の研究によれば、『年譜』での「貴陽書院」は正しくは貴陽文明書院のことである。王路平「王陽明「主貴陽書院」証誤」(『浙江学刊』1997年第6期、83 - 91頁)を参照。なお、この論文によれば、貴陽文明書院は弘治年間、元の順元路儒学の旧址に重建されたものであり、同じ敷地には提学の官署も建てられていた。だとすれば、この書院は事実上、官学の役割を果たしていたのであろう。

⁵⁰ 道上峰史「明代貴州の郷試開科」(『明清史研究』第9輯、2013年、53 - 70ページ)を参照。

⁵¹ 錢明『王陽明及其学派論考』354 - 361頁を参照。

⁵² 『年譜』三年

論聖學無妨于舉業。…明年乙酉大比、稽山書院錢樞與魏良政並發解江浙。

⁵³ 吳震編校整理『王畿集』(鳳凰出版社、2007年)卷七。

⁵⁴ 『明儒学案』卷十二、「浙中王門學案二・郎中王龍溪先生畿」

文成門人益進、不能徧授、多使之見先生與緒山。先生和易宛轉、門人日親。

また、『年譜』嘉靖五年

五年丙戌、先生五十五歳、在越。四月、…徳洪與王畿並舉南宮、俱不廷對、偕黃弘綱、張元冲同舟歸越。先生喜、凡初及門者、必令引導、俟志定有入、方請見。

⁵⁵ 王畿の講学活動の状況については、中純夫「王畿の講学活動」(『富山大学人文学部紀要』第26号、1997年、398 - 478ページ)を参照。この論文には、王畿が関わった講会についての史料も附されている。

⁵⁶ 『牧齋有学集』卷四十五、「家塾論挙業雑説」

⁵⁷ 『年譜』嘉靖二年

二月、南宮策士以心學爲問、陰以關先生。…同門歐陽徳・王臣・魏良弼等直發師旨不諱、亦在取列、識者以爲進退有命。徳洪下第歸、深恨時事之乖。見先生、先生喜而相接曰、聖學從茲大明矣。…吾學惡得遍語天下士。今會試録、雖窮郷深谷無不到矣。吾學既非、天下必有起而求真是者。

嘉靖二年の会試で陽明学が批判の対象とされたことは、当時の政治情勢に起因したものである。これについては、次章で詳述する。

⁵⁸ 『明儒学案』卷十二、「浙中王門學案二・郎中王龍溪先生畿」

弱冠舉於郷、嘉靖癸未下第歸而受業於文成。丙戌試期、遂不欲往。文成曰、吾非以一第爲子榮也、顧吾之學、疑信者半、子之京師、可以發明耳。

⁵⁹ 顧炎武は『日知録』卷十八、「挙業」において艾南英の議論を引用して、陽明学の思想内容を科挙の受験文に初めて取り入れたのは楊起元であるとしている。

東郷艾南英皇明今文待序曰、…國初功令嚴密、匪程朱之言弗遵也。蓋至摘取良知之說、而士稍異學矣。然予觀其書、不過師友講論、立教明宗而已、未嘗以入制舉業也。龍谿之舉業不傳陽明・緒山、班班可考矣。衡較其文、持詳矜重、若未始肆然欲自異於朱氏之學者。然則今日之爲此者、誰爲之始與。吾姑爲引其姓名、而又詳乙注其文、使學者知以宗門之糟粕爲舉業之備者自斯人始。

その後で、顧炎武は「萬曆丁丑科楊起元」と注記し、さらに艾南英の別所での議論を引用しながら以下のような注を付している。

又曰、嘉靖中、姚江之書雖盛行於世、而士子舉業尚謹守程朱、無敢以禪竄聖者。自興化・華亭兩執政尊王氏學、於是隆慶戊辰論語程義首開宗門、破題見下。是年主考李春芳、興化縣人。此後浸淫無所底止。科試文字、大半剽竊王氏門人之言、陰詆程朱。

これによれば、科挙試験で陽明学の思想内容を用いて解答文を作成する風潮は、実は楊起元よりも先の、嘉靖末から隆慶年間にわたって政權を握った徐階・李春芳によって煽られ

たものである。しかし、銭謙益の叙述や注 57 と注 58 での引用によれば、嘉靖初からこのような動きがすでに存在していた。徐階と李春芳、特に徐階については、第四章で詳しく述べる。なお、楊起元の科举受験文については、鶴成久章「明代科举と陽明学——楊起元の制義を中心に——」（『福岡教育大学紀要』第 61 号第 1 分冊文科編、2012 年、17 - 33 ページ）を参照。

⁶⁰ 『唐宋八大家文鈔』、「論例」

八大家而下、予於本朝獨愛王文成公論學諸書、及記學記尊經閣等文、程朱所欲為而不能者。江西辭爵及撫田州等疏、唐陸宣公、宋李忠定公所不逮也。

茅坤は『唐宋八大家文鈔』の編者として、文学史上のいわゆる「唐宋派」の代表人物として知られているが、同じ文学グループには、陽明学者の唐順之もいる。二人には交遊がある。さらに廖可斌によれば、唐宋派は陽明学の影響を強く受けており、唐順之は王畿から、茅坤はさらに唐順之から啓発されている。同氏『明代文学復古運動研究』第六章第一節第二小節（193 - 198 頁）を参照。

⁶¹ 『全集新編本』卷五十二、「王陽明先生全集序」

公少好讀書、沉酣汜濫、穿穴百家。其文章汪洋渾灝、與唐宋八家扛行、歸安茅順甫定爲有明第一。…公屹起東南、以學術事功顯、而文章稍爲所掩。順甫出而公之文始有定論、幾幾乎軼茶陵・新安而上之、雖北地餘焰未息、而學者知所向往。…公五世孫天鈞重輯而刻之、屬序於余、故謹論其大略如此。康熙乙丑春三月崑山徐元文謹撰。

『全集新編本』の編者はこの文について、「錄自道光丙戌麗順藏板王陽明先生全集卷首」と記している。

⁶² 注 60 を参照。なお、清初の有名な文章家・方苞が編纂した、科举解答文の例文集である『四書文』の正嘉文卷二、「論語上」に帰有光の「吾十有五而志于学」という一文が収録されており、その文末に方苞は

以古文爲時文、自唐荊川始、而歸震川又恢之。

と評している。これによれば、唐順之の古文文章法は、明らかに科举への対応をも念頭に編み出されたものである。ただし、このような「古文を以て時文を為す」という風潮は、恐らく唐順之から始まったものではなく、これまで論じたように古文運動によってもたらされたのもであり、王陽明もその流れを汲んでいる。

⁶³ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』（同朋舎、1996 年）456 - 457 ページを参照。

⁶⁴ 銭謙益はかつて

嘉靖以前、士習淳厚、房稿坊刻、絕無僅有。…萬曆之中、婁江王逸季始大操月旦之評、然用以別流品、峻門戶而已、未及乎植交。萬曆之末、武林聞子將始建立壇坫之幟、然

用以招朋徒、廣聲氣而已、未及乎牟利。啓禎之間、風氣益變、盟壇社壇、奔走號跳、苞苴竿牘、與行卷交馳、除目邸報、與文評雜出、詆言橫議、遂與國運相終始。

と述べている（『牧齋有學集』卷四十五、「家塾論舉業雜說」）。これにもとづけば復社が行ったような科挙の裏口工作は、天啓年間から生じた現象である。しかし、それより以前、後期の陽明学派でも、科挙に際しての推薦などが行われていた形跡がある。例えば李贄はかつて潘士藻（『明儒學案』卷三十五、「泰州學案四」に伝あり）に宛てた書簡で

汪鼎甫、讀書人也。會讀書、又肯讀書、正好在此讀書、而家人來催回赴試矣。試中當自識拔、不勞公彙薦、但勞公先容也。

と述べている（『続焚書』卷一、「与潘雪松」）。王陽明がこのような活動に関わったことを証明する資料は見当たらない。

⁶⁵ 十五世紀の半ばまでに、定員のある廩生のほか、廩生と定員が同じであるが生活費の支給されない增生、さらに定員のない附生の枠が相次いで創設された。それから明末まで、生員の数が増え続けた。詳しくは、Ping-ti Ho, *The ladder of success in Imperial China : aspects of social mobility, 1368-1911*, New York: Columbia University Press, 1962, pp. 172 - 179 を参照。

⁶⁶ 注 22 を参照。

⁶⁷ 特に『明史』が彼の子の任官状況に触れていることを考えれば、この判断の正当性が理解されよう。

⁶⁸ 『明史』卷二八八、「王穉登伝」。

⁶⁹ 明末の山人の特徴と活動状況については、例えば金文京「明代万暦年間の山人の活動」（『東洋史研究』第 61 卷第 2 号、2002 年、87 - 107 ページ）、中砂明德『江南』（講談社、2002 年）147 - 153 ページなどを参照。

⁷⁰ 『国朝献徴録』卷百十六には、黄綰による「蘿石翁董澐伝」がある。その初めに
蘿石翁者、不知爲何人也。

と記されている上、やはり任官状況について一切触れていない。この伝からわかるのは、以下のことである。董澐の家は代々軍籍であり、彼は「生業」をなさずにもっぱら詩を学んでいた。蘇州の沈周や陝西の孫一元などの名士とも交遊があった。さらに四方に放浪し、各地の「賢人君子」を訪ねてそれらと交際していた。これはやはり、一つの山人のイメージと考えざるを得ない。

⁷¹ 森紀子『転換期における中国儒教運動』（京都大学学術出版会、2005 年）第三章第一節、第二節（71 - 88 ページ）を参照。

⁷² 『明儒王心齋先生遺集』卷三、「年譜」嘉靖十六年

冬十一月、御史吳疏山梯疏薦。是年春、吳疏山按淮陽、造先生廬。冬復會先生於泰州、

疏薦先生于朝。

⁷³ 『明儒王心齋先生遺集』卷三、「年譜」嘉靖十五年

秋八月、御史洪公垣構東洵精舍。洪覺山訪先生、與論簡易之道…于是覺山請訂鄉約、令有司行之、鄉俗爲之一變。爲構東洵精舍數十楹、以居來學。

⁷⁴ 王襞の年譜は、『明儒王東厓先生遺集』卷首に見える。

⁷⁵ 『明儒王心齋先生遺集』卷三、「年譜」嘉靖十五年

春正月、撫州安樂董燧自金臺來學、留三月。

⁷⁶ 例えば第一章で紹介した王陽明の「墜馬行」詩巻の最後には、「陽明山人」との落款がある。第一章注 48 を参照。

⁷⁷ 黄宣民点校『顔鈞集』（中国社会科学出版社、1996 年）卷三、「自伝」

鐸自獨違家鄉、奮游四方、必求至人、參裁耿快。游入帝里、忽遇一師、徐卿波石、諱槪、字子直、貴溪人、時爲禮部祠郎、當[時]有庶吉士趙貞吉、號大洲、內江人。敖銑、號夢坡、高安人、先列游夏座、引農同門、侍師三年、省發活機、逢原三教。自慶際緣、何往不利。師亦鍾愛、可與共學。

⁷⁸ 『顔鈞集』卷三、「自伝」

又被近溪令太湖、入覲。忽遇江東門、苦扳同旱程、敘間闊、鐸不忍堅拒、隨至北畿。時徐少湖名階、爲輔相、邀鐸主會天下來覲官員三百五十員於靈濟宮三日。越七日、又邀鐸陪赴會試舉人七百士、亦洞講三日。如此際會、兩次溢動、湖公喜、信私邀鐸與近溪、吉陽盡日傾究。

⁷⁹ 胡宗憲の子・胡桂奇が著した『胡公行実』によれば、胡宗憲は嘉靖十七年に進士となつてから暫くの間に、鄒守益に従つて陽明学を学んだという。また、嘉靖三十三年に倭寇の掃討を命じられ浙江巡撫の任に赴く前にも、北京で歐陽徳に学んだ。『全集新編本』卷三十五に当たる年譜の附録一（以下は「年譜附録一」と称す）の嘉靖三十四年の記録には、歐陽徳が胡宗憲などに命じて杭州にある王陽明の祠を改築させたという記載がある。

三十四年乙卯、歐陽徳改建天真仰止祠。…適其徒御史胡宗憲、提學副使阮鶚俱有事吾浙、即責其改建祠於其上院、扁其額曰仰止。

同条に引用されている鄒守益の「天真仰止祠記」から看取できるように、「天真仰止祠記」とは、これから本文で紹介する、嘉靖九年に薛侃などが建設した「天真精舍」あるいは「天真書院」の一部である。なおこの文章では、胡宗憲による改築の年代は嘉靖三十三年とされている。この「年譜附録一」の記載について、呉震は著書の『明代知識界講学活動系年』（学林出版社、2003 年）において、歐陽徳が嘉靖三十三年の三月に北京で亡くなったことを理由に、改築に歐陽徳が関わっていなかったとしている。さらに呉氏は改築を主導した胡宗憲と阮鶚がいずれも政治において悪名高い嚴嵩一派の人物であったことから、錢徳

洪が「年譜附録一」の記載において改築の功を歐陽徳に帰したと論じている（同書 200-202 頁を参照。呉氏の著書は嘉靖元年から万暦三十年までの、陽明学者を中心に行われた講会などをほぼ網羅したものであり、陽明学派の学術活動を考察する際に非常に有用である）。しかし『胡公行実』によれば、胡宗憲と歐陽徳とは後者が死去するまで北京で講学しており、胡宗憲の浙江巡撫拝命も二人が講学している期間であったから、「年譜附録一」の記録は俄かに否定できない。また呉氏が述べているように、胡宗憲は浙江で陽明学者と積極的に交際し、『伝習録』や『陽明先生文録』などの書物も出版した。因みに胡宗憲とともに改築に主導したもう一人の阮鶚は、かつて南京国子監で歐陽徳に学んだことがあり、嘉靖三十二年から浙江で提学を務めていた（『国朝献徵録』卷六十三、「右僉都御史函峰阮公鶚墓誌銘」）。

⁸⁰ 例えば王良の思想形成には、劉六劉七の乱から衝撃を受けて社会秩序の回復を目指す心情が重要な契機となっていることや、何心隱はかつて白蓮教の鎮圧に参加していたことなどから、泰州派の諸子は民衆反乱に敵対的であることを森紀子が指摘している（同氏『転換期における中国儒教運動』83 - 85 ページ）。

⁸¹ 『年譜』嘉靖四年

十月、立陽明書院於越城。門人爲之也。書院在越城西郭門内光相橋之東。

⁸² 「年譜附録一」

十五年丙申、巡按浙江監察御史張景、提學僉事徐階重修天真精舍、立祀田。門人禮部尚書黃綰作碑記。記曰、…浙江之上、龍山之麓、有曰天真書院、立祀陽明先生者也。

蓋先生嘗游于斯、既沒、故于斯創精舍、講先生之學、以明先生之道。

⁸³ 「年譜附録一」嘉靖十三年

三月、門人李遂建講舍於衢麓、祀先生。…是年遂爲知府、從諸生請、築室于衢之麓、設師位、歲修祀事。諸生柴惟道・徐天民・王之弼・徐惟緝・王之京・王念偉等又分爲龍游水南會。徐用檢・唐汝禮・趙時崇・趙志臯等爲蘭西會。與天真遠近相應、往來講會不輟、衢麓爲之先也。

⁸⁴ 「年譜附録一」嘉靖十四年

巡按直隸監察御史曹煜建仰止祠于九華山、祀先生。鄒守益捐資、令僧買贍田、歲供祀事。越隆慶戊辰、知縣沈子勉率諸生講學于斯、增葺垣宇贍田。

⁸⁵ 「年譜附録一」

三十四年乙卯、歐陽徳改建天真仰止祠。…適其徒御史胡宗憲、提學副使阮鶚俱有事吾浙、即責其改建祠於其上院、扁其額曰仰止。江西提學副使王宗沐訪南康生祠塑師像、遣生員徐應隆迎至新祠、爲有司公祭。下祠塑師燕居像、爲門人私祭。

⁸⁶ 例えば「年譜附録一」に以下のケースがある。

（嘉靖）二十一年壬寅、門人范引年建混元書院于青田、祀先生。…引年以經師爲有司延聘、主青田教事、講藝中時發師旨。諸生葉天秩、七十有餘人、聞之惕然有感、復肅儀相率再拜、共進師學。…范子卒、春秋配食。

（嘉靖）三十四年乙卯、歐陽德改建天真仰止祠。…以薛子侃、歐陽子德、王子臣附。

⁸⁷ 「年譜附録一」嘉靖十五年

繼而門人僉事王臣、主事薛僑有事於浙、又增治之。始買田七十餘畝、蒸嘗輯理、歲病不給。侍御張君按浙、乃躋書院而歎曰、先生之學、論同性善。先生之功、存於社稷。皆所宜祀。矧覆澤茲土尤甚、惡可忽哉。乃屬提學僉事徐君階、命紹興推官陳讓、以會稽廢寺田八十餘畝爲庄、屬之書院。又出法臺贖金三百兩、命杭州推官羅大用及錢塘知縣王鈺、買宋人所爲龜疇田九十餘畝以益之。於是需足人聚、風聲益樹、而道化行矣。

注 82 も参照。なお、徐階は王陽明に学んだ聶豹の弟子であり、『明儒学案』では「南中王門」に列せられている。

⁸⁸ 例えば注 84 のケースも、その一つである。

⁸⁹ 『年譜』嘉靖四年

九月、歸姚省墓。先生歸、定會于龍泉寺之中天閣、每月以朔、望、初八、廿三爲期。書壁以勉諸生曰、…承諸君之不鄙、每予來歸、咸集於此、以問學爲事、甚盛意也。…故予切望諸君勿以予之去留爲聚散、或五六日、八九日、雖有俗事相妨、亦須破冗一會於此。

⁹⁰ 『年譜』嘉靖五年

十二月、作惜陰說。劉邦采合安福同志爲會、名曰惜陰、請先生書會籍。先生爲之說曰、同志之在安成者、間月爲會五日、謂之惜陰、其志篤矣。然五日之外、孰非惜陰時乎。離羣而索居、志不能無少懈、故五日之會、所以相稽切焉耳。

⁹¹ 「年譜附録一」嘉靖十三年。

⁹² 吉安府の講会の具体的な活動状況については、呂妙芬『陽明學士人社群——歴史、思想与实践』（中央研究院近代史研究所、2003 年）第一部第三章（111 - 187 頁）を参照。同書の第一部は、講会を中心に陽明学派の形成と拡大を論じるものであり、吉安府のほか、南直隸の寧国府、そして浙江での講会の活動状況を詳しく考察している。

⁹³ 例えば注 83 で引用した、衢州府と杭州の天真精舎の間の場合を参照。

⁹⁴ 錢德洪、王畿は王陽明と同じ地方の出身者である上、注 54 で説明したように、彼らは王陽明の生前から、新たに入門した弟子の初歩的な指導を師に任されていた。故にこの二人は、王陽明の死後も、その正統な継承者と見なされ各地に招聘されたのであろう。これ

に対し、鄒守益などの他地域の出身者は、その郷里近辺での影響力が強かったように思われる。

⁹⁵ 呉宣徳『江右王学与明中後期江西教育発展』（江西教育出版社、1996年）277頁を参照。

⁹⁶ たとえば陝西出身の南大吉と、広東出身の薛侃のケースがある。『明儒学案』巻二十九、「北方王門学案・郡守南瑞泉陝西大吉」と巻三十、「粵閩王門学案・行人薛中離先生侃」を参照。また、貴州でも、若干の陽明学派の書院と一定の数の陽明学者が存在した。銭明『王陽明及其学派論考』355 - 361頁を参照。

⁹⁷ 『年譜』嘉靖六年

十月、至南昌。…至南浦、父老軍民俱頂香林立、填途塞巷、至不能行。父老頂輿傳遞入都司。先生命父老軍民就謁、東入西出、有不舎者、出且復入、自辰至未而散、始舉有司常儀。明日謁文廟、講大學於明倫堂、諸生屏擁、多不得聞。唐堯臣獻茶、得上堂旁聽。初堯臣不信學、聞先生至、自郷出迎、心已内動。比見擁謁、驚曰、三代後安得有此氣象耶。及聞講、沛然無疑。

⁹⁸ 官府と門人に祀られるほか、王陽明はその軍事・政治上の功績ゆえ、江西にいた時期から、すでに民衆に生祠を建てられ或いは肖像を掲げられて祀られていた。『年譜』正徳十二年

十二月、班師。師至南康、百姓沿途頂香迎拜、所經州縣隘所各立生祠。遠郷之民各肖像於祖堂、歲時尸祝。

そして、その死後にも、民衆による祭祀行為はかなり長い時期にわたって続いた。「年譜附録一」嘉靖三十一年

建復陽明王公祠於南安。…歲時父老子弟奔走祝奠、有司即爲崇祀。

⁹⁹ 王陽明以後の浙江の陽明学思想は、王畿の「現成良知」の説を始め、「禪」の要素が多く入り込んでいるとして、それと類似性のある泰州派の思想とともに、江西の陽明学者や後の東林派の人々、さらに晩明の劉宗周・黄宗羲師弟などに厳しく批判された。これについて、本論では詳論できないが、例えば呂妙芬『陽明学士人社群——歴史、思想与实践』第九章（369 - 416頁）を参照されたい。なお、呂氏は江右学者の「江左」、つまり浙江北部を含む江南地域への対抗意識について、文化面での圧力、特に科挙での競争関係にその原因を探している。確かに呂氏が述べるように、江西は明の半ばまで、科挙試験において常に全国トップレベルの成績を挙げていたが、しかしその後は次第に江南に圧倒されていた。このような危機の中で江西の士大夫たちは、思想面での特徴を含めて地域の伝統を構築・強調する必要性に迫られていた、と呂氏は論じている。このアプローチは当然陽明学の思想流派を研究する際に有効である。また、陽明学が大流行したのは、江西・浙江そして南京近辺など、当時の科挙文化の先進地域だったことも、大いに注目に値する事態で

ある。しかし、本論は関心を陽明学と政治との関係に集中させている以上、呂氏の提示した視点による考察は割愛するしかない。

第三章 陽明学派と嘉靖初年の政治

初めに

第一節 嘉靖初年における政界の動向

第二節 内閣批判の展開

第三節 陽明学派の体制設計——王陽明の政治姿勢とその「断断休休」論

第四節 世宗支持派政権の結末

終わりに

初めに

ここまでは、陽明学成立に至るまでの王陽明個人の精神状態の変化、および彼が大勢の弟子を集めて一大学派を築き上げる過程を概観した。本章からはいよいよこの新たに創設された学派が、どのように明の政治、特に中央政治と関わっていったかということの考察に入る。が、その前に、研究を進めるための準備として、陽明学派なるものの社会的性質、およびその明の歴史における意義について、一度巨視的に眺めたいと思う。陽明学派全体の政治姿勢を把握するには、このような作業がまず必要だからである。

前章でも説明したように、陽明学派の形成期の主なメンバーは、王陽明を慕う各地の生員、中央・地方にかかわらず王陽明の思想に同調する官僚、および王艮や董澐のような民間人であった。このような人々が王陽明を軸に結ばれ、一つの団体を形作することは、それまでの明の歴史においてはかなり特異な現象である。

太倉の人・管志道はかつて『従先維俗議』なる書物を著し、その中でこのように回想している。

吾又追憶在學時事、郡守非送捷匾、未嘗入鄉貢之庭。庠生非與賓興、不得侍府縣官之燕。舉貢庠生之外、有隱士焉、則非特訪不相面也。是以體格嚴重、而約束易施也¹。

吾又た學に在りし時の事を追憶するに、郡守は捷匾を送るに非ざれば、未だ嘗て郷貢の庭に入らず。庠生は賓興に與るに非ざれば、府縣官の燕に侍するを得ず。舉貢庠生の外に、隱士有り、則ち特訪に非ざれば相い面せざるなり。是を以て體格嚴重なりて、約束を施し易きなり。

管志道は嘉靖十五年の生まれ、隆慶五年の進士である²から、この記述は嘉靖中後期の太倉での状況を述べているのであろう。そこでは、生員・挙人と府県の長官との交際が厳しく制限されている。実はこれこそが、明の建国以来の原則である。よく知られているよう

に、明の太祖・朱元璋は官学の学生に対して異常に厳しい姿勢で臨み、彼らが政治について建言することを一切禁じていた³。よって生員、そして任官していない挙人と現役官僚との交際も、当然忌避されなければならない⁴。陳宝良の研究によれば、もともと生員が参加を許されていた公務は郷飲酒礼や孔子・先賢の祭祀などのみであり⁵、地方官と接する機会も普通はこれらの場に限られていたのであろう。通常時においては生員の衙門への出入りは禁制の対象となっていた⁶。ところが時が経つにつれ、こういった規制も段々緩んできた。管志道が『従先維俗議』を著した時点では、すでに

今至舉監合詞客而款府主、庠生斂公分而款縣主矣⁷。

今は舉監詞客を合せて府主を款し、庠生公分を斂めて縣主を款するに至れり。

という状態になっていた。さらに明末に至っては、生員が公然と衙門に出入りして政務に口を挟み、意に沿わない政策に集団で反対運動を起こし、甚だしきは長官の弱みを握って脅迫する有り様であったと顧炎武がその有名な「生員論」において痛烈に批判している⁸。

このような背景を踏まえれば、陽明学派の社会的意義はわかるであろう。王陽明は現職の官僚、しかも府県の長官よりも上位の官僚でありながら、至るところで生員たちを門下に擁し、彼らと日々接して学問を講じていたのである。これは建国以来の伝統を無視した公然たるルール破りである。紹興では、弟子の南大吉が現職の知府のまま、優秀な生員を集めて自ら彼らに講義していた⁹。生員が官僚と日常的に接する学派という場が形成されたのである。陽明学派の形成は、明らかに生員が官僚に対して発言力を高めるという明代の歴史の大きな流れの中で起こった現象であるといえる。また、逆に陽明学派の形成がこういった流れを作り出す一因となっていたことも推察できる。例えば李樂なる人は筆記においてこのように記している。

余少及見邑庠先生答責諸生、無敢抗逆者。盖自嘉靖壬子甲寅以後、而此風寢衰矣。浙省學使屠坪石公、持正方嚴、…諸生一時皆不敢失禮踰法。自後大都務寬、遂至肆無忌憚。分巡以代巡命考校諸生、不容唱名序坐、呼朋引類、莫敢誰何。不五年而諸生罵父母正官矣、又罵祖父母官矣。罵不已、群攻府通判而捲堂文出矣。…今但未面罵郡伯、未攻郡伯去爾。奈之何¹⁰。

余少くして邑庠先生の諸生を答責し、敢えて抗逆する者無きを見るに及ぶ。盖し嘉靖の壬子甲寅より以後、此の風は寢く衰えたり。浙省學使の屠坪石公、正を持するこ

と方嚴なり、…諸生は一時皆な敢えて禮を失い法を踰えず。自後は大都おおむね寛に務め、遂に肆にして忌憚無きに至る。分巡代巡の命を以て諸生を考校するも、名を唱えて坐を序するを容れず、朋を呼び類を引き、敢えて誰何する莫し。五年せずにして諸生は父母正官を罵り、又た祖父母官を罵る。罵りて已まず、群して府通判を攻めて堂文を捲きて出づ。…今は但だ未だ郡伯を面罵せず、未だ郡伯を攻めて去らしめざるのみ。之を奈何せん。

鄧志峰は著書『王学与晚明的師道復興運動』においてこの記述を引用し、嘉靖の壬子、甲寅つまり嘉靖三十一年から三十三年頃は、正しく徐階が内閣入りを果たし、講学運動を熱心に推進していた時期に当たると指摘している¹¹。徐階は陽明学者であり、彼が政権を掌握していた時期は、陽明学と政治との関係を考察する上での一つの要として次章で研究対象として取り上げる。鄧氏の指摘から、陽明学の政界での影響力拡大が生員の発言力の向上と正比例していることを導くことができ、生員の発言力の向上あるいは「無法化」とも言える現象は、政界の上層部からの容認ないし支持があつて初めて可能であることも窺える。

話を陽明学派の形成に戻すが、王陽明は現職の官僚として自ら進んで生員たちに接近するという慣例破りの手法で学派を興したのである。それだけに止まらない。生員のほか、王艮のような豪商、さらに山人の類も抱え込んだのである。山人はもちろん明の政治秩序において表に出ることのできない存在であるが、王艮がもともと私塩の販売により一代で財を成した者であることを考えれば、その社会的存在の合法性もあやふやである。そして後章で見るように、王陽明の死後、かの有名な顔山農や何心隱など、社会活動家・民間宗教の指導者・山人などの身分を兼ねていた怪傑たちが、陽明学派に加わり大いに物議を醸したのである。当時において、存在の正当性が非常に曖昧で、いわばグレーゾーン的な社会的存在の寄せ集めとして、陽明学派が成立したのである。

よく考えれば、官界における陽明学派も、最初は王陽明を中心とした、若手の、そして比較的下級の官僚たちの半ば閉鎖的な結社であつた。王陽明を通じて、もともと上下関係や同僚関係にない官僚たちも同じ団体のメンバーとなった。しかも、彼らがこの団体に加入する動機とは、建前上は政治上の実務と無干渉な精神世界の追求である。多くの場合、このような結合は周りの人々から違和感のあるものとして受け止められた。弘治十八年に王陽明が北京で湛若水と講学を始めた時に、周囲は「咸な目して以て立異好名と為¹²」し

ていたのである。

このような集団に、前述したような、今までにない社会秩序や様々な怪しい人物が加われば、上からも下からも危険視されるのは必至である。前章でも述べたように、正徳十五年、王陽明が南昌で講学していた頃に、すでに巡按御史の唐龍、および督学僉事の邵銳がその講学活動の拡大を警戒していた¹³。嘉靖八年になると、ついにこの件が朝廷でも取り上げられ、しかも天子自らの意向も加わる形で、すでに世を去っていた王陽明が処分され、学派が禁圧をうけたのである¹⁴。嘉靖十六年には、王陽明の道学仲間である湛若水への弾劾を発端に、王・湛両派が創設した書院の違法性も吏部から指弾された。その結果、既存の書院の取り壊しと、新たな書院創設の禁止が天子から命じられた¹⁵。それ以後、万暦の初期に至るまで、顔山農・何心隱の逮捕や処刑、そして張居正の講学に対する大弾圧など、陽明学派をめぐる騒動は絶えなかった。

嘉靖八年からの陽明学弾圧には、天子の世宗が自らそれに乗り出すことから推察できるように、深い政治的な背景がある。事実、嘉靖の始めから、陽明学派は中央の政治に非常に深く関わっており、当時の政治局面にも重大な影響を与えていたのである。このことは、陽明学派が国の最高指導部から睨まれる原因であると同時に、陽明学派は単なる思想団体に止まらず、現実において実際に行動を起こしていたということもよく説明している。まずは、嘉靖初年における陽明学派の政治活動を考察し、この団体の当時の政治理念と現実政治において果たした役割について説明したい。

第一節 嘉靖初年における政界の動向

嘉靖初年に起きた重大な政治事件といえば、当然、武宗の死後間もなく世宗が外藩より北京に迎えられ天子の位に就いたこと、そして、これに伴って勃発した「大礼の議」という争いであろう。「大礼の議」は世宗の上京時から朝廷で延々と対立紛糾を起こし続け、激しい人事上の変動をもたらし、嘉靖七年に至ってやっと一応の休止符が打たれたのである。少なくとも嘉靖七年までは、明の中央政治は終始この事件に振り回されていたといっても過言ではない。

「大礼の議」については、すでに数多くの研究がある。筆者の知る限りでは、著書として、まず尤淑君『名分礼秩与皇権重塑——大礼議与嘉靖政治文化¹⁶』および、胡吉勳『「大礼議」与明廷人事变局¹⁷』がある。前者は事件の経過を綿密に考証した上で嘉靖初年の礼

制と権力構造について議論しており、後者は「大礼の議」における政治抗争と人事変動を詳しく考察している。そして、田澍『嘉靖革新研究¹⁸』は、「大礼の議」の背景と経緯を述べた上で、この政争で天子を支持して勝利を収めた張璁などを改革派官僚として評価し、彼らの政治改革を具体的に考察するものである。これらのほか、羅輝映「論明代「大礼議」¹⁹」、李洵「「大礼議」与明代政治²⁰」、及び中山八郎「明の嘉靖朝の大礼問題の発端」・「再び「嘉靖朝の大礼問題の発端」に就いて²¹」などがある。この内、羅・李二氏の論文は、やはり張璁などを改革派として彼らが実現した改革に言及しており、前述した田氏の研究のプロトタイプともいえる。

実はこの「大礼の議」なる大事件に当時誕生して間もない陽明学派も深く関わっていた。この事実は沈徳符の『万曆野獲編』においてすでに指摘されており²²、「大礼の議」と陽明学派の関係についての先行研究としては、前掲中山氏論文「再び「嘉靖朝の大礼問題の発端」に就いて」のほか、歐陽琛「王守仁与大礼議²³」、そして前掲鄧氏著書の上編第二章第一節などがある。筆者もかつて、論文「陽明派士人と嘉靖初年の政治——陽明学派の政治倫理について」（以下、前稿）を公表した²⁴。以下はまず、前稿および以上の先行研究を踏まえながら、「大礼の議」前後の陽明学派の政治理念をより詳細に考察する。

陽明学派と「大礼の議」との関わりについては、簡単に言えば、王陽明の弟子で陽明学第一世代に当たる席書・方獻夫・黄綰、および第二世代に当たる黄宗明などが、張璁らとともに世宗を強く支持し、世宗が勝利した後、政府の中枢部で要職を占めるようになったということである。王陽明は嘉靖七年年末に死去するまでこれらの弟子たちに手紙を送り続け、「大礼の議」での論争において理論上の支持を提供するとともに、彼らが権力を掌握した後の政治運営についても様々な勧告をしたのである。

こういった王陽明とその弟子たちの間のやり取りやさらに方獻夫・黄綰らの実際の政治活動に関する記録を中心とする史料から、初期の陽明学派の政治理念を探ることができる。ただ、政治理念というものは、あくまで現実政治を背景として発生するものであるから、それを理解する際にも、まず時の政治状況を考察しなければならない。そして、嘉靖初年に陽明学派の政界デビューが成就し、その政治理念が歴史の舞台に登場した最大の要因は、何といっても「大礼の議」であろう。前述した様々な先行研究がすでにある以上、ここではこの事件の経緯を述べる必要も暇もないのであるが、筋の通った論述を展開させるために事件の性質を最初に説明しておく。

周知のように、上京してきた世宗に対し、時の内閣首輔である楊廷和が率いる大勢の官

僚陣が、先々代の天子であり世宗の伯父に当たる孝宗を父とし、生みの親である興獻王を叔父として扱うよう要求したことが、「大礼の議」の発端である。つまり、天子の位とともに孝宗の家も継ぐことを官僚たちは新天子に求めたのである。この要求に世宗は抵抗し続け、そして張璉を筆頭とする、先に述べた王陽明の弟子たちをも含む下級官僚たちの助力も得、ついに楊廷和一派を抑え込んで興獻王を父とする権利を勝ち取った。この争いは、一見して礼制上、宗法上の問題に起因するよう見えるが、しかし先行研究がすでに指摘し、そして筆者も前稿で論じたように、実はその背後に楊廷和一派の政治的目的が隠されている。

というのは、まず、世宗を後継者としたこと自体に十分な法的根拠があるとはいえないのである。楊廷和は、太祖・朱元璋の「祖訓」にある「兄終弟及」という文句を根拠に、武宗の従兄弟に当たる世宗を擁立したのである。ところが、中山氏が指摘しているように、「祖訓」のこの文句は、厳格な嫡出主義に基づいており、元々は嫡出の皇族にのみ適用されるべきものであった²⁵。興獻王は憲宗の庶子であるから、「祖訓」を厳格に守ろうとすれば、世宗にはそもそも帝位継承権がないということになる。しかも中山氏が指摘したように、当時にはもっとも新しく明の宗家から分かれた嫡出相統の王家、つまり英宗の嫡六子の代から続く崇王府もあり、当主の厚燿は世宗と同じ世代であった。嫡出主義の立場に立てばこちらこそが適格な人選であるが、しかし楊廷和は「兄終弟及」の文句のみを持ち出して庶出の世宗を継承者とした。次に、帝位を継承するとともに、なぜ明朝の宗家、つまり楊廷和らのいう「大宗」を継いでその断絶を防ぐ義務が発生するのかについても、楊廷和側はきちんとした説明をしなかった。彼らは最初からそれを自明のこととし²⁶、論争が熾烈化すると「兄終弟及」とは実の兄弟の場合に限ると解釈し、世宗に対し孝宗を父にしない限り武宗とは実の兄弟にならないとの脅迫めいた言葉を発した²⁷のである。これに対し世宗支持派は、「統」つまり帝位を継ぐことに「嗣」つまり宗家の家系を継ぐ義務は伴わないと根拠を挙げて論証した²⁸。仮に楊廷和一派の主張を認めても、それはさらに彼らの処置に大きな疑問をもたらすこととなる。そもそも断絶の危機に瀕していたのは孝宗の家系ではなく武宗の家系であり、にもかかわらず何故彼らは孝宗の家を継ぐことに執着したのかという疑問である。楊廷和一派は、武宗に「父道」はあるが世宗と世代が同じであるため、世宗が武宗の子となることはできず、やむを得ず孝宗の子となるのだと説明している²⁹が、これは言い訳である。『明史』巻一百四、「諸王世表五」をめくれば、先の崇王府から更に分かれた瑞安王府があり、二代目の厚燿が正徳十二年に亡くなっているため、

三代目の載堦は当然正徳十四年以前に生まれていたと考えられる。彼は武宗の次の世代に当たる。この載堦に武宗の家を継がせる方が形式上は遙かに自然で順当である。実の兄弟関係が礼制上作り出せるというのなら、実の親子関係も同様に作り出せるであろう。しかし、楊廷和らは武宗の家系の断絶を招く孝宗への相続を執拗に要求した。論争の当時において、世宗の継承権の有無やほかに適格者がいることなどは、さすがに政治的に敏感すぎるため、両陣営はともにこれらの問題に触れることが一切なかった。しかし、世宗が孝宗の家を相続するおかしさは、絶えず世宗支持派に突かれたのである³⁰。

以上の分析からわかるように、楊廷和らが宗法や先儒の意見を振りかざして世宗に対し孝宗を父とするよう要求したのは、やはり一種のインチキである。その真の動機が現実政治のものであることは、諸般の研究がすでに指摘しており、筆者も前稿で論じた。世宗を孝宗の家系に入れて孝宗朝の政策と制度を取らせることが、楊廷和らの真の目的であったという李洵の指摘³¹はもっとも啓発的である。李氏は、楊廷和らが作成した世宗の即位詔書の中では、法令・制度について多くの場合孝宗時代の状態に復旧することが求められていると論証している。そして楊廷和らはそれだけではなく、自らの地位の維持、ないし上昇をも狙っていたのであろう。

このことはまず、人事面において端的に表れている。武宗の死から世宗の即位まで、楊廷和は内閣の首輔として朝廷の実権を掌握していた。この局面を利用して、世宗擁立の功も挙げた楊廷和は盛んに政敵の排除に動いたのである。武宗が死去した直後に、楊廷和は張太后と手を組んで江彬ら武宗の寵臣を排除した。そして、その後は一部の宦官と官僚の中の反対者を排除の対象として狙うようになった。世宗が即位して間もなく、閣臣の梁儲と吏部尚書の王瓊を筆頭とした戸・兵・工三部の尚書を含む、中央・地方にかかわらず多くの高官が弾劾され、王瓊以下はすべてこの弾劾で失脚した³²。弾劾を受けた同日中に王瓊は反撃として

大學士楊廷和竊攬乾綱、事多專擅。擢其子慎及第第一、改其弟廷儀吏部侍郎、曾不引避。又私其鄉人、每每越陟美官、庇其所私厚³³。

大學士楊廷和竊かに乾綱を攬り、事に專擅多し。其の子の慎を及第の第一に擢んで、其の弟の廷儀を吏部侍郎に改め、曾て引避せず。又た其の郷人を私し、每每美官に越陟せしめ、其の私厚する所を庇う。

と上疏して楊廷和を批判し、その一族や同郷人に対して行ったコネ人事を暴き、そして前

述の弾劾が楊廷和の意を受けたものであったことを裏付けた。さらに「大礼の議」が勃発するや、楊廷和は再び朝廷の人事において絶大な支配力を見せた。その反対者は次々と言官に弾劾されて朝廷を追い出され、一方で支持者たちは重要なポストに当てられた³⁴。

それでは、このような楊廷和の大きな影響力と李氏のいう孝宗朝の政策の継承は、世宗が孝宗の家を継ぐべきであるという主張に、どのように関係しているのでしょうか。まず、前述したように、張太后は武宗の死から楊廷和と協力していた。張太后は孝宗の皇后であり、当時の宮中において地位がもっとも高かった。世宗が孝宗の子となれば、当然母としての彼女の権威は維持される。それは政治上の盟友である楊廷和にとってはもちろん好都合であり、天子に対する発言力を強めることにつながるのである。

孝宗を世宗の父とすることは、楊廷和らにとってもう一つ大きな利点があった。『論語』の「学而」篇に、

子曰、父在、觀其志、父没、觀其行、三年無改於父之道、可謂孝矣。

子曰く、父在せば其の志しを觀、父没すれば其の行いを觀る。三年父の道を改むること無きは、孝と謂うべし、と。

という孔子の発言があり、「孝」であるためには、少なくとも父の死後三年以内にその「道」を変えてはいけないとしている。また「子張」篇に、曾子が孔子の発言を述べる形で

曾子曰、吾聞諸夫子、孟莊子之孝也、其他可能也、其不改父之臣與父之政、是難能也。

曾子曰く、吾諸を夫子に聞けり。孟莊子の孝や、其の他は能くすべきなり。其の父の臣と父の政とを改めざるは、是れ能くしがたきなり、と。

という一条がある。ここでは「父の臣」と「父の政」を変えないことが賞賛され、しかもこちらは期限がない。こういった言論は、今日においてはただの古文獻の記載に過ぎないが、当時においては生きているイデオロギーとして人々の行動を実際に拘束する力を持っており、また政治についての議論においても時々持ち出されていた³⁵のである。楊廷和に追隨した者の多くは、孝宗の時代、或いはそれ以前に官僚となった人物である。『明史』の伝を見れば、例えば楊廷和と閣臣の蔣冕・毛紀、吏部尚書の喬宇は孝宗の父・憲宗の成化年間に進士となっており、礼部尚書の毛澄、侍郎の汪俊、吏部侍郎の何孟春などは孝宗の弘治年間の進士である。世宗が孝宗を父としたら、彼らは正しく「父の臣」となるのである。また同様に、楊廷和らが好んでいたと李洵が論じた孝宗時代の政策についても、「父の政」としての合法性を獲得することができる。

以上の理由から、楊廷和はわざわざ武宗と同じ世代の世宗を後継者として選定したのであろう。世宗の藩府は遠く湖広にあり、北京の官界そして宮中での人脈はほぼ皆無であった。その父が庶出である故に、楊廷和らに対する立場も一層弱くなる。そして恐らく官僚たちを散々苦しめた武宗に対する悪感情も相まって、自らの政治的影響力と張太后そして儒教の教条の力を後ろ盾に、楊廷和はあえて孝宗を父とするという要求を世宗に突きつけたのである。

第二節 内閣批判の展開

「大礼の議」が勃発した背景に楊廷和らの政治的利益の計算があったことは、もちろん当時の人々から見ても明らかであった。それゆえ、世宗支持派を中心に、「礼」つまり興献王と孝宗との処置をめぐる、相手側への理論上の反論とともに、楊廷和らへの個人批判も展開された。例えば黄綰はかつて席書への手紙で

此禮本繫天下萬世之公、今皆爲私事而各有憎愛抑和於其間、以致朝廷之事乖張至此、真可慨也³⁶。

此の禮は本より天下萬世の公に繋るも、今皆な私事が爲に各^{おのおの}の憎愛抑和を其の間に有ち、以て朝廷の事乖張なること此に至るを致すは、真に慨くべきなり。

と述べている。また、王陽明への手紙では、

諸公如此悖理、如此黨比、欺忤至矣³⁷。

諸公此くの如く理に悖り、此くの如く黨比し、欺忤すること至れり。

とも述べた。楊廷和を中心とした大勢の朝臣たちの「私」、「党比」こそが、彼らが天子と対抗する道を選んだ真の原因だったと世宗の支持者たちは考えていた。かくのごとき局面は、時の内閣、ことに首輔の位にいた楊廷和による権力の濫用の結果であるというのが、世宗支持派の意見であった。「大礼の議」が落ち着いて張璁ら世宗の支持者たちが権力を掌握すると、従来の内閣への批判が相次いで為された。黄綰は張璁に手紙を送り、その中で

朝廷綱紀已振、天下已安、君子願治之心遂矣。然而衆人之情、獨若有所拂者、何居。盖往時内閣與中貴交通、天下利權、盡歸於此。雖上有英辟不能覺、下有豪傑不能救。今公貞潔輔佐、死生利害、一無所動、苞苴請托、一無所行、舊日交通汚壞之習、一旦

滌濯無遺。風清弊絕、政善民安、天下陰受其福而不知誰之所爲。是公之功、莫大於此也。然而公之憂亦莫大於此。蓋人情樂於有所招權、樂於得所附麗。其所附麗、不在內閣、則在中貴。雖言官論列、撫巡舉措、亦皆視之以爲軒輊、故進取謀利之方無不讐。今公遽爾改其途轍、使內無所招、外無所入、猶乳子割其乳哺、豈得不內外側目以窺之³⁸。

朝廷の綱紀已に振るい、天下已に安んずれば、君子の治を願うの心は遂げらる。然して衆人の情、獨り拂^{きか}らう所有るが若き者は、何ぞや。蓋し往時内閣中貴と交通し、天下の利權は、盡く此れに歸す。上に英辟有りと雖も覺^{きと}る能わず、下に豪傑有るも救う能わず。今公貞潔にして輔佐し、死生利害、一も動かさるる所無く、苞苴請托、一も行ふ所無し。舊日交通汚壞の習、一旦にして滌濯され遣る無し。風清く弊絶たれ、政善なりて民安んじ、天下陰かに其の福を受くも誰の爲す所かを知らず、是れ公の功、此れより大なる莫きなり。然して公の憂も亦た此れより大なる莫し。蓋し人情は招權する所有るを樂しみ、附麗する所を得るを樂しむ。其の附麗する所は、内閣に在らざれば、則ち中貴に在り。言官論列し、撫巡挙措すと雖も、亦た皆な之を視て以て軒輊を爲し、故に進取して利を謀るの方は讐^{ひな}えざる無し。今公遽爾として其の途轍を改め、内に招く所無からしめ、外に入る所無らしむるは、猶お乳子にして其の乳哺を割くが如く、豈に内外目を側^{そば}めて以て之を窺うを得ざらんや。

と述べ、「往時の内閣」による利權政治を仮借なく断ち切った張璪を讃えるとともに、それゆえに朝廷で根強い反発がくすぶっていることを憂慮した。しかる利權政治の仕組みをもっともよく暴いたのは、恐らく当の張璪であろう。彼は世宗への上疏において、

我太祖高皇帝懲丞相專權、不復設立。至太宗皇帝始設内閣、初止以翰林講讀・編修等官處之、備顧問而已。至宣宗朝用大學士楊榮・楊溥・楊士奇三人而專任之、…自後奸人鄙夫佔據内閣、貪污無恥、習以爲常、…爾我和同、彼此行私、無所諱忌。如吏部行取某官、必某主張某人、然後行取、且得即選科道、引爲私人。又每主張某人陞某官、吏部莫敢不從、甚至陞官文憑亦爲取討、或與私徒各處求索、或就家轉賣、爲國求賢之心絕無也。如戶部鹽引、縱容賣窩買窩、某主張某客商、戶部莫敢不從、甚至令家人子弟合夥爲之、爲國足邊之心絕無也。如兵部將官、某鎮某營、主張用某人、兵部莫敢不從、甚者敗績債事者多行舉用、負債剝下者遍來鈎求、爲國擇將之心絕無也³⁹。

我が太祖高皇帝は丞相の專權に懲り、復た設立せず。太宗皇帝に至りて始めて内閣を設けるも、初めは止だ翰林講讀・編修らの官を以て之に處らしめ、顧問に備うるのみ。宣宗朝に至りては大學士楊榮・楊溥・楊士奇の三人を用いて之に專任せしめ、…自後は奸人鄙夫内閣を佔據し、貪汚無恥にして習いて以て常と爲す。…爾我和同し、彼此私を行い、諱忌する所無し。吏部某官を行取するが如きは、必ず某、某人を主張し、然る後に行取し、且つ即ち科道に選ばれるを得、引きて私人と爲す。又た毎に某人の某官に陞るを主張すれば、吏部敢えて従わざる莫く、甚だしきに至りては陞官文憑も亦た爲に取討し、或いは私徒に各處に求索せしめ、或いは家に就きて轉賣し、國が爲に賢を求むるの心は絶えて無し。戸部鹽引が如きは、賣窩買窩を縱容し、某、某客商を主張すれば、戸部敢えて従わざる莫く、甚だしきに至りては家人子弟をして合夥して之を爲さしめ、國が爲に邊を足すの心は絶えて無し。兵部將官が如きは、某鎮某營に、某人を用うるを主張すれば、兵部敢えて従わざる莫く、甚だしき者は敗績して事を償えらす者多く舉用を行い、負債して下を剥ぐ者遍く來たりて鈎求し、國が爲に將を擇ぶの心は絶えて無し。

と、あの名高い「三楊」以来の内閣による不正を激しく糾弾した。内閣は吏・兵二部による文官・武將の人事を一手に掌握し、それによって賄賂をもらうと同時に、拔擢した者を配下に置いた。そして戸部が管轄する「塩引」、つまり塩の販売許可を發給する事業にも食指を動かし、商人と結託して不正に許可を取得させ、甚だしきは子弟や使用人に許可を取らせて塩の販売を行わせていた。こうして内閣は影響力の不正行使によって莫大な經濟利益を上げると同時に、政治においても共同の利益で結ばれた派閥を結成して地歩を固めていた、と張璠は批判した。さらに、「大礼の議」が起こるや、内閣にいた蔣冕・毛紀が率先して首輔の楊廷和に追隨し⁴⁰、そして楊廷和は人事権を握ることで朝廷の上下を押さえつけて同調させた⁴¹のだという。

以上のような内閣への批判は、実情を反映していると考えられる。楊廷和の人事への絶大な支配力は、すでに前節での「大礼の議」についての考察の中で見た。そして彼の主導で、国の政策が自分自身の經濟利益に合致する方向へ定められたケースも挙げることができる。嘉靖元年、楊廷和の影響力がなお朝廷を覆っていた頃に、戸部から賦役制度に対する改革を一切禁じるという上請が為され、裁可された⁴²。筆者が前稿でも論じたように、従来の明の賦役制度の下では、宗室・外戚・勲臣と並んで有力な官僚士大夫もその特権的

な地位を利用し、不正に土地を集積しながら応分の賦役負担を一般人民に転嫁していた。そのため賦役の平均化と一般人民の負担軽減を図る様々な改革が現れることになるのだが、従来どおりの賦役制度を維持することは、恐らく楊廷和ら自身をも含む有力者の土地集積活動に有利であることは言うまでもない。そして孝宗はかつて自ら賦役制度に変更を加えることへの反対を表明しており⁴³、これも楊廷和らが強引に孝宗を世宗の父にしようとしたことの一因であろう。

世宗支持派を中心に巻き起こった内閣批判について、その直接的な起因は楊廷和との対立であるが、実はより大きな背景として、明初以来の内閣の権力拡張が諸人の意識の中にあったのである。楊廷和が世宗に対してあれほど強気に出ることができたのも、こういった内閣の地位上昇の流れを受けてのことにほかならない。故に嘉靖初年の内閣批判は、楊廷和に対する攻撃に止まらず、それまでの内閣の権力拡張の過程に対する清算という色合いも帯びて行われたのである。例えば「大礼の議」で張璁らとともに世宗を支持し、その後兵部侍郎などに任じられた胡世寧は、世宗に奏上した『尚書』についての講義の中で、内閣の勢力の伸張ぶりを長々と述べて批判している。

不知自何年起、内閣自加隆重。凡職位在先第一人、羣臣尊仰、稱爲首相。其第二人以下、多其薦引、隨事附和、不敢異同。近又另立掌誥勅一員、多自尚書・侍郎・翰林出身者、不由衆推、首相坐名題本取用。後有内閣員缺、即令推補。又不知是何年間、曾否奏准、限定翰林院官必是進士第一甲及庶吉士、原係内閣取中教養之人、爲其門生者、方得選用。吏部不得擬其陞黜、亦不許擅陞外職、使之歷練民事、稍涉干計辛苦。又占定禮部尚書・侍郎、職事優閒者、俱是翰林院官做。吏部緊要衙門、必用翰林一人、其餘内外官員、雖有文學才猷出衆者、不許再如祖宗朝、選入翰林。大臣非翰林出身者、不許推入内閣。是皆私訛相傳、謬稱舊制、以欺後進、以箝衆口。下視六卿等官、勢分懸絕、若其屬吏、不敢違抗。使後相承入閣者、必其門生子弟、自相傳受。後者未遇、感前人之接引。前者既老、責後人之報施。而凡身後贈諡蔭子等事、不論忠邪、一皆預爲己地、而盡力爲之。至於纂修書史、亦必私其黨類、而善惡倒置、褒貶任情。以是不如祖宗朝選取外官同脩。此則自古所無之大弊也。近聞吏兵二部、選用緊要官職、及會推大臣、必先問首相所欲、而後敢擬名奏上。法官出外勘事者、亦必承其意旨、而不問虛實、任情勘報。由是威福予奪、盡歸于此一官矣⁴⁴。

何年より起こるかを知らず、内閣自ら隆重を加う。凡そ職位の先に在る第一人は、羣臣尊仰し、稱して首相と爲す。其の第二人以下は、多く其の薦引せるなり、事に随い

て附和し、敢えて異同せず。近くは又た別に掌誥勅一員を立て、多くは尚書・侍郎・翰林より出身する者なり、衆推に由らず、首相坐名し題本して取用す。後に内閣の員缺くる有れば、即ち推補せしむ。又た是れ何年の間、曾て奏准せるや否やを知らず、限定して翰林院の官、必ず是れ進士第一甲及び庶吉士、原より内閣の取中して教養するの者に係り、其の門生たる者にして、方めて選用せらるるを得。吏部其の陞黜を擬するを得ず、亦た擅に外職に陞らしめ、之をして民事を歴練し、稍干計辛苦に涉らしむるを許さず。又た占定して禮部尚書・侍郎、職事の優閒たる者は、俱に是れ翰林院の官做すなり。吏部の緊要衙門は、必ず翰林一人を用い、其餘りの内外官員は、文學才猷の衆に出づる者有りと雖も、再び祖宗朝が如く翰林に選入するを許さず。大臣の翰林に出身するに非ざる者は、内閣に推入するを許さず。是れ皆な私訛もて相い傳え、謬りて舊制と稱し、以て後進を欺き、以て衆口を箝ぐなり。六卿らの官を下視するに勢分懸絶し、其の属吏が如くして敢えて違抗せず。後の相い承けて入閣する者をして、必ず其の門生子弟たらしめ、自ら相い傳受す。後者未だ遇せざれば、前人の接引に感ず。前者既に老うれば、後人の報施を責む。而して凡そ身後の贈諡蔭子等の事は、忠邪を論ぜずして、一に皆な預め己が地を爲して、盡力して之を爲す。書史を纂修するに至るも、亦た必ず其の黨類を私して、善惡を倒置し、褒貶情に任す。是れを以て祖宗朝の外官を選取して同脩せしむるに如かず。此れは則ち古より無き所の大弊なり。近く聞くならくは吏兵の二部、緊要の官職を選用し、及び大臣を會推するに、必ず先ず首相の欲する所を問いて、後に敢えて名を擬して奏上す。法官の外に出でて勘事する者も、亦た必ず其の意旨を承けて、虚實を問わず、情に任せて勘報す。是れ由り威福予奪は、盡く此の一官に歸せり。

この長文は、内閣が如何に明の政治の舞台において重きを増してきたのかをよく説明している。端的に言えば、政治システムにおいて「内閣 - 翰林院体制」とも言うべきものが作り出され、内閣の筆頭格を頂点とする官僚システムの中でさらに特権的な集団が現れることによって実現したのである。まずは翰林院のポストが殿試第一甲の三人、そして第二・三甲で庶吉士に選ばれた数人によって独占される。これらの人々は会試の際には内閣のメンバーによって合格者と定められ、また内閣のメンバーが翰林院での教育にも携わるため、二者の間に座主・門生の関係が結ばれる。次に内閣メンバーのポストが翰林院での門生によって引き継がれる。このほか、礼部の尚書・侍郎そして吏部の重要ポストなども翰林院

の官僚によって独占される。内閣の中でも、ナンバーツー以下は筆頭格の「首相」つまり首輔に引き立てられているため、ひたすら首輔と歩調を合わせる姿勢を取る。これらの人事に対して、官僚の人事を管轄する吏部は、もはや口を挟むことができない。内閣は元々天子の側近として「票擬」の権、つまり天子への上奏に対する処理意見を立案する権限を持ち、しかも経筵などを通じて天子と直接接する機会が多かった。その傘下の人脈が中央官界で着々と地歩を占めていくにつれ、内閣が影響力を伸ばしていくのは必至であり、ついに「大礼の議」の際のごとく、朝廷の人事決定そして御史などの監察活動が首輔の意のままに操られるようになったのである。『明史』によれば、このような局面は、英宗の天順二年、時の閣臣・李賢の上奏に端を発している⁴⁵。

内閣の地位上昇もまた、明の官界における身分階層の形成と固定化という大きな流れの一つである。つまり、進士の中で翰林院の官職を授けられた者、一般の進士、そして挙人、国子監生、さらに胥吏などというふうに、いわゆる「出身」つまり任官資格の違いで最初に授かる官職とその後の昇進ルートに相違が生じて来るということである。進士、中でも翰林院の官僚に選ばれる進士のような上位出身者によって、中央の重要な官職が独占されるような傾向が生じたことはいうまでもない。『明史』の「選舉志」に記されている吏部の官僚任命基準とは、このように階層的に固定されたものである⁴⁶。太祖の時代には、資格に拘らずに官職を授けたが、成祖と宣宗の時から段々資格によって官を授けるようになり、孝宗と武宗の治世からは資格による任官と昇進はほぼ固定したという⁴⁷。

こういった流れは、内閣 - 翰林院体制の出現と首輔の専権を招く要因として、当然世宗支持派から厳しく糾弾された。このような事態を取り上げて批判するものとしては、例えば霍韜の「謝御書兼辞陞職疏⁴⁸」という非常に長い上疏がある。その中で霍韜はまず内閣と翰林院の結託を槍玉に上げ、そして

今部院正官、非進士不授。凡監生歲貢、遂甘心自棄、雖有豪傑之材、亦局于卑官小吏、無由自振矣。…進士知縣、舉人教官、猶有行取之例、…惟知府・知州・監生知縣、職最親民、乃拘定舊格、陞擢外官。

今部院の正官は、進士に非ざれば授けず。凡そ監生歲貢は、遂に甘心して自ら棄て、豪傑の材有りと雖も、亦た卑官小吏に^{ちぢ}局み、自ら振るう由し無し。…進士知縣、舉人教官は、猶お行取の例有るも、…惟だ知府・知州・監生知縣は、職最も民に親しむも、乃ち舊格を拘定し、外官に陞擢するのみ。

と事態のおかしさを述べ、内閣・翰林院をはじめとする中央の重要ポストに、出身の高低そして京官・外官に拘らず、民間の「隠逸」まで含めて人才を選抜して登用するよう求めた。

以上の分析からわかるように、「大礼の議」という事件は、礼制論争という表面現象とは裏腹に、実際は、明初以来の官界の身分階層化とその結果としての内閣の勢力拡張と、それに対する反発によって引き起こされたのである。思うに、官界における身分階層の形成に対する不満は、相当早い時期から溜まってきたはずであるが、世宗の即位を契機に一気に爆発したのである。世宗支持派の主力たちにも、こういった流れの中で抑圧される立場に置かれた者たちが多かった。張璁・桂萼・席書・方獻夫・霍韜・黃綰・熊浹そして黃宗明の八人は世宗支持派の中でもっとも出世した者たちと言われている⁴⁹が、『明史』での彼らの伝記を見ると、庶吉士に選ばれて翰林院に入ったのはわずか方獻夫一人である。黃綰は恩蔭によって任官し、残りの六人はいずれも進士となったが翰林院に入れず、地方に飛ばされるか中央の低級官僚となった。方獻夫も、丁憂で翰林院を一旦離れると、復辟する際に礼部の主事に任命された。もう一人の世宗の支持者・胡世寧もやはり進士となった後に地方の官僚に任命されていた。こういった内閣 - 翰林院体制から締め出されてもなお中央政界で一定の発言力があつた人々を中心に、世宗支持派が形成されたのである。

第三節 陽明学派の体制設計——王陽明の政治姿勢とその「断断休休」論

前節までは、嘉靖初年の政治情勢とそれにまつわる背景を分析したが、もちろん当時の政局と関わった一人として忘れてはいけないのが王陽明である。前述したように、世宗支持派の主なメンバーの席書・方獻夫・黃綰・黃宗明の四人は彼の弟子である。このほか霍韜も、方獻夫そして王陽明とは共に講学する仲であつた⁵⁰。また、唐長孺によれば、世宗支持派の筆頭格である張璁も、かつて王陽明と交遊があつた⁵¹。さらに張璁・桂萼は、「大礼の議」の最中に黃綰とともに南京で任官していたことがあり⁵²、席書のもとを頻繁に訪れていた⁵³。そして後年の黃綰の上疏によれば、彼は桂萼の挙人となつてからの友人であつた⁵⁴。王陽明を含むこれらの人々は、一つのネットワークの中で互いに繋がっていたのである。しかも恐らく政治、思想の両面での影響力のため、「大礼の議」が勃発してから、王陽明の意見は弟子たちを含む一部の当事者からかなり重んじられていたようである。

『年譜』嘉靖三年八月に、

霍元厓・席元山・黃宗賢・黃宗明先後皆以大禮問、竟不答。

霍元厓・席元山・黄宗賢・黄宗明先後にして皆な大禮を以て問うも、竟に答えず。
とある。もっとも『年譜』がここで「竟に答えず」と記しているのは事実と合致しておらず、
またもや一種の粉飾である。『全集新編本』卷二十一に収録されている「與霍元厓宮
端」と題された嘉靖六年に書かれた霍韜宛ての手紙に

往歲曾辱大禮議見示、時方在哀疚、心善其說而不敢奉復。既而元山亦有示、使者必求
復書、草草作答、意以所論良是。

往歲曾て辱く大禮議を示さるも、時に方に哀疚に在れば、心に其の說を善とするも敢
えて奉復せず。既にして元山も亦た示す有り、使者必ず復書を求むれば、草草にして
答えを作り、意うに論ずる所良^{まこと}に是なるを以てす。

とあるから、少なくとも席書の諮問には答えたのである。また、この一文から、王陽明が
世宗支持派と一致する立場を取っていたことも明らかである。この結論を裏付ける材料を
ほかにも二つ挙げることができる。一つ目は、『万曆野獲編』に記されている王陽明の弟
子である陸澄の言動である。彼は「大禮の議」において最初は楊廷和に同調する姿勢を取
ったが、師の王陽明に諮ってから急に態度を変えたという。王陽明の発言として、「父
子の天倫は奪うべからず」云々が記されている⁵⁵。そして二つ目は弟子の鄒守益に対して
王陽明が発した言葉である。鄒守益が任地の広徳州で出版した『論俗礼要』なる書物を送
付してきたのに対し、嘉靖五年三月に王陽明は返信を送った。その中で王陽明は

天下古今之人、其情一而已矣。先王制禮、皆因人情而爲之節文、是以行之萬世而皆準。
其或反之吾心而有所未安者、非其傳記之訛闕、則必古今風氣習俗之異宜者矣。此雖先
王未之有、亦可以義起、三王之所以不相襲禮也。後世心學不講、人失其情、難乎與之
言禮。然良知之在人心、則萬古如一日。苟順吾心之良知以致之、則所謂知足而爲履、
我知其不爲蕘矣⁵⁶。

天下古今の人、其の情は一なるのみ。先王禮を制するに、皆な人情に因りて之に節文
を爲し、是れを以て之を萬世に行いて皆な準ず。其れ或いは之を吾が心に反して未だ
安んぜざる所の者有れば、其の傳記の訛闕に非ざれば、則ち必ず古今風氣習俗の宜を
異にする者なり。此れ先王未だ之を有せずと雖も、亦た義を以て起こすべく、三王の
禮を相い襲^うがざるの所以なり。後世心學講ぜられず、人其の情を失えば、難からんか
之と禮を言うことは。然れども良知の人心に在るは、則ち萬古にして一日が如し。苟
も吾が心の良知に順いて以て之を致さば、則ち所謂足を知らずして履を爲すも、我其

れ蕘と爲らざるを知るなり。

と述べている。鄒守益は「大礼の議」で楊廷和側に同調し、そのため楊廷和が失脚した後
に翰林院の編修から広徳州の判官に左遷されたが、任地で礼についての書物を出版するこ
とは、やはり心の中にしこりがあったからであろう。彼がもともと翰林院の職にあったこ
とは、その礼制論争での立場と合わせて考えれば興味深い事実であるが、王陽明が返信に
おいて「良知」や「心学」など自分自身の概念を持ち出し、「人情」によって礼を定めよ
うと説いたのは、明らかに「大礼の議」を念頭においてのことである。以上の文章の後に

非天子不議禮制度。今之爲此、非以議禮爲也。徒以末世廢禮之極、聊爲之兆、以興起
之。

天子に非ざれば禮制度を議せず。今の此れを爲すは、禮を議するを以て爲すに非ざる

なり。徒だ末世禮を廢するの極みを以て、^{いささか}聊之に兆しを爲し、以て之を興起せんと
するのみ。

と続いており、一層その意図するところを説明している。「人情」に沿って礼を定めるべ
き、つまり世宗の父への「孝」の感情をもっとも重視すべきという言い方は、世宗支持派
が足並み揃えて使用していたものである⁵⁷。また世宗の指示で張璉などが編纂した『明倫
大典』という「大礼の議」についての公式記録にも取り入れられている⁵⁸。こういった事
実は、王陽明と世宗支持派の間に意思の疎通と統一が行われていたことの証である。席書
や陸澄に王陽明が自らの意見を伝えたのであれば、それがほかの人々に伝わらないはずが
ない。以上のことから、「人情」説を含む世宗支持派の論説は、陽明学を最終の理論根拠
としていた側面がかなり強いと思われる⁵⁹。このように王陽明は世宗支持派を明確に支持
していたにもかかわらず、『年譜』がこの事実を否認したのは、前掲唐氏論文が述べてい
るように、『年譜』の編纂に関わった鄒守益と錢徳洪の政治上の立場、そして張璉・桂萼
の当時での評価が良からぬことに起因しているのであろう。

「礼」において世宗支持派に同調していることから、王陽明の当時の内閣に対する態度
はすでに推して知るべしである。事実、王陽明と楊廷和との間にはかなり昔から因縁が結
ばれていたのである。

前章で述べたように、王陽明は正徳の初めに劉瑾と対立し、それで廷杖の刑を受けた上、
貴州に流された。一方、朝廷では、李東陽が劉瑾に迎合する姿勢を見せ、長く内閣首輔の
座を占めるに至った。王陽明はもともとこの李東陽の影響下にあった文学団体、つまり政

治派閥の一員であったが、流放をきっかけに李東陽の傘下から離れることとなった。正徳五年年末に王陽明は中央政界へ復帰したが、再び李東陽の門下に投じることはなかった。そのかわりに、彼は他の政界の大物に目をかけられるようになった。正徳六年の初めから七年の年末まで王陽明は吏部にいたが、時の吏部尚書は劉瑾の失脚劇を画策したことで有名な楊一清であった。楊一清は王陽明の父・王華の旧知であり、王華の墓誌銘は楊一清の手になるものである⁶⁰。父の墓誌銘を乞うために楊一清に寄せた手紙で、王陽明は「嘗て属吏の末に在り、教を受け恩を受け」ていたと称し⁶¹、別の手紙では「門下の鄙生」とも自称していた⁶²。『明史』巻一百九十八、「楊一清伝」には、

一清於時政最通練、而性闊大。愛樂賢士大夫、與共功名。凡爲瑾所構陷者、率見甄錄。朝有所知、夕即登薦、門生徧天下。

一清時政に於いて最も通練なりて、性闊大なり。賢士大夫を愛樂し、^{とも}與に功名を共にす。凡そ瑾の構陷する所と爲る者は、^{おおむ}率ね甄録せらる。朝に知る所有れば、夕べに即ち登薦し、門生天下に徧し。

とある。劉瑾が失脚したのは正徳五年八月のことである⁶³が、王陽明はこの年の三月にすでに貴州を離れて、江西廬陵県知県の任に着いていた。李東陽の劉瑾に対する態度を考えれば、恐らく王陽明が流放生活を終え、そして中央政界に復帰できたのは、李東陽ではなく楊一清の力によるものであろう。その後、王陽明は吏部で考功司の郎中にまで昇り、正徳七年の年末から、南京太僕寺少卿、南京鴻臚寺卿と、昇進ルートを順調に辿っていった。

そして正徳十年から、もう一人の大物の関係で、王陽明は再び大きな転機を迎えることとなる。彼の能力を見込んだのが、時の兵部尚書・王瓊であった⁶⁴。この年の九月に、王陽明は都察院左僉都御史の肩書きを加えられ、巡撫として江西南部での盗賊鎮定の任に当たった。この人事はひとえに王瓊の意によるものであった。当時南昌の寧王がすでに不穏な動きを見せていたが、朝廷ではこの重大事案への有効な対処策が取れておらず、王瓊は表向き盗賊鎮定と称して王陽明を江西南部に派遣し、暗にそれで寧王を牽制しようとした⁶⁵。王陽明が赴任した後、王瓊は現地での軍事・財政の大権を王陽明に一手に掌握させ、最大限の行動の便宜を与えた⁶⁶。そして王陽明は江西南部の盗賊と寧王の乱を見事に平定し、人生最大の功業を打ち立てた。

一方で内閣では、正徳七年の年末に李東陽が首輔の座を退いて政界を引退し、パトンタッチが行われた。李東陽の後継者こそが楊廷和である。これはきれいな内閣 - 翰林院体制

での内輪人事である。楊廷和の履歴を見ると、彼は成化十四年の進士で、殿試の後に翰林院庶吉士に選ばれた。その後、翰林院で侍読学士にまで昇り、経筵の講官に当てられ、さらに春坊官つまり太子の属官に任じられた。正しく、内閣 - 翰林院体制での最高の出世ルートである。彼が春坊大学士に任じられたのは、一に当時の閣臣・李東陽の力によるものである⁶⁷。正徳の初めに「掌誥敕」という名目のポストに当てられて内閣の候補メンバーとなったが、李夢陽が宦官反対運動を起こすと劉瑾らに睨まれ、南京に飛ばされた。それでも李東陽が劉瑾の機嫌を取ることに成功したせいか、武宗の意を奉じるという形で入閣を果たした。李東陽との癒着ぶりは、楊廷和の子・楊慎が状元となった際に、李東陽があらかじめ試験の問題を楊慎に漏らしたと伝えられるほどである⁶⁸。喬宇のようなかつて李東陽の門下で遊んだ文学の士も、「大礼の議」では楊廷和の下で吏部尚書を務め、見事な働きをした⁶⁹。

かくの如く王陽明と楊廷和は朝廷での人脈系統を異にしていたが、両者の関係もこの事実が大きく左右されていた。先ず楊一清・王瓊と内閣との関係を見ると、楊一清は楊廷和が丁憂で帰郷した後に一時的に入閣していた。しかし、彼は昔から宦官との結び付きが強く⁷⁰、しかも「大礼の議」では世宗支持派の意見に賛同していた⁷¹。王瓊に至ると、錢寧・江彬など武宗の寵臣と結び付きがあった⁷²上、楊廷和とは犬猿の仲であった。これは王瓊が錢寧などに取り入ると同時に、努めて内閣側の干渉を排除しようとし⁷³、たびたび内閣と対立していたからである。『双溪雜記』において王瓊は、弘治五年に勃発した明の藩属国であったクムルとその西にあるトルファンとの軍事紛争の処理をめぐり、楊廷和側と対立したことで、自分自身が楊廷和にひどく憎まれるようになり、また武宗の死後に報復を受けたと記している⁷⁴。武宗の後継者を選ぶ際には、楊廷和が時の吏部尚書だった王瓊をはじめとする外朝の官僚を政策決定から完全にシャットアウトし、大いに後者の反発を招いた⁷⁵。このような経緯の末に、楊廷和は世宗が即位すると擁立の功を後ろ盾にいち早く王瓊を政界から排除した。

王陽明と楊廷和の間に齟齬が生じたのも、最初はこの王瓊のためである。つまり、王陽明は江西で軍事行動を展開した際に、勝利を収めるたびにその功を王瓊に帰し、大いに楊廷和の不興を買ったからである⁷⁶。そもそも楊廷和は寧王の反乱の件に重大な責任があった。羅輝映「楊廷和事略考実⁷⁷」の考察によれば、一旦取り上げられた寧王府の護衛隊を再び寧王に与えてその反乱を可能にしたのが、当の楊廷和である。その後も彼は寧王と気脈を通じつつ、その意図に気づいても日和見主義を取るだけで、有効な対策を講じなかつ

た。王陽明が寧王の乱を平定すると、内閣による王陽明の厳しい仕打ちは益々その度合いを増してきた。王陽明に従って反乱の平定に加わったほとんどの人々は、内閣によってその功績を隠滅され、様々な形で事実上の処分を受けた⁷⁸。王陽明本人も、新建伯に封じられたが、しかし爵位の証としての鉄券と禄米は発給されず、もらったのはただの肩書きだけであった⁷⁹。このため王陽明は一再ならず上疏して爵位を辞し、そして部下たちの功に報いるよう求めたが、いずれも却下された⁸⁰。世宗は即位後、兼ねてその活躍ぶりを耳にしていた王陽明を起用しようとしたが、これも楊廷和に阻止され、わずかに南京兵部尚書に任ずるに止まり、上京する途中の王陽明はそのまま郷里に帰省した⁸¹。嘉靖元年に楊廷和の意を受けた言官の程啓充・毛玉が、かつて寧王と内通していたとして、王陽明を弾劾した⁸²。

さらに、楊廷和は王陽明の学説に対しても弾圧する姿勢を取った。嘉靖二年に行われた会試では、陽明学を批判する問題が出され、試験に参加した王陽明の弟子の中でそれに憤慨して即座に試験を放棄する者も出たほどであった⁸³。楊廷和側はもともと王陽明と対立していた上に、「大礼の議」で世宗を支持する者たちを陽明学が思想面で支えていたことにも気づいたのであろう。

さて王陽明は楊廷和から攻撃と抑圧を受けていたにもかかわらず、「大礼の議」では楊廷和を公然と攻撃したことはなかったようである。ただ『年譜』では、楊廷和・蔣冕・毛紀が相次いで朝廷を去り、「大礼の議」が決戦に入った時点⁸⁴で、二首の詩を書いたと記されている。その一つに、

無端禮樂紛紛議、誰與青天掃舊塵。

端無くも禮樂を紛紛と議し、誰ぞ青天が^{ため}與に舊塵を掃わん。

との二句があり、いわれのない紛糾が起こされて政治の刷新がないがしろにされていたことに不満を漏らしている。もう一つに

卻憐擾擾周公夢、未及惺惺陋巷貧。

卻て憐れむ擾擾たる周公の夢、未だ惺惺たる陋巷の貧に及ばざるを。

とあり、礼を定めることで聖人たらんとした楊廷和らよりも、官界から身を引き郷里に戻っている自分自身のほうが当を得ていると仄めかし⁸⁵、正に『年譜』の言うように、「已に其の微を示し」ているのである。しかもその後、王陽明は政治闘争に公然と加わり、楊廷和に追隨していたにもかかわらずその後も内閣に残留し、しかも筆頭格の首輔に昇った

日和見主義者の費宏を上疏で痛烈に批判した⁸⁶。

このように中央の政治と関わっていた王陽明が、自らの弟子たちが張璁らとともに世宗の信任を得て朝廷で地歩を占めていくという事態を喜び、そして政治の刷新を期待していたのは、当然のことである。これまで見てきたように、当時の王陽明と世宗支持派が政治上のもっとも大きな問題と感じていたのが、朝廷の中樞が内閣 - 翰林院体制によって押さえられていたことである。故に政治の刷新も、まず旧来の内閣 - 翰林院体制に取って代わる新体制の建設から始まらなければならない。一体政府の要職を占めるようになった陽明学派は、どのような新体制を目指したのであろうか。まずは政治の中心部から遠く離れてもなお在朝の弟子たちに対し指導的な役割を果たしていた王陽明の考えから考察していきたい。

前述したように、流放生活から中央政界に復帰して以来、王陽明は楊一清・王瓊など内閣と距離を置いていた有力政治家たちと繋がっていた。この内、王瓊は特に筋金入りの反内閣主義者であった。楊廷和と最後まで争ったほか、著書では、明初に太祖が宰相を廃し、六部に政務を分担させたことを讃え、この制度を代々守るべきと唱えている⁸⁷。彼が兵部、そして六部の筆頭格である吏部の尚書を務めていたことを考えれば、このような態度は別に不思議ではない。蓋し太祖が宰相を廃してから、吏部尚書は理論上、『周礼』の天官冢宰に当たる百官の長となっていた。そして内閣が勢力を伸ばし、宰相の如く権力を振うようになると段々吏部を圧倒し、両者の間にはいわゆる「閣部相持」などと呼ばれるような齟齬が生じてきた⁸⁸。王陽明も王瓊と同じように、実際の政務をすべて六部が担うべしという考えを持っていた。『伝習録』上巻に、

問、心要逐物、如何則可。先生曰、人君端拱清穆、六卿分職、天下乃治。心統五官、亦要如此。今眼要視時、心便逐在色上、耳要聽時、心便逐在聲上、如人君要選官時、便自去坐在吏部、要調軍時、便自去坐在兵部。如此豈惟失却君體、六卿亦皆不得其職。

問う、心物を逐わんことを要^{もと}む。如何にせば則ち可なるや、と。先生曰く、人君は端拱清穆し、六卿職を分かちて、天下乃ち治まる。心の五官を統ぶるは、亦た此くの如くなるを要す。今眼の視んと要^する時、心便ち逐って色上に在り、耳の聴かんと要る時、心便ち逐って声上に在らば、人君の官を選ばんと要る時、便ち自ら去き坐して吏部に在り、軍を調せんと要る時、便ち自ら去き坐して兵部に在るが如し。此くの如くんば豈惟に君の體を失却するのみならんや、六卿も亦た皆その職を得ざらん、と。

との一条がある。天下を治めるには、六部にそれぞれ政務を分担させるべきであり、それぞれの権限内の事務に天子も干渉すべきではない、と王陽明は説いている。

もともと、王陽明のこういった立場は、直ちに内閣制度を廃止すべきだという主張には繋がらない。『西園聞見録』巻二十六にある楊一清への手紙⁸⁹で、王陽明は

成祖建内閣、參機務、豈非相時通變之道乎。…削相之號、收相之益。

成祖内閣を建て、機務に參ぜしむは、豈に時を^み相て變に通ずるの道に非ざらんや。…相の號を削り、相の益を收む。

と述べ、内閣の存在を容認する姿勢を見せているが、もちろんその後には

流品非可限、歷考不足稽。…近世之選者、惟曰淳厚寬詳、守故習常、是特婦女之狎躬、鄉氓之寡尤、豈勝大受者哉。…鄙於人主、賤於六曹、隳國綱、靡士風。

流品は限るべきに非ず、歷考は稽うに足らず。…近世の選者は、惟だ淳厚寬詳なりて、故を守り常に習うと曰うのみ。是れ特だ婦女の狎躬、鄉氓の寡尤なり、豈に大いに受くるに^た勝うる者ならんや。…人主に鄙しまれ、六曹に賤しまれ、國綱を^{くず}隳し、士風を^{ほろ}靡ぼす。

と、「流品」にこだわる旧来の内閣 - 翰林院体制を批判することを忘れなかった。

王陽明がこのような態度を取っているのは、もちろん先ずは現実の状況を配慮してのことである。内閣制度はすでに百年以上の歴史を持ち、国の日常の政治運営がこの制度に大きく頼っている状況の中では、これを俄かに廃止するのは難しい。しかしこれとは別に、内閣を存続させざるを得ない事情があった。嘉靖六年に、方獻夫との書簡のやりとりで、王陽明は

聖主聰明不世出、諸公既蒙知遇若此、安可不一出圖報。今日所急、惟在培養君德、端其志向。於此有立、政不足間、人不足謫、是謂一正君而國定。然此非有忠君報國之誠、其心斷斷休休者、亦只好議論粉飾於其外而已矣⁹⁰。

聖主聰明にして世出せず、諸公既に知遇を蒙ること此くの若くんば、安んぞ一出して報ゆるを圖らざるべけんや。今日の急とする所は、惟だ君徳を培養し、其の志向を端すに在るのみ。此に於いて立つる有れば、政^{へだ}間たるに足らず、人謫めらるるに足らず、是れ一たび君を正せば國定まると謂う。然れども此れ君に忠なりて國に報ゆるの誠有り、其の心斷斷休休たる者に非ざれば、亦た只だ其の外に於いて議論粉飾するを^よ好し

とするのみ。

と述べた。「一たび君を正せば国定まる」云々とは元々『孟子』の言葉である⁹¹が、王陽明がこの一文を引いたのは一般論としてではなく、彼の切なる希望を伝えるためである。というのは、「聖主、聡明なりて世出せず」とは、通り一遍の君主礼讃ではなく、王陽明らが世宗に抱いていた相当高い期待を反映するものである。かつて黄綰も、王陽明宛ての手紙で

雖諸公如此悖理、如此黨比、欺忤至矣、然猶從容斟酌、略無纖毫憤懣之情、此分明堯舜之資。…今不惟不能擴充、反爲摧挫抑遏、以使消沮疑阻、豈古大臣引君當道之理如是也⁹²。

諸公此くの如く理に悖り、此くの如く黨比し、欺忤すること至れりと雖も、然るに猶お從容として斟酌し、略ぼ纖毫の憤懣の情無きは、此れ分明として堯舜の資なり。…今惟だ擴充する能わざるのみならず、反て摧挫抑遏を爲し、以て消沮疑阻せしむるは、豈に古の大臣君を引き道に當らしむるの理是くの如きならんや。

と楊廷和らを批判しながら世宗を讃えている。仲間同士の手紙のやり取りで「堯舜の資」ほどの高い評価を天子に与えているのは、ただの儀礼ではなく本心を吐露してのことであろう。こうして世宗は王陽明らに大きな期待を抱かれていた一方、天子として絶対なる力も振るって見せた。あれほど勢力を誇っていた楊廷和とその傘下の一団は、世宗の前で脆くも崩れ去った。これは決して張璁などの低級官僚の支持だけでできることではない。世宗が「大礼の議」で勝利した真の原因は、鄧志峰が指摘したように、宦官や錦衣衛などを迅速に掌握したからである⁹³。一回で十九人の官僚を杖殺する⁹⁴ほどの拳に出ることができ天子の前で、暴力機関を掌握していない官僚は戦々恐々とする気持ちを禁じえないはずであった。このように期待と恐怖の心情が混ざり合い、王陽明らは「君徳を培養し」、「君を正」すことの必要性を切に感じていたのであろう。

嘉靖六年の政治情勢といえば、この年の二月に費宏がようやく朝廷から追い出され、王陽明がかつて推薦していた楊一清⁹⁵が代わって内閣の首輔となった。また、十月に張璁が入閣した。そして、九月に霍韜が詹事・翰林学士に任じられ、方獻夫が翰林院の侍講学士も兼ねて吏部左侍郎に任じられ、経筵に列席する資格も与えられた。十月に黄綰も少詹事・侍講学士となり、同じく経筵に列席する資格を得た。従来の体制で言えばこの三人が閣臣の有力候補となっていた。王陽明にとって正に理想的な人材が世宗の側近に選ばれ、世宗を取り囲むような局面が現れたのである⁹⁶。先に引用した方獻夫宛ての王陽明の手紙

は、このような局面を受けて書かれた可能性が高い。

さて、王陽明は方獻夫たちに如何ように世宗を導くことを期待していたのであろうか。
先の手紙に

然此非有忠君報國之誠、其心斷斷休休者、亦只好議論粉飾於其外而已矣。

然れども此れ君に忠なりて國に報ゆるの誠有り、其の心斷斷休休たる者に非ざれば、
亦た只だ其の外に於いて議論粉飾するを好しとするのみ。

とあるように、そのキーワードは「断断休休」という言葉だと思われる。同じく嘉靖六年に黄綰に宛てた手紙では、王陽明は努めてこの言葉を強調している。

諸君皆平日所知厚者、區區之心、愛莫爲助、只願諸君都做個古之大臣。古之所謂大臣者、更不稱他有甚知謀才略、只是一個斷斷無他技、休休如有容而已。諸君知謀才略、自是超然出於衆人之上、所未能自信者、只是未能致得自己良知、未全得斷斷休休體段耳。今天下事勢如沈痾積痿、所望以起死回生者、實有在於諸君子。若自己病痛未能除得、何以能療得天下之病。此區區一念之誠、所以不能不爲諸君一竭盡者也⁹⁷。

諸君皆な平日の知る所厚き者なり、區區の心、愛するも助けを爲す莫く、只だ諸君都て個の古の大臣と倣らんことを願うのみ。古の所謂大臣なる者は、更に他に甚の知謀才略有るかを稱さず、只だ是れ一個の斷斷として他技なく、休休如として容有るのみ。諸君の知謀才略、自ずと是れ超然として衆人の上に出づれど、未だ自ら信ずる能わざる所の者は、只だ是れ未だ自己の良知を致し得る能わず、未だ斷斷休休たる體段を全得せざるのみ。今天下の事勢は沈痾積痿が如く、望むこと起死回生を以てする所の者は、実に諸君子に在る有り。若し自己の病痛未だ除き得る能わざれば、何を以て能く天下の病を療し得るか。此れ區區一念の誠なりて、諸君の爲に一たび竭盡せざる能わざる所以の者なり。

「断断休休」とは、元々『尚書』にある言葉であり、『大学』にも引用されている⁹⁸。その意味するところは、有能な人材を妬まずに積極的に登用する大臣を讃えることにある。王陽明がこのような「古の大臣」たることを政権の中枢にいる諸人に求めたのは、もちろん經文の本意に沿ってのことであるが、その意図を全面的に理解するには、なお当時の朝廷の状況を踏まえなければならない。

同じ年に黄綰に宛てたもう一通の手紙で、王陽明は

東南小蠹、特瘡疥之疾。羣僚百司各懷讒嫉黨比之心、此則腹心之禍、大爲可憂者。近見二三士夫之論、始知前此諸公之心、尚未平貼、姑待釁耳。一二當事之老、亦未見有同寅協恭之誠。間聞有口從面諛者、退省其私、多若讐仇。病廢之人、愛莫爲助、竊爲諸公危之、不知若何而可以善其後。此亦不可不早慮也⁹⁹。

東南の小蠹は、特だ瘡疥の疾なるのみ。羣僚百司各讒嫉黨比の心を懷くは、此れ則ち腹心の禍にして、大に憂うべき者なり。近ごろ二三士夫の論を見れば、始めて此れより前の諸公の心、尚お未だ平貼せず、姑く釁を待つのみを知る。一二の當事の老も、亦た未だ同寅協恭の誠有るを見ず。^{このごろ}間聞くならくは口從面諛する者有り、退いてその私を省みれば、多く讐仇の若し。病廢の人、愛するも助けを爲す莫く、竊かに諸公の爲に之を危ぶみ、^{いか}若何にして以て其の後を善くすべきかを知らず。此れも亦た早く慮らざるべからざるなり。

と述べている。時に広西で反乱が起こり、黄綰らが王陽明をその平定の任に推薦したが、王陽明はここで自分自身の最大の心配事は地方での反乱ではなく、中央の陰悪な雰囲気であると表明している。「腹心の禍」として挙げられたのが、朝廷では百官がなお「党比」してやまないことである。それはほかでもなく「大礼の議」の後遺症であり、負けた一派が報復のチャンスを絶えず伺っていたのである。内閣の「一二の當事の老」も、協力できずにいた¹⁰⁰。このような情勢の下で、王陽明がもっとも危惧したのは、なによりも新たに權力を手にした世宗の支持者たちが派閥闘争に引きずり込まれ、また従来の派閥政治のやり方に手を染めることであろう。同じ手紙の最後に

近聞諸公似有德色傲容者、果爾、將重失天下善類之心矣。相見間可隱言及之。

近ごろ聞くならくは諸公に德色傲容なる者有るに似たり。果たして爾らば、將に重く^{しか}天下の善類の心を失わんとす。相い見ゆるの間に隱言して之に及ぶべし。

とあり、このことに対する王陽明の警戒ぶりを伝えている。

楊廷和のケースで考察したように、従来の内閣は影響力を拡大するために、主に朝廷の人事を操縦するという手段を取ってきた。それゆえ朝政の刷新は、何よりも内閣の人事に対する影響力のあり方から始めなければならない。「断断休休」の論は、正にこの要所を突いているといえる。前に引用した黄綰宛ての手紙に

古之所謂大臣者、更不稱他有甚知謀才略、只是一個斷斷無他技、休休如有容而已。諸君知謀才略、自是超然出於衆人之上、所未能自信者、只是未能致得自己良知、未全得

斷斷休休體段耳¹⁰¹。

古の所謂大臣なる者は、更に他に甚^{なん}の知謀才略有るかを稱さず、只だ是れ一個の斷斷として他技なく、休休如として容^{よう}有るのみ。諸君の知謀才略、自ずと是れ超然として衆人の上に出づれど、未だ自ら信ずる能わざる所の者は、只だ是れ未だ自己の良知を致し得る能わず、未だ斷斷休休たる體段を全得せざるのみ。

とあるように、「知謀才略」つまり政策立案よりももっぱら「斷斷休休」に力を入れるべきだ、と王陽明は黄綰らに求めた。また、楊一清に宛てた手紙でも、

夫惟身任天下之禍、然後能操天下之權。操天下之權、然後能濟天下之患。…君子之致權也有道、本之至誠以立其德、植之善類以多其輔¹⁰²。

夫れ惟だ身ら天下の禍に任じて、然る後に能く天下の權を操るのみ。天下の權を操りて、然る後に能く天下の患^{すく}を濟う。…君子の權を致すや道有り。之を至誠に本づきて以て其の徳を立て、之に善類を植えて以て其の輔を多くす。

と述べ、「善類」を多く引き立てるべきだと進言した。従来の弊害を勘案すれば、これはもちろん、親類郷人や官界での門生・文学サロンのメンバー、そして何より翰林院での子分といった枠を破り、派閥意識を排除して人材を選抜することを意味している。その続きに

示之以無不容之量、以安其情。擴之以無所競之心、以平其氣。

之に示すに容れざる無きの量を以てし、以て其の情を安んず。之を擴げるに競う所無きの心を以てし、以て其の氣を平らぐ。

とあるのは、このことを言っているのに他ならない。また、黄綰は張璁に宛てた手紙で惟公鑒唐虞之成跡、念詩人之豫患、爲今計者、其要莫先於進賢。進賢之急、莫先於九卿。九卿得其人、則百官之職必舉、公可不勞以收其成功。他日之憂、亦可於此免矣。於此不得其人、則百官之職皆廢、公雖日勞於上、何益哉。他日之憂、其得已乎¹⁰³。

これ公唐虞の成跡に鑒み、詩人の豫患^{おも}を念い、今の計を爲す者は、其の要は賢を進むるより先んずる莫し。賢を進むるの急なるは、九卿より先んずる莫し。九卿其の人を得れば、則ち百官の職必ず舉がり、公勞せずして以て其の成功を収むべし。他日の憂も、亦た此に於いて免るべし。此に於いて其の人を得ざれば、則ち百官の職皆な廢し、公日に上に勞すと雖も、何ぞ益あらんや。他日の憂は、其れ已むを得んか。

と述べている。ここでは六部の長官を含む九卿の人選がもっとも重要視されており、それぞれのポストに適格な人材が当てられれば、その上にいる張璁はもはや具体的な政務に精力を費やす必要がないと説かれているから、王陽明の六部に政務を分担させるべきとの姿勢と一致している。

当時の政治情勢において、この「断断休休」論には、もう一つの狙いがある。それは黄綰が張璁宛の手紙で

惟望我公亦當以此爲監、益堅素志、益擴休休之容、必求聖學之真、以明其體、使心無蔽礙、必行王道之純、以通其用、使人無怨尤、餘皆聽其自然。或有議者云、可因此去其門禁之榜、以盡古人下賢禮士之美、因集衆思、廣忠益慮、以報聖主之德、圖其萬全、垂之不朽。綰亦於此不勝惓惓至願¹⁰⁴。

惟だ望むらくは我が公も亦た當に此れを以て監と爲し、益ます素志を堅くし、益休休の容を擴げ、必ず聖學の真なるを求め、以て其の體を明らかにし、心をして蔽礙無からしめ、必ず王道の純なるを行い、以てその用を通じ、人をして怨尤無からしめ、餘は皆な其の自然に聽せんことのみ。或いは議する者有りて云わく、此れに因りて其の門禁の榜を去り、以て古人賢に下り士を禮するの美を盡くし、因りて衆思を集め、忠を廣げ慮りを益し、以て聖主の德に報い、其の萬全なるを圖り、之を不朽に垂るべし、と。綰も亦た此に於いて惓惓たる至願に勝えず。

と述べていることから読み取れる。ここに「休休の容」と出てくるのは、王陽明の「断断休休」論を受けてのことであろう。そして「門禁の榜」とは、「大礼の議」で世宗と対立して朝廷を追われた官僚たちが、論争が収束しても再び起用されことなく、そのまま不遇の時を強いられていた事態を指している。朝廷でなお根強い対立構図が残っている以上、処分を受けた人々からも有能な者を登用し、対立の解消を早急に図らなければならないと、黄綰、そして王陽明は感じたのであろう。

「断断休休」論の現実的な政治上の文脈で意味するところについては、以上のように考察を加えた。それは、従来の政治の弊害を正そうとする変革志向を反映するものであり、必ずしも陽明学派特有のものではない。例えば、世宗を支持した胡世寧からも、天子に向かって全く同じような「断断休休」論が発せられている¹⁰⁵。胡世寧は杭州の人であり、王陽明と同じ年に浙江省の挙人となっていた。二人の間に付き合いがあったはずであるが、しかし胡世寧は陽明学にさほど興味がなかったようである¹⁰⁶。しかも胡世寧が「断断休休」

を唱えたのは嘉靖四年のことである¹⁰⁷から、王陽明が後に胡世寧に同調した可能性もある。しかし、王陽明の場合、その「断断休休」論に非常に強い陽明学的な色彩があることは注意を要する。前に引用した黄綰への手紙の文面に、

諸君知謀才略、自是超然出於衆人之上、所未能自信者、只是未能致得自己良知、未全得断断休休體段耳。

諸君の知謀才略、自らは是れ超然として衆人の上に出づれど、未だ自ら信ずる能わざる所の者は、只だ是れ未だ自己の良知を致し得る能わず、未だ断断休休たる體段を全得せざるのみ。

とあり、このことが見て取れる。「断断休休」たるには、端的には自分自身の「良知」を致さなければならないという。また同じ手紙の前半では、「良知」の意味するところが長々と述べられている。

人在仕途、比之退處山林時、其工夫之難十倍。…近與誠甫言、在京師相與者少、二君必須預先相約定、彼此但見微有動氣處、即須提起致良知話頭、互相規切。凡人言語正到快意時、便截然能忍默得、意氣正到發揚時、便翕然能收斂得、憤怒嗜欲正到騰沸時、便廓然能消化得、此非天下之大勇者不能也。然見得良知親切時、其工夫又自不難。緣此數病、良知之所本無、只因良知昏昧蔽塞而後有。若良知一提醒時、即如白日一出、而魍魎自消矣。…今人多以言語不能屈服得人爲恥、意氣不能陵軋得人爲恥、憤怒嗜欲不能直意任情得爲恥、殊不知此數病者、皆是蔽塞自己良知之事、正君子之所宜深恥者。人の仕途に在るは、之を山林に退處せる時に比ぶれば、其の工夫の難きは十倍なり。…近ごろ誠甫と言うに、京師に在りて相い與する者少なければ、二君は必ず須らく預先に相い約定し、彼此に但だ微かに氣を動かす處有るを見れば、即ち須らく致良知の話頭を提起し、互相に規切すべし、と。凡そ人の言語正に快意に到らんとする時、便ち截然として能く忍默し得、意氣正に發揚に到らんとする時、便ち翕然として能く收斂し得、憤怒嗜欲正に騰沸に到らんとする時、便ち廓然として能く消化し得るは、此れ天下の大勇たる者に非ざれば能わざるなり。然れども良知を見得ること親切なる時、其の工夫も又た自ずと難からず。此の數病は、良知の本より無き所なりて、只だ良知の昏昧蔽塞せるに因りて後に有るに縁るのみ。若し良知の一たび提醒する時は、即ち白日一たび出づれば、魍魎自ら消ゆるが如し。…今人は多く言語の人を屈服し得る能わざるを以て恥と爲し、意氣の人を陵軋し得る能わざるを恥と爲し、憤怒嗜欲の直意任情し得る能わざるを恥と爲し、殊に此の數病なる者は、皆な是れ自己の良知を蔽塞

する事なりて、正に君子の宜しく深く恥すべき所の者なるを知らず。

「憤怒嗜欲」に任せて振る舞い、人をむりやり押さえつけて己の意を押し通そうとするのは、端的に「良知」の対立面にあるものであり、また「良知」によって克服されなければならない。王陽明は手紙の最後で

諸君毎相見時、幸黙以此意相規切之。須是克去己私、真能以天地萬物爲一體、實康濟得天下、挽回三代之治、方是不負如此聖明之君、方能報得如此知遇、不枉了因此一大事來出世一遭也。

諸君相い見ゆる時毎に、幸いにして黙して此の意を以て之を相い規切せん。須く是れ己の私を克去し、真に能く天地萬物を以て一體と爲し、實に天下を康濟し得、三代之治を挽回すれば、方めて是れ此くの如き聖明の君に負かざるなり、方めて能く此くの如き知遇に報い得、此の一大事に因りて來たりて出世すること一遭なるを枉らにせざるなり。

と書き、世宗支持派の中でも特に黄綰・黄宗明¹⁰⁸など自分の弟子たちに、「己の私」を「克去」して「断断休休」なる公正な政治を行い、また天子をもこのような方向に導き、「三代之治」を世にもたらすことを期待したのである¹⁰⁹。

第四節 世宗支持派政権の結末

黄綰が張璪に宛てた手紙からもわかるように、王陽明の「断断休休」論は、弟子たちの中では共鳴を得ていた。朝廷にいる陽明学派のメンバーと王陽明がこの説を実践しようとした形跡も見られる。例えば、黄綰は時の閣臣への手紙で、人材を推薦したり、人事決定に賛意を示したりしており¹¹⁰、王陽明もかつて方獻夫などが推薦した人物に異議を呈した¹¹¹。こういった努力は、果たして当時の政治を彼らにとって理想的な方向に導けたのだろうか。

世宗支持派の中で、もっとも世宗の信頼を得ていたのはなんといっても張璪であり、その次は桂萼である。張璪は嘉靖六年の十月に内閣に入り、嘉靖八年の九月に首輔となった。桂萼もこの年の二月に入閣を果たし、やがて序列で第二位に上がった。嘉靖十年に桂萼は病死したが、張璪は一時的に朝廷を追われることがあっても、嘉靖十四年の四月まで首輔の座にいた。これに対し、ほかの世宗支持派のメンバーの中、入閣したのはわずかに方獻

夫一人であり、その期間も嘉靖十一年の五月から十三の四月までと比較的短い。首輔を務めたのは、嘉靖十一年から十二年にかけ、張璁が朝廷を追われていた間の数ヶ月だけであった。張璁を頂点とする世宗支持派が政権を掌握していたのは、大まかにいえば嘉靖六年、厳密を期すれば少なくとも嘉靖八年から十四年に張璁が政界を退くまでの期間であるといえよう。

羅輝映・李洵そして田澍諸氏によれば、張璁・桂萼などは、有名な「一条鞭法」の濫觴である賦役制度の改革のほか、宦官・勲戚・宗室の政治・経済上の利権を削ぐなど、様々な改革を打ち出した。当然この中に陽明学派の諸人からの協力を得たものもあり、筆者も前稿でこのことを論じた。しかし王陽明がその「断断休休」の論において期待した政治構造上の改革においては、この世宗支持派政権、特に張璁・桂萼の振る舞いは、まったく王陽明を失望させるようなものであった。

従来の内閣 - 翰林院体制は、張璁を始めとする世宗支持派の攻撃的であったから、当然彼らは政権を掌握するといち早くこれにメスを入れた。嘉靖六年に、世宗の命令で現職の翰林院の官僚と庶吉士がほかの役所に転出させられ¹¹²、代わりに黄綰を始めとする中央・地方の官僚が従来のように出身・資格によらずに翰林院に補充された¹¹³。これらの命令の背後には当然、張璁らの発議があった¹¹⁴。嘉靖八年の会試では、もともと庶吉士に選ばれたはずの人々が張璁の請求により六部の官僚・科道官そして地方官に当てられた¹¹⁵。さらに、閣臣の下にあった「掌誥敕」という役職も、張璁の主張で嘉靖六年に世宗によって廃止された¹¹⁶。このポストはそれまで、内閣が次期内閣にふさわしいと見込んだ候補メンバーを暫く据えるような運用をされてきており、李東陽、そして楊廷和に追随した蔣冕・毛紀などはいずれもこのポストを経て入閣していた。「断断休休」の論に見える人事の精神についても、張璁はかつて同調する姿勢を示し、世宗への上疏で

臣切惟皇上宣德流化、必自近始、近必自内閣始。…今内閣擇其人焉、責之以擇九卿。九卿擇其人焉、各責之以擇監司。監司擇其人焉、各責之以擇守令¹¹⁷。

臣切^{ひそ}かに惟うに皇上徳を宣べ化を流すに、必ず近きより始め、近きは必ず内閣より始めん。…今内閣に其の人を擇べば、之に責むるに九卿を擇ぶを以てす。九卿に其の人を擇べば、各之に責むるに監司を擇ぶを以てす。監司に其の人を擇べば、各之に責むるに守令を擇ぶを以てす。

と述べている。

ところが張璁の実際の行動は、「断断休休」論の理想とは大きくかけ離れたものであった。彼が目指したのは、王陽明らが希望したような、内閣の権力を六部などに分散させ、官僚陣での内部対立を解消することではなく、対立していた楊廷和側の官僚たちを徹底的に制圧した上で、自らを頂点とする新しい権力の中心を作り出すことであった。それで「大礼の議」がもたらした朝臣たちの分裂を收拾するどころか、ますます悪化させたのである。嘉靖六年に、『明倫大典』の編纂に当たり張璁は、数年以来、朝臣たちからは百回以上にわたり弾劾を受けており、『明倫大典』が完成したら一層の攻撃を招くだろうと上申した¹¹⁸。こういった情勢の中で張璁、そして桂萼の取った姿勢は対立者たちに絶えず苛烈な報復を加えようとしたものであった。嘉靖六年に桂萼は楊廷和の一党がなお言路に多く残っていることを理由に、科道官たちに互いを弾劾させることを発案し、世宗に受け入れられた¹¹⁹。さらに嘉靖五年から六年にかけ、二人はいわゆる李福達事件を機に大獄を興し、政敵に大打撃を与えた¹²⁰。「大礼の議」で退けられた官僚たちの再起用は、もちろん彼らは一貫して拒み続けた¹²¹。

一方、内閣での事態も王陽明の期待どおりには進まなかった。かつて王陽明が黄綰への手紙で

一二當事之老、亦未見有同寅協恭之誠。

一二の當事の老も、亦た未だ同寅協恭の誠有るを見ず。

と述べたように、彼の期待していた閣臣たちの姿は、「同寅協恭」という言葉に端的に表されている。これはもともと『尚書』に見える言葉であり、諸侯たちを和睦させるというのが本来の意味である¹²²が、明代の場合、この言葉は特別な政治上の意味合いを持っていた。『明史』卷二百四十、「韓爌伝」に、

故事、閣中秉筆止首輔一人。廣微欲分其柄、囑忠賢傳旨、諭爌同寅協恭、而責次輔毋伴食。

故事、閣中に筆を乗るは止だ首輔の一人のみ。廣微其の柄を分かたんと欲し、忠賢に囑して旨を伝えしめ、爌に同寅協恭たれと諭して、次輔に伴食する毋れと責む。

との記述がある。これは熹宗の天啓年間、魏広微という官僚が魏忠賢と結託して当時の首輔・韓爌ら閣臣たちに上諭を下したことを記している。そこで持ち出されたのがこの「同寅協恭」という言葉である。当時においては首輔だけが「秉筆」つまり票擬の権を持ち、政策決定を独占的に行っていたが、魏広微はほかの閣臣たちも政策決定に関わらせることで、韓爌の権を削ろうとした。正徳十三年七月に武宗が北巡に出発する際に、楊廷和たち

を

特命爾等照依内閣舊規、同寅協恭、勤慎供事¹²³。

特に爾らに命じて内閣の舊規に照依して同寅協恭にし、勤慎にして事に供せよ。

と諭した。「同寅協恭」つまり閣臣たちによる合議体制こそが、明の内閣の本来のルールであったが、しかし時間が経つにつれ段々権限が筆頭格の一人、つまりいわゆる「首輔」に集中していき、ほかの閣臣たちがただ首輔に追従するようになった¹²⁴。王陽明の本意は、内閣の古い姿を復活させることにあったが、しかし彼の意に反して、首輔の優越的な地位には終止符を打たれることがなく、かえってそれをめぐって激しい軋轢が起こったのである。

嘉靖六年の二月に内閣首輔の費宏が朝廷を追われた。彼は楊廷和の残党ともいえる人物であり、首輔になってから、世宗支持派と対立していた旧官僚陣を率いて張璁らを抑圧していた¹²⁵だけではなく、その派閥作りの手法も従来通りであった¹²⁶。ゆえに張璁・桂萼は費宏を激しく攻撃し、王陽明も前述したように攻撃に加わった。最後は免職されていた錦衣衛百戸の王邦奇という人物の攻撃で費宏は失脚した¹²⁷。それに代わって楊一清が起用されて首輔となった。これは王陽明が大いに期待を寄せた人物であり、張璁・桂萼もかつて推薦したが、しかし首輔となってみたらやはり二人とうまくやっていけなかった。張璁・桂萼がもともと自分に好意的だった楊一清に抑えつけられるのを嫌がる¹²⁸一方、楊一清にも古いタイプの政治家の気質がかなり色濃く残っており、権力を握ると党派政治をやり始めた¹²⁹。そのため両方が攻撃し合う泥仕合となり、張璁・桂萼は一時的に朝廷から追い出されたが、ついに霍韜・方獻夫・黄綰が張璁の側にまわり楊一清を攻撃し、これで楊一清が失脚して張璁が代わりに首輔となった¹³⁰。それから内閣で協力体制が現れることはなく、かえって張璁と桂萼が早くから政治上の主導権をめぐって争い、関係が陰悪になった¹³¹。

このような混迷している情勢の中で、なんとか対立の緩和へ向けて動いたのが、陽明学派の人々であった。前述のように、黄綰はかつて張璁への手紙の中で「大礼の議」で退けられた官僚たちの再起用を求めている。また、方獻夫もかつて上疏で世宗に同様のことを進言した¹³²。なお、嘉靖十一年に翰林院の編修、陽明学者の楊名が上疏で時政を批判すると同時に、やはり楊廷和支持派の再起用を求めた。この上請が世宗の勘気に触れ、楊名は錦衣衛の獄に下されたが、これを救おうとした黄宗明、そして同じく陽明学者の黄直とともに逮捕された。この事件については次章で改めて述べる。結局世宗の存命中に再起用の

命はついに下らず、それが実現したのは、世宗の死後、当時の首輔・徐階が作成した遺詔によるものである。この徐階も、やはり陽明学者である。

このほかにも、例えば李福達の獄の際に、張璁・桂萼とともに案件の審理に当たった方獻夫は二人と争って当事者たちの罪を軽くした¹³³。そして張璁と楊一清とが争っていた際にも方獻夫は一度調停を試みた¹³⁴など、様々な動きが見られる。しかし陽明学派の人々の努力は総じて失敗に帰した。『明史』が

議禮諸臣恃帝恩眷、驅駕氣勢、恣行胸臆¹³⁵。

議禮諸臣帝の恩眷に恃み、氣勢を驅駕し、恣に胸臆を行う。

と記したのは、つまり当時の朝臣の大半がこの世宗支持派の一团に対して持っていたイメージを伝えている。特に張璁については、

孚敬頤指百僚、無敢與抗者¹³⁶。

孚敬百僚を頤指し、敢えて與に抗する者無し。

と記している。これは反対者側に同情した立場で書かれた記述である¹³⁷が、しかし張璁の基本的な政治姿勢を伝えているのである。つまり、朝廷で強固な支持基盤を持たないまま、ひたすら天子のバックアップ、そして後で述べるようなごく少数の側近で独裁体制を敷こうとするものである。このような姿勢では、「大礼の議」以来混乱していた官僚世界の秩序を再建することができなかつただけではなく、やがて執政集団である世宗支持派の内部分裂も招いたのである。

張璁と桂萼の確執はすでに述べた。桂萼は張璁以上に権力に執着していたらしく、王陽明が世を去った直後に、王陽明への処分と陽明学の禁圧を実行し、朝廷にいる王陽明の弟子たちの大いなる反発を招いたが、これについては次章で詳しく述べる。一方、張璁とともに世宗を支持した仲間たちから遠ざかり、陰険な者を側近として頼るようになった。このことは張璁が太常卿の彭沢と共謀して政敵の夏言を陥れようとした事件にはっきりと表れている。

嘉靖九年から、世宗は天地の分祀を含む一連の礼制改革を始めたが、これを機に天子の意に迎合して迅速に台頭してきたのが夏言である。しかも夏言は張璁に敵対する態度を示していたから、もちろん張璁に恨まれていた。嘉靖十年七月に、世宗に皇子がいないことを受け、時の行人司の司正、王陽明の弟子だった薛侃が上疏して宗室から一人を選んで北京に常駐させることを求めようとした。彭沢はそれが世宗の怒りを買うと踏み、張璁と示し合わせた上で、薛侃に張璁の支持が得られるから上疏するようにと唆し、後の訊問で薛

侃に夏言を首謀者と名指しさせようと画策した。果たして世宗はこの上疏に激怒し、薛侃を拷問にかけ首謀者を吐かせようとしたところ、薛侃は彭沢の示唆を無視して実情を述べた。これで張璉は一旦致仕させられ、夏言がますます世宗に重用されるようになった¹³⁸。

この事件で張璉に加担したもう一人の人物が、時の左都御史・汪鋐である。汪鋐は張璉が勢を得てから、本人にも先んじて張璉に追従しない者の排除に努め、時に世宗支持派の重要メンバーを面と向かって罵ったという¹³⁹。張璉の首輔在任中に吏部尚書まで昇り兵部尚書も兼任したが、その汚職のひどさで張璉にも嫌われた¹⁴⁰。そして、嘉靖十二年の十月に山西の大同で起こった反乱の処理をめぐり、政権内部の分裂はついに決定的なものとなった。張璉の提案した武力平定策がうまく行かず、結局は夏言の懐柔策を支持した黄綰が現地に派遣され事態の收拾に当たった。それで張璉はへそを曲げて辞職を申し出、しかも上疏で黄綰および追従を拒否した方獻夫、そしてすでに世を去っていた桂萼まで攻撃した¹⁴¹。その後も、汪鋐が些細なことで黄綰を弾劾した¹⁴²。ここに至って世宗支持派による政権運営は崩壊してしまい、張璉も嘉靖十四年の四月に病気のため致仕して政界から姿を消し、政敵の夏言に取って代わられる格好となった。『明史』は張璉の政治運営について

性狠愎、報復相尋、不護善類。欲力破人臣私黨、而已先爲黨魁。

性は狠愎なり、報復相い尋ぎ、善類を護らず。力めて人臣の私黨を破らんと欲するも、己は先に黨魁と爲る。

と述べているが、方獻夫もかつて

孚敬才大而量小、志正而識不宏、短於善善而長於惡惡、釐奸革弊之意多、而含污納垢之意少、事必由己、不能善與人同、不肯舉賢才而赦小過、此其所短也。

孚敬才大にして量小さく、志正しくて識宏からず、善を善するに短にして悪を悪むに長じ、奸を釐め弊を革むるの意多くして、汚を含み垢を納るるの意少なく、事必ず己に由り、善を人と同じくする能わず、賢才を舉げて小過を赦すを肯んぜず、此れ其の短なる所なり。

と述べ、張璉が全ての政策決定権を一手に握ろうとして対立者を容赦せず、有能な人材も抜擢しようとしぬ姿勢に不満を漏らしていた¹⁴³。張璉のこういった姿勢は黄綰からも批判され¹⁴⁴、天子の世宗すら困惑させていた¹⁴⁵。

終わりに

本章では、嘉靖初年における王陽明、および朝廷で高位を獲得した弟子たちの政治的立場と政治行動を考察した。本章で考察した通り、王陽明を始めとする陽明学派の一部のメンバーは、嘉靖初年の朝廷での政治闘争に非常に深く巻き込まれており、また、国の新たな体制作りの模索にも積極的に参加していた。王陽明とその弟子たちは、政治上においてははっきりとした立場を持ち、しかも国の進むべき方向についても明確なビジョンを提示した。それはつまり、内閣の勢力の拡張とそれによる朝政の壟断を打破し、朝廷で比較的分権的な体制を築こうとしたものである。

注意すべきは、このような政治上の姿勢を陽明学が思想・理念の面において支えていたことである。「大礼の議」で王陽明が「人情」論をもって弟子たちを支持したのも、そして後に「良知」により、政権を「斷斷休休」という精神を体現するものに導こうと弟子たちに求めたのも、その表れである。このことは、陽明学が強い政治性を有していたことを説明している。当時の政治的背景、そして王陽明たちの政治的な言動という文脈を考察することなしに、ただの哲学思想としての陽明学を分析するだけでは、陽明学が現実政治の場で意図したところを探り出すのは不可能であろう。

また、本章の冒頭で述べたように、陽明学派自体は、当時の政治・社会構造において、政治に関心を持ちしかも政治に関わりうる一部の人々を、王陽明が意図的に、しかもルール破りの手法でまとめて作り上げたものである。このことは何よりも、陽明学の最大の関心がどこにあったのかを説明している。王陽明だけではなく、およそこの学派のすべての人々は、その思想理念、そして実際の行動が、当時の政治情勢に影響され、ひいては左右されていたのであろう。あの有名な庶民学者・王良も例外ではない。確かに彼は官位に就いたことがなく、生員ですらなかった。そのため庶民学者としてその特異性が強調されてきたが、しかし庶民であることは、彼に政治への関心がなく政治と関わっていなかったことを決して意味しないのである。彼はかつて

大丈夫…出則必爲帝者師、處則必爲天下萬世師¹⁴⁶。

大丈夫…出づれば則ち必ず帝者の師たり、處れば則ち必ず天下萬世の師たり。

と述べ、一布衣でありながら天子の師をもって自任していた。このことは当時の政治の空気と緊密に関係していた。第二章では、霍韜がかつて「謝御書兼辭陞職疏」という上疏をしたことに触れた。この上疏の中に

大哉、太祖皇帝之至德也。聘一儒士、猶自謂才疏。…伏惟陛下特詔天下守臣、博訪隱

逸遺材、具以名聞、然後遺官徵聘、量材授任¹⁴⁷。

大なるかな、太祖皇帝の至徳なるや。一儒士を聘するに、猶お自ら才疏と謂う。…伏して惟うに陛下は天下の守臣に特詔し、隱逸遺材を博訪せしめ、具に名を以て聞せしめ、然る後に官を遺りて徵聘し、材を量りて任を授けんことを。

とあり、太祖が「儒士」を尊んだことを引き合いに出して、「隱逸」を捜し求めて官を授けることを求めた。そしてこの上疏の後に、世宗の処理意見として

着該衙門查奏、着實舉行。

該衙門に着して查奏し、着實に舉行せよ。

とある。果たして嘉靖八年から、王艮を朝廷に推薦する官僚が本当に現れた¹⁴⁸が、これはちょうど世宗支持派が政権を全面的に掌握した時期に当たる。王艮はもともと豪商として地方で名を轟かせていたが、王陽明に入門したことで彼の名声はさらに高まり、また政府の上層部の動向にいち早く接することも可能になったのであろう。正しく嘉靖初年の独特の政治的雰囲気の中で、王艮のような奇妙な「隱逸」が現れたのである¹⁴⁹。

王陽明は嘉靖七年に世を去ったが、その死後も陽明学派は紆余曲折をたどりながら命脈を保ち続け、少なくとも万曆後期までは政治の舞台で活躍し、時に大勢力をも誇っていた。次章では、粗筋を提示するに止まるが、王陽明死後の陽明学派の動向を追っていきたい。

¹ 『從先維俗議』卷三、「總核中外變體以遡先進禮法議」。

² 『明人伝記資料索引』。これ以降の人物の略歴への言及は、特別な説明がない限り、すべて同書を参照したものである。

³ 『万曆大明会典』卷七十八、「学規」

（洪武）十五年、頒禁例於天下學校、鐫勒臥碑、置於明倫堂之左、永爲遵守。…一、軍民一切利病、並不許生員建言。果有一切軍民利病之事、許當該有司、在野賢人、有志壯士、質樸農夫、商賈技藝、皆可言之。諸人毋得阻當。惟生員不許。

⁴ 『万曆大明会典』卷七十八、「学規」

一、今後府州縣生員、若有大事干於己家者、許父兄弟姪具狀入官辯訴。若非大事、含情忍性、毋輕至於公門。

⁵ 陳宝良『明代儒学生員与地方社会』366 - 368 頁を参照。

⁶ 同書 370 - 371 頁を参照。

⁷ 『從先維俗議』卷三、「總核中外變體以邇先進禮法議」。

⁸ 『亭林詩文集』亭林文集卷一、「生員論」中

今天下之出入公門、以撓官府之政者、生員也。…官府一拂其意、則群起而鬪者、生員也。把持官府之陰事、而與之爲市者、生員也。

⁹ 『年譜』嘉靖三年

於是關稽山書院、聚八邑彥士、身率講習以督之。

¹⁰ 『見聞雜記』卷二。

¹¹ 同書 382 頁を参照。

¹² 『年譜』弘治十八年。

¹³ 第二章注 27 を参照。

¹⁴ 『明世宗實錄』卷九十八、嘉靖八年二月甲戌

吏部會廷臣議故新建伯王守仁功罪、言、守仁事不師古、言不稱師、欲立異以爲名、則非朱熹格物致知之論。知衆論之不與、則著朱熹晚年定論之書、號召門徒互相唱和。才美者樂其任意、或流於清談。庸鄙者借其虛聲、遂敢於放肆。傳習轉訛、悖謬日甚。其門人爲之辯謗、至謂杖之不死、投之江不死、以上瀆天聽、幾於無忌憚矣。若夫剿輦賊、擒除逆濠、據事論功、誠有可錄。是以當陛下御極之初、即拜伯爵。雖出於楊廷和預爲己地之私、亦緣有黃榜封侯拜伯之令。夫功過不相掩、今宜免奪封爵、以彰國家之大信、申禁邪說、以正天下之人心。上曰、卿等議是。守仁放言自肆、抵毀先儒。號召門徒、聲附虛和。用詐任情、壞人心術。近年士子傳習邪說、皆其倡導。至於宸濠之變、與伍文定移檄舉兵、仗義討賊、元惡就擒、功固可錄。但兵無節制、奏捷誇張。近日掩襲塞夷、恩威倒置。所封伯爵、本當追奪、但系先朝信令、姑與終身。其歿後恤典、俱不准給。都察院仍榜諭天下、敢有踵襲邪說、果於非聖者、重治不饒。

¹⁵ 『明世宗實錄』卷一百九十九、嘉靖十六年四月壬申

御史遊居敬論劾南京吏部尚書湛若水學術偏詖、志行邪偽、乞賜罷黜、仍禁約故兵部尚書王守仁及若水所著書、並毀門人所創書院、戒在學生徒毋遠出從游、致妨本業。疏下吏部、覆言、若水嘗潛心經學、希迹古人、其學未可盡非。諸所論著、容有意見不同、然於經傳多所發明。但從遊者日衆、間有不類、因而爲奸、故居敬以爲言。惟書院名額、似乖典制、相應毀改。上曰、若水已有旨諭留、書院不奉明旨、私自創建、令有司改毀。自今再有私創者、巡按御史參奏。

¹⁶ 国立政治大学歴史学系、2006 年。

¹⁷ 社会科学文献出版社、2007 年。

¹⁸ 中国社会科学出版社、2002 年。

¹⁹ 『明史研究論叢』第三輯、江蘇古籍出版社、1985 年、167 - 188 頁。

²⁰ 『東北師大学報』（哲学社会科学版）1986 年第 5 期、48 - 62 頁。

²¹ 共に同氏『明清史論集』（汲古書院、1995 年）に収録されている（それぞれ 83 - 111 ページ、112 - 154 ページ）。

²² 『万曆野獲編』卷二十、「陸澄六辯」

文成之附大禮不可知、然其高弟如方獻夫・席書・霍韜・黃綰輩皆大禮貴人、文成無一言非之、意澄言亦不妄。

ここで名前を出されている霍韜も世宗支持派の重要人物であり、しかも方獻夫と同郷で王陽明とも交遊があった。しかし、彼は王陽明の弟子ではない。

²³ 『新中華』12 卷 7 期、1949 年、27 - 33 頁。

²⁴ 『東洋史研究』第 71 卷第 1 号、2012 年、36 - 68 ページ。

²⁵ 中山八郎「再び「嘉靖朝の大礼問題の発端」に就いて」。『皇明祖訓』に見える原文は、
凡朝廷無皇子、必兄終弟及、須立嫡母所生者、庶母所生雖長不得立。若姦臣棄嫡立庶、庶者必當守分勿動、遣信報嫡之當立者、務以嫡臨君位、朝廷即斬姦臣。

となっている。

²⁶ 例えば『明史紀事本末』卷五十、「大礼議」に

於是吏部尚書喬宇率九卿上言、必以孝宗爲考、而後大宗爲不絶。

という発言が見られ、「大宗」の断絶は何としても防がなければならないという論調である。また、楊廷和に追従していた閣臣の蔣冕が「為後大宗疏」なるものを奏上し、朱子学の立場から経書の文句や漢宋の儒者および朱子などの議論を根拠に、世宗が明の帝室という「大宗」を継ぐために孝宗の子となることが必須だということを論証したが、なぜ「大宗」を継がなければならないのかは説明していない。この上疏は、『皇明経世文編』卷一百二十四に収められている。

²⁷ 『明史紀事本末』卷五十、「大礼議」

（汪）俊復會公侯卿佐及翰林臺諫官上言、祖訓兄終弟及、以同産言也。皇上爲武宗親弟、自宜考孝宗、母昭聖。

²⁸ 例えば黄綰は上疏において以下のように反論している。

且陛下明爲入繼大統、而又曲改以爲入繼大宗、是何言哉。夫入繼大統、三代所同、同歸於禮、所謂名正言順者。今而改之、則天子之職、止一宗祀而已、又何大夫士庶人之別也。按宗法、別子爲祖、繼別爲宗。蓋繼天子者、世爲天子。繼諸侯者、世爲諸侯。其他子爲別子。爲祖者、爲始祖也。繼別子後者、方爲宗。是故諸侯不敢祖天子、大夫不敢祖諸侯、天子無宗、諸侯亦無宗。有宗者、乃大夫士庶人之事也。天子諸侯皆止一人、所以治其宗、而不與之同宗。（『久庵先生文選』卷十三、「大礼第三疏」）

世宗は「統」を継ぐのであり「宗」を継ぐのではないという論調は、張璁を始めとする世

宗支持派の共通の立場である。

²⁹ 『明史紀事本末』卷五十、「大礼議」

（毛）澄等七十餘人又上議、武宗皇帝以神器授之陛下、有父道焉。特以昭穆既同、不可爲世。孝廟而上、稱祖曾高、以次加稱、豈容異議。

³⁰ 例えば黄綰は

陛下繼武宗爲天子、則當承武宗爲祭主。是故得爲主則九廟皆有主矣、不得爲主則九廟皆無主矣、何必獨爲孝宗慮、而不爲武宗慮哉。…我太祖高皇帝深懲繼嗣之失、以爲姦逆之基、故有兄終弟及之訓、專重繼統者也。先于同父兄弟、若無同父、則及同祖。今禮官之言曰必同產而後可、故以陛下強爲孝宗之子、假爲武宗同產親弟、然後可立。又曰、爲孝宗立子、即爲爲武宗立後。有是事哉。…今乃武宗無子而非孝宗無子、既欲重爲立嗣、即當爲武宗、而不當又爲孝宗立。（『久庵先生文選』卷十三、「大礼第三疏」）と、楊廷和側の主張を批判している。

³¹ 李洵「「大礼議」与明代政治」。

³² 『明世宗実録』卷一、正徳十六年四月己酉

六科給事中張九敘等劾奏、大學士梁儲結附權姦、持祿固寵。吏部尚書王瓊濫鬻將官、依阿權倖。巡撫順天都御史劉達、巡撫宣大都御史甯杲、憑藉姦黨、貪財害民。及戶部尚書楊潭、兵部尚書王憲、工部尚書李鏊、都察院左都御史陳金・王璟、巡撫保定都御史伍符、工部左侍郎劉永、右侍郎馮蘭、兵部右侍郎馮清、巡撫甘肅都御史文貴、巡撫兩廣都御史蕭翀、掌太常寺事・禮部尚書劉愷、禮部右侍郎張昱、俱庸陋不職。十三道監察御史李獻等亦上疏論劾儲等、而及禮部侍郎顧清、巡撫四川都御史馬昊、撫治鄖陽都御史毛珵、巡撫榆林都御史陳璘。得旨、王瓊・劉達下都察院鞫治、甯杲令巡按御史執送京師、顧清・劉愷・馮蘭・馮清・馬昊・蕭翀・張昱・陳璘並致仕。梁儲方乞休、勉留輔政。楊潭・王憲・李鏊・陳金・王璟・伍符・劉永・毛珵・文貴先已自陳解官及論黜、不復究。

³³ 『明世宗実録』卷一、正徳十六年四月己酉。王瓊のこの非難には相当の根拠があった。

楊慎が状元となった件については、『弇州史料』前集卷九に

六年辛未。是歲狀元慎、新都公子也。或曰、新都以子預試、請迴避、不允、而首相長沙公密以制策題示慎、所對獨詳、遂首冠。

と、李東陽が楊慎に試験の問題を漏らしたとの説が記されている。楊廷和の弟である楊廷儀については、『万曆野獲編』卷七、「三相同氣」条に

新都之弟、爲兵部左侍郎廷儀。初以乃兄故、從禮部調吏部、後頓失歡、遍騰謗於縉紳、至謂新都附麗逆瑾以進。後首揆去國諸彈章、亦預聞焉。

とある。そして、楊廷和の次子楊惇、甥の楊恂、そして婿の余承勲・葉桂章らも進士とな

っており、後の三人は翰林院にも入っていた。『万曆野獲編』巻七、「吉士不読書」条、および巻十五、「現任大臣子弟登第」条を参照。なお、『嘉靖以来首輔伝』巻一に

時廷和當草大將軍南征勅諭、謝弗肯草、上已心恚。而會推南京吏部尚書劉龍理東閣、誥敕以廷和私其鄉人、切責之。

との記載がある。武宗は個人の恨みから楊廷和を責めたとはいえ、楊廷和が同郷の人を積極的に引き立てようとしたことは確かであろう。

³⁴ 例えば『明史紀事本末』巻五十、「大礼議」には、以下の事例がある。

時有待對公車舉人張璫者、爲禮部侍郎、王璫同鄉土。詣璫言、帝入繼大統、非爲人後、與漢哀・宋英不類。璫然之、宣言於衆、廷和謂璫獨持異議、令言官列璫他失、出爲南京禮部侍郎、而以侍讀學士汪俊代之。

(中略)

巡撫雲南都御史何孟春上言、以爲興獻王不宜稱考。廷和覽疏、乃擢孟春吏部侍郎。

(中略)

給事中熊浹上言、皇上貴爲天子、聖父聖母以諸王禮處之、安乎。臣以爲當稱帝后、而祀興獻於別廟、則大統之議、所生之恩兼盡矣。乃出爲按察司僉事。浹、大學士費宏鄉人也。宏慮廷和疑己、故出之。

(中略)

至是、廷和銜璫、授意吏部除爲南京主事。

(中略)

都御史林俊致仕家居、廷和寓書於俊、以定國是。俊上疏曰、孔子謂觀過知仁、陛下大禮未協、過於孝故耳。司馬光有言、秦漢而下入繼、或尊崇其所生、皆取譏當時、貽笑後世。陛下純德、何忍襲之。疏入留中。廷和遂奏起林俊爲工部尚書、俊力辭不聽。

³⁵ 例えば『明史』巻一百八十八、「呂翀伝」には、次のような上奏がある。

呂翀、廣信永豐人、弘治十二年進士。其請留健・遷、言、二臣不可聽去者有五。孔子稱孟莊子之孝、以不改父之臣爲難。二臣皆先帝所簡、以遺陛下、今陵土未乾、無故罷遣、何以慰在天之靈。

また、『明史』巻二百四十四、「楊漣伝」に記されている楊漣の魏忠賢弾劾文には、

劉一燝・周嘉謨、顧命大臣也。忠賢令孫杰論去、急于翦已之忌、不容陛下不改父之臣、大罪二。

のような言葉がある。

³⁶ 『石龍集』巻十八、「寄席元山」第二首。

³⁷ 『石龍集』巻十八、「寄陽明先生書」第二首。

³⁸ 『石龍集』巻十九、「寄羅峰書」第三首。

³⁹ 『太師張文忠公集』奏疏卷四、「請宣諭內閣」。

⁴⁰ 『太師張文忠公集』奏疏卷四、「請宣諭內閣」

凡閣中一應事務、不問國家利害、不行虛心公議、但以首者一人所主、餘唯唯無敢可否。一有言者、輒陰擠而斥之矣。…如近年楊廷和之妄議典禮、一人主之、蔣冕・毛紀二人皆甘心附之、雖挾制君父、破壞綱常、猶弗之顧、況事之小於此者乎。

⁴¹ 『太師張文忠公集』奏疏卷一、「正典礼第七」

其兩京大小官員、知朝議之非者十有六七、阿附不知者止二三耳。但知其非者少有私議、輒目爲奸邪、風言謫降、并考察黜退。…又如九卿六科十三道官連名之疏、豈議論同哉。如九卿之首、自草一疏、不令衆見、止以空紙列書九卿官銜、令吏人送與書一知字。有不書者、即令所私科道官指事劾之。…至於科道官連章、則亦猶然者、掌事一人執筆、餘者聽從、勢有所迫故也。

⁴² 『世宗實錄』卷十四、嘉靖元年五月癸亥

戶部覆河南布政司參議徐文溥奏、賦役之法、祖宗成規、不容變亂。自御史潘鵬創立新法、名曰和平冊、事體紛更、或議增脚價、或議收餘銀、或議均徭、或議驛傳、或議戶口鹽糧、陽減陰增、朝更暮改、法愈巧而弊愈甚。乞行各該撫按、令一應賦役、悉遵祖宗舊制、其正德間如潘鵬等所立新法冊籍、并已刊成書者、盡燬之、仍榜諭禁革。有不遵舊制、妄議立法、即坐以紊亂成法之罪。間有於人情土俗不便者、聽撫按官從長議處、事體重大者、奏請定奪、不許任情率意、變法擾人。得旨、如議。

⁴³ 『皇明紀略』

孝皇時、管河通政奏巡按御史陸偁私變均徭則例、又擅革接遞夫役。召內閣曰、陸偁爲御史、乃敢擅作均徭則例、減舊制夫役…上曰、已姑令回話、縱不深罪、亦須薄懲、今府縣往往違詔亂法、更賦變徭、刻爲成書、肆行於時、漫無糾舉者。

⁴⁴ 『胡端敏奏議』卷五、「忠益疏」。

⁴⁵ 『明史』卷七十、「選舉志二」

成祖初年、內閣七人、非翰林者居其半。翰林纂修、亦諸色參用。自天順二年、李賢奏定纂修專選進士。由是、非進士不入翰林、非翰林不入內閣。南・北禮部尚書、侍郎及吏部右侍郎、非翰林不任。而庶吉士始進之時、已羣目爲儲相。通計明一代宰輔一百七十餘人、由翰林者十九。蓋科舉視前代爲盛、翰林之盛則前代所絕無也。

⁴⁶ 『明史』卷七十一、「選舉志三」

任官之事、文歸吏部、武歸兵部、而吏部職掌尤重。吏部凡四司、而文選掌銓選、考功掌考察、其職尤要。選人自進士・舉人・貢生外、有官生・恩生・功生・監生・儒士、又有吏員・承差・知印・書算・篆書・譯字・通事諸雜流。進士爲一途、舉貢等爲一途、

吏員等爲一途、所謂三途並用也。京官六部主事・中書・行人・評事・博士、外官知州・推官・知縣、由進士選。外官推官・知縣及學官、由舉人・貢生選。京官五府・六部首領官、通政司・太常・光祿寺・詹事府屬官、由官廩生選。州・縣佐貳、都・布・按三司首領官、由監生選。外府・外衛・鹽運司首領官、中外雜職、入流未入流官、由吏員・承差等選。此其大凡也。其參差互異者、可推而知也。

⁴⁷ 『明史』卷七十一、「選舉志三」

初、太祖嘗御奉天門選官、且諭毋拘資格。選人有即授侍郎者、而監司最多。進士・監生及薦舉者、參錯互用。給事・御史、亦初授陞遷各半。永・宣以後、漸循資格、而臺省尚多初授。至弘・正後、資格始拘、舉・貢雖與進士並稱正途、而軒輊低昂、不啻霄壤。

明代の出身と任官状況については、例えば方志遠『明代国家権力機構及運行機制』（科学出版社、2008年）154 - 157 頁を参照。

⁴⁸ 『渭厓文集』卷一。

⁴⁹ 『嘉靖以来首輔伝』卷二。

⁵⁰ 『年譜』正徳十六年五月

庚辰春、甘泉湛先生避地髮履塚下、與霍兀厓韜・方叔賢同時家居爲會。先生聞之曰、英賢之生、何幸同時共地、又可虚度光陰、失此機會耶。是秋、兀厓過洪都、論大學、輒持舊見。先生曰、若傳習書史、考正古今、以廣吾見聞則可。若欲以是求得入聖門路、譬之採摘枝葉、以綴本根、而欲通其血脈、盖亦難矣。

⁵¹ 唐長孺「跋明張璁書扇——略述王守仁与張璁的關係」（『学林漫録』十一集、中華書局、1985年、177 - 184 頁）。この論文によれば、唐氏は二十世紀の五十年代に北京の瑠璃厂で、張璁自筆の詩が書かれている扇面を購入した。題辭で張璁は自筆詩について、王陽明の詩を得てそれに和するものであると述べている。唐氏はこの文面および黄綰の「陽明先生行狀」（『全集新編本』卷三十七）にある

張公孚敬見公所處岑猛諸子及盧蘇・王受得宜、征剿八寨有方、奏至甚喜、極口稱嘆、謂予知人之明。又述在南京時與言惓惓欲公之意、曰、我今日方知王公之不可及、即薦於朝、取來作輔、共成天下之治。

という文章を根拠に、恐らく正徳九年五月から正徳十一年九月までの間、つまり王陽明が南京鴻臚寺卿の任にあった期間中に、南京で二人は会ったことがあると推論している。しかし、題辭は王陽明本人と会ったとは記していない。また、黄綰・張璁・桂萼の三人は「大礼の議」の最中に共に南京で勤めていた時期がある。『明史紀事本末』卷五十、「大礼議」

代府長史李錫・南京都察院經歷黄綰・錦衣衛千戸聶能遷各上疏議、其言與璁議合。帝益心動、乃命取督賑侍郎席書・南京刑部主事桂萼・張璁詣京集議。時霍韜居里中、亦

並召之。

「陽明先生行狀」にある「南京に在った時」云々とは、黄綰と張璁との会話を指している可能性もある。ただし、張憲文校注『張璁集』（上海社会科学院出版社、2003年）に付録として収められている「張璁年譜簡編」によれば、張璁は確かに正徳九年五月から正徳十一年九月の間、会試から帰郷したり吏部での授官手続きに応じたりするため、北京と郷里の浙江・永嘉を往復しており、その度に南京を経過したはずである（同書 535 - 536 頁を参照）。そして正徳十三年から、張璁は郷里で書院を築き授徒講学を始めた（同書 537 頁を参照）。王陽明と会ったことがあれば、これもその影響かもしれない。こう見れば二人がかつて面会した可能性が高く、そうではなくとも張璁は黄綰を通じ、王陽明のことについて多少の了解があったはずである。因みに張璁は「大礼の議」後、名前の「璁」の字が世宗の名前「朱厚熜」にある「熜」の字と同音であるため改名を申し出、「孚敬」の名を賜った。

⁵² 前注に引く『明史紀事本末』の文を参照。

⁵³ 『明史紀事本末』巻五十、「大礼議」

南京給事中黄仁山等亦上言、書巧詐邪佞、私蓄議藁而不自進、陰託桂萼代奏干寵。而璁・萼每造書所、必在暮夜。

⁵⁴ 『年譜』嘉靖八年二月

詹事黄綰上疏曰、忠臣事君、義不苟同。君子立身、道無阿比。臣昔爲都事、今少保桂萼時爲舉人、取其大節、與之交友。

⁵⁵ 『万曆野獲編』巻二十、「陸澄六辯」

澄又疏詆考興獻之非、投、劾歸、赴補得禮部。時張・桂新用事、復疏頌璁・萼正論、云以其事質之師王守仁、謂、父子天倫不可奪、禮臣之言未必是、張・桂之言未必非。恨初議之不經、而懣悔無及。

⁵⁶ 『年譜』嘉靖五年三月。この手紙の全文は、『全集新編本』の巻六に「寄鄒謙之」の第二通として収録されている。なお、引用した内容は単行本の『陽明先生年譜』（錢德洪編）に収録されていない。

⁵⁷ 各人の発言としては、以下の例がある。

張璁

夫天下豈有無父母之國哉。…記曰、禮非從天降也、非從地出也、人情而已矣。故聖人緣人情以制禮、所以定親疏、決嫌疑、別異同、明是非也。（『太師張文忠公集』奏疏卷一、「正典禮第一」）

霍韜

古者帝王之制禮也、因諸人情、準諸天理而止矣。處人情非常之變、立人極可常之準、乃不求諸天理之極、以及乎人心之安、顧區區漢宋故事之求、淪胥世俗之陋、可乎。(『渭厓文集』卷五、「大礼議」)

席書

初、書在湖廣、見中朝議大禮未定、揣帝向張璪・霍韜、獻議言、…然禮本人情、陛下尊爲天子、慈聖設無尊稱、可乎。故尊所生曰帝后、上慰慈闈、此情之不能已也。(『明史』卷一九七、「席書伝」)

方獻夫

嘉靖改元、夏還朝、道聞大禮議未定、草疏曰、先王制禮、本緣人情、君子論事、當究名實。竊見今日禮官所議、有未合乎人情、未當乎名實。一則守禮經之言、一則循宋儒之說也。(『明史』卷一九六、「方獻夫伝」)

熊浹

夫禮者、因人情者也。皇上貴爲天子、聖父聖母乃以諸王禮處之、於情安乎。(『明倫大典』卷六)

また、張璪・桂萼・黃綰・黃宗明の共同上疏として、『明倫大典』卷十一に

臣等敢與此議者、誠以皇上至情、絕不可遏、禮官初議、堅不肯改、未免重傷皇上之心。

とある。

⁵⁸ 前注での諸人の発言は、すべて『明倫大典』に収められている(ただし、巻七に収められている方獻夫の上疏は、『明史』に記されている上疏の抜粋に近いものであり、冒頭の「先王礼を制するに、本より人情に縁る」云々は見えない。方獻夫の文集『西樵遺稿』巻一にある「議大礼疏」も『明倫大典』と同様の内容である)。また、世宗による御製序にも、

天賜我賢良方正之臣、…奮所學而贊朕、推明統嗣之不同、詳論義情之兼盡。

との言葉がある。

⁵⁹ 『明倫大典』の最後を締めくくる、方獻夫による後序(方獻夫の文集『西樵遺稿』の巻六にも「明倫大典後序」と題されて収録されている)の中に

臣嘗學矣、見天子爲後之說、見漢師丹議、見魏明帝詔、見宋司馬光・程頤論、以爲道固宜然矣。及因今日之事而反諸心、則有不然者。…以此心推之、皇上之心亦若是而已矣。…夫師氏・司馬氏・程氏皆名儒也、臣等何敢必違其言、以取不韙之罪哉。是心有不安焉耳。禮官之議十九、臣等之議十一、皇上亦何必違衆而從寡哉。是心有不安焉耳。是心也、良心也。降衷秉彝也、人固有之也、不可得而泯滅焉者也。使此心可泯滅焉、

則亦何有於是。故學也者、反諸心而已矣。讀是書者、亦反諸心而已矣。

との文があるが、「心」・「良心」・「心に反える」などの用語からすれば、これは全くの陽明学風な論説としか考えられない。しかしまた、張璁・桂萼などが陽明学者と接する機会を持っていたとしても、彼らが陽明学を奉じていたことを示す明確な証拠がないため、方便のため世宗支持派の主なメンバーたちが口を揃えた面もあったかもしれない。

⁶⁰ 『全集新編本』巻三十七、「海日先生墓誌銘」。

⁶¹ 『全集新編本』巻二十一、「寄楊邃庵閣老一」。この手紙は嘉靖元年に書かれたものである。

⁶² 『全集新編本』巻二十一、「寄楊邃庵閣老二」。この手紙のタイトルの下に「癸未」つまり嘉靖二年とあるが、これは明らかに間違いである。正文の初めに

前日嘗奉啟、計已上達。自明公進秉機密、天下士夫忻忻然動顏相慶、皆爲太平可立致矣。門下鄙生獨切生憂、以爲猶甚難也。

とあるが、楊一清が入閣したのは、正徳十年と嘉靖五年の二回である。東景南の考証によれば、明人張萱の『西園聞見録』なる書物の巻二十六にある王陽明の楊廷和への手紙は、実はこの楊一清への手紙の、王陽明の文集の編纂者による添削を経ていない部分を保存したものであり、東氏はその内容から、この手紙の年月を嘉靖五年としている。同氏『陽明佚文輯考編年』829 - 841 頁、また注 86 を参照。

⁶³ 『明武宗実録』巻六十六、正徳五年八月甲午。

⁶⁴ 『明史紀事本末』巻四十八、「平南贛盜」

初、守仁上疏、…衆迂其議、屢不報。尚書王瓊慨然曰、朝廷有此等人、不與以柄、又將誰用。

⁶⁵ 『今言』巻四

濠反書初至、諸大臣驚懼、以爲濠事十成八九。晉溪一日十四奏、調兵食、且大聲對諸大臣曰、王伯安在汀贛、據南昌上流、旦夕且縛宸濠。諸公無恐。曩請與伯安提督軍務、正爲今日。

「晋溪」は王瓊の号である。

⁶⁶ 『繼世紀聞』巻五

守仁…乃上疏、乞假以重權、及聽臣募兵積糧、便宜區處、庶賊盜可息。疏下兵部、王瓊以爲然、乃覆奏、乞改守仁職爲提督軍務、欽降令旗令牌八面副、軍前得便宜斬殺、所在賦稅官錢、聽其自用。守仁由是得以展布。

⁶⁷ 『国朝献徵録』巻十五、「特進光祿大夫左柱国少師兼太子太師吏部尚書華蓋殿大學士贈太保諡文忠楊公廷和行狀」

壬戌三月、大明會典成、當遷官。吏部擬公左春坊大學士、上令中使至内閣問曰、所擬

廷和官豈誤耶。李文正公對曰、其人資望兩隆、且東宮侍講、啟沃有年、纂述之功、亦異流輩。特擬此官酬之、非誤也。中使以聞、上曰、朕亦久知其人、豈吝此官乎。

⁶⁸ 注 33 に引く『弇州史料』の文を参照。

⁶⁹ 例えば注 26、注 71 を参照。

⁷⁰ 楊一清が宦官の張永と手を結んで劉瑾を失脚に追い込んだことは、有名な話である。その後も、彼は張永と良好な関係にあった。また、張永の「義子」で武宗の寵臣である錢寧も、かつて楊一清と仲が良かったが、楊一清の寵臣を批判する上疏をきっかけに関係が一気に悪化し、結局楊一清は致仕に追い込まれた。『明史』卷一百九十八、「楊一清伝」を参照。

⁷¹ 『明史紀事本末』卷五十、「大礼議」

先是、帝下大禮或問於禮部。時楊一清家居、遺書吏部尚書喬宇曰、張生此論、聖人不易、恐終當從之。宇不聽。

⁷² 『明史』卷一百九十八、「王瓊伝」

瓊才高、善結納。厚事錢寧・江彬等、因得自展、所奏請輒行。其能爲功於兵部者、亦彬等力也。

⁷³ 『明史』卷一百九十八、「王瓊伝」

而大學士廷和亦以瓊所誅賞、多取中旨、不關內閣、弗能堪。

⁷⁴ 対立は事件の処理でヘマをした楊廷和側の彭澤などの処置をめぐる起こった。『双溪雜記』

至是會議、鴻儒托禮部尚書毛瑄・戸部尚書石玠、承望內閣風旨、以謂大夫出使於外、苟有利於國家、專之可也、今事須再勘。兵部尚書王瓊曰、納幣虜庭、失信夷人、致貽後患、利乎、不利乎。事須勘明、更勘何事。衆多是兵部議、而無一人爲李昆庇者。奏上、澤罷免爲民、李昆・陳九疇等提赴刑部問。侍郎金獻民署印、淹滯半年不成獄、刑部尚書張子麟省親回、始問成。…時楊廷和丁憂服闋在閣、與蔣冕・毛紀庇澤、已罷免不罪。李昆止降級、陳九疇爲民、黃城・趙春調外任。因是憾兵部尚書王瓊不附己、深入骨髓。正德辛巳三月十四日、武宗崩。四月二十二日、今上即位。楊廷和草詔捕寫亦虎仙下獄、令法司查黃城・趙春原擬開奏。又於科道劾官本內、云以瓊爲勾引奸夷。科道本原無勾引奸夷事、欲令法司因此中傷瓊。…御史楊秉中者、彭澤同鄉素厚。及見瓊繫獄、承廷和風旨、上言瓊害澤罷免、乞罪瓊、起用澤。

なお、クムルをめぐる情勢については、田澍『嘉靖革新研究』第八章「解決哈密危機」(213 - 229 頁) に詳しい。田氏によれば、クムルでの危機的な状況は、「大礼の議」後、王瓊が再び起用され、明側がトルファンの通貢を許し、クムルを事実上放棄することで一応の解決を見るに至った。

⁷⁵ 『明武宗實錄』卷一百九十七、正德十六年三月丙寅

上崩於豹房。…初、司禮監官以太后命至內閣、與大學士楊廷和等議所當立者。既定、入白太后取旨、廷和等候於左順門。頃之、吏部尚書王瓊排掖門入、厲聲曰、此豈小事、而我九卿顧不預聞耶。衆不答、瓊意乃沮。

⁷⁶ 『年譜』嘉靖元年正月

先是、先生平賊擒濠、俱瓊先事爲謀、假以便宜行事。每䟽捷、必先歸功本兵、宰輔憾焉。

⁷⁷ 劉復生主編『川大史學・中国古代史卷』、四川大學出版社、2006年、682 - 699頁。

⁷⁸ 『明史』卷一百九十五、「王守仁傳」

諸同事有功者、惟吉安守伍文定至大官、當上賞。其他皆名示遷、而陰絀之、廢斥無存者。守仁憤甚。時已丁父憂、屢疏辭爵、乞錄諸臣功、咸報寢。

『年譜』嘉靖元年正月

䟽辭封爵。先是、…宰輔憾焉。至是、欲阻先生之進、乃抑同事諸人、將紀功冊改造、務爲刪削。先生…乃上䟽乞辭封爵。…䟽上不報。

七月

再䟽辭封爵。…先是、先生上䟽辭爵、乞普恩典。蓋以當國者不明軍旅之賞、而陰行考察、或賞或否、或不行賞而并削其績、或賞未及播、而罰已先行、或虛受陞職之名、而因使退閑、或冒蒙不忠之號、而隨以廢斥。…乃再上䟽曰、…今也將明軍旅之賞、而陰以考課之意行於其間。人但見其賞未施而罰已及、功不錄而罪有加、不能創奸警惡、而徒以阻忠義之氣、快讒嫉之心。譬之投杯醪於河水、而求飲者之醉、可得乎。䟽上不報。

⁷⁹ 『明史』卷一百九十五、「王守仁傳」

已、論功封特進光祿大夫・柱國・新建伯、世襲、歲祿一千石。然不予鐵券、歲祿亦不給。

⁸⁰ 注 78 を参照。王陽明に鉄券・歳祿が発給され、その部下たちの功が報いられたのは、すでに嘉靖六年、王陽明の死より一年前の時点であった。これは広西での反乱平定のため世宗が王陽明を起用しようとした際に、黄綰の請求で実現したものである。『明史』卷一百九十五、「王守仁傳」

嘉靖六年、思恩・田州土酋盧蘇・王受反。總督姚鏌不能定、乃詔守仁以原官兼左都御史、總督兩廣兼巡撫。綰因上書訟守仁功、請賜鐵券歳祿、並敘討賊諸臣、帝咸報可。

⁸¹ 『年譜』正德十六年六月

六月十六日、奉世宗敕旨、以爾昔能剿平亂賊、安靜地方、朝廷新政之初、特茲召用。敕至、爾可馳驛來京、毋或稽遲。先生即於是月二十日起程、道由錢塘。輔臣阻之、潛諷科道建言、以爲朝廷新政、武宗國喪、資費浩繁、不宜行宴賞之事。先生至錢塘、上

疏懇乞便道歸省。朝廷准令歸省、陞南京兵部尚書、叅贊機務。

⁸² 『年譜』嘉靖元年七月

時御史程啓充・給事毛玉倡議論劾、以遏正學、承宰輔意也。

程啓充の弾劾の内容は、『明世宗実録』巻十八、嘉靖元年九月丙午条に見える。この弾劾は、結局世宗に却下された。王陽明が寧王と内通していたとの噂が、もともと反乱平定の功を王陽明から奪おうとした武宗の寵臣許泰と宦官張忠らによって流されたようだが、それがそのまま楊廷和らに王陽明を攻撃するための材料として使われた。霍韜の「地方疏」（『渭厓文集』巻二）に

先是、正德十四年、宸濠謀反江西、兩司俯首從賊、惟王守仁同御史伍希儒・謝源誓心效忠。不幸奸臣張忠・許泰等欲掩王守仁之功以爲己有、乃揚諸人曰、王守仁初同賊謀。

及公論難掩、乃又曰、宸濠金帛、俱王守仁・伍希儒・謝源滿載以去。當時大學士楊廷和・尚書喬宇亦忌王守仁之功、遂不與辨白、而黜伍希儒・謝源、俾落仕籍。

とある。嘉靖の初めに編纂された『明武宗実録』にも、こういった噂が公式記録として取り入れられている。

⁸³ 『年譜』嘉靖二年二月

南宮策士以心學爲問、陰以關先生。門人徐珊讀策問、嘆曰、吾惡能昧吾知以倖時好耶。

不答而出。…同門歐陽德・王臣・魏良弼等直發師旨不諱、亦在取列。

今の時の陽明学に対する攻撃の経緯について、鶴成久章「嘉靖二年会試の策題における陽明学批判について」（『九州中国学会報』第45巻、2007年、62 - 76ページ）は詳細な考察を加えている。

⁸⁴ 嘉靖三年の二月に楊廷和が致仕に追い込まれ、五月に蔣冕、七月に毛紀も相次いで朝廷を追われた。これを受けて楊廷和の子、当時翰林院の修撰だった楊慎などが百官に呼びかけ、宮城の左順門で哭諫つまり集団デモを挙行した。これが世宗の激怒を招き、デモに参加した官僚たちが廷杖を受け、または錦衣衛の獄に下されるなど手厳しい懲罰を受け、廷杖で死んだ者は合計で十九人にも及んだ。九月には、興獻王を父とし、孝宗を伯父とする方針が正式に決まった。以下の『年譜』の記録は、嘉靖三年八月のものである。

⁸⁵ 「周公の夢」については、『論語』、「述而」に

子曰、甚矣、吾衰也。久矣、吾不復夢見周公。

とあり、王陽明からすれば楊廷和が孔子と肩を並べることを目指していたように見えたと理解することができ、また楊廷和が自ら周公たることを夢見ていたように見えたという意味でも理解できる。「陋巷」とは、『論語』「雍也」に

子曰、賢哉、回也。一簞食、一瓢飲、在陋巷。人不堪其憂、回也不改其樂。賢哉、回也。

とあるから、顔回のことを指しているが、郷居していた王陽明は自分になぞらえたのであろう。

⁸⁶ 『西園聞見録』卷二十六に、王陽明の一連の文章が収録されている。最初の一文は「王守仁の楊廷和に寄する書に曰く」で始まっており、次の一文は「又た曰く」で始まり、続

きに
然不知今日内閣爲宰相之第一人者、果稷契伊周之佐歟、抑平勃房杜韓範之佐歟。臣見其直不如平、厚不如勃、謀斷不如房杜、而救時又不如韓范遠甚。徒以奸佞、伴食恬寵、上激天變、下鼓民怨、中失物望。…夫是臣者、歷事先朝、曾無寸補、每以奸佞啖取寵榮。…今又曲營虛譽、以欺陛下於再誤。…臣以爲、此臣不去、則紀綱益頽、而風俗益壞。此臣不去、則國勢益輕、而夷狄益強。此臣不去、則邦本益搖、而人才益彫。此臣不去、則言路益塞、而邪正益淆。此臣不去、則君臣益睽、而災異益臻。臣請陛下亟去之、更求才兼文武、應變幾神、可與共濟時艱、如昔大學士楊一清。悖（？）德夙成、木強重厚、可與共臨患難、如今大學士石瑤（珪）。

などとある。この一文は『王文成公全書』に収録されておらず、『全集新編本』は二文とも「寄楊廷和書」と題し、しかも第二文を二首に分けて卷四十五に収録している。第一文が楊一清への手紙であることは、注 62 ですでに述べている。第二文は内容から見れば、天子への上疏であることは明らかである。東景南『陽明佚文輯考編年』はこの文を「京師地震上皇帝疏」と題して考証を加えている（同書 801 - 805 頁を参照）。東氏の考証により、この上疏は北京で起こった地震などの災害を口実に時の首輔・費宏を攻撃し、また楊一清を閣臣に推薦するものであることが明らかになった。上疏に「今、地が京師を震ずるは、且つ十月にあり」とあり、そして楊一清を閣臣に起用する命令が下されたのが嘉靖四年の十一月であることから、東氏はこの上疏の年月を嘉靖四年の十月としているが、『明史』卷一百十、「宰輔年表二」によれば、費宏が首輔となったのは嘉靖三年の七月からであるため、嘉靖三年十月の可能性もある。特に上疏に

明詔所謂弊政未除、人才未用、正在於此。

とあるが、「弊政未だ除かれず、人才未だ用いられず」とは、嘉靖三年九月に発布された興獻王などの称号を定める詔書に見える文句である（『明世宗実録』卷四十三、嘉靖三年九月丙子）。王陽明がこの詔書を見た直後にこの上疏をした可能性が高い。費宏は世宗が即位してから召されて入閣し、「大礼の議」では楊廷和らに同調したが、しかし世宗にも

配慮して強く争うことはなかった。そのため彼は世宗に気に入られ、楊廷和らが去った後に首輔に指名された。『明史』卷一百九十五、「王守仁伝」に

時已丁父憂、屢疏辭爵、乞錄諸臣功、咸報寢。免喪、亦不召。久之、所善席書及門人方獻夫・黃綰以議禮得幸、言於張璁・桂萼、將召用、而費宏故銜守仁、復沮之。屢推兵部尚書・三邊總督・提督團營、皆弗果用。

とあり、世宗支持派が勢力を得てから王陽明を起用しようとした動きは悉くこの費宏に阻止されたと記している。費宏が王陽明を恨んだのは王陽明のこの上疏のためなのか、それとも恨みによって王陽明を抑圧したからこの上疏が為されたのかは、にわかに判断できない。ただし束氏が指摘している通り、この上疏の口調は王陽明としては異様に激しい。政治的敏感さのため、さらに自らの政治的立場の関係もあって、錢徳洪など弟子らはこの上疏を王陽明の文集に収録せず、また年譜でも言及しなかったのであろう。

⁸⁷ 『双溪雜記』

惟我太祖、垂訓立法、高出千古、罷丞相、分任六卿、無偏聽獨任之弊。此法世守之、朝政悉付六卿、如有違法、臺諫得糾正論劾、朝廷端拱、以照臨於上、萬世無弊矣。

⁸⁸ 『明史』卷一百十一、「七卿年表一」

明太祖十三年罷丞相、政歸六部、部權重也。洪・宣以後、閣體既尊、而權亦漸重、於是閣部相持。凡廷推考察、各聘意見、以營其私、而黨局分焉。

⁸⁹ 注 62 を参照。

⁹⁰ 『全集新編本』卷二十一、「答方叔賢」。

⁹¹ 『孟子』、「離婁上」

孟子曰、人不足與適也、政不足與間也、惟大人爲能格君心之非。君仁莫不仁、君義莫不義、君正莫不正、一正君而國定矣。

⁹² 『石龍集』卷十八、「寄陽明先生書」第二首。

⁹³ 鄧志峰『王学与晚明的師道復興運動』第一章第二節（67 - 75 頁）を参照。

⁹⁴ 注 84 を参照。

⁹⁵ 注 86 を参照。

⁹⁶ 主な世宗の支持者でありかつ王陽明の弟子であった人物たちの中で、席書は三月にすでに病死しており、黄宗明はこの年に丁憂のため帰郷した。

⁹⁷ 『全集新編本』卷六、「与黄宗賢」。

⁹⁸ 『尚書』、「周書・秦誓」

如有一介臣、斷斷猗無他伎、其心休休焉、其如有容。

孔安国伝

如有束脩一介臣、斷斷猗然。專一之臣、雖無他伎藝、其心休休焉樂善。其如是、則能有所容。言將任之。

孔穎達疏

孔注論語以束脩爲束帶脩飾、此亦當然。一介、謂一心耿介。斷斷、守善之貌。休休、好善之意。如有束帶脩飾、一心耿介、斷斷然守善。猗、然。專一之臣、雖復無他伎藝、休休焉好樂善道、其心行如是、則能有所含容。言得此人將任用之。猗者、足句之辭、不爲義也。禮記大學引此作斷斷兮、猗是兮之類、詩云河水清且漣猗是也。王肅云、一介、耿介、一心端慤、斷斷守善之貌。無他技、能徒守善而已。休休、好善之貌。其如是人、能有所容忍小過、寬則得衆。穆公疾技巧多端、故思斷斷無他技者。

『大学』

秦誓曰、若有一个臣、斷斷兮無他技、其心休休焉、其如有容焉。人之有技、若己有之、人之彥聖、其心好之、不啻若自其口出、寔能容之、以能保我子孫黎民、尚亦有利哉。人之有技、媚疾以惡之、人之彥聖、而違之俾不通、寔不能容、以不能保我子孫黎民、亦曰殆哉。

⁹⁹ 『全集新編本』卷二十一、「与黄宗賢」の第二通。

¹⁰⁰ 同じ手紙に

朽才病廢、百念俱息、忽承重寄、豈復能堪。若懇辭不獲、自此將爲知己之憂矣、奈何奈何。

とある。『年譜』によれば、王陽明が広西での反乱平定の任を辞退する上疏をしたのは、嘉靖六年の六月であり、広西に出発したのは同じ年の九月であるから、この手紙がその間に書かれたものであると推測できる。『明史』卷一百十、「宰輔年表二」によれば、嘉靖六年の六月から九月まで内閣にいたのは石琚・賈詠・翟鸞・楊一清であり、うち石琚・賈詠は八月に致仕し、楊一清は同月に入閣し、首輔となった。楊一清・石琚はかつて王陽明が世宗に推薦した人物であり（注 86 で引く『西園聞見録』の文を参照）、一方で賈詠は楊廷和側の人物である。『胡端敏奏議』卷五、「忠益疏」

陛下試省往年禮部尚書員缺、吏部會推賈詠爲首、陛下親用席書。均之侍郎、資格不異也。席書陞禮部、舉朝士大夫皆以爲非、而攻撃不已。賈詠一時雖未點陞、數月以後、首相坐名、取掌誥敕、遂入內閣、位居書上、安然坐受、舉朝畧無異議。

¹⁰¹ 『全集新編本』卷六、「与黄宗賢」。

¹⁰² 『全集新編本』卷二十一、「寄楊邃庵閣老二」および『西園聞見録』卷二十六に引かれる手紙に、この文章と次に引く文章がともに見える。注 62 を参照。

¹⁰³ 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第三首。

¹⁰⁴ 『石龍集』卷十九、「寄羅峰書」第一首。

¹⁰⁵ 『胡端敏奏議』卷五、「忠益疏」

大學一章。秦誓曰、若有一个臣、斷斷兮無他技、其心休休焉、其如有容焉。…秦誓言、若有一箇大臣、只是老實一心、別無他技能本事、其心平易正直、其度量寬而有容、見人之有才、能如自己有的一般歡喜、見人之彥聖有德、不獨口裏說他好、其中心著實愛他處、甚於口之所言、這箇大臣能容得天下之才德如此、人君識得此人而信用之、則能保其子孫黎民。

¹⁰⁶ 『明史』卷一百九十五、「王守仁伝」

守仁嘗謂胡世寧少講學、世寧曰、某恨公多講學耳。

¹⁰⁷ 『国朝献徵録』卷三十九、「胡端敏伝」。

¹⁰⁸ 手紙の前半にある「誠甫」はつまり黄宗明の字である。

¹⁰⁹ 王陽明は張璁を始めとする世宗支持派の重要メンバーたちすべてと連絡を取っていたようである。『全集新編本』卷二十一、「與黄宗賢四」に

靜庵、東羅、見山、西樵、兀崖諸公、聞京中書禁方嚴、不敢奉啟。諸公既當事、且須持之以鎮定久遠。

とあり、静庵・見山・西樵・兀崖はそれぞれ胡世寧・桂萼・方献夫・霍韜の号である。「東羅」と号した人物は見当たらないが、張璁が「羅山」と号しており、張璁のことであろう。しかし『全集新編本』に収録されている王陽明の張璁・桂萼・方献夫・霍韜への手紙には、黄綰に向かって発せられたような陽明学的な議論は見られない。

¹¹⁰ 『石龍集』卷十九、「寄方西樵閣老書」

綰嘗竊觀天下勢承積衰、…舟次邂逅、亦嘗以用人爲今日先務。諒素蘊如我公、必有以大慰天下之望、不在喋喋。羅憲副質夫、才識忠藎、堪以大用、向夕亦嘗語之、不審猶記否。

卷二十、「寄羅峰閣老書」

昨者北臺簡用浚川、綰實不勝爲公私賀。蓋朝廷之進君子、自此始矣、喜爲之不寐。惟公念中興之艱、…更求天下之真足經濟二三君子共之、以成宗社不拔之業、以默消小人陰沍之道、此綰之至願至望也。

「羅憲副質夫」とは羅輅という人物であり、「浚川」は王廷相の号である。

¹¹¹ 『全集新編本』卷二十一、「答方叔賢二」

昨見邸報、知西樵・兀崖皆有舉賢之疏、此誠士君子立朝之盛節、若干年無此事矣、深用嘆服。但與名其間、却有一二未曉者、此恐鄙人淺陋、未能知人之故。然此乃天下治亂盛衰所繫、君子小人進退存亡之機、不可以不慎也。

この手紙も嘉靖六年に書かれたものである。

¹¹² 『明世宗実録』卷八十一、嘉靖六年六月丙寅、および卷八十二、嘉靖六年十一月丁丑。

¹¹³ 『明世宗実録』 卷八十一、嘉靖六年六月丙寅。

¹¹⁴ 『万曆野獲編』 卷十、「翰林一時外補」

霍元崖初拜少詹事、即上言用人之法、謂翰林不當拘定內轉、宜上自內閣以下而史局、俱出補外。其外寮不論舉貢、亦當入爲史官、如太祖初制。…比張蘿峯入閣、因侍讀汪佃講書、不愜上旨、令吏部調外、張因密揭並他史臣不稱者、改他官。首揆楊石淙附會其說而推廣之、上遂允行。

『明世宗実録』 卷八十二、嘉靖六年十一月丁丑

上諭內閣、庶吉士不須教養、並除遣之。大學士楊一清請照常例、留三五輩在翰林、及選科道等官。張璫獨奏言、臣觀此輩心切奔競、口尚乳臭、固不應處之翰林。而科道言官、又豈少不更事者宜居之。況舊例教養三年、成畢方得改授。皇上既以此輩不堪教養、早為除遣、是欲退之矣、而內閣反進之、何歟。宜查照甲第、除授部屬知縣等官、如此則將來必無榮求幸進者矣。

¹¹⁵ 『万曆野獲編』 卷十、「庶常授州縣」

八年己丑吉士、雖皆蘿峯所取門生、然以會元唐順之等皆不附座師、故盡斥爲主事、僅得二給事中、一御史、又二知州、一推官。

世宗が正式に下した命令は、『明世宗実録』 卷一百、嘉靖四年己巳条に見える。

¹¹⁶ 『明世宗実録』 卷八十一、嘉靖六年十月庚戌。

¹¹⁷ 『太師張文忠公集』 奏疏卷三、「忝制陳言」。

¹¹⁸ 『明史』 卷一百九十六、「張璫伝」。

¹¹⁹ 『明史』 卷一百九十六、「桂萼伝」。

¹²⁰ 事件の詳細は、『明史紀事本末』 卷五十六、「李福達之獄」にまとめられている。山西の李福達という人物が、宗教の秘密結社を組織して地方で反乱を起こした末、改名して北京などを転々とし、さらに財力を使い官職を得た。その息子たちは方術をもって、武定侯郭勛の門を遊んでいた。郭勛は「大札の議」当時、北京に到着したばかりで暗殺を恐れていた張璫、桂萼を保護し、そして大札問題でも二人と同調したため、以来二人と盟友関係にあった。やがて李福達は仇に反逆の罪状を告発されたが、郭勛はその息子たちとの関係で李福達を保護しようとした。すると当時の山西巡按、李福達の訊問に当たっていた御史馬録が在朝の多く的大臣と手を組み、郭勛、そして彼に加担した席書について謀反人を庇護したかどで重罪に処すべきだとした。それを受け郭勛は、朝臣たちが李福達の件を口実に「大札の議」で世宗を支持した諸人への報復を図っているとして張璫・桂萼を説得し、世宗もその言い分を信用した。これで事態が一転し、世宗は案件の再審を命じ、馬録を逮捕した。嘉靖六年の八月に、世宗は張璫、桂萼、方献夫をそれぞれ都察院、刑部、大理寺のトップに任命し、案件を審理させた。その結果、李福達は無罪とされ、馬録を初めとす

る郭勛反対運動に加わった四十人余りに及ぶ人々がその罪を問われ、十人以上が杖死され、ほかには官籍を剥奪されるか辺境に流された。戍辺に処された人々には、「大札の議」において、張璁、桂萼が北京に到着した後に彼らと朝廷で論争していた徐文華、顧佖も含まれている。『明史紀事本末』は事件のその後について、嘉靖末年に李福達の罪がついに発覚し、穆宗が馬録など張璁、桂萼から攻撃を受けた諸人の名誉を回復したと記している。

¹²¹ 『明史』卷一百九十六、「張璁伝」

吏部闕尚書、推前尚書喬宇・楊旦。…璁言宇・旦乃楊廷和黨、…帝命大臣休致者非奉詔不得推舉、宇等遂廢。

『明史』卷一百九十六、「胡鐸伝」

大禮既定、鐸又貽書勸召還議禮諸人、養和平之福、璁不能從。

¹²² 『尚書』、「虞書・皋陶謨」

天秩有禮、自我五禮有庸哉。同寅協恭、和衷哉。

孔穎達正義

此文承五禮之下、禮尚恭、故以五禮正諸侯、使同敬合恭而和善也。

¹²³ 『明武宗實錄』卷一百六十四、正徳十三年七月丙午。

¹²⁴ 首輔の地位の形成については、例えば方志遠『明代国家権力結構與運行機制』62 - 64頁を参照。

¹²⁵ 『嘉靖以来首輔伝』卷一

萼璁雖以當上心驟貴、而翰林諸臣皆賤之、不欲與共功名、宏亦不能異也。以故萼璁爲詹事兼學士、而兩修實錄、經筵日講、主鄉試、教習庶吉士、皆抑弗得與、具員而已。萼璁以是復恨宏、甚於恨楊廷和。

¹²⁶ 『嘉靖以来首輔伝』卷一

又以引進僚屬而抑萼璁等、諸後進皆悅之、時時念宏不忘。

卷二

時首輔一清議散館、欲留陸粲等數人爲翰林、而上難之。孚敬密疏言、此曹子皆費宏所植私士、而一清成之、勿留便。

¹²⁷ 『嘉靖以来首輔伝』卷一

¹²⁸ 『明史』卷一百九十六、「張璁伝」

一清再相、頗由璁・萼力、傾心下二人。而璁終以壓於一清、不獲盡如意、遂相齟齬。

『嘉靖以来首輔伝』卷二

而一清亦自與萼隙。

¹²⁹ 『嘉靖以来首輔伝』卷一

然一清自是頗作好、而私其所親門生故吏。

また、注 126 に引く『嘉靖以来首輔伝』巻二の内容を参照。

¹³⁰ 『明史』巻一百九十六、「張璁伝」

指揮聶能遷劾璁、璁欲置之死。一清擬旨稍輕、璁益恨、斥一清爲奸人鄙夫。一清再疏引退、且刺璁隱情。帝手敕慰留、因極言璁自伐其能、恃寵不讓、良可歎息。璁見帝忽暴其短、頗愧沮。八年秋、給事中孫應奎劾一清・萼并及璁、其同官王準復劾璁私參將陳璠、宜斥。璁乞休者再、詞多陰詆一清、帝乃褒諭璁。而給事中陸粲復劾其擅作威福、報復恩怨。帝大感悟、立罷璁。頃之、其黨霍韜力攻一清、微爲璁白。璁行抵天津、帝命行人齎手敕召還。一清遂罷去、璁爲首輔。

『明史』巻一百九十六、「桂萼伝」

言官知帝意已移、給事中陸粲極論其罪、…奏入、帝大悟、立奪萼官、以尚書致仕。璁亦罷政。…無何、霍韜兩疏訟萼、言一清與法司構成萼賊罪。

方獻夫が張璁・桂萼を助けたことは、『西樵遺稿』巻三に収められている「恭答聖諭議処疏」によって確認できる。この上疏から、張璁・桂萼を攻撃した陸粲の上疏が楊一清の意を受けたものであることが読み取れる。

黄綰については、『明史』巻一百九十七、「黄綰伝」に

綰與璁輩深相得。璁欲用爲吏部侍郎、且令典試南京、並爲楊一清所抑。又以其南音、不令與經筵。綰大恚、上疏醜詆一清而不斥其名。帝心知其爲一清也、以浮詞責之。

とある。

¹³¹ 『嘉靖以来首輔伝』巻二

萼有所建白、往往爲孚敬所抑屈、孚敬亦以氣凌之、用是俱憾孚敬。

¹³² 『西樵遺稿』巻二、「明公論別善類以全国体兼乞迴避疏」

臣愚之見、昔年誤以爲黨、賢而見黜者、方圖以漸收復、豈可復蹈前轍、重於國體有傷。

¹³³ 『国朝献徵録』巻十六、「光祿大夫柱国少保兼太子太保吏部尚書武英殿大学士贈太保諡文襄方公献夫神道碑銘」

丁亥夏、署掌大理寺。時當讞大獄、根連株繫者無慮數十人。署刑部・都察院二公將坐以奸黨、公力爭、出袖中疏欲棄官。二公不得已、從公改議末減。

¹³⁴ 『明史』巻一百九十六、「方獻夫伝」

璁・萼與楊一清構、獻夫因災異進和衷之說。

¹³⁵ 『明史』巻一百九十七、「黄宗明伝」。

¹³⁶ 『明史』巻一百九十六、「夏言伝」。

¹³⁷ 『明史』は基本的に、楊廷和側を擁護する立場を取っている。このことは、巻一百九十、「楊廷和伝」の楊廷和に対する高い評価、そして随所に見える張璁・桂萼の悪いイメージからはっきりと読み取れる。

¹³⁸ 事件の経緯は、『明世宗実録』巻一百二十八、嘉靖十年七月戊午条および『明史』巻二百七、「薛侃伝」そして『嘉靖以来首輔伝』巻二などに記されている。『明世宗実録』の記録の一部については、第四章の注 18 を参照。薛侃の上疏は、「復旧典以光聖徳事疏」と題されて『薛中離先生全書』の巻七に収録されている。

¹³⁹ 『国朝献徴録』巻二十五、「太子太保吏部尚書兼兵部尚書汪鉉伝」

張孚敬新貴、上敬任之。鉉日夜先孚敬意排逐忤己、時當衆攘臂罵大禮諸臣、鮮顧忌也。

¹⁴⁰ 『国朝献徴録』巻二十五、「太子太保吏部尚書兼兵部尚書汪鉉伝」

鉉既領文武選、威權震天下。乃大收内饋遺、從子弟豪其郷、奪家人田産萬計、孚敬稍厭之。

¹⁴¹ 『明史』巻一百九十六、「張璁伝」。張璁の諸人に対する攻撃は、『太師張文忠公集』奏疏巻八、「乞休陳時事」というタイトルの上疏に見られる。

第恨三五臣者、托爲我輩、濫叨殊恩、及至當事、又不能同誠事君。如桂萼者、皇上所知、不庸言矣。如方獻夫者、昔具疏不上、其志可知。今復懦弱無立、非緩急所賴。而在昔變詞避去、今復異論擾事、非政體所宜。黃綰竊議禮緒餘、驟進崇階、人多鄙之。臣初以其一念偶同、不能深察、今果見其反覆詭隨。

¹⁴² 『世宗実録』巻一百五十九、嘉靖十三年二月乙亥

先是、南京禮部主客司郎中鄒守益引疾乞歸、行南京禮部覈實。時尚書嚴嵩尚未抵任、令禮部左侍郎黃綰方以右侍郎攝部篆。久之未報、而守益已回籍年餘矣。至是、吏部尚書汪鉉發其事、…因劾綰。…於是綰上章自理、且云、釁端所由起有三。臣雅與輔臣張孚敬交厚、及孚敬在政府、屢有規正、見謂譏切、一也。孚敬與尚書夏言不相能、而臣爲言同僚、每欲調和兩人、孚敬反生疑惡、二也。大同之變、孚敬立（力？）主征剿、而臣議當撫安、意見相左、三也。臣嘗語孚敬曰、聖明在上、宵旰求理、第使二三大臣得人、公平好惡、弗事險欺、則宿習可回、至治可望。鉉疑臣所云者蓋指己也、故甘爲孚敬鷹犬、攻撃臣以快其私。

黄綰の上疏から、この弾劾は張璁の意向によるものでもあったことが窺える。黄綰の日頃からの張璁への勧告は受け入れられることがなく、さらに夏言との関係および大同事件での意見対立も加わり、ますます張璁の恨みを買った。

¹⁴³ 『西樵遺稿』巻三、「請復召張内輔疏」。この上疏は嘉靖十一年十一月になされ、その目的は当時朝廷を追われていた張璁の召還を求めるものであるが、それでも方獻夫はこのような苦言を述べざるを得なかった。

¹⁴⁴ 『石龍集』巻十九、「寄羅峰」第八首

竊愚不知時宜、無可爲忠、但謂君子之道、皆求諸己。今公之當求者何。去矜以成虛己

之德、去躁以致沉潛之功、又知親賢遠佞、以善養人、而弗以君寵爲恃、又知靡文無益、而專以宗社蒼生爲慮、且惟辟威福、切不宜收之于己、只宜歸之朝廷、付之公論而已。蓋公前日衆口之所以易譖、衆情之所由深惡、皆本於此。於此數端知所深慎、則公之道盡矣。

¹⁴⁵ 『明世宗實錄』卷一百七十三、嘉靖十四年三月辛巳

大學士張孚敬以疾給假、上…初因以孚敬疾問大學士李時、…時曰、孚敬…亦是忠愛。上曰、忠愛固然、不無執拗耳。且彼不愛惜人材、所以多怨。

¹⁴⁶ 『明儒王心齋先生遺集』卷一、「語錄」。

¹⁴⁷ 『渭厓文集』卷一、「謝御書兼辭陞職疏」。

¹⁴⁸ 『明儒王心齋先生遺集』卷三、「年譜」によれば、王艮が正式に推薦を受けたのは、嘉靖八年十二月と十六年十一月の二回である。二回の上疏は、同書卷五、「疏伝合編」に収録されている。

¹⁴⁹ 『明儒王心齋先生遺集』卷五、「疏伝合編」に収録されている嘉靖八年に巡撫の劉節が王艮を推薦した際の上疏に、

惟我皇上孜孜圖治、寤寐英豪、既開三途並用之例、以旁求一時之人才、猶恐薦辟有遺、收錄未盡、故又特從大臣之請、再舉懷才抱德、經明行修、不干名利、伏居巖穴者、悉令有司薦舉。

とある。この文章は、王艮を推薦する行為が中央の動向を受けてのものであることを明らかにしている。

第四章 王陽明亡き後の陽明学派

はじめに

第一節 不遇な陽明学派第二世代

第二節 徐階の登場と嚴嵩時代

第三節 陽明学の全盛期

第四節 万曆以後の情勢——党争を背景に

終わりに

はじめに

前章では、嘉靖の初年における陽明学派の中央政治舞台デビューおよび、それを背後で支えていた王陽明たちの政治理念を概観した。世宗の即位に伴って起こった「大礼の議」という政治的対立で、王陽明の数人の弟子は張璁などとともに世宗を支持し、一気に政権の中枢部に入り込み、国政の運営に関わりうる立場に立った。その後、彼らは王陽明が提唱した「断断休休」論の方向に沿って政権運営を進めようとしたが、結局はうまく行かなかった。

前章で述べたように、王陽明とその弟子たちの一団が「大礼の議」という政治闘争に身を投じ、世宗を支持する立場を取った最大の理由は、何といても長きにわたって進行してきた内閣の勢力拡張とそれによる朝政壟断への反発にあった。「大礼の議」でほとんど的大臣たちを傘下に収めて世宗と対抗した首輔の楊廷和は、このような内閣政治の代表である。一方で筆者が分析したように、王陽明の弟子たちを含む世宗支持派は、いわゆる内閣 - 翰林院体制から締め出されていた中・下層の官僚がその主力であった。ここで注目しなければならないのは、王陽明も弟子たちと同じ境遇に置かれていたことである。彼は紛れもなく、楊廷和の前任・李東陽が率いる多くの文学の士からなる朝廷一番の出世集団からのはぐれ者であった。流放生活から中央政治に復帰した後、彼は楊一清・王瓊などに引き立てられながら、内閣政治の腐敗と無能ぶりを冷静に観察し、しかも自分自身が内閣に散々苦しめられてきた。

それゆえ、自分の弟子を含む世宗支持派が楊廷和たちを打ち負かし、政権を掌握するに至ると、王陽明はその政治運営に極めて大きな関心を示し、そして自らの理念をもってそれを積極的に導こうとしたのである。しかし前章で述べたように、王陽明とその弟子たちの努力は、総じて失敗に終わった。

政権を手にした張璉たち世宗支持派にとっては、新しい政治秩序の建設が何よりも急務であった。彼らはともに内閣への権力集中を批判してきたのであり、当然それを取って代わる新たな体制を作り上げる義務があったからである。それで王陽明は内閣の役割を公正な人才選任に限った、比較的に分権的な体制を理想とし、世宗支持派の主なメンバーにそれを力説したのである。そして新体制の確立は、なお一層の緊急性を伴っていた。それは、「大札の議」が始まって以来の官僚間の対立が、決して世宗支持派の政権掌握によって消えることはなかったからである。思うに内閣の権力拡張がすでに長期間に及んで続いてきた以上、朝廷の政治を支配下に置いていた内閣が様々な問題を抱えていたとはいえ、一方で官僚たちの人心の向くところともなっており、その擁護者は少なからずいた。事実上、後世まで楊廷和たちに同情する声が絶えず、『明史』もこのような立場で書かれている。楊廷和らが去った後も、朝廷に残っている大勢の彼らの支持者にとって、張璉たちは貫禄がないどころか、天子に迎合して出世を図る陰險な小人、いわゆる「公論」に抗して正人君子を弾圧する敵とすら見なされたのである。このような支配集団内部での深刻な分裂を収拾することは、張璉らにとっては一刻たりとも遅らせることのできない事柄のはずであった。それゆえ王陽明は「断断休休」の論と、自らの「良知」の説を持ち出し、政権を握った世宗支持派に個人の好悪に左右されずに、努めて公正な人事を行うよう説いたのである。

第一章で述べたように、流放先の龍場での思想転向を経て王陽明の政治姿勢には大きな変化が生じた。その当時、彼が著した『五経臆説』にある

君子雖已知其可遯之時、然勢尚可爲、則又未忍決然舍去而必於遯、且欲與時消息、盡力匡扶、以行其道。則雖當遯之時、而亦有可亨之道也。雖有可亨之道、然終從陰長之時、小人之朋日漸以盛。苟一裁之以正、則小人將無所容而大肆其惡、是將以救敵、而反速之亂矣。故君子又當委曲周旋、修敗補罅、積小防微、以陰扶正道、使不至於速亂¹。

君子は已に其の遯るべきの時を知ると雖も、然るに勢として尚お爲すべくんば、則ち又た未だ決然として舍去して遯に必なるを忍ばず、且つ時と消息し、盡力して匡扶し、以て其の道を行わんと欲す。則ち當さに遯るべきの時なりと雖も、亦た亨るべきの道有るなり。亨るべきの道有りと雖も、然るに終に陰の長ずるの時に従い、小人の朋は日に漸く以て盛んなり。苟も一に之を裁くに正を以てすれば、則ち小人は將に容れらるる所無くして大いに其の惡を肆にせん。是れ將に以て敵を救わんとし、反て

之に亂を速くなり。故に君子も又た當に委曲周旋し、敗を修めて罅を補い、小を積み
て微を防ぎ、以て陰かに正道を扶け、亂を速くに至らしめざるべし。

云々は、つまりこのような姿勢の変化を表している。第一章では、これは先祖たちの「隱逸」の精神を新たな現実状況に取り入れたものだと論じた。王陽明は流放生活を終えてから隱居することなく政界に復歸したが、しかし彼はそのまま流放以前の状態に戻ったわけではない。龍場に流されるまでは、翰林院に入れなかったものの、一文学の士として李東陽の門を遊ぶことで、なお内閣の傘下にいた。しかし復歸してから、彼は内閣と縁を切り、中央政治のもっとも目立つところから離れた。そして地方での軍事的・政治的活動によって、「陰か」に明王朝を「扶」けたのである。そして「大礼の議」を経てすでに明の政治を悪化させる要因となっていた内閣が打倒され、ついに「道」が「亨」る機運が来た。黄綰への手紙で王陽明が

君子道長、則小人道消。疾病既除、則元氣亦當自復²。

君子の道長ずれば、則ち小人の道消ゆ。疾病既に除かれれば、則ち元氣も亦た當に自ら復すべし。

と述べたのは、このような心境を表している。しかし、理想の状況がなお現実と化しておらず、情勢が依然として不明瞭であったため、王陽明もまたその小心翼翼とした「委曲周旋」する姿勢を改めず、弟子たちを

但欲除疾病而攻治太厲、則亦足以耗其元氣。藥石之施、亦不可不以漸也³。

但だ疾病を除かんと欲して攻治すること太だ厲しければ、則ち亦た以て其の元氣を耗するに足る。藥石の施も、亦た以て漸くならざるべからざるなり。

と諫めたのである。これ以上対立を深めずに、従来の内閣政治の影響を徐々に排除していかなければならないというのである。「断断休休」の論は、王陽明が理想としていた政治体制を反映していると同時に、こうした龍場以来の王陽明の政治姿勢をも受け継いでいる。

ところで実際に張璁、そして桂萼は結局、王陽明の提示した方向へ進むことができなかった。それは彼らが一旦権力を手にすると、それを握り続けることに執着し、敵を許すことができなかっただけでなく、もとの仲間であっても意見が違えば排除しようとしたからである。従来のように大勢の官僚たちの支持を得ていないにもかかわらず、従来通りの、ないしそれ以上の内閣の権威を保とうとしたのである。それでますます天子の力と少数の陰險な側近に頼って強引に意見を押し通すしかなかった。結局、張璁政権は終始、官僚集

団の中で正統性を得ることができず、恐怖政治に近い形で政権運営を続けていた。張璁本人も、最後は夏言に天子の寵愛を奪われ、四面楚歌の中で朝廷を去った。

張璁政権の崩壊はもちろん、政界デビューを果たしたばかりの陽明学派にとっては大きな挫折であった。しかも政権崩壊前に王陽明も世を去っており、学派は最高指導者をも失っていた。しかし陽明学派には、これらの挫折を乗り越えるくらいの旺盛な生命力があった。王陽明の死から、暫くは不遇が続いたものの、嘉靖の後期、特に徐階が内閣の首輔となってから、再び政治の中央舞台に復帰し、全盛期を現出させた。その後も、明の政治状況の進展の様々な文脈と絡みながら命脈を保ち、万暦三十年代まで影響力を発揮していた。本章ではこのような王陽明の死後における陽明学派の政治活動を考察していく。

第一節 不遇な陽明学派第二世代

第二章で述べた通り、王陽明は嘉靖七年十一月に亡くなった。その後、陽明学派の組織が各地で拡大していったことを紹介したが、実は中央政治の場においては、学派に対する逆風が暫く吹き続けたのである。この時期はちょうど、第二章で言及した陽明学第二世代、つまり王陽明の晩年に生員の身分で入門した人々が会試で合格し、中央政界で頭角を現し始めた時期に当たる。このため、この陽明学第二世代は、総じていえば政界において非常に不遇な世代である。

陽明学派の不遇は、王陽明の死からすぐに始まった。前章の「はじめに」で紹介したように、王陽明が死去してから僅か三ヶ月後、嘉靖八年の二月に王陽明に対する厳しい処分が朝廷から下った。吏部の処分案に世宗の意も加わり、王陽明の爵位は一代限りとされ、死後に受けるべき様々な待遇を剥奪されただけではなく、さらにその学説も禁じられた⁴。

この出来事は、生前の王陽明と桂萼との確執に起因している。王陽明は世宗支持派の推薦で広西での反乱平定を任され、任務を完遂したが、その後桂萼は手柄を立てるために王陽明にベトナム出兵を促し、拒否されると口実を設けて王陽明を攻撃したと、『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」は記している⁵。一方で『嘉靖以来首輔伝』は、桂萼の上奏文を代筆していた魏校という人物が王陽明と名を争っていたため、桂萼が王陽明にこのような仕打ちを加えたと記している⁶。この魏校も道学者であり、王陽明との間にかつて思想上の対立があった⁷。王陽明が死去すると、桂萼は彼が勝手に役職を離れたことを理由に弾劾文を提出し⁸、前述したように翌年の二月に王陽明への処分が決まった。この際の吏部

の処分案は、入閣したばかりでなお吏部尚書を兼任していた桂萼の意見である。

一連の弾劾や処分に当然、方獻夫や黃綰などは反発したが、しかし一向に受け入れられることはなかった⁹。しかも世宗自らが乗り出し吏部の案よりも重い処分を下したのである。これらの事実、王陽明の処分をめぐって、さらに複雑な背景があったことを示している。王陽明は天子・世宗からも睨まれていたのである。『明史』の「王守仁伝」に

始、帝以蘇・受之撫、遣行人奉璽書獎諭。及奏斷藤峽捷、則以手詔問閣臣楊一清等、謂守仁自誇大、且及其生平學術。

始めに、帝蘇・受の撫を以て、行人を遣わして璽書を奉じて獎諭せしむ。斷藤峽の捷を奏するに及ぶや、則ち手詔を以て閣臣の楊一清らに問い、守仁自ら誇大すと謂い、且つ其の生平學術に及ぶ。

とあるように、王陽明が初めて広西で成果を挙げた際には世宗はなお彼を奨励していたが、斷藤峽での勝利を報告するに及ぶと、世宗は態度を一変させて王陽明に批判的となった。『明世宗実録』卷九十四、嘉靖七年閏十月戊子条はこのことについて

新建伯王守仁以討平斷藤峽諸寨捷聞、因自言用計招撫思田叛目盧蘇・王受等、以夷攻夷、故所向克捷。而我軍僅湖廣掣還之兵八千人、深入三百餘里、俘斬三千餘賊、永除百餘年來兩廣腹心之患。蓋勞費不及大征十一、而成功倍之。此皆由我皇上乾綱內斷、任人不疑、而廊廟諸臣咸能推誠舉任、公心協贊、故已得以展布四體、共成此功。宜先行廟堂協贊舉任之賞、次錄諸臣禦侮折衝之勞。兵部覆奏。上曰、此捷音近於誇詐、有失信義。恩威倒置、恐傷大體。

新建伯王守仁斷藤峽の諸寨を討平するの捷を以て聞し、因りて自ら言う「計を用いて思田の叛目盧蘇・王受らを招撫し、夷を以て夷を攻め、故に向う所克捷す。而して我が軍は僅かに湖廣より掣還せるの兵八千人、深入すること三百餘里、三千餘賊を俘斬し、百餘年來兩廣腹心の患を永除せり。蓋し勞費は大征の十一に及ばずして、成功は之に倍す。此れは皆な我が皇上乾綱の内斷し、人を任じて疑わず、廊廟諸臣咸な能く推誠して舉任し、公心にして協贊するに由り、故に己は以て四體を展布するを得、共に此の功を成す。宜しく先ず廟堂の協贊舉任の賞を行い、次に諸臣の禦侮折衝の勞を錄すべし、と。兵部覆奏す。上曰く、此の捷音は誇詐に近く、信義を失う有り。恩威を倒置し、恐く大體を傷つけん」と。

と記している。王陽明は広西で華々しい軍功を挙げた。それをありのまま報告し、そして天子及び「廊廟の諸臣」に功を帰したが、しかし世宗からすれば、王陽明が自分

自身の手柄を目立たせているように見えたのである。「威な能く推誠して挙任し、公心にして協賛」する云々は、まるで朝廷の上下が王陽明の下働きとなっていたかのよう
に世宗の目に映ったのであろう。これが世宗には大いに不快であった。さらに、王陽明の「學術」も問題視された。結局この時点では処分は下らなかったが、前述した
ように桂萼の弾劾に接すると世宗はすぐさまに処分の検討を命じ、そして自ら重い処分を下した。

この際に桂萼は、王陽明処分の理由をその学説とした。つまり朱子学の精神に反した
言論を発していたというのが、王陽明の公式な罪状であった。しかもその際に

知衆論之不與、則著朱熹晚年定論之書、號召門徒、互相唱和。…其門人爲之辯謗、至
謂杖之不死、投之江不死、以上瀆天聽、幾於無忌憚矣¹⁰。

衆論の與せざるを知れば、則ち朱熹晚年定論の書を著し、門徒を號召し、互相に唱和
す。…其の門人之が爲に謗を辯ずるに、之を杖するも死なず、之を江に投げるも死な
ずと謂うに至り、以て上に天聽^{けが}を瀆し、忌憚無きに幾し。

と、学派の結成を槍玉に挙げていた。当然これは、陽明学派への世宗の強い猜疑を招いた
のである。処分の内容に陽明学への禁制が含まれたのはもちろんのこと、このことは恐
らくその後に陽明学派の官僚たちの悲運を招いた大きな要因ともなったのであろう。

王陽明が世宗の恨みを買ったことの原因について、なお一説がある。それは葉権の『賢
博編』という書物にある、

先師柴後愚公、陽明先生弟子也。…又言、武宗大漸、先生密疏、預言世及之事、疏寢
不報。嘉靖初、桂大學士與先生有隙、微發其奏。幸先生卒、止削爵、不爾、且有奇禍。
先師柴後愚公は、陽明先生の弟子なり。…又た言う、武宗大漸すれば、先生密疏し、
世及の事を預言し、疏寢^やめて報ぜず。嘉靖の初め、桂大學士先生と隙有り、微かに其
の奏を發す。幸いにして先生卒すれば、止だ爵を削るのみ。爾からざれば、且つ奇禍
有らん、と。

という記載である。武宗の病気が重篤となっていた際に、王陽明が上疏して後継者を推薦
したというのである。この推薦された後継者はもちろん世宗ではなかった。桂萼がこの
上疏を拾い出して世宗に見せたため、世宗は王陽明をひどく恨んだという。類似した記
載はほかに見られないため、この説の信憑性は俄かに断定できないが、いずれにせよ王
陽明に加えられた弾圧は、世宗の性格をよく表わしている。

王陽明たちが「堯舜」をもって世宗に期待したのは大いに的外れであった。「大札の議」で世宗の勝利に貢献してから数年も経たない内に、世宗はすでにこの期待を見事に裏切った。嘉靖一朝を通じて世宗は、地位と権威の保持にヒステリックなほどであり、その敏感さと頑迷さは張璁などよりも数段上であった。『万曆野獲編』が

世宗所任用者、皆銳意功名之士。而高自標榜、互樹聲援者、即疑其人主爭衡¹¹。

世宗の任用する所の者は、皆な功名に銳意するの士なり。しかして高く自ら標榜し、

互いに聲援を樹^たつる者は、即ち其れ人主と爭衡するを疑う。

と記しているのは、臣下たちが横に繋がって人望を集めることを絶対に容認しないという世宗の姿勢をよく道破している。王陽明とその学派の人々は、まさにこのことで世宗の勘気に触れ、邪険にされたのであり、異端思想云々とはただの口実に過ぎなかった。

この事件から、陽明学派の政治的命運は暗雲立ち込めるものとなった。まずは方獻夫、黄綰など、世宗支持派の主力たちが、世宗と張璁らの専制者コンビと付き合っていられなくなった。『明史』卷一百九十六、「方獻夫伝」に

霍韜・黄宗明言事一不當、輒下之吏。獻夫見帝恩威不測、居職二歳、三疏引疾。

霍韜・黄宗明は事を言うに一たび當たらざれば、輒ち之を吏に下す。獻夫は帝の恩威の測らざるを見、職に居ること二歳にして、三たび疏して引疾す。

とあるように、霍韜と黄宗明はひとたび世宗の意に背けばすぐさま獄に下されるほどであり、かくも喜怒の定かならぬ天子に閣臣の方獻夫は恐れをなして辞職願いを連発し、ついに嘉靖十三年の四月に致仕した。黄綰は嘉靖十二年の大同事件をきっかけに、方獻夫らとともに張璁の攻撃を受けたことを前章で述べた。また前章で述べたように、その直後に張璁の爪牙だった汪鋐にも言いがかりを付けられて弾劾された¹²。この時の口実は、南京礼部の郎中だった鄒守益が病気を理由に帰郷を申し出た件を当時左侍郎として南京礼部の最高責任者だった黄綰がきちんと審査せず、鄒守益が勝手に離任するのを黙認した、ということである。王陽明の弟子である鄒守益は「大札の議」で世宗に楯突いて左遷され、復活して南京に赴任していた。この際に同じく王陽明の弟子、南京礼部の郎中だった季本も、鄒守益を庇ったことで黄綰とともに左遷の処分を受けた¹³。後述するように、これらの陽明学で繋がっていた人々は意図的に狙われたのである。

この陽明学派への風当たりが強まってきた時期は、前述したように陽明学第二世代を主力とした若手の陽明学者が続々と官界進出を果たし、中央政界での陽明学派の勢力が拡大

していた時期でもある。『年譜』嘉靖十一年正月条に以下の記載がある。

正月、門人方獻夫合同志會於京師。自師沒、桂萼在朝、學禁方嚴。薛侃等既遭罪譴、京師諱言學。至是年、編修歐陽德・程文德・楊名在翰林、侍郎黃宗明在兵部、戚賢・魏良弼・沈謐等在科、與大學土方獻夫俱主會。於時黃綰以進表入、洪・畿以趨廷對入、與林春・林大欽・徐樾・朱衡・王惟賢・傅頤等四十餘人始定日會之期、聚於慶壽山房。正月、門人方獻夫同志を合して京師に會す。師没してより、桂萼朝に在り、學禁方に嚴なり。薛侃ら既に罪譴に遭えば、京師學を言うを諱む。是の年に至り、編修歐陽德・程文德・楊名は翰林に在り、侍郎黃宗明は兵部に在り、戚賢・魏良弼・沈謐等は科に在り、大學土方獻夫と俱に會を主る。時に黃綰は表を進むるを以て入り、洪・畿は廷對に趨くを以て入り、林春・林大欽・徐樾・朱衡・王惟賢・傅頤ら四十餘人と始めて日會の期を定め、慶壽山房に聚まる。

これは嘉靖十一年の正月に、北京にいた陽明学派のメンバーがほぼ全員集まって開いた会合の記録である。参加者の筆頭格は大学士となって入閣していた方獻夫であり¹⁴、その総数は四十余りに及んでいた。その前の年の八月に桂萼が死去したため、朝廷の陽明学への高圧的な姿勢が多少緩んだのであろう。そしてこの年には、多くの若手の陽明学者たちが会試のため上京していたのである。会合の参加者には、方獻夫・黃綰・黃宗明のほか、翰林院の官僚であった歐陽德・程文德・楊名、言官の戚賢・魏良弼・沈謐が含まれている。歐陽德・魏良弼は嘉靖二年の進士であり、戚賢は嘉靖五年の進士であり、程文德・楊名・沈謐は嘉靖八年の進士である。彼らは陽明学第二世代に当たり、楊名を除いてすべて王陽明の直弟子である¹⁵。さらにこの嘉靖十一年に王陽明晩年の高弟錢徳洪・王畿を始めとする多くの陽明学第二世代、ないし第三世代の者たちが進士となった¹⁶。さらに、以上の引用文に名前が出ていないがこの時期に中央の官僚となっていた陽明学者としては、嘉靖八年の状元・羅洪先¹⁷などがいる。閣臣から侍郎、翰林、言官、さらに新人の進士までを含むこの顔ぶれは実に豪華なものであるが、しかしこの陽明学者の一団が擁する希望の星の多くは、やがて様々な事件を起こした末、無念にも墜落したのである。

前章では、嘉靖十年に王陽明の弟子・薛侃が張璁側の陰謀に巻き込まれて失脚したことを述べた。宗室から一人を選んで「守城王」として北京に常駐させようという上奏は、幼い太子をなくしたばかりの世宗からは宗室と結託した行為に見え、当然世宗の激怒を招いたのである。そして張璁は薛侃の上疏提出前にその内容を世宗に報告した際に、歐陽德もこの上疏を見ており、しかも提出に賛成したともいった¹⁸。この事件で薛侃が官籍

を剥奪されてから、「京師は学を言うを諱む」ようになったと、前に引用した『年譜』の記述は述べている。このような空気が漂っていたにもかかわらず、若手の陽明学派の官僚たちはその後、独裁者の本性をあらわにした張璁そして世宗に敢えて挑み続けた。嘉靖十一年の八月に、魏良弼が彗星が東方に現れたのを理由に張璁を弾劾し、同僚の助力を得て後者を一時失脚に追い込んだ。暫く経って汪鋐をも弾劾した。張璁が復活した後、魏良弼はついに二人に報復され、官籍を剥奪されたのである¹⁹。同じく嘉靖十一年の十月にまた彗星が現れ、これをきっかけに楊名が上疏して世宗のわがままぶりを批判し、その後にまた上疏して汪鋐などを弾劾し、「大礼の議」で罪を得た者たちの再起用を求め、そして世宗が道教に熱中して道士を信用していたことを批判した。これで楊名は詔獄に下された。汪鋐が反撃して同郷であることを理由に楊名を楊廷和の一党とすると、世宗は首謀者を探し出すために楊名を拷問にかけた。結局楊名は首謀者こそ白状しなかったが、上疏をかつて程文徳に見せたと認めた。これで程文徳も詔獄に下された。さらに黄宗明、そして同じく王陽明の弟子である黄直が楊名を救おうとしてともに詔獄に下された²⁰。楊名は衛所に流放され、帰郷を許された後は再び起用されることがなかった。黄直も衛所に流放され、黄宗明・程文徳は地方に左遷された。これらの事件を含む衝突が原因で、陽明学派の官僚たちは張璁・汪鋐らに明確に狙われるようになった。嘉靖十三年に、前述した黄綰・鄒守益そして季本が攻撃を仕掛けられると、歐陽徳はその弟への手紙において、いままでの陽明学派と張璁側との衝突を顧み、そして官職を捨てて帰郷する意思を伝えた²¹。当時の中央政界での雰囲気陰悪さが、この手紙から窺える。

嘉靖十四年に張璁はついに政界から姿を消し、夏言が世宗にもっとも信用される大臣となった。張璁の引退から暫く経つと夏言が入閣し、嘉靖十八年から首輔となった。もとも夏言は張璁の対抗馬として台頭してきた人物であり、官僚たちの間では頗る人気があった²²が、それでも陽明学派から輦轡を買わずにはいられなかった。今回首輔への批判を展開したのが戚賢である。この戚賢は嘉靖十四年に、張璁と汪鋐を弾劾して二人を政界から追い出すのに一役買った人物でもある²³。そして会試の年に当たる嘉靖二十年に、世宗は皇太子が成長したのを祝うためこの年の進士から庶吉士を選ぼうとした。その人選を任された夏言をこのチャンスを利用し、またもや従来のやり方で個人勢力の拡大を図ろうとしたところ、当時刑科の都給事中だった戚賢に厳しく糾弾され、結局世宗は戚賢の請求に従い、科挙の成績ではなく「人望」によって庶吉士の人選を確定した²⁴。夏言が首輔となってから初めての会試・殿試であるだけに、彼への打撃も相当のものであっ

たろう。やがて太廟に火災が発生したのを機に、戚賢は世宗の信用を得ていた武定侯郭勛などを弾劾し、そして多くの官僚を推薦した。その中には、王畿・程文徳・徐樾・馬明衡・魏良弼・王臣などの陽明学者が含まれている。程文徳・魏良弼らは前述したように嘗て世宗の怒りを買った人物である。そして王畿はこの前、彼を太子の属官に抜擢しようとした夏言の意向を拒否し、その恨みを買った²⁵。戚賢の推薦を好機として、夏言が処理意見を作成する際に「偽学の小人、党同して妄りに薦す」と述べると、果たして世宗の敏感な神経に触れ、戚賢は地方に左遷させられた上、推薦された者たち全員に奪俸の処分が下された。戚賢はやがて自ら致仕を願い出て帰郷した²⁶。王畿も翌年に夏言の意向を受けた吏部から免職の処分を受けた²⁷。その後、王畿は官界に復帰することなく、亡くなるまでの四十年余りの間に各地を回り続けて陽明学を講論し、講学の一大巨頭となった。

夏言に恨まれる者のほか、世宗から直接怒りを買う人物もいた。嘉靖十九年に太子の属官だった羅洪先・唐順之そして趙時春ら三人は世宗に対し、来年の春に皇太子に大臣たちの謁見を受けさせるよう上請した。当時世宗は病気がちで、この要請は自分の死を確実視しているとして激怒し、三人の官籍を剥奪した²⁸。唐順之は羅洪先と同じく嘉靖八年の進士である。文士として名高いほか、陽明学者でもあり、王畿から陽明学を学んだという²⁹。また、戚賢が郭勛を弾劾してから暫くして郭勛は一時的に世宗の歡心を失い、詔獄に下された。当時刑部の郎中だった錢徳洪が案件の審理に当たり、郭勛を死刑に処そうとしたが、かえって気が変わって郭勛を庇おうとした世宗によって詔獄に下され、やがて官籍を剥奪された³⁰。錢徳洪は帰郷してから王畿と同じく、各地での講学に余生を費やした。

嘉靖二十年頃までは、総じて陽明学派の政界での不遇は続いていた。この時期の陽明学派の主力である陽明学第二世代は、嘉靖の始めのように高位を占めることなく、次々に重い打撃を被った。彼らは理想主義の気質が色濃く、陰悪な政治環境の中でも依然として官僚集団に理想の秩序ももたらすことができないどころか、ますます恣意的となって独裁に走る首輔、そして天子に敢えて挑み続けた。特に戚賢の夏言に対する弾劾から、嘉靖初年に王陽明が掲げた理念を彼らがなお受け継いでいたことが明確に見て取れる。しかしそれゆえに彼らは非常に高い代償を払わざるを得なかった。朝廷の陽明学に対する高圧的な姿勢は一向に解けず³¹、陽明学派は中央政界で全滅する危険にさらされていたのである。しかし、やがて情勢が変わり、陽明学派は大きな転機を迎えたのである。

第二節 徐階の登場と熾嵩時代

嘉靖三十二年から、北京では盛大な陽明学の講会が開かれるようになった。

及在政府、爲講會於靈濟宮、使南野・雙江・松溪程文德分主之、學徒雲集至千人。其時癸丑・甲寅、爲自來未有之盛。

政府に在るに及び、講會を靈濟宮に爲し、南野・雙江・松溪程文德をして之を分主せしめ、學徒雲集すること千人に至りし。其の時は癸丑・甲寅、自來未だ有らざるの盛なり。

これは『明儒学案』巻二十七、「南中王門学案三・文貞徐存齋先生階」の記述であるが、『明史』巻二百八十三、「儒林二・歐陽德伝」によれば、この靈濟宮という道教の寺院で開かれた大会は、参加者が五千人にも及んだという。講会を主催したのは当時の閣臣・徐階、講義の担当者には時の礼部尚書・歐陽徳と兵部尚書・聶豹などがいた。関係者の官位の高さといい参加者の人数といい、確かに『明儒学案』がいうように、陽明学の講会としては空前のものであり、正にこの事件が陽明学派の華やかな全盛時代の到来を告げたのである。

これより五年前の嘉靖二十七年に、夏言が棄市されるという悲惨な死を遂げ、代わりに熾嵩が首輔となった。嘉靖三十年に徐階が入閣を果たし、以来、陽明学は政界で着々と地歩を固めていった。

よってこの陽明学派の大復興を語るには、当然、その張本人である徐階がキーパーソンとなる。そしてその個人的経歴から見て取れるのは、一陽明学者として取り得た行動だけでなく、陽明学派の復興をもたらした様々な政治環境の変化なのである。

本論が徐階について論じるに当たり、もっとも参考としたのは中純夫の論文「徐階研究³²⁾」である。以下は、徐階の政界での足跡を軸に、陽明学が全盛時代まで辿った道程を概観する。

徐階（字は子升、号は少湖・存齋）は南直隸松江府華亭県の人、嘉靖二年の進士である。殿試で第一甲第三名という好成績を収めたので、翰林院の編修を授けられた。一般的に徐階の陽明学思想は、彼が生員だった頃に華亭の知県を務めた陽明学者・聶豹に伝授されたと言われているが、しかし中氏の考証によれば、実は登第後に同年の進士・歐陽徳に影響されたものである。彼は王陽明とは面識がなかった。

徐階は官途についてからまもなく、父の喪に服するため帰郷し、喪が明けると元のポストに復帰した。嘉靖八年に羅洪先が進士となると、彼とも講学の仲間となった。そして翌嘉靖九年に、徐階は官界での初めての挫折を味わうこととなる。

時に世宗は「大礼の議」で勝利した勢いで、さらに自分自身の権威を高めるために、一連の礼制改革に乗り出した。その中には、孔子の礼制上の扱いにまつわるものも含まれている。世宗の意を受けた張璁は、孔子の王号を去ってその塑像を木主に替え、さらに祭祀に用いられる籩豆や樂舞をも縮小させるなど、いわゆる「師道」を貶めて「君」を顕彰する³³改革措置を発案したが、これに対し徐階は公に反対を唱えた。これによって彼は張璁の怒りを買ったのはもちろんのこと、天子の逆鱗にも触れたのである。張璁に呼びつけられて厳しく叱責された³⁴上、世宗から「天下の小人」呼ばわりされ、二度と起用するなどの命令が下される³⁵ほどであった。結局この件で、徐階は福建の延平府の推官に左遷され、それから九年間に渡り地方の官職を転々とした。

張璁に叱責された際に徐階は、自分は初めから張璁に付き従ったことがないと言い放ち³⁶、彼のこの時の姿勢は陽明学第二世代のそれと変わらないものである。さらに、翰林院エリートとして、政治的に成り上がった張璁を蔑視するという「大礼の議」以来の官界の風潮³⁷とも合致している。

嘉靖十八年の五月に、徐階はついに中央復帰を果たす。司經局洗馬兼翰林院侍読を拝命し、二月に立てられたばかりの皇太子の属官となったのである。この時に鄒守益も同じく司經局洗馬兼翰林院侍読を授かった。この二つの人事は、当時の中央政界の空気を微妙に反映している。蓋し徐階も鄒守益も、かつて重大な問題で世宗に公然と逆らった人物である。しかし長く退けられていたこの二人が、この時に俄かに中央に呼び戻され、しかもいきなり太子の属官に任じられたのである。太子の属官はもともと翰林院官僚の昇進ルートにあるポストである。そして徐階も鄒守益も、もともとは翰林院の官僚であった。太子の属官とともに二人は翰林院の侍読を合わせて拝命したことは、その従来の内閣 - 翰林院体制下で持つべきキャリアを歩む権利を完全に認められたことを意味している。二人を含む人々を推薦したのは、吏部尚書の許讚である³⁸が、官界での支持基盤を固めるため張璁と対抗し、「大礼の議」で退けられた者たちをも復活させようとしていた当時の首輔・夏言³⁹にとっても、二人の起用は意に沿ったものであったろう。『明史』卷二百十三、「徐階伝」で、夏言がかつて徐階を推薦したと記されているのは、この時のことだったかもしれない。張璁が政界から消えて夏言の時代になると、一旦強引に攪乱された従来の官界の秩序を回

復させようとする動きが一段と活発となってきた。いくら専制君主の威力で臣下たちを睨み続けた世宗とはいえ、隙を見つければあの手この手で抵抗を試みる官僚の動きは封じ込め切れなかったのである。

さて中氏が述べているように、中央に復帰してから翌年に母の訃報に接して帰郷するまで、徐階は一年足らずの間に、鄒守益、そして同じく太子の属官だった羅洪先・唐順之とともに、中央の官僚たちの間で一つの講学グループを結成しその中核となっていたが、やがて仲間たちは次々と失脚した。羅洪先・唐順之についてはすでに第一節で述べた。鄒守益は中央に復帰してからも以前と同じように天子の不興を買い続け、やがて夏言に南京に飛ばされ、最後は世宗に免職された⁴⁰。また中氏によれば、徐階の知友だった王与齡と鄭曉も嘉靖二十二年に当時台頭してきた嚴嵩との確執で官籍剥奪か左遷の処分を受けたが、そのうちの鄭曉は道学者であったようである⁴¹。そして第一節で述べたように、戚賢や王畿・錢德洪らが夏言か世宗から不興を買って相次いで政界を追われた中、徐階はほぼ一人だけ中央政界で生き残り、陽明学派の命脈を保っていたのである。

これは一に、中央に復帰してからの徐階の政治姿勢の変化によるものである。中氏が論じたように、徐階にとって長年の地方官歴任はこたえた。そこから抜け出してから彼は若かりし頃の圭角をすっかりなくし、目上の者にはひたすら低い姿勢を取るようになった。陰悪な官界で生き残るための处世術を身に付けたのである⁴²。それで彼は夏言の時代を難なく過ごし、さらに世宗が熱中していた道教の儀式を手伝うことで天子の歓心を買ひ、やがて幕を開ける嚴嵩独裁の時代も生き抜いた。

嚴嵩は『明史』の「奸臣伝」に入れられるほど、明の政治史において悪名高い人物である。また彼が首輔として振るい得た権勢も空前なものであり、明一代を通じてもその右に出るのは張居正くらいである。「貪伎」、つまり財貨への貪欲さと器量の狭さで知られていた嚴嵩⁴³が夏言を倒して首輔の座についてから、朝政をほぼ壟断して官僚人事をほしいままにし、彼に逆らって失脚した者は数え切れないほどである。しかし、こういう情勢の中でも、陽明学派には意外と嚴嵩への接近を果たした人々がいる。

何良俊の筆記である『四友齋叢説』の卷二十六に、以下の一条がある。

余在都、見雙江於介老處認門生。余問之、雙江曰、我中鄉舉時、李空同做提學、甚相愛。起身會試、往別之、空同曰、如今詞章之學、翰林諸公、嚴惟中爲最。汝至京須往見之。故我到京即造見、執弟子禮、今已幾四十年矣。

余都に在り、雙江介老の處に門生を認むるを見る。余之に問い、雙江曰く、我郷舉に

中る時、李空同提學と做り、甚だ相い愛す。會試に起身し、往きて之と別れれば、空同曰く、如今詞章の學は、翰林の諸公に、嚴惟中は最たり。汝京に至れば須らく往きて之に見えるべし、と。故に我京に到れば即ち造見し、弟子の禮を執り、今已に四十年に幾し、と。

「双江」とは徐階の師・聶豹の号であり、「介老」とはつまり嚴嵩のことである⁴⁴。何良俊によれば聶豹は會試のために上京してから、数十年に渡り嚴嵩の門下にいたのである。二人を結ぶのは「詞章の学」、つまり詩文などの文学である。このエピソードから、嚴嵩のもう一つの側面を見ることができる。

嚴嵩は弘治十八年の進士、登第後に庶吉士に選ばれ、そして翰林院の編修を授かった。当時は李夢陽などが巻き起こしていた文学復古運動の風潮の盛んなりし頃であり、文士の淵藪である翰林院に身を置いていた嚴嵩が、この時代の流れから逸れることなどありえない。その文学力は以上の引用文が述べるように、李夢陽から翰林の諸人に冠すると評されるほどであった。やがて帰郷して長年にわたる読書生活を送る中でも、嚴嵩は文壇の名士たちと交際を結び続け⁴⁵、「天下は公望を以てこれに帰す⁴⁶」ほどまで名を揚げた。彼が故郷の江西分宜県に郷居していた頃に交際を持った一人が、かつての大文士で当時江西で巡撫の任にあった王陽明であり、嚴嵩の書齋である鈴山堂の額は王陽明が題した⁴⁷。

嘉靖三十年代に出版された嚴嵩の文集である『鈴山堂集』の首を飾った数多くの序文の中に、湛若水・黄綰・趙貞吉によるものがある⁴⁸。いずれも嚴嵩の文才を讃えるものである。さらに序文に続く「像賛」の中には、歐陽徳によるものがある。趙貞吉は嘉靖十一年の進士であり、『明儒学案』においては泰州学派に入れられており、徐樾から陽明学を伝授されたという⁴⁹。この趙貞吉はかつて嚴嵩を批判したことで一度失脚し、その後は嚴嵩を詩文での「我が朝の第一人」と阿ったことで復活した⁵⁰。王陽明の時から的好感が原因なのか、そして聶豹や趙貞吉らが進んで嚴嵩に取り入ったことも大きく関係していたであろう、嚴嵩は多くの陽明学者と陽明学派に近い道学者と、文学趣味を通じて関わりを持っていた。かつて文士として嚴嵩と交際があった唐順之⁵¹は、世宗に官籍を剥奪された後、嚴嵩に再起用されて倭寇の防御に当たったのである⁵²。そして唐順之と親しかった羅洪先は嚴嵩の同郷でもあるゆえ、彼にも嚴嵩から再起用の声がかかった⁵³。

こういった文学趣味や士人を籠絡する上手さは、正しくかつて李東陽などが見せた内閣政治の特徴である。ゆえに嚴嵩が政権を掌握したことは、ある意味では当時の政治構造が、

古い形態へさらに一步近づいたことでもある。『明史』の「文苑伝」に入れられるほどの文士であった何良俊は、嚴嵩の「才を憐れみ士に下る」を評価する一方、その政治上の悪行をすべて子の嚴世蕃のせいになっている⁵⁴。嚴嵩に籠絡されていた聶豹などの陽明学者は、なお郷居していたか地方での官職にあり、政界では大きな役割を果たせなかった中、徐階は嚴嵩の妾と揶揄される⁵⁵ほど唯々とした態度を取りながら、極めて順調に昇進していった。徐階の昇進ルートを見ると、嘉靖二十六年に吏部左侍郎として翰林院学士を兼ねて庶吉士の教習に当たられ、そして嘉靖二十八年にかつて翰林院出身者の専属ポストだった礼部尚書に任じられた。天子の歓心が徐階に戻っていたとはいえ、これは明らかにかつての内閣 - 翰林院体制下の翰林院出身者の出世ルートである。嘉靖三十一年、徐階がついに内閣入りを果たすより少し前に、歐陽徳・聶豹、そして程文徳らが相次いで中央へ復帰した。それによって嘉靖三十二年の徐階による大規模な講会の開催が可能となったのである。嚴嵩は嘉靖四十一年まで権力を握り続けたが、それまでに陽明学への弾圧や陽明学者を狙った攻撃などはついに聞かれなかった。

第三節 陽明学の全盛期

嘉靖四十一年、徐階はついに失脚した嚴嵩に代わって内閣の首輔となり、出世の階段を上り詰めた。これに伴い陽明学の流行もそのクライマックスを迎えた。『万曆野獲編』は

嘉靖末年、徐華亭以首揆爲主盟、一時趨鶩者人人自託吾道。凡撫臺蒞鎮、必立書院、以鳩集生徒、冀當路見知⁵⁶。

嘉靖の末年、徐華亭首揆を以て主盟と爲り、一時に趨鶩する者は人人自ら吾が道を託す。凡そ撫臺蒞鎮するに、必ず書院を立て、以て生徒を鳩集し、當路に知らるるを冀^{ねが}う。

と記し、当時の陽明学の流行ぶりを伝えている。北京での大規模な講会も、引き続き徐階によって開催されていた⁵⁷。このように最盛期にあった陽明学と徐階が政権を掌握していた時期の政治情勢がいかに関係していたのかは、自ずと本論の解明しなければならないところとなるであろう。

まず指摘しておきたいのは、徐階は陽明学を奨励する際に、はっきりとした政治上の目的を抱いていた、ということである。つまり、徐階は陽明学を奉ずる者たちを自らの政権

の支持基盤にしようとしたのである。このことは、以上に引用した『万曆野獲編』の記述からも窺えるが、また次のような史料からも見て取れる。

乙丑入覲。…謁政府存齋徐公。公訪以時務、師曰、此時人材爲急。欲成就人材、其必由講學乎。公是之、遂屬師合部寺臺省及覲會諸賢、大會靈濟宮。徐政府手書程子定性一書學者先須識仁一條、令長子携至會所、兵部南離錢公出次朗誦。諸公懇師申說、師亦悉心推演、聽者躍然。

乙丑に入覲す。…政府の存齋徐公に謁す。公訪ねるに時務を以てし、師曰く、此の時に人材を急と爲す。人材を成就せんと欲すれば、其れ必ず講學に由らんか、と。公之を是とし、遂に師に屬して部寺臺省及び覲會の諸賢を合わせ、靈濟宮に大會せしむ。徐政府手ずから程子定性一書の學者先須識仁の一條を書き、長子をして携えて會所に至らしめ、兵部南離錢公出次して朗誦す。諸公師の申說するを懇^{ねが}い、師も亦た悉心にして推演し、聽者躍然たり。

これは、徐階が内閣にいた時期に頭角を現してきた陽明学者・羅汝芳についての記録である⁵⁸。羅汝芳は『明儒学案』では泰州学派に入れられ、顔山農の弟子とされている⁵⁹。「乙丑」は嘉靖四十四年に当たる。この年に入覲のため上京した羅汝芳は、徐階に「時務」について尋ねられた際に、「講学」によって「人材を成就」せよと勧めた。徐階は羅汝芳に賛同し、靈濟宮での大規模な講会の開催を彼に託したという。講学で人材を育てる云々は当然一種の美化である。この講会に参加したのは、「部寺台省および覲会の諸賢」、つまり中央の各部署の官僚と、業績評定のため北京に来ていた地方の官僚であることから、徐階と羅汝芳の意図が見抜けるであろう。彼らは中央地方の官僚の中で、できるだけ自らの思想理念に同調する者を見つけ出し、それらを「人材」として使おうとしたのである。徐階が北京で開催した講会の多くは会試と入覲の年を選んで行われた⁶⁰事実を考えれば、このことは一層明らかである。

この羅汝芳は会試に合格した嘉靖三十二年にも、徐階主催の靈濟宮大会に参加していた。当時の状況は、『盱壇直詮』下巻ではこのように記されている。

癸丑、廷試中式。時内閣存齋徐公・部院雙江聶公・南野歐陽公・儼山周公、皆以興起斯學爲己任者、乃定會所於靈濟宮。師集同年桂岩顧公・近麓李公・洞陽柳公・望山向公・一吾李公、會試同年昆湖瞿公・澤峰吳公・渾庵戴公・少龍賀公・敬所王公、舊同志善山何公・西吾張公・吉陽何公・浮峰張公・芳麓王公、數十百人、連講兩月、人心

翕然⁶¹。

癸丑、廷試して式に中る。時に内閣存齋徐公・部院雙江聶公・南野歐陽公・儼山周公は、皆な斯學を興起するを以て己の任と爲す者なれば、乃ち會所を靈濟宮に定む。師同年の桂岩顧公・近麓李公・洞陽柳公・望山向公・一吾李公、會試同年の昆湖瞿公・澤峰吳公・渾庵戴公・少龍賀公・敬所王公、舊同志の善山何公・西吾張公・吉陽何公・浮峰張公・芳麓王公を集め、數十百人にして、連講すること兩月、人心翕然たり。

内閣に入ったばかりの徐階と、聶豹や歐陽徳などの陽明学の重鎮たちが講会を開くと、羅汝芳は郷試と会試での同年や旧来の知人などを大勢集め、講会に連れて行った。この中の「敬所王公」つまり王宗沐、「吉陽何公」つまり何遷などは、『明儒学案』でも伝を立てられている人物である⁶²。羅汝芳はその後、北京で務めていた頃には、多くの官僚たちを集めて日々学を講じた⁶³。そして嘉靖四十一年に地方官に転出した際に、徐階が彼をよいポストに充てようとしたが成功せず、それで気がふさいでいた、というエピソードが伝えられている⁶⁴。嚴嵩が失脚したのはこの年の五月であるから、この頃に徐階はまだ首輔になっていないか、あるいは首輔となったばかりで人事権を掌握しきれていなかったのであろう。そして羅汝芳が南直隸の寧国府に地方官として赴任すると、そこで講会を大々的に挙行したことは、いうまでもない⁶⁵。

徐階がこれほど陽明学を奨励することで人心を収めようとしたのは、彼自身が陽明学者であるほか、陽明学派の勢力の拡大という現実的な要因が、大きく働いたのであろう。王陽明の死から、朝廷が長きにわたって陽明学を弾圧する姿勢を示し、中央での陽明学者たちが痛手を負ったにもかかわらず、一方の地方では陽明学が影響力を伸ばし続けてきた。第二章で述べたように、王陽明の死後、陽明学派の組織拡大が一貫して見られる。中央からの圧力が弱まると、その勢いが更に加速したことは想像に難くない。大物の陽明学者は地方と官界で多くの弟子門生を抱えるほか、その名が天下に知れ渡っていた。また、学派の若手たちも、やがて続々と官界入りして地位を高めていく。これらの人々をうまく籠絡すれば、政界で一つの有力な支持基盤を獲得できる。それゆえ徐階は地方官の時代から、積極的に陽明学の影響力拡大に尽力した⁶⁶。

嘉靖三十二年の靈濟宮での講会は、歐陽徳や聶豹などの大物が参加したことで、空前の盛況を呈した。この中でも歐陽徳は特に影響力が強く、その門人は「天下に半す」と言われるほどであり、しかも当時は礼部尚書の任にあった⁶⁷。一方、嘉靖三十七年に何遷の主宰で講会が行なわれると、満足の行く結果は収められなかった。それは端的に、何遷の「名

位」がそれほどのものではなかったからである⁶⁸。これらの事実は、徐階が自ら陽明学者であり、しかも内閣入りを果たしていたにもかかわらず、彼一人ではとても人心を収めきれず、歐陽徳のような名望と地位のある人物から力を借りなければならなかったことを示している。故に彼も努めて自らの政治力によって重要な陽明学者たちの名望と地位を高めようとしたのである。聶豹が兵部尚書に起用されたのは徐階の推薦によるものであり、死後は首輔となった徐階から手厚い礼遇を贈られた。王畿のような考察で退けられ、官界復帰の見込みのない人物の場合でも、徐階は極力その名声を高めようとした⁶⁹。

支持基盤を固めるための徐階のこの戦術は成功を収めた。前に引用した『万曆野獲編』の記述から、当時の各地方の官僚が一斉に書院を建設して徐階の機嫌を取ろうとしたことがわかり、そして中央の高官たちも、徐階が主催する講会を手伝うようになった。王畿がかつて嘉靖四十四年の講会について

公首命述職諸司及計偕諸士、凡同志者、先後大會於靈濟宮。時以直廬不能出、屬宗伯李公・少宰朱公・中丞毛公分主會事⁷⁰。

公首めて述職の諸司及び計偕の諸士に命じ、凡そ同志たる者は、先後に靈濟宮に大會せよと。時に廬に^{あた}直るを以て出づる能わざれば、宗伯李公・少宰朱公・中丞毛公に屬して會事を分主せしむ。

と述べているが、「宗伯李公」とは当時の礼部尚書・李春芳、「少宰朱公」は当時の吏部侍郎・朱衡、「中丞毛公」は当時の都御史・毛愷である⁷¹。この中で、李春芳は南京の国子監で湛若水と歐陽徳に学んだことがあり、この年に徐階の推薦で入閣した⁷²。

こういった表舞台での徐階の支持者集めが陽明学を介して行われたと同時に、その裏側の政治的駆け引きでも、陽明学人脈は彼の強みとなった。この裏人脈の最大の見せ場は、嚴嵩の失脚劇である。『明儒学案』卷三十二、「泰州学案一」はこのように記している。

心隱在京師、關各門會館、招來四方之士、方技雜流、無不從之。是時政由嚴氏、忠臣坐死者相望、卒莫能動。有藍道行者、以乩術幸上、心隱授以密計、偵知嵩有揭帖、乩神降語、今日當有一奸臣言事。上方遲之、而嵩揭至、上由此疑嵩。御史鄒應龍因論嵩敗之。

心隱京師に在り、各門會館を關き、四方の士を招來し、方技雜流は之に従わざる無し。是の時に政は嚴氏に由り、忠臣坐して死する者相い望むも、卒に能く動かす莫し。藍道行なる者有り、乩術を以て上に幸せらる。心隱授けるに密計を以てし、嵩に揭

帖有るを偵知し、乚神して語を降し、今日當に一奸臣有りて事を言うべしと。上方に之を遅^まてば、嵩の掲^か至り、上此れに由りて嵩を疑う。御史鄒應龍因りて嵩を論じて之を敗^{やぶ}る。

「心隠」とはつまり何心隠のことである。第二章でも言及したように、彼は世宗の信任を得ていた道士の藍道行の手を借りて、神託と偽って世宗と嚴嵩を離間した。この事件が、嚴嵩失脚の決め手となったのである。何心隠はもともと江西吉安府永豊県の挙人、本名は梁汝元である。顔山農に入門し、泰州一派の学問を伝えた。若い頃には郷里に宗族のための学校を興し、また納税共同体を組織するなど、色々と社会活動をした。その後、県令との齟齬で獄に投じられたが、何遷そして程学顔という陽明学派官僚などの力で救い出され、一旦は胡宗憲の幕府に入った。それから南京に行つて程学顔と遊び、また程学顔に従い上京した。北京で彼は羅汝芳や、羅汝芳と同じく徐階の傘下にいた新進の陽明学派官僚・耿定向と交際したが、特に耿定向とは親密だったようである⁷³。

『明儒学案』が記しているように、何心隠は北京で「方技雑流」を大勢招き集めていた。その中に藍道行も含まれているであろう。嚴嵩失脚の件から、彼はこれらの「方技雑流」を利用し、いろいろと裏で政治に関わったと推察できる。耿定向が北京では同郷の官僚たちでも何心隠を避けようとしたと記している⁷⁴のは、正に彼が政界で裏工作をやっていたからであろう。藍道行事件については、当時の人々は皆、徐階の指図によるものと伝えていたという⁷⁵。徐階は羅汝芳や耿定向などを介して何心隠と知り合ったのであろう。藍道行事件以前の嘉靖三十九年に、耿定向はすでに嚴嵩の息がかかった吏部尚書・吳鵬を弾劾し、嚴嵩から睨まれていた⁷⁶。

羅汝芳と何心隠の師に当たる顔山農（名は鈞、江西吉安府永新県の人）も何心隠と同じく、若い頃に郷里で宗族を教化する組織を立ち上げ、その後は各地で「心火」を治療するなどと称し、宗教的な修業法で信者を集めていた⁷⁷。その後は王艮の弟子である徐樾、そして王艮本人に学び、一布衣でありながら羅汝芳のような官僚士大夫を弟子として擁し、そして陽明学人脈で多くの官僚と交際した。第二章で述べたように、彼はかつて北京で徐階に招かれ、その講会で講演したと自称している⁷⁸。そして彼が嘉靖二十三年に北京で集めた「信徒者」たちの中には、藍道行事件の直後に嚴嵩を弾劾してそれを失脚に追い込んだ鄒應龍の名前がある⁷⁹。

さて、内閣が陽明学を大々的に奨励し、陽明学派の官僚を自らの支持基盤としたことは、

明の歴史において斬新な事態であり、嘉靖の初めに世宗支持派が政権を取った頃にも、このような事態は現れなかった。陽明学派の勢力を中央まで広く吸い上げてそれを頼りとしていたことは、果たして徐階政権の性質に何らかの影響を与えなかったのであろうか。

嘉靖初年の状況についての考察からわかるように、もともと陽明学は、政治において反内閣的な傾向を持っていた。従来の内閣-翰林院体制の下では、内閣がほとんど翰林院出身者に独占され、さらに六部などでの重要なポストも内閣傘下の人物に押さえられ、内閣-翰林院とその周辺にいる勢力以外の者たちは、政権の中枢部から事実上永久的に締め出されたのである。陽明学派のメンバーたちの政治的地位を考察すると、王陽明が講学を広めてから、陽明学を奉ずるようになったのは地方の生員か中・下級の官僚がほとんどで、王陽明自身も、早くから内閣の周辺から脱落し、そしてその後は内閣と激しく対立するようになった。故に陽明学は内閣-翰林院体制下で抑圧される立場に置かれていた官界の中・下層と、さらにその下にいる官界の狭き門に苦しむ人々を中心に受容されたといっても過言ではない。この論は当時の人々の観察からも裏付けられる。例えば張居正はかつて

昔陽明先生昌學於東南、學士大夫或頗有棄而不信、而閭巷之儒油然宗焉⁸⁰。

昔陽明先生學を東南に昌^{とな}え、學士大夫或いは頗る棄てて信ぜざる有るも、閭巷の儒は油然として宗とす。

と述べている。

一方、内閣とその周辺がなす政界の上層部では、これまで見てきたように、文学趣味が発達しやすい。嘉靖の初めから、陽明学者の中に科挙で好成績を収め翰林院の官僚に選ばれる者が続々と現れ始め、そして徐階に至ってついに内閣-翰林院体制の頂点にまで到達したが、しかし学派全体から見るとこのような例は極めて稀である。王陽明の死後、各地での陽明学派の拡張は、地方官ないし「経師」、さらに生員に主導されるケースが多く⁸¹、さほど高位高官となっておらず、しかも政争で敗れて失脚した陽明学派の官僚が帰郷すると、たちまち絶大な影響力を見せ、度々数百人に及ぶ会合を組織した⁸²。生員層を政界の最下層と見なせば、徐階が政権を掌握した時期にも、暗躍する山人の類を除き、陽明学派のメンバーのほとんどは政界の中・下層の人々と見て間違いのないであろう。徐階はこれらの人々を支持者層とした以上、勢いとして彼らの訴えに答えなければならない。

そこで徐階の政治姿勢を考察する必要があるが、これについてはすでに城地孝の研究があるため、まずはこれを利用することにする。城地氏は著書『長城と北京の

朝政——明代内閣政治の展開と変容⁸³』において、徐階の政治運営の方針について検討している⁸⁴。氏が提示しているように、徐階は「分権公治的な政治」を進めようとした。これを端的に示す史料は、徐階の文集である『世経堂集』巻三に収められている「答添閣臣論二」（日付は嘉靖四十四年四月初九日）という上奏にある

臣惟、人臣之罪、莫大於專。臣自壬戌之夏、大書壁間云、以威福還朝廷、以政務還諸司、以用舍刑賞還公論。

臣惟うに、人臣の罪は、專より大なる莫し。臣は壬戌の夏より、壁の間に大書して云く、威福を以て朝廷に還し、政務を以て諸司に還し、用舍刑賞を以て公論に還す、と。という文面である。徐階は内閣の専権を矯め、政務を六部などの各部署に返し、そして官僚の人事を「公論」に任せることを目標とした。これは正に王陽明らがかつて求めたものである。城地氏は北辺の事案を具体例に挙げ、徐階が確かに六部の事務に不干涉主義を取っていたことを明らかにしている。また、徐階はかつて内閣の増員を何度も要請し、そして増員について

臣惟、閣臣地親任重。祖宗時每用三四員、盖本不欲權有所專、而閣中先臣、每事皆相商確、亦無敢專者。自夏某暴狠、人莫敢犯、繼以嵩受制逆子、欲便其私、於是事皆獨斷、而權始有所專矣。今皇上有意復成祖之制、誠乃攬乾綱、收政柄之要務⁸⁵。

臣惟うに、閣臣地親しく任重し。祖宗の時に毎に三四員を用い、盖し本より權の専らにする所有るを欲せず。閣中の先臣も、事毎に皆な相い商確し、亦た敢えて専らにする者無し。夏某暴狠なりて、人敢えて犯す莫きより、繼ぐに嵩逆子に制を受け、其の私を便するを欲し、是に於いて事皆な獨斷するを以てすれば、而して權始めて専らにする所有り。今皇上成祖の制を復するに意有るは、誠に乃ち乾綱を攬り、政柄を收むるの要務なり。

と述べている。閣臣たちが互いに協議して物事を決めるというかつての内閣のあり方に復帰し、首輔が一人ですべてを仕切る局面を避けようとしたのである。これも王陽明がかつて求めた「同寅協恭」と同じ精神である。

城地氏の議論の補足として、徐階が首輔を務めていた頃の吏部の状況についても、少し考察を加えたい。吏部は官僚人事を司り、六部の中でもっとも肝要な部署であり、由来内閣は吏部を操縦することで朝政を牛耳ってきたからである。『明史』巻一百九十三卷、「嚴訥伝」には、このような記述がある。

禮部尚書郭朴遷吏部、遂以訥代之。朴遭父喪、復代爲吏部尚書。嚴嵩當國、吏道汙雜。嵩敗、朴典銓、猶未能盡變。訥雅意自飭、徐階亦推心任之。訥乃與朝士約、有事白於朝房、毋謁私邸。慎擇曹郎、務抑奔競、振淹滯。又以資格太拘、人才不能盡、倣先朝三途並用法、州縣吏政績異者破格超擢、銓政一新。…訥嘗語人曰、銓臣與輔臣必同心乃有濟。吾掌銓二年、適華亭當國、事無阻。且所任選郎賢、舉無失人。華亭謂徐階、選郎則陸光祖也。

禮部尚書郭朴吏部に遷り、遂に訥を以て之に代う。朴父喪に遭い、復た代わりて吏部尚書と爲る。嚴嵩國に当たり、吏道は汙雜なり。嵩敗れ、朴銓を^{つかさど}典るも、猶お未だ盡く變うる能わず。訥雅より自飭を意い、徐階も亦た推心して之に任ず。訥乃ち朝士と約し、事有れば朝房に白し、私邸に謁する母れ、と。慎んで曹郎を擇び、務めて奔競を抑え、淹滯を振う。又た資格の太だ^{とらわ}拘れ、人才能く盡されざるを以て、先朝の三途並用法に倣い、州縣吏の政績異なる者を格を破りて超擢し、銓政は一新す。…訥嘗て人に語りて曰く、銓臣と輔臣とは必ず同心にして乃ち^な濟す有り。吾れ銓を掌ること二年、^{たまたま}適華亭國に当たり、事に阻み無し。且つ任ずる所の選郎賢く、舉ぐるに人を失う無し、と。華亭は徐階を謂い、選郎は則ち陸光祖なり。

嚴訥は嘉靖四十二年から四十四年までに吏部尚書を務めた人物であり⁸⁶、ちょうど徐階が首輔を務めている時期に当たる。嚴訥は吏部の政務を主宰する間に、「資格」によらずに「人才」を選抜し、州県の地方官の中で有能な者に破格の昇進をさせた。これは当初、世宗支持派が政權を掌握した後に打ち出した方向と全く同様なものである。嚴訥によれば彼の方針は徐階の全面的な支持を得ており、そして注意すべきは、彼の方針の施行はその「選郎」・陸光祖に大きくかかっていた、ということである。

「選郎」とは吏部文選司の郎中、つまり文選司の最高責任者のことである。文選司は官僚の人事異動を管轄する権限を持ち、官僚の業績評定を司る考功司と並んで吏部でもっとも肝要な部門である。この陸光祖の文選司郎中としての振る舞いについて、『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」は

嚴訥爲尚書、雅重光祖、議無不行。…既而改文選、益務汲引人才、登進者碩幾盡。又破格擢廉能吏王化・江東・邵元善・張澤・李珙・郭文通・蔡琮・陳永・謝侃。或由鄉舉貢士、或起自書吏。由是下僚競勸、訥亦推心任之、故光祖得行其志。

嚴訥尚書と爲り、^{もと}雅より光祖を重んじ、議すれば行われざる無し。…既にして文選に改められ、益ます人才を汲引するに務め、耆碩を登進すること^{ほとん}幾ど盡く。又格を破りて廉能吏王化・江東・邵元善・張澤・李珙・郭文通・蔡琮・陳永・謝侃を擢んづ。或いは郷舉貢士に由り、或いは書吏より起こる。是れに由り下僚競勸し、訥も亦た推心して之に任じ、故に光祖其の志を行うを得。

と述べている。この記述を読む限り、どうも当時、嚴訥は人事方針の策定と実際の人事案の執行を陸光祖に任せていたようである。そして陸光祖は「耆碩」つまり名望のある長者を積極的に起用したほか、挙人や胥吏からも有能な人物を抜擢し、それで下級の官僚たちは皆奮い立った、という。

陸光祖は陽明学者であり、かつて王陽明を祀る施設の建設に関わり、講会を開いたことがある⁸⁷。そして朱子学を奉ずる朝鮮使節とも論戦を繰り広げた⁸⁸。徐階とも親密であった⁸⁹。

以上に述べた事実から、徐階政権期の吏部は、陽明学の政治的傾向に沿う形で、出身・資格による官職の独占を打破し、中・下級官僚にも昇進ルートを開く方向へ動いたことがわかる。これがつまり徐階のいう「公論」なのである。前章で言及したように、かつて王陽明らが求めた、「大礼の議」の後、世宗と張璁などによって抑圧され続けた反対派の官僚たちの再起用を実現させたのも、徐階である。

以上の分析から、徐階政権が陽明学の政治的傾向を強く体現したものであることがよくわかる。彼の下で政界での上昇を果たした人物について、一つの例を挙げることができる。容肇祖はかつて、嘉靖二十三年に何心隱の出身地である江西永豊県の知県となった凌儒という人物について紹介している。彼は後に中央入りを果たして御史となり、徐階が高拱側から攻撃された際に徐階陣営に加わり、高拱を致仕に追い込むのに一役買った。容氏が述べているように、凌儒は王艮と同じく泰州の人であり、永豊で知県を務めていた際に何心隱と書簡のやりとりがあった。書簡の中で何心隱は「学」について言及したことがあり、しかも凌儒は御史となってから羅洪先などを推薦したことがある⁹⁰から、やはりこの凌儒は陽明学派に接近していた人物であり、徐階の力で中央入りを果たしたのであろう。政界の下層部に上昇の機会を与える過程の中でも、陽明学が大きな役割を果たしていたことが、この一例からわかる⁹¹。

嚴嵩による内閣権力の濫用の後を受け、以上に述べたような徐階の政治姿勢は人心を掌

握するために役立ったに違いない。しかし徐階政権は陽明学一辺倒というほど単純なものではない。徐階は陽明学の政治的代弁者の面目を人に示す一方、同時に内閣 - 翰林院体制に身を置く人間でもあることを忘れてはいけない。夏言の時代から、張璁らによって一旦強引に攪乱された内閣 - 翰林院体制を復活させる流れが現れたことは、すでに述べた。翰林院出身の徐階は正にこの流れに乗って政界で上昇を重ねてきたのである。そして彼が権力を掌握する時期に、この流れがどのような進展を見せたかということ、それはさらに加速していったのである。

会試の年に当たる嘉靖二十六年に、徐階は翰林院学士として庶吉士の教習に当てられたが、この年の庶吉士に張居正がいる⁹²。張居正は当時、徐階に「器重」されたという⁹³。なお、李春芳はこの年の状元であり、翰林院の修撰を授かった。徐階が入閣を果たしていた嘉靖三十二年の庶吉士に、張四維と馬自強がいる。徐階が首輔となった嘉靖四十一年に、状元の申時行は翰林院修撰を授かり、榜眼の王錫爵と探花の余有丁は編修を授かった。四十四年の庶吉士には沈鯉・許国がいる。穆宗の隆慶二年には、探花の趙志皋が翰林院編修を授かり、庶吉士に陳於陞・沈一貫・王家屏・朱賡・張位・于慎行がいる。ここまでで万暦の初めから三十年代半ばまでの、歴代の首輔を含むほぼすべての閣臣の名前が出揃っている⁹⁴。そして隆慶二年の庶吉士選抜が終わった後の七月に、徐階は首輔を退いて致仕したのである⁹⁵。

後に明の最大の権臣となった張居正は首輔になった徐階により引き立てられ、そして徐階の首輔在任中に入閣を果たした⁹⁶。張居正が首輔となってから数十年にわたり、内閣首輔、そしてほとんどの閣臣の座は、以上に挙げた隆慶二年までの翰林院出身者の間で伝えられていった。それまでの明の歴史においても、空前の事態である。万暦に入ってからの内閣 - 翰林院体制の大復活は、まさに徐階の時代にその土台が最後に出来上がったといえよう。張居正や李春芳に対する態度から見れば、徐階は翰林院の後輩たちを引き立てることに関わり積極的にあったようである。恐らく政権を維持するために、一つでも多くの支持基盤を獲得しようとしたのであろう。

とはいえ、徐階が公に陽明学を奉じていたから、彼が権力を握っていた時期に、文学趣味の本拠である翰林院出身者の間でも、陽明学はかなり勢力を伸ばしたようである。そのもっとも典型的な例は、なんといっても張居正であろう。彼は万暦の初めまで熱心な陽明学者であった。このことについて、黄卓越がその論文「張居正与王学関係之考辨⁹⁷」において詳細に考察している。張居正は嘉靖年間から、羅汝芳・耿定向⁹⁸そして胡直などの陽

明学者と講学しており、黄氏が引用した書簡でのやりとりから見れば、その思想上の造詣も並々ならぬものであった。しかも彼は隆慶六年から万暦二年に起こった、王陽明の孔廟従祀をめぐる論争において、王陽明を弁護したことがあるという。彼が後に政治上の原因で態度を一変させ、陽明学を「虚にして当無し」と攻撃した上、講学を徹底的に弾圧したことは、如何にも皮肉に見える⁹⁹。張居正が死去した二年後の万暦十二年に、王陽明の孔廟従祀が天子に裁可されたが、この時に首輔を務めていた申時行は、天子への上奏で王陽明を讃えていた¹⁰⁰。張居正の死から、陽明学が再び盛況を呈するようになった¹⁰¹のは、申時行ら徐階政権期の翰林院出身者の、陽明学への好意が一因だったと思われる。

徐階政権について最後に付け足して説明したいが、この官界の大同団結を謳う政権は、かなり汚れていた。李贄の『続蔵書』にある徐階の伝においてこそ言及されなかったものの、張璁の伝には

嘉靖末年、華亭當國、世亦共以爲賢。然莊田美屋跨州郡、出京之日、大車幾百輛、彌月不輟、方舟而下、連數百艘¹⁰²。

嘉靖の末年、華亭國に当たり、世も亦た共に以て賢と爲す。然るに莊田美屋州郡を跨ぎ、京を出づるの日、大車幾百輛にして、月に彌りて輟まず、舟を方べて下り、連なること數百艘なり。

と、徐階の蓄財を暴露する内容がある。北京でそれほどの財産を蓄えられたのは、政治権力によるものとししか考えられない。さらに于慎行はその筆記『穀山筆塵』で、

華亭相在位、多蓄織婦、歲計所積、與市爲賈、公儀休之所不爲也。往聞一内使言、華亭在位時、松江賦皆入里第、吏以空牒入都、取金於相邸。相公召工傾金、以七銖爲一兩、司農不能辨也¹⁰³。

華亭相位に在り、多く織婦を蓄え、歳ごとに積む所を計り、市と賈を爲すは、公儀休の爲さざる所なり。往一内使の言を聞けり、華亭位に在る時、松江の賦皆な里第に入り、吏空牒を以て都に入り、相邸に金を取る。相公工を召して金を傾け、七銖を以て一兩と爲し、司農辨ずる能わざるなり、と。

と記している。なんと徐階は税金を公然と横領していたのである。大土地所有と紡織業も、政治権力と不正に取得した資金の上で成り立ったのであろう。そして嘉靖二十九年に、羅洪先は王畿に与えた書簡で、

弟於傳聞有一二事、則有頓足扼腕、長吁而隱痛矣。往年韶州之行、物議騰滿、豹穀之

黜、藉以指瑕。涇縣之聚、郡守持以短縣令、縣令幾至削迹。其他瑣瑣、姑不條叙。諸公誠爲己矣、何地不可託宿。必欲近城市、勞官府、力犯人言、果取何益乎。…今風俗披靡、賄賂公行、廉恥道喪、交際過情。…若冒取善之名、借開來之說、以責後車傳食之報、不知於此輩同條例否¹⁰⁴。

弟傳聞に一二事有るに於いては、則ち頓足扼腕し、長吁して隱痛する有り。往年韶州の行、物議騰滿し、豹穀の黜、藉りて以て瑕を指す。涇縣の聚、郡守持ちて以て縣令を短^{そし}り、縣令は幾ど削迹に至る。其の他の瑣瑣は、姑く條叙せず。諸公誠に己が爲すれば、何地に託宿すべからずや。必ず城市に近づき、官府を勞さんと欲し、力めて人言を犯すは、果たして何の益を取らんか。…今風俗披靡し、賄賂公行し、廉恥の道喪^{ほろ}び、交際情を過ぐ。…若し取善の名を冒し、開來の說を借り、以て後車傳食の報を責むれば、此の輩に於いて條例を同じくするや否やを知らず。

と不満を漏らしている。王畿らは講会を開く際に、必ず都市に入り、そして地元の官府に種々の便宜を提供させたのである。しかもそれによって輿論が沸騰し地方官を失脚させるほどであった。これはまだ徐階が入閣する前の事態である。地方官が争って書院を建設する徐階政権の時期になると、各地に「後車伝食」¹⁰⁵、つまり官府からの手厚い接待を目当てに講学に従事する陽明学者が多くであろうことは、想像に難くない。理想理念を高く掲げる政治運動も、最後は往々にして従来と代わり映えのしない代物に墮してしまうのである。

第四節 万曆以後の情勢——党争を背景に

前節では、徐階が政権を掌握する時代に現れた二つの流れ、つまり陽明学の政治的傾向に沿って政権をより開かれたものとする流れと、閉鎖的な内閣 - 翰林院体制を復活させる流れについて考察した。徐階の時代に二つの流れは大きな齟齬なく、共に政権を支えたが、しかし本来、この二つの流れは原理的に相容れないものである。そこから徐階の政権運営が、将来に禍根を残したのではないかと考えられる。果たして短い隆慶朝が幕を閉じて万曆年間に入ると、朝廷では昔にも増して熾烈な対立抗争が起こったのである。

張居正の「奪情」や言論統制の強化を契機に明末に「党争」が延々と繰り広げられたことは、一般的に知られている。明末の政治を特徴付ける党争については、すでに小野和子

の『明季党社考——東林党と復社』などの優れた研究があり、そして本論の射程も超えているため、ここで詳しく述べることはできない。残された紙幅で本論が目標とするのは、党争という大きな背景の下での、陽明学派の現実政治への関与の方向性を提示することである。

張居正は強権によって反対者を一時的に制圧したが、その後は翰林院出身者が内閣を占拠し続ける中、吏部を中心に反内閣運動が再燃した。吏部はもともと各官署の中で地位が最も高く、しかも官僚の人事権を握っていたため、反内閣の勢力が吏部を中心に集結したのも事理の当然である。このことについては、林麗月「閣部衝突与明万曆朝の党争¹⁰⁶」が詳細に考察している。まず注目すべきは、この時に反内閣運動の先鋒を務めた一人が、陸光祖だったことである。

陸光祖は文選司郎中時代の上司、そして張居正などとの対立から、度々失脚してはまた起用され、万曆十五年に三度目の復活を果たした後、十九年に吏部尚書となった¹⁰⁷。以来、吏部の権が内閣に奪われている状況を快く思わず、これを正そうとした。同年、申時行は致仕するに当たり密かに趙志皋と張位を自らの後継者として神宗に推薦したが、陸光祖は事情を知った後に天子に抗議し、「廷推」つまり吏部を含む各部署の共同推薦で閣臣の人选を決めるよう求めた¹⁰⁸。陸光祖は文選司の郎中だった時に都察院の長官と礼を争い、また吏部侍郎を務めていた際に、翰林院の庶吉士に道を譲らせようとして罵られたことがある¹⁰⁹。以前から吏部の地位の優越さを主張することに熱心な人物であった。徐階の時代に内閣に籠絡され、面子を立てられたことに慣れたのが一因であろう。そして吏部尚書になった後には、吏部の地位を高めようとしたのみならず、閣臣の座をも狙っていた¹¹⁰。彼自身は進士となった後に知県に任命され、翰林院に入ったことがなく、その行動は、翰林院出身者による内閣の独占を打破する意味合いも帯びている。

万曆二十年の地方官の業績評定を機に、陸光祖が吏部の官僚に抜擢した一人が、後に東林派の祖となった顧憲成である¹¹¹。翌万曆二十一年の「京察」つまり中央官僚の業績評定では、正に陸光祖から吏部尚書を受け継いだ孫鑰と吏部考功司の郎中だった趙南星そして驗封司の員外郎だった顧憲成らを中心に、反内閣の嵐が巻き起こされたのである。林麗月が指摘したように、この時に吏部を支持した史孟麟・于孔兼・顧允成・薛敷教、それに高攀龍などは、万曆三十年代に顧憲成とともに東林書院を修復し、そして講学活動を展開して東林学派を興した人々である¹¹²。

以上に挙げた孫鑰から高攀龍までの人々の履歴を調べると、進士となった後に翰林院に

入ったのはわずか史孟麟一人である。彼らが吏部の元に集結して内閣と激しく対立したのは、内閣 - 翰林院体制への強い反発があるからである。このことは彼ら自身の発言からも確認できる。例えば万暦二十一年に孫鑰が吏部尚書の任を離れたのを受け、首輔の王錫爵が翰林院出身の礼部尚書羅萬化を吏部尚書に充てようとした際に、顧憲成は

不可。内閣者、翰林之結局。冢宰者、各衙門之結局。今天下大勢折而入内閣矣、況可併冢宰據之乎。…往者内閣之推、往往用各衙門、不專翰林一途。…今不能以内閣與各衙門共、而更以冢宰與翰林共乎¹¹³。

不可なり。内閣なる者は、翰林の結局なり。冢宰なる者は、各衙門の結局なり。今天下の大勢折れて内閣に入るに、況や冢宰を併せて之に據らしむべきをか。…^{むかし}往者内閣の推は、往往にして各衙門を用い、翰林の一途を専らにせず。…今内閣を以て各衙門と共にする能わざるに、更に冢宰を以て翰林と共にするか。

と明確に反対を表明した。彼は内閣を「翰林の結局」と見なし、内閣が翰林院出身者を通じて吏部の掌握を図る動きに抵抗し、同時に内閣を「各衙門」に開かれたものにするよう求めた。また万暦十九年に、時の福建道監察御史、後にやはり東林派の中心人物の一人となった錢一本¹¹⁴は上疏で

我列聖論相、蓋有以才望用、…初不以資格爲資、猶有司寇攝相遺意。今復能行否。…翰林一途、謂之儲養相才、厥初講讀編脩、咸得簡入、以備顧問、尚知爲官擇人。今惟累資躡級、循列卿位、以覬必得、遂使國家命相之大任、僅爲閣臣援引之私物。…故自來内閣之臣、善終者絕鮮。…嵩之鑒不遠、…而時行又蹈之¹¹⁵。

我が列聖相を論ずるに、蓋し才望を以て用うる有り、…初めに資格を以て資と爲さず、猶の司寇相を攝るの遺意有り。今は復た能く行なうや否や。…翰林の一途は、之を相才を儲養すると謂い、厥の初めは講讀編脩、咸な簡入せらるるを得、以て顧問に備え、尚お官が爲に人を擇ぶを知る。今は惟だ資を累ねて級を躡み、卿位に循列するのみなりて、以て必得を^{のぞ}覬む。遂に國家の相を命ずるの大任をして、僅かに閣臣の援引するの私物たらしむ。…故に自來の内閣の臣は、善終する者絶えて鮮なし。…嵩の鑒遠からず、…しかして時行は又た之を^ふ蹈む。

と、致仕に追い込まれたばかりの申時行を名指しした上で、翰林院出身者が内閣を独占する状況を批判した。後に顧憲成らは東林派と立場の近い非翰林院出身の李三才を閣臣に推

す¹¹⁶など、内閣 - 翰林院体制の打破を実際に試みたのである。東林派を中心とした反内閣の勢力は、往々にして皇太子の冊立と処遇、そして鉅税などの問題で内閣への批判を強めたが、それは一般の官僚たちを締め出して翰林院の者たちでのみ構成される内閣が、常にこのような重大な問題で官僚たち全体の「公論」を無視して天子の恣意に追従する姿勢を見せたからである。

このような情勢の中で、陽明学を奉じていた人々は、政治においてどのような動きを見せたのであろうか。まずは、東林派と近い立場を取り、そしてやがて東林に合流して行く一つの流れを観察することができる。

その代表的人物が、東林の一員にすら数えられた鄒元標である¹¹⁷。彼は『明儒学案』において江右王門に列せられている¹¹⁸。講学にかなり熱心だった人物であり、張居正の死後、毀された天下の書院を尽く再建するよう天子に求めた。そして自らの郷里である江西吉安府吉水県の文江書院を仁文書院として復興させることにも尽力した¹¹⁹。また、天啓年間に明代の北京での初めての書院である首善書院を建設したのも、この鄒元標と馮從吾などである。鄒元標は、張居正の「奪情」つまり丁憂期間中の首輔留任をめぐる論争で張居正を厳しく批判し、廷杖を受けた上で辺境の衛所に流されたが、これで清流士大夫としての名声を確立した¹²⁰。張居正の死後に復活した彼は、張居正と結託して礼部尚書にまでなり、申時行の姻戚ともなった徐学謨を弾劾したことで申時行から恨まれ、また天子の神宗をも批判したことで左遷された。その後、吏部尚書の宋纁は彼を文選司の員外郎に起用しようとして神宗と申時行の怒りを買ひ、彼自身も南京に飛ばされた後に、病気を理由に帰郷して講学に精力を注いだ¹²¹。その帰郷が許された時に、顧憲成は時の首輔・王錫爵に反対を表明した¹²²。因みに宋纁は、陸光祖に先立って吏部の権威を高めようとした人物である¹²³。熹宗の天啓元年に中央政界に復帰してから、鄒元標は趙南星・高攀龍などの再起用を求め¹²⁴、そして小野和子も著書で紹介しているように、孫慎行ら東林党人とともに光宗の急死に関わった前首輔・方從哲の責任を追及した¹²⁵。

政治においてのみならず、思想においても、鄒元標などの陽明学者には東林派との交流そして接近が見られる。小野氏が紹介しているように、鄒元標は顧憲成・高攀龍そして銭一本などとともに、東林書院と関係の深い宜興の明道書院で講学したことがある¹²⁶。そして、東林派の官僚だった余懋衡という人物は、万暦二十五年に任地の江西吉安府永新県に明新書院を建設し、鄒元標・王時槐・鄒德泳を招いて講学させた¹²⁷。

王時槐は後期の江右陽明学の重鎮であり¹²⁸、鄒德泳は鄒守益の孫で彼も陽明学を奉じて

いた¹²⁹。王時槐については、劉元卿という人物の書いた伝記によれば、陸光祖と親しく、陸光祖は吏部尚書となった後に彼を南京の太常寺卿に起用しようとしたという¹³⁰。ちなみにこの劉元卿も陽明学者であり、王時槐に傾倒し¹³¹、そして張居正に反対していた¹³²。鄒德泳はかつて太子冊立の問題で首輔の申時行を弾劾してそれを致仕に追い込むのに一役買った人物である¹³³から、政治において鄒元標、さらに東林派の人々と同じ立場にいたことは明らかである。『明儒学案』によれば、錢一本の思想には王時槐から受け継いだものが多いという¹³⁴。また、錢明は、王時槐の思想について顧憲成や高攀龍の評論を紹介し、陽明学と東林派の思想との間の架け橋としている¹³⁵。

鄒元標・王時槐そして鄒德泳はいずれも翰林院に入ることがないことを付け加えておきたい。この三人のほかに陽明学派と東林派の思想交流の例として、なお小野和子が紹介している泰州派の一人で桐城で崇実会館を主宰した方学漸のケースがある¹³⁶。方学漸は王陽明の「無善無悪」説に批判的であり、その点において東林派の人々との強い同調が見られる。彼自身は任官したことがないが、子の方大鎮は東林派の官僚であり¹³⁷、そして曾孫の方以智は東林派の流れを汲む復社の重要メンバーであった¹³⁸。

万暦以来、内閣 - 翰林院体制が力強く復活するにつれ、内閣と反内閣勢力との衝突も、いよいよクライマックスを迎えた。一部の陽明学派の官僚が、反内閣の側に加わったのは、陽明学の本来の政治的傾向からすれば極自然なことである。しかし注意すべきは、この時期に反内閣闘争の主力を務めたのは、東林派として集結した人々であり、陽明学を奉ずる一部の者たちが東林に合流していくような形となったことである。この意味においては、東林派を陽明学派の後継者と見なすことができる。

但し、万暦に入ってから陽明学派には、鄒元標のような東林に同調する人物が現れる一方、内閣側に位置する者もいた。その最たる例は耿定向である。すでに触れたように、彼はかつて徐階の傘下に居り、また張居正とも共に講学する仲であった。『明儒学案』は彼について、

定向初立朝有時望。後歷徐階・張居正・申時行・王錫爵四輔、皆能無齟齬¹³⁹。

定向初めて朝に立つに時望有り。後に徐階・張居正・申時行・王錫爵の四輔を歴、皆な能く齟齬無し。

と述べている。徐階はもちろんのこと、張居正・申時行・王錫爵とも、概ね良好な関係を保っていた。特に友人である張居正が首輔になると、その内閣寄りの姿勢がいよいよ鮮明になってきた。奪情をめぐる議論が起きると、耿定向は張居正に手紙を送って奪情を公然

と支持し、張居正を商王朝の開祖・湯を補佐した伊尹に譬えた上で、「紛々」たる「諸議」を「此の学が明らかならざる故」のものとした¹⁴⁰。この年に耿定向は張居正によって福建の巡撫に起用され、張居正が進めていた土地精査と税制改革、つまり「一条鞭法」の執行に当たった¹⁴¹。彼が張居正の死後に、張居正の「學術」は間違っていたと言い出した¹⁴²のは、当初の張居正の変心と同様におかしい。さらに、申時行が首輔を務めていた時期に耿定向は引き続き内閣に近寄っていた。南京都察院の長官である都御史となった後、申時行の意向に沿って御史たち言官に対する統制を強めようとして東林派の人々に反対された。顧憲成の弟である顧允成がわざわざ「客問」なる文を著して耿定向を批判したほどである¹⁴³。

張居正寄りの姿勢を示したのは耿定向のみではなかった。講学を弾圧する方向へ張居正が転じた後も、在野の王畿は書簡で

元老於師門之學、原亦相信。近因吾黨不能以實意將之、微致規切、意在相成、非有所作惡也。世人過於承望、形聲相軋、釀成紛紛之議、遂使信學之初心、混跡疑似、隱隱約約、闇而弗彰¹⁴⁴。

元老は師門の學に於いて、原より亦た相信ず。近ごろ吾が黨實意を以て之を將くる能わざるに因りて、微かに規切を致すも、意は相い成すに在り、惡を作す有るに非ざるなり。世人承望するに過ぎ、形聲相い軋み、紛紛の議を釀成し、遂に學を信ずるの初心をして、疑似に混跡せしめ、隱隱約約にして、闇くて彰かならず。

と述べ、「師門の学」を信じていた張居正を弁護し、彼が講学を弾圧するようになったのは、一部の陽明学者が張居正の立場を理解しきれずにその奪情を諫めたことが、世間の「紛々の議」つまり張居正への批判に繋がったためだとした¹⁴⁵。万暦の初めに王陽明の孔廟従祀の機運が強まると、王畿は一部の中央官僚に手紙を送りその協力を求めたが、その中に張元忭・朱賡そして趙志皋ら翰林院の官僚が含まれている¹⁴⁶。これらの人々がいずれも陽明学者か陽明学寄りの人物であった¹⁴⁷ことはいうまでもない。そして朱賡と趙志皋はいずれも後に首輔となった人物であるが、早い時期から王畿と繋がっていたのである。

陽明学者の趙志皋¹⁴⁸が申時行の推薦で入閣し、そしてこの件で陸光祖が抗議したことはすでに言及した。趙志皋は万暦二十年三月に王家屏が致仕してから翌年の正月に王錫爵が帰省から公務に復帰するまでの期間中に代理の首輔を務め、そして王錫爵が致仕した万暦二十二年五月から二十九年九月に病死するまで長らく首輔を務めたのであるが、明末の政

治史における存在感は非常に薄い。このことについて、『明史』卷二百十九、「趙志皋伝」は

張居正柄國、權震主。申時行繼之、勢猶盛。王錫爵性剛負氣、人亦畏之。志皋爲首輔、年七十餘、耄矣。柔而懦、爲朝士所輕、詬誶四起。

張居正國を柄るに、權は主を震わす。申時行之に繼ぎ、勢は猶お盛んなり。王錫爵性剛なりて氣に負^{まか}せ、人も亦た之を畏る。志皋首輔と爲るや、年は七十餘り、^{おいぼ}耄れたり。柔にして懦なり、朝士の輕んずる所と爲り、詬誶四起す。

と述べている。張居正はもちろんのこと、申時行・王錫爵も首輔としてかなりの權勢を誇ったが、趙志皋は高齢の上、「柔にして懦なり」で朝廷の官僚たちに輕んじられ、至るところから彼への攻撃が起こった、という。そして『明史』はまた

無何、南京御史柳佐・給事中章守誠言、吏部郎顧憲成等空司而逐志皋、實激帝怒。

無何にして、南京御史柳佐・給事中章守誠言う、吏部郎顧憲成ら司を空けて志皋を逐うと、實は帝の怒を激せんとす。

とも記している。顧憲成らが部署まるごと反対運動を起こして趙志皋を驅逐しようとしたというのは、神宗を怒らせるためのものであったが、顧憲成と趙志皋との関係が良かったらこのようには記されないであろう。実際顧憲成は、趙志皋を沈一貫・朱賡・張位とともに「權相」の一人に数えたのである¹⁴⁹。

もっとも趙志皋は「柔にして懦なり」といわれ、「權相」と呼ぶにはあまり相応しくない。そして彼には「權相」たらんとした志向もなかったようである。彼はかつて天子への上奏で

臣嘗於朝房待漏之處、嘗置二銘、以備觀省。…一曰、以威福歸朝廷、以事權還六部、以公論付臺諫、以請托謝親友。臣懷是心、亦欲見之行事¹⁵⁰。

臣は嘗て朝房の待漏の處に於いて、嘗て二銘を置き、以て觀省に備う。…一に曰く、威福を以て朝廷に歸し、事權を以て六部に還し、公論を以て臺諫に付し、請托を以て親友を^{ことわ}謝る。臣是の心を懷き、亦た之を行事に見せんと欲す。

と述べている。これは明らかに、かつて徐階が打ち出した方針を受け継いだものである。同じ上奏で趙志皋は

臣等日在閣中辦事、惟上承德意、下酌部議而行之。及出至朝房諸司、有以事相告者、輒據所見以對、而聽其裁處。吏兵二部詮調陟降文武官員、吏部自巡撫九卿以上、臣或

與聞、兵部自總兵以下、臣皆不與。科道以言爲職、臣等亦惟察識其言、而未嘗敢私其人。

臣ら日に閣中に在りて事を辦ずるに、惟だ上に德意を承け、下に部議を酌みて之を行ふのみ。出でて朝房諸司に至るに及ぶや、事を以て相い告ぐる者有れば、輒ち見る所に據りて以て對えて、其の裁處するを聽す。吏兵の二部文武官員を詮調陟降するに、吏部は巡撫九卿より以上、臣或いは與聞し、兵部は總兵より以下、臣皆な與らず。科道言を以て職と爲し、臣らも亦た惟だ其の言を察識するのみなりて、未だ嘗て敢えて其の人を私せず。

と、自らの方針を務めて実践していたとも表明した。それでも彼が「權相」と目されたのは、彼の下で次輔、つまり内閣のナンバーツーを務めた張位のためだったと思われる。張位は趙志皋と同じく申時行の推薦で入閣し、趙志皋と親しかったという。そして趙志皋が高齢で衰弱していたため、内閣の政務の多くは張位が処理した。内閣の地位の強化を避けて六部そして言官との緊張した関係をなんとか緩和しようとした趙志皋と違い、張位は自らへの権力の集中を望み、吏部と衝突し続けた¹⁵¹。しかも彼は万曆二十四年頃から神宗が始めた「鉅税」、つまり宦官による各地での物産の収奪に姑息妥協する態度を示し¹⁵²、そのうえ朝鮮を侵略していた日本の討伐で敗戦した楊鎬を推薦した責任で大いに批判を招いた¹⁵³。趙志皋は進んで反内閣勢力と衝突したというより、張位のような強硬な閣臣と反内閣派との間で板挟みとなったというのが、より事実と合致するであろう。

張位が内閣にいた時期に、翰林院に焦竑という陽明学者がいた。彼は耿定向が嘉靖末から隆慶初までに南京で南直隸の提学を務めていた際から手塩にかけて育てた愛弟子であり¹⁵⁴、『明儒学案』では泰州学派に列せられている¹⁵⁵。有名な李贄とも親交があった。万曆十七年に焦竑は状元となって翰林院修撰を授かり、未来の閣臣と目された¹⁵⁶が、しかしその後は

竑既負重名、性復疎直、時事有不可、輒形之言論。政府亦惡之、張位尤甚¹⁵⁷。

竑既に重名を負えば、性も復た疎直なり、時事に不可有れば、輒ち之を言論に^{あらわ}形す。

政府も亦た之を惡み、張位尤も甚だし。

と、「時事」批判を度々公言したことで、特に張位に憎まれたという。彼が張位の政治姿勢に不満を持っていたことは確実であろう。そして万曆二十二年に、神宗の長子、後の光宗が「出閣」して教育を受けるようになると、その「講官」、つまり先生の一人に任命さ

れた焦竑は光宗の教育に尽力し、『養正図説』なる書物を撰して当時の光宗に進呈しようとしたが、これが書物の作成を知らされなかった、光宗の講官の筆頭格であった郭正域の不興を買って実現しなかった¹⁵⁸。そしてその後、この書物が偶然神宗に上呈されると、張位と郭正域は焦竑が神宗に重用されるのではないかと大いに妬んだ¹⁵⁹。果たして万曆二十五年に焦竑は神宗直々の指名で、慣例を破る形で順天郷試の副考官に任命された。張位と郭正域はついに言官に焦竑を弾劾させ、彼を左遷した¹⁶⁰。そして一年ぐらい後の業績評定でまた左遷の処分を受けた焦竑はついに官を辞して南京に帰り、学者として余生を送った。焦竑は明代屈指の博学家であり、一流の文章家でもあった¹⁶¹。この点では、翰林院の気質とよく似合う。彼の境遇から、耿定向のような極端な例を除けば、陽明学派が政権の中枢部に送り込んだ優秀なメンバーの立場は、陰悪さを増してゆく政治環境の中でいよいよ苦しくなったのではないか、という印象を受ける。このような傾向は趙志皋の場合にすでに現れている。

万曆二十六年に張位は楊鎬の敗戦の責任を取らされて官職を剥奪され、その三年後に趙志皋が病死し、沈一貫が首輔を引き継いだ。彼は王錫爵と趙志皋、そして張位ら閣臣の推薦で入閣を果たした¹⁶²。閣臣を十三年間、首輔を四年間務めた彼について、『明史』は

枝柱清議、好同惡異、與前後諸臣同¹⁶³。

清議を枝柱し、同を好み異を惡むは、前後の諸臣と同じくす。

と評している。つまり相変わらず東林派などと対立し続けた。しかも彼と同時期の閣臣・沈鯉は鉅税などの問題で東林派に同調する姿勢を取り、沈一貫と齟齬していたため、沈一貫もこれに積極的に対抗しようとして派閥を結成し、いわゆる「浙党」のリーダーと目されたのである¹⁶⁴。この沈一貫の首輔在任期間中に、陽明学派の歴史において起きた最大の事件が、あの有名な異端思想家・李贄の死である。

李贄は進士にならず、挙人の出身で知府までなり、知府の任期が満了すると政界を引退し、耿定向の家がある湖広の黄安県に赴き、耿定向とその弟・耿定理をパトロンとして思想・学術活動を行った。そして耿定向との間に齟齬が生ずると、隣りの麻城県で隠居生活を送り続け、やがて劉東星などの庇護下に入り各地を転々とした。最後は馬経綸という人物とともに北京の隣りにある通州にやってきた¹⁶⁵。李贄は一般的に泰州学派と目されているが、『明儒学案』では伝を立てられず、わずかに耿定向の伝で「狂禪」を煽ったと批判されているのみである¹⁶⁶。そして顧炎武にも罵倒されており¹⁶⁷、その思想は明代においてすでに異端視され、激しい非難を招いていた。彼が弾劾され投獄された際にも、その思想

の異端たることが理由とされた¹⁶⁸。李贄の思想が如何に「異端」であるのかについては、ここで詳しく論じることにはできない¹⁶⁹。ただ、その政治上の立場について、すこし説明しておきたい。耿定向をパトロンとしていたこと、そして張居正を高く評価していた¹⁷⁰ことから、内閣側に与する人間といわれても仕方がないであろう。万曆二十七年に、パトロンであった劉東星の為に書いた「書晋川翁寿卷後」で

在公雖視中外如一、但居中制外、選賢擇才、使布列有位、以輔主安民、則居中爲便。吾見公之入矣。入即持此卷以請教當道、今天下多事如此、將何以輔佐聖主、擇才圖治。當事者皆公信友、吾知公決不難於一言也¹⁷¹。

公に在りては中外を視ること一が如しと雖も、但し中に居りて外を制し、賢を選び才を選び、布列して位を有せしめ、以て主を輔け民を安んずるは、則ち中に居るは便たり。吾れ公の入るを見たり。入れば即ち此の卷を持ちて以て當道に教えを請え、今天下に事多きは此くの如く、將に何を以て聖主を輔佐し、才を選び治を圖らんとするかと。當事者は皆な公の信友なれば、吾公の決して一言に難からざるを知るなり。

と述べている。劉東星の入閣の可能性が高まってきたのを受けての発言である。そこで李贄は劉東星に、入閣したら「当道」に治国の方策について尋ねるようにといったが、その真意が入閣後に自分が伝えた方策をもってほかの閣臣たちを説得するよう勧めることにあったことは、その次の一文からわかる。そして当時の閣臣たちは皆劉東星の「信友」であったから、彼らの説得は可能だと李贄は述べた。万曆二十七年の閣臣は趙志皋と沈一貫である。劉東星は沈一貫とともに隆慶二年に庶吉士に選ばれた者であり¹⁷²、趙志皋はこの年の探花である。「信友」云々は、決して事実無根ではない。また、李贄が内閣 - 翰林院体制内にいる劉東星に接近したのも、決してお門違いではない。李贄は政界の情勢に詳しく、退職した後に思想界で活動したのみならず、中央の政治に関わろうとしたのである。

そして、彼はいかなる方策を劉東星に伝えたのか。この文で彼は「賢を選び才を択び、布列して位を有せしめ」よといった。これはかつて王陽明たちが主張したのと同じものであり、内閣は六部などへの干渉をやめて反対勢力との関係を改善すべきという意味で捉えることができる。そして同じ年に書いた「復晋川翁書」で、李贄は

天下無不可爲之時、…但貴如常處之、勿作些見識也。果有大力量、自然默默斡旋、人受其賜而不知。…夫臣子之於君親、一理也。天下之財皆其財、多用些亦不妨。天下民皆其民、多虐用些亦只得忍受。但有大賢在其間、必有調停之術、不至已甚足矣。只可調停於下、斷不可拂逆於上¹⁷³。

天下は爲すべからざるの時無く、…但だ常が如く之を處し、^{いささか}些の見識を作す勿きを貴ぶのみ。果たして大力量有れば、自然に黙黙として幹旋し、人其の賜を受くるも知らず。…夫れ臣子の君親に於いては、一理なり。天下の財は皆な其の財なり、些を多く用いても妨げず。天下の民は皆な其の民なり、些を多く虐用しても亦た只だ忍受するを得るのみ。但し大賢有りて其の間に在れば、必ず調停の術有り、已甚に至らしめざれば足る。只だ下に調停すべきのみ、斷じて上に拂逆すべからず。

と述べている。東林派のように「上に扈逆」し、つまり公然と天子を批判してはならず、黙々と「幹旋」し、「調停」しようと彼は説いた。そして天子が天下の財をより多く使おうとするのも民が多少虐げられるのも仕方がなく、ただ「調停の術」によってそれを我慢できる範囲に止めればよい、というのが李贄の意見であった。かつて

天子之所是未必是、天子之所非未必非、天子亦遂不敢自爲非是、而公其非是於學校¹⁷⁴。

天子の是とする所は未だ必ずしも是とせず、天子の非とする所は未だ必ずしも非とせず、天子も亦た遂に敢えて自ら非是を爲さずして、其の非是を學校に於いて公にす。

と述べ、また

然則爲天下之大害者、君而已矣。向使無君、人各得自私也、人各得自利也¹⁷⁵。

然らば則ち天下の大害たる者は、君のみ。^も向し君無かしむれば、人は各自らを私するを得るなり、人は各自らを利するを得るなり。

とも述べている黄宗羲が、李贄を『明儒学案』に入れなかったのは、当然のことであろう。このことが、李贄が東林派、そしてその流れを汲む黄宗羲・顧炎武らに憎まれた一因だったと思われる。

さて劉東星がついに入閣できず、李贄も結局、劉東星の「信友」だった沈一貫によって死に追い込まれたのは、歴史の彼に対する大きな嘲りのように見える。李贄の死について、『万曆野獲編』はこのように記している。

壬寅曾抵郊外極樂寺、尋通州馬誠所經綸侍御留寓於家。忽蜚語傳京師、云卓吾著書醜詆四明相公。四明恨甚、蹤跡無所得。禮垣都諫張誠字明遠遂特疏劾之、逮下法司、亦未必欲遽置之死。李憤極自裁¹⁷⁶。

壬寅に曾て郊外の極樂寺に抵り、尋いで通州の馬誠所經綸侍御は家に留寓す。忽ち蜚語京師を傳わり、卓吾書を著して四明相公を醜詆すると云う。四明恨むこと甚だなるも、蹤跡は得る所無し。禮垣の都諫張誠字明遠は遂に特疏にして之を劾し、逮えて法

司に下すも、亦た未だ必ずしも遽に之を死に置かんと欲せず。李憤り極まりて自裁す。
また別所では

黄慎軒暉以宮僚在京時、素心好道、與陶石簣輩結淨社佛。一時高明士人多趨之、而側目者亦漸衆、尤爲當途所深嫉。壬寅之春、禮科都給事張誠宇問達崙疏劾李卓吾、其末段云、近來縉紳士大夫、亦有捧呪念佛、奉僧膜拜、手持數珠、以爲律戒、室懸妙像、以爲皈依、不遵孔子家法、而溺意禪教者。蓋暗攻黃慎軒及陶石簣諸君也。不十日、而禮卿馮琢庵琦之疏繼之、大抵如張都諫之言。上下旨云、覽卿等奏、深於世教有裨。仙佛原是異術、宜在山林獨修。有好尚者、任解官自便去。勿以儒術並進、以惑人心。蓋又專指黃暉、逐之速去矣。時康御史丕揚亦有疏與馮疏同日上、則單參達觀、及朝士附會之非。二疏同時、埧簣相和。張・康承首揆風旨不必言、馮宗伯非附四明者、特好尚與黃偶異耳。黃即移病請急歸、再召遂不復出、與陶石簣俱不失學道本相¹⁷⁷。

黄慎軒暉宮僚を以て京に在る時、素より心に道を好み、陶石簣の輩と淨社佛を結ぶ。一時高明士人は多く之に趨り、しかして側目する者も亦た漸く衆く、尤も當途の深く嫉む所と爲る。壬寅の春、禮科都給事の張誠宇問達崙疏にして李卓吾を劾し、其の末段に云く、近來縉紳士大夫も、亦た呪を捧げ佛を念じ、僧を奉じて膜拜し、手に數珠を持ち、以て律戒と爲し、室に妙像を懸け、以て皈依と爲し、孔子の家法に遵わずして禪教に溺意する者有り、と。蓋し暗に黄慎軒及び陶石簣の諸君を攻むるなり。十日ならずして、禮卿の馮琢庵琦の疏之に繼ぎ、大抵は張都諫の言が如し。上旨を下して云く、卿らの奏を覽るに、深く世教に裨有り。仙佛原より是れ異術なれば、宜しく山林に在りて獨修すべし。好尚する者有れば、官を解きて自ら便ち去るに任す。儒術を以て並進し、以て人心を惑わす勿れ、と。蓋し又た専ら黄暉を指し、之を逐いて速く去らしめんとす。時に康御史丕揚も亦た疏有りて馮疏と同日に上り、則ち單に達觀、及び朝士附會するの非なるを參ず。二疏同時にして、埧簣相和す。張・康首揆の風旨を承くるは言うに^{およ}必ばず、馮宗伯は四明に附する者に非ず、特だ好尚黄と^{たまたま}偶異なるのみ。黄即ち移病して急歸するを請い、再び召されても遂に復た出でず、陶石簣と俱に學道の本相を失わず。

とも記した。二説には齟齬があるが、二つ目の記述に出てくる陶石簣、つまり陶望齡という人物の記述と合わせて考えれば、第二説のほう为正しいであろう¹⁷⁸。陶望齡は陽明学者であり、『明儒学案』では泰州学派に列せられているが、王畿の流れも汲んでいた¹⁷⁹。彼、

そして彼と結社と作っていた黄輝は、焦竑と同じく万暦十七年の進士であり、陶望齡は翰林院の編修を授かり、黄輝は庶吉士となった。彼らは万暦二十七年、二十八年の間に、有名な文章家、いわゆる「公安派」のリーダーである袁宗道・袁宏道兄弟らと結社を作って禅を談じ、一部の官僚たちが彼らに従ったという¹⁸⁰。袁宗道も当時は翰林院の官僚であった。陶望齡も詩文の名家であり¹⁸¹翰林院の者たるに恥じないが、仏学を好むのは、後期の陽明学派、特に泰州学派と浙中王門の風潮と一致している。李贄はいうまでもなく仏学に通じており、陶望齡と黄輝らのこの結社の活動に彼も参加していた¹⁸²。そして首輔の沈一貫がこの結社を憎んだことが、李贄が逮捕され、そして自殺に追い込まれた真の原因だったようである。では沈一貫はなぜこの結社を憎んだのか。

万暦三十一年に、いわゆる「妖書案」という不可解な事件が起こり、沈一貫はこれを機に対立していた沈鯉、そして沈鯉側の郭正域を陥れようとした¹⁸³。『明儒学案』は、この時に陶望齡が沈一貫の自宅に赴いて後者を非難し、また沈一貫一味の閣臣・朱賡をも責めたと記している¹⁸⁴。沈鯉は東林派に近い人物であることはすでに述べた。このことは陶望齡、そして彼と近い黄輝らの普段の政治的立場を示していると思う。このような政治的立場ゆえに、陶望齡らは沈一貫に嫌われたのであろう。そして「妖書案」に郭正域や沈鯉周辺の人物と交遊を持つ紫柏達観（釈真可）という有名な僧人が巻き込まれ、やはり投獄されて死に追い込まれた¹⁸⁵。この紫柏達観は李贄事件が起こる前に北京で活動しており¹⁸⁶、彼と李贄への攻撃はほぼ同時に起こった¹⁸⁷。その目的は突き詰めれば黄輝や沈鯉など沈一貫と対立した者たちに打撃を加えることである。

陶望齡はかつて上疏で

臣聞天下之患、莫大於上不交而下不安。…今大臣所是、小臣所非。相援相訐、似成曹偶。下以非法爭法、上以煩言止言。…或一議反覆而數月未定、一語糾結而累牘不止、殿陛之上、幾若訟廷。大臣與小臣不交者、二矣¹⁸⁸。

臣聞くならくは天下の患、上交わらずして下安んぜざるより大なる莫し。…今大臣の是とする所は、小臣の非とする所なり。相い援け相い^{あは}計くは、曹偶と成るに似たり。下は非法なるを以て法を争い、上は煩言なるを以て言を止めんとす。…或いは一議反覆して數月にして未だ定まらず、一語糾結して累牘にして止まず、殿陛の上は、幾ど訟廷が如し。大臣と小臣と交わらざる者は、二なり。

と述べていた。やはり彼は「大臣と小臣が交じら」ない現状に不満を持っていたのである。

妖書事件後、陶望齡はやがて帰郷し、二度と官界へ復帰しなかった¹⁸⁹。それ以後、党争が空前の熾烈さで明の滅亡まで繰り返され、さらに南明の小朝廷にまで持ち越されたが、内閣とその周辺に身を置く陽明学派の者はもはや現れることがなかった。権力の中心に食い込んでも結局は独裁者にはついて行けず、落ちこぼれてしまったのである。

終わりに

本章をもって、陽明学と明の政治についての考察を終える。王陽明の死後、陽明学派は政治の舞台において、様々な紆余曲折を経験した。それでも本章の考察を通じ、王陽明の死後における、ひいては陽明学の誕生からの陽明学派の政治活動に、内閣への反対と加担という二つの流れを見出すことができる。そしてこれらの流れは、明の特殊な政治制度と様々な政治環境が引き起こした、内閣側の勢力と反内閣側の勢力との闘争という背景の下で起こった現象であり、また双方の衝突に逆作用したものである。本章で述べたように、陽明学派は元々、王陽明本人を含む政治的地位が比較的に低く内閣 - 翰林院体制の下で抑圧されやすい人々を主力として成立したものであり、政治において常に反内閣の傾向を持っていたのはごく自然なことである。しかし学派の一部のメンバーが政界での地位を高めていき、やがて政界の頂点である内閣を掌握するにつれ、内閣側に取り込まれる者たちも現れ、学派に分裂を来たしたのである。万暦年間に入ると、内閣側と反内閣側の闘争が熾烈化していき、そして分裂した陽明学派は、ついに反内閣の勢力の集結軸になれなかった。新たに反内閣の旗手となったのが東林派であり、一部の陽明学者がこれに合流した。本章で考察したように、東林派に合流した陽明学者には、鄒元標や王時槐、鄒德泳など、『明儒学案』で「江右王門」に列せられている者が多い。一方では、内閣の周辺に位置する陽明学者も数多く存在し、中でも泰州学派と浙江の陽明学者が多い。何心隱・顔山農から羅汝芳・耿定向、さらに李贄や焦竑・陶望齡などは泰州学派のメンバーである。王畿は『明儒学案』のいう「浙中王門」の代表人物であり、彼の流れを汲んだ陶望齡、そして首輔の趙志皋は共に浙江の人間である。これらの陽明学者には、耿定向のような露骨に内閣に追随する人物もいるが、内閣の権力拡張に歯止めをかけようとする底流がなお温存されており、党争が熾烈さを日々増していく中で、これらの人々は党争の双方の間で板挟みとなり、やがて政治の舞台から姿を消したのである。かくして陽明学派は解体し、そして一部を東林派に吸収され、その明の政治史における役割を終えたのである。

¹ 『全集新編本』巻二十六、「五経臆説十三條」。

² 『全集新編本』巻二十一、「與黄宗賢三」。

³ 同前注。

⁴ 前章注 14 を参照。

⁵ 『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」

萼暴貴喜功名、風守仁取交趾、守仁辭不應。…萼遂顯詆守仁征撫交失、賞格不行。もともと「王守仁伝」では桂萼はかねてから王陽明と不仲であり、王守仁を推薦したのも張璁に迫られたからと記しているが、一方「桂萼伝」は、推薦するまで桂萼は王陽明に好意的だったような記述の仕方をしている。

『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」

守仁之起由璁・萼薦、萼故不善守仁、以璁強之。

巻一百九十六、「桂萼伝」

然王守仁之起也、萼實薦之。已、銜其不附己、力齟齬。

⁶ 『嘉靖以来首輔伝』巻二

桂萼之爲吏部、尤私其所厚善、而修睦眦怨。…獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬使代疏草、其條對及經學時政往往精深、當上意。…而校與新建伯王陽明爭名不相下、萼爲之構守仁、奪世封。

⁷ 楊正顯「一心運時務——正徳時期（1506 - 21）的王陽明」（国立清華大学歴史所博士学位論文、2008 年）97 - 98 頁を参照。魏校の思想については、『明史』巻二百八十二、「魏校伝」に紹介があるが、基本的には朱子学の立場を取っている。

⁸ 『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」

守仁既卒、桂萼奏其擅離職守。帝大怒、下廷臣議。

王陽明が勝手に離任したことは事実である。病勢が進んでいたため、一刻も早く帰郷しようとしたのがその理由である。『年譜』嘉靖十年十月条を参照。

⁹ 『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」

萼遂顯詆守仁征撫交失、賞格不行。獻夫及霍韜不平、上疏爭之、…帝報聞而已。なお、王陽明への処分が決まったのを受け、黄綰が王陽明を弁護する上疏を行ったことが、『年譜』嘉靖八年二月条に記されている。この上疏はそのまま黙殺された。給事中の周延が王陽明の弁護に加わると左遷の処分を受けたとも記されている。

¹⁰ 前章注 14 を参照。

¹¹ 『万曆野獲編』卷二、「講學見紉」条。

¹² 前章注 142 を参照。

¹³ 前章注 142、また『明儒学案』卷十三、「浙中王門学案三・知府季彭山先生本」を参照。

¹⁴ 但し『明史』卷一百九十六、「方獻夫」伝によれば、方獻夫はこの前に世宗から処分を受けて帰郷しており、召還の命を受けて北京についたのは、嘉靖十一年の五月である。閣臣となったのも北京に着いた時点である。『年譜』と『明史』のいずれかが年月を間違えていると考えられる。

¹⁵ 楊名は任官してから羅洪先、そして薛侃・歐陽徳らから陽明学を学んだ。『国朝献徵録』卷二十一、羅洪先「翰林院編修楊公実卿墓誌銘」

紹興良知之學、初聞于予、予亦數數言之。獨君心契、時就薛君侃・歐陽君徳問所以。

¹⁶ 『明人伝記資料索引』で確認したところ、引用文にある錢徳洪から傅頤までの諸人は、王惟賢を除いてすべて嘉靖十一年の進士である。王惟賢も同じく嘉靖十一年の進士であることは『嘉靖十一年進士登科録』から確認できる。林春は王艮の弟子であり、徐樾も一時王陽明に学んでから主に王艮に学んでおり、陽明学の第三世代と見ることができる。

¹⁷ 『明儒学案』卷十八、「江右王門学案三・文恭羅念菴先生洪先」によれば、羅洪先は少年時代に王陽明に憧れて『伝習録』を熟読したが、ついにその門下で学ぶことができなかった。注 15 の引用文からすれば、任官してからは薛侃や歐陽徳らと講学していたであろう。

¹⁸ 『明世宗実録』卷一百二十八、嘉靖十年七月戊午

行人司司正薛侃上言、祖宗分封宗室、留親王一人在京司香、俗呼為首城王。有事或為居守、或代行禮、其為國家慮至深遠也。列聖相承、莫之或改。正徳初、逆瑾懷異、遂並出封。乞查覆舊典、于親藩中擇其親而賢者、迎取一人入京為守城王、選端人正士為輔導。他日東宮生長、其為輔王、亦不可缺。如有以次皇子、則仍出封大國。願以臣言下廷臣會議。上怒曰、侃狂妄奏瀆、大肆奸惡。法司會文武大臣及科道官逮至午門前、追究明白、要見舊典在何祖訓。所言親王、必有交通及主使者、一一具實以聞。…孚敬因先錄侃稿以進、謂出于言、且云編脩歐陽徳見其疏、亦以為可進。

ここで引用されている薛侃の上奏の内容は、『薛中離先生全書』卷七にある「復旧典以光聖徳事疏」と若干の異同がある。そして後者では「首城王」という表現がなく、二箇所とも「守城王」となっている。

¹⁹ 『明史』卷二百六、「魏良弼伝」。

²⁰ 『明史』卷二百七、「楊名伝」。

²¹ 陳永革編校整理『歐陽徳集』（鳳凰出版社、2007 年）卷六、「家書抄七」

當柄之臣、初甚重陽明公、已而漸生齟齬。蓋始而薛中離、繼而唐子忠・朱子禮・魏水洲諸人、皆不利於柄臣。黃致齋・王定齋又嘗爲水洲解怨於柄臣、而水洲竟有論劾、遂並疑二公相黨以相害。諸公皆陽明之徒也。忌疾競進者、因而進讒、將以抑人之進而伸己。而有怨者又復醞釀其間、故諸公皆落職。今日爲鄒東廓告病擅自回籍、吏部忽然查奏、并及南禮部行勘不報、追罪黃久庵・季明德外補。久菴乃柄臣之最厚者。以其所甚厚之人、而排之至此、此非有所激於中、而又有醞釀之者耶。況鄒・季二公又皆吾黨。奏中又以學爲言、其意居可知矣。君子見幾而作、不俟終日、恨無間可乘。苟有間、吾即爲投簪之計。若吾弟得捷、則吾去益有名矣。努力努力。即不得捷、歸計亦未可緩。君子得其志則行、不得其志則止。況吾事君之日長、事親之日短。向時徒以仰事俯育牽制、乃今則可以無累矣、復何所係哉。

この手紙の日付は甲午、つまり嘉靖十三年の閏二月五日。

²² 『明史』卷一百九十六、「夏言伝」

時士大夫猶惡孚敬、恃言抗之。言既以開敏結帝知、又折節下士。御史喻希禮、石金請有大禮大獄得罪諸臣。帝大怒、令言劾。言謂希禮・金無他腸、請帝寬恕。帝責言對狀、逮二人詔獄、遠竄之、言引罪乃已。以是大得公卿間聲。

²³ 『王畿集』卷二十、「刑科都給事中南玄戚君墓誌銘」

先是、給事中葉洪劾汪冢宰某被謫、而參議韋商臣・王臣輩素爲當事者嫌怒、至是果皆被黜、即論救如旨。又以汪某所倚自固者在內閣輔臣、並上罪狀。上信君之言、汪與輔臣先後罷去。

²⁴ 『国朝献徵録』卷八十六、羅洪先「刑科都給事中南玄戚君賢行狀」

辛丑三月起復、補刑科都給事中。是年廷試進士、上…又以皇太子漸長、宜行奉先殿謁見禮、兼欲舉庶吉士之選。會輔臣有疾、上溫言勞其良苦、且以數事委之審議。而士之緣幸以進者、略無顧籍。君目擊心痛、以爲…輔臣蒙恩禮亦已極矣、曾不悔改、以報知遇、是尚可以坐視乎。乃上疏曰、…臣願今歲所選、盡從人望、不必泥甲第、限名數。…故事、選庶吉士主於輔臣、而教養屬之館閣、皆據資序以遣、無所選擇。及上用公言、諸大臣叢怒、恐其復動上意。

²⁵ 『統藏書』卷二十二、「理学名臣・郎中王公」

時相夏貴溪議選公僚、其壻吳儀制春、公門生也、首以公薦。貴溪曰、吾亦聞之、但恐爲文選所阻、一往投刺乃可。公謝曰、補宮僚而求之、非所願也。貴溪怒曰、人投汝懷、乃敢却耶。若負道學名、視我爲何如人。遂大恨。

²⁶ 『明史』卷二百八、「戚賢伝」。「偽学の小人、党同して妄りに薦す」との一文は、『王畿集』卷二十、「刑科都給事中南玄戚君墓誌銘」に見える。

²⁷ 『統藏書』卷二十二、「理学名臣・郎中王公」

諭年當考察、貴溪使謂考功薛應旂曰、王某偽學有明旨、即黜一人、不可遺。考功雖附勢、猶畏公議、未敢決。而時知公者交以書責考功、唐太史順之至以爲不復知人間廉恥事。考功怒、遂決去以快意、而因厚自結於貴溪。

²⁸ 『明史』卷二百八十三、「儒林二・羅洪先伝」。

²⁹ 『明儒学案』卷二十六、「南中王門学案二・襄文唐荆川先生順之」

先生之學、得之龍溪者爲多、故言於龍溪只少一拜。

但し、彼が陽明学者となった時期は確定できない。

³⁰ 『明史』卷二百八十三、「儒林二・錢德洪伝」。

³¹ 例えば前章の「はじめに」で指摘したように、嘉靖十六年に、湛若水・王陽明両派の書院に対する禁制令が発せられた。前章注 15 を参照。

³² 『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』第 24 巻第 1 号、1991 年、201 - 250 ページ。

³³ 『万曆野獲編』卷十四、「祀典」

時正議禮紛紛、前朝祀典、多所更改。…又如孔廟易像爲主、易王爲師、尚爲有說。至改八佾爲六、簋豆盡減。蓋上素不樂師道與君並尊、永嘉伺得微旨、建議迎合。

³⁴ 『嘉靖以来首輔伝』卷五

時上好更定禮制、…而首揆張孚敬緣上指而發之、…階獨條其三不必五不可、狀甚辨。疏上、報聞。孚敬坐朝堂、召階盛氣詰之。階徐理前説、…孚敬語塞、怒曰、若叛我。階正色曰、叛者生於附者也。階故未嘗附明公、何得言叛。長揖出。

³⁵ 『万曆野獲編』卷十四、「先聖木主」

徐文貞抗論孔廟事、上恚甚、既逐之、又下旨云、徐階天下小人、永不許擢用。

³⁶ 注 34 を参照。

³⁷ 前章注 125 を参照。

³⁸ 『明史』卷一百八十六、「許讚伝」

詔選宮僚、閣臣多引私黨、言官劾罷十餘人、帝以屬吏部。讚乃舉霍韜・毛伯溫・顧璘・呂柟・鄒守益・徐階・任瀚・薛蕙・周鈇・趙時春等。詔璘・柟・蕙仍故官、餘俱用之。

³⁹ 注 22 を参照。

⁴⁰ 『明史』卷二百八十三、「鄒守益伝」。

⁴¹ 『統藏書』卷十八、「尚書鄭端簡公」

公爲學雖主用世、而於性命之説、義利之辨、咸能剖析精微、直窺堂奧。

⁴² 中氏は徐階が自ら心境の変化を語った史料について紹介している。徐階の文集である『世經堂集』の卷十一にある、「送少參莓崖周公赴河南序」という送別文に見える

階始舉進士於京師、每好爲狂言、人率以爲罪。獨莓崖周公與階志相合也。公之言曰、

天生舌於人而使能言、豈宜啞啞自全已哉。…其後…歷七年三遷爲江西按察僉事。而階繼自翰林以妄議孔子祀典出司刑延平、歷八年三轉而督學於此、以與公會。於是階既重自懲艾、公亦涵養深粹、不欲相尚以言。然偶值無事、兩人者獨相對、其故態不自覺其復作、輒又相與太息而別。

という文章である。

⁴³ 『明史』卷一百九十六、「夏言伝」

海内士大夫方怨嵩貪伎、謂言能壓嵩制其命、深以爲快。

⁴⁴ 嚴嵩の号は「介谿」である。

⁴⁵ 『静志居詩話』卷十

分宜通籍即見知於獻吉・仲默、旋請假還里、讀書鈴山者七年。獻吉遠訪之山中、作鈴山堂歌以贈。於時子衡・華玉・廷實・子鍾・允寧・應德輩交相引譽。又走使萬里、索用修點其詩、可稱好事矣。

獻吉は李夢陽、仲默は何景明のことであり、子衡・華玉・廷實・子鍾・允寧・應德は、それぞれ王廷相・顧璘・辺貢・崔銑・王維禎・唐順之のことである。用修は楊慎のことである。

⁴⁶ 『列朝詩集』丁集卷十一、「嚴少師嵩」

少師初入詞垣、負才名。謁告還里、居鈴山之東堂、讀書屏居者七年、而又能傾心折節、要結勝流。若崔子鍾・楊用修・王允寧輩、相與引合名譽、天下以公望歸之。

⁴⁷ 乾隆二十五年『袁州府志』卷二十八、「古蹟」

鈴山堂。在分宜縣學東。少師嚴嵩爲編修時、謝病讀書於此、題曰讀書園。初名東堂、尚書邵寶記。後作堂面鈴、故名。都御史王守仁書匾。

⁴⁸ 『鈴山堂集』については、筆者は京都大学人文研究所所蔵の嘉靖三十八年刊本の影印本および、『四庫全書存目叢書』に収録されているものの二種類を参照したが、湛若水の序文は『四庫全書存目叢書』本にのみ見える。『四庫全書存目叢書』本の底本はその説明によれば、「北京大学図書館蔵明嘉靖二十四年刻増修本」であるが、しかし湛若水の序文の日付は嘉靖三十年の四月二十一日となっているから、明らかに嘉靖三十年以後に出版されたものである。

⁴⁹ 『明儒学案』卷三十三、「泰州学案二・文肅趙大洲先生貞吉」。

⁵⁰ 『徐氏海隅集』文編卷十四、「氷庁札記」

内江趙先生貞吉以庚戌北虜犯關、…持議過激、頗指摘分宜。分宜銜之、後坐貶邊方雜職。…丙辰秋、齎表入賀萬壽、…先生臨行、執白主事手語之曰、別後介老必問君、趙某在京師有何言、君弟曰趙言公詩文當爲我朝第一人而已。已而分宜果偵之白、白對如先生言、分宜大喜。…自是先生官起矣。

⁵¹ 注 45 を参照。

⁵² 『明儒学案』巻二十六、「南中王門学案二・襄文唐荊川先生順之」

東南倭亂、先生痛憤時艱、指畫方略於當事。當事以知兵薦之、起南部車駕主事。…先生晚年之出、由於分宜、故人多議之。

また、次の注を参照。

⁵³ 『明史』巻二百八十三、「儒林二・羅洪先伝」

順之應召、欲挽之出、嚴嵩以同郷故、擬假邊才起用、皆力辭。

實際、羅洪先は江西の吉安府吉水縣の人であり、嚴嵩と同じ縣の出身ではなかったが、嚴嵩の郷里である分宜縣が属していた袁州府は、吉安府のすぐ隣りにあった。また、聶豹は吉安府永豐縣の人であり、嚴嵩との間には同じく同郷關係が成立した。『明史』巻二百二、「聶豹伝」

豹本無應變才、而大學士嵩與豹郷里、徐階亦入政府、故豹甚爲帝所倚。

⁵⁴ 『四友齋叢説』巻二十六

嚴介老之詩、秀麗清警、近代名家鮮有能出其右者。作文亦典雅嚴重。烏可以人而廢之。且憐才下士、亦自可愛。但其子黷貨無厭、而此老爲其所蔽、遂及於禍。又豈可以子而廢其父哉。

余嘗至南京、往見東橋。東橋曰、嚴介溪在此甚愛才、汝可往見之。爾時介溪爲南宗伯。東橋即差人持帖子送往。某賣一行卷、上有詩數十首。此老接了、即起身作揖過、方纔看詩。至詠牛女情隨此夜盡、恩是隔年留等句、皆摘句歎賞。是日遂留飯。后壬子年至都、在西城相見、拳拳慰問、情意曖然。後亦數至其家、見其門如市、而事權悉付其子。可惜可惜。

⁵⁵ 『林居漫録』前集巻三

分宜當國、附離之者、極意卑諂。…華亭・餘姚、伴食中書、曲盡側媚之態、當時以嚴氏二妾目之、亦稱情云。

⁵⁶ 『万曆野獲編』巻二十四、「書院」。

⁵⁷ 『明儒学案』巻三十七、「南中王門学案三・文貞徐存齋先生階」は、嘉靖三十二年、三十三年、そして三十七年の三回しか記していないが、吳震『明代知識界講學活動系年』によれば、嘉靖三十九年そして嘉靖四十四年にも開催された。さらに顔山農がかつて三十五年の大会に参加したと述べたことも、同書は記録に取り入れている。

⁵⁸ 『町壇直詮』下巻。この書物は羅汝芳の弟子が師の言論と事跡を集めて編纂したものである。

⁵⁹ 『明儒学案』巻三十四、「泰州学案三・参政羅近溪先生汝芳」。

⁶⁰ 明代の入観、或いは朝観は会試と同じく三年ごとに行われ、しかも会試と同じ年に行われていた。注 57 で述べた六回の講会の中で、三十二年・三十五年・四十四年の三回は会試と入観の年に当たる。

⁶¹ 『盱壇直詮』下巻。

⁶² 『明儒学案』巻十五、「浙中王門学案五・侍郎王敬所先生宗沐」と巻三十八、「甘泉学案二・侍郎何吉陽先生遷」。何遷は「甘泉学案」、つまり湛若水一派の学案に入れられているが、しかし王・湛両派は、当時極めて親密な関係にあり、両方入門していた人物も少なくなかった。

⁶³ 『盱壇直詮』下巻

壬戌、師在京、大修部司火房集。一山羅公・合溪萬公・小魯劉公・見羅李公・魯源徐公輩、日夕聚論、商確理學。

⁶⁴ 『盱壇直詮』下巻

未幾、師補寧國守、往辭存齋徐公、公不發一語。師莫知其故、出遇五臺陸公、問之。

公曰、徐公久爲兄謀、而無善地、意在南考功。而部不知、就兄寧國、此大失公初意耳。

この記述に出てくる「五台陸公」とは陸光祖という人物である。後述するように、彼も陽明学者であり、しかも徐階が首輔を務める期間中に吏部で官僚の人事を司るポストを占めていた。この記述からは、彼と徐階との親密な関係が窺える。また、『穀山筆塵』巻四では、陸光祖は徐階の門人であり、徐階とともに講学したとされている。

廣平蔡國熙者、故華亭門下士也、以講學事華亭、號爲入室。…平湖陸五台光祖者、亦華亭門人、與蔡同侍揮麈。

そして徐階が羅汝芳を充てようとした「南考功」とは、恐らく南京吏部考功司の郎中であり、これもやはり人事権を握る重要なポストである。

⁶⁵ 呉震『明代知識界講学活動系年』247 頁、252 - 255 頁を参照。

⁶⁶ 徐階はかつて浙江と江西で提学の任にあったが、両地はともに陽明学の中核地域である。浙江で彼が天真書院の増築に関わったことは、第二章の注 82・注 87 を参照。江西で彼は王陽明の祠を建設し、そして各地の陽明学者と生員を招いて大規模な集会を開いた。

「年譜附録一」嘉靖十八年

江西提學副使徐階建仰止祠於洪都、祀先生。自階典江西學政、大發師門宗旨、以倡率諸生。於是同門吉安鄒守益・劉邦采・羅洪先、南昌李遂・魏良弼・良貴・王臣・裘衍、撫州陳九川・傅默・吳悌・陳介等、與各郡邑選士俱來合會焉。魏良弼立石紀事。

⁶⁷ 『明儒学案』巻十七、「江右王門学案二・文莊歐陽南野先生徳」

先生以講學爲事。當是時、士咸知誦致良知之說、而稱南野門人者半天下。

そして第二章の注 79 で言及したように、歐陽徳の門人に胡宗憲と阮鶚も含まれている。

この二人は嚴嵩側に加わった重要な政治人物である（『明史』卷二百五にある二人の伝を参照）から、このことも嚴嵩の時代に陽明学派に有利に働いたであろう。

⁶⁸ 『世廟識餘録』卷二十一

戊午歲、太僕少卿何遷自南京來、復推階爲主盟、仍爲靈濟宮之會。乃遷名位未可恃、號召諸少年多無應者。

⁶⁹ 『万曆野獲編』卷二、「講学見絀」

聶雙江豹道學重望、徐文貞力薦居本兵。…比世宗上賓、文貞柄國、湛・聶俱得恩贈加等。…王龍溪位止郎署、且坐考察斥不得復官、故文貞不能爲之地。即隆慶初元起廢、亦不敢及之、第爲廣揚其光價耳。

⁷⁰ 『王畿集』卷十五、「跋徐存齋師相教言」。

⁷¹ 『明代職官年表』。

⁷² 『貽安堂集』卷十、「明光祿大夫柱国少師兼太子太師吏部尚書中極殿大學士贈太師諡文定石鹿李公暨配一品夫人徐氏墓誌銘」。

⁷³ 何心隱の生涯について、筆者は容肇祖「何心隱及其思想」（容肇祖『容肇祖集』、齊魯書社、1989年、335 - 388頁）を参照した。耿定向は嘉靖三十五年の進士、『明儒學案』で泰州学派に入れられているが、はっきりとした師承は記されていない（卷三十五、「泰州學案四・恭簡耿天台先生定向）。彼の徐階との関係について、弟子の焦竑は『澹園集』卷三十三、「資德大夫正治上卿總督倉場戸部尚書贈太子少保諡恭簡天台耿先生行狀」で

當是時、文貞以理學名卿首揆席、設簾待賢、下及管庫、視先生不啻天符人瑞。

と述べている。何心隱との交際については、耿定向が自ら撰した何心隱の伝記で述べている。『耿天台先生文集』卷十六、「里中三異伝」

嘉靖庚申歲也、余時官北臺。狂匿程君邸。即同里士紳避不見、間從比部羅汝芳氏游。余故與程・羅兩君交善、時相往反、因晤之。聆其言、貌若癡狂、然間出語有中吾衷者。…無何程罔丞卒於京邸、予有西夏之命、狂移館別邸。從之游者、諸方技及無賴游食者咸集焉。余頗行、謂之曰、子慎所與哉。應曰、萬物皆備于我、我何擇也。尋分宜子爲言官論敗、或曰狂有力焉。

この記述は、何心隱が嚴嵩の失脚に関与したことも仄めかしている。

⁷⁴ 前注で引用した『耿天台先生文集』の文を参照。

⁷⁵ 『万曆野獲編』卷八、「計陷」

夏死後十四年、爲壬戌歲、嚴氏敗、亦由術士藍道行扶乩傳仙語、稱嵩奸而階忠、上元

不誅而待上誅。時皆云徐華亭實使之。

『明儒學案』も、嚴嵩の失脚は徐階の計略によるものという説を採っている。卷三十七、「南中王門學案三・文貞徐存齋先生階」

先生之去分宜、誠有功于天下、然純以機巧用事。

『皇明補世編』卷五では、藍道行は世宗と嚴嵩を離反させた後、すぐに徐階に知らせ、徐階はその夜の内に御史の鄒應龍に嚴嵩を弾劾させたと記されている。

有術者藍道行…密以告階、階恐稍遲則聖意解、半夜即遣人邀御史鄒應龍具疏劾嵩父子、詰朝上之。

⁷⁶ 『耿天台先生全書』卷八、「觀生紀」嘉靖三十九年

時詮政濁亂、余上疏彈太宰、及以賄進者、語侵要人。要人側目、日夕遣邏卒在門、伺余動靜。

なお、翌嘉靖四十年には、以下のような記録が見られる。

時分宜柄國、凡直指使者、御命出都、必加幣燕之、且致餼焉。直指使者至所部、則刮取贖金報謝、以數百計、甚至以千計者。余…乃第爲奏記、說以古義、而侑以帛二疋、果一囊將意焉。乃分宜得余書、嘆賞不置、報書致感謝意甚殷也。嗣余又說之曰、相公秉國、當爲天下求士。因薦二人。其一即江陵、曰、此他日可以託國者。其一爲羅維德、曰、此閣下里中人、有厚德、異日不相負者。尋分宜敗時、諸蠅附者咸解體、惟德獨憐而朝夕存省之。分宜嗟嘆曰、吾識公晚矣。憶耿公會謂我、耿公聖人乎。

嚴嵩にろくな贈り物をせず、しかも嚴嵩を戒めた耿定向に、嚴嵩は手紙を寄せて厚い感謝の意を述べたと、耿定向は自ら記している。そしてこれに続いて耿定向は張居正と羅汝芳を嚴嵩に推薦したという。やや不思議に見えるが、「觀生紀」の嘉靖三十九年の記録に

江陵謂我曰、我能忘人、人自忘我。危疑中持一忘字、要矣。余深有契乎其言也。

とあるように、耿定向は嚴嵩に睨まれてから、張居正の助言を受け入れて嚴嵩に対する態度を変えたのであろう。一連のことから、耿定向・張居正そして羅汝芳ら徐階傘下の者たちは、嚴嵩に反感を抱いても我慢を重ね、不意打ちを掛けて失脚させるまで、嚴嵩と表面上の良好な関係を維持しようとしたことを読み取れる。羅汝芳も嚴嵩に賄賂を贈らずに後者の不興を買い、そして官を辞することで不満を示そうとしたが、徐階に阻止されたという。『盱壇直詮』下卷

嘉靖丙辰、師入覲、秩亦垂滿矣。時分宜當國、政以賄成。師弊例悉罷、行李蕭然、識者括目。嚴雖不悅、然以薦剡籍籍也、乃托其婿袁工部者邀師一見、則臺省可得。師曰

有命、竟不往。久之、擢刑部主事。適聞古冲李太宰以誣獲罪、欲棄官歸、具疏終養。座主存齋徐公力止之、乃已。

徐階本人に至っては、倭寇からの避難を名目にしてわざわざ戸籍を嚴嵩の原籍地である江西の南昌に移し、そして孫娘を嚴嵩の子・嚴世蕃に嫁がせるなどのことで嚴嵩の歡心を買おうとした（『穀山筆塵』卷四、「分宜相嵩既殺貴溪」条および『万曆野獲編』卷八、「嚴東樓」条を参照）。また以上の引用に、賄賂を贈らなかった耿定向や羅汝芳を嚴嵩が籠絡しようとしたとあるように、嚴嵩には権力を笠に横暴さを極めることと同時に、将来有望な人物に進んで接近する一面もある。

⁷⁷ 顔山農の活動を簡略に述べたものとしては、『顔鈞集』の黄宣民による「前言」がある。その宗教的な修業法については、例えば王汎森「明代心学家的社会角色——以顔鈞的「急救心火」為例」（同氏『晚明清初思想十論』、復旦大学出版社、2004年、1 - 28頁）を参照。鄧志峰は顔鈞の修業法を仏教と道教由来の「気功」とし、その思想は儒学化した民間宗教としている。同氏『王学与晚明的師道復興運動』227 - 230頁を参照。

⁷⁸ 第二章注78を参照。注57で言及したように、顔山農によれば、徐階の講会に招かれたのは嘉靖三十五年のことである。

⁷⁹ 『顔鈞集』卷三、「自伝」

時在甲辰秋、聚同年若干、京仕若干、倡會九月、招來信從者若譚綸・陳大賓・王之誥・鄒應龍等四十七人。

⁸⁰ 張舜徽主編『張居正集』（湖北人民出版社、1994年）卷三十八、「書胡氏先訓卷」。

⁸¹ 例えば第二章注83にある衢州府の例、注86にある青田県の例を参照。

⁸² 例えば嘉靖二十八年に王畿、錢德洪が寧国府で行った会合は、参加者が二百三十人に達したという。呉震『明代知識界講学活動系年』150 - 151頁を参照。また、鄒守益は南京国子監祭酒の職を解かれて帰郷してから、一府の士大夫を合わせた大会合を組織したことは、すでに第二章の第三節で紹介している。

⁸³ 京都大学学術出版会、2012年。

⁸⁴ 同書第三章第一節と第二節（130 - 146ページ）を参照。

⁸⁵ 『世経堂集』卷三、「答補閣臣論一」。日付は嘉靖四十四年三月十四日である。

⁸⁶ 『明代職官年表』。

⁸⁷ 「年譜附録一」嘉靖二十九年

四月、門人呂懷等建大同樓于新泉精舍、設師像、合講會。精舍在南畿崇禮街。…是年、懷與李遂・劉起宗・何遷・余胤緒・呂光洵・歐陽塾・歐陽瑜・王與槐・陸光祖・龐嵩・林烈及諸生數十人、建樓于精舍、設師與甘泉像、爲講會。

⁸⁸ 中純夫「尹根壽と陸光祖——中朝間の朱陸問答」(『東洋史研究』第67巻第3号、2008年、102 - 140 ページ) を参照。

⁸⁹ 注64を参照。また、後に徐階と対立関係にある高拱が首輔となり、徐階に処分を加えようとした際に、徐階の賓客たちは皆逃げ出したが、陸光祖だけが徐階を救おうとしたという。『明史』卷二百二十四卷、「陸光祖伝」

大學士高拱掌吏部、謀傾徐階。階賓客皆避匿、光祖獨爲排解。

⁹⁰ 容肇祖「何心隱及其思想」、および『明史』卷二百七、「凌儒伝」を参照。

⁹¹ 何心隱はかつて凌儒への手紙でこのように述べている(容肇祖整理『何心隱集』(中華書局、1960年)卷三、「又上海樓書」)。

樵軸一語、雖達鄙情、然實欲父母謀出樊籠、而爲大道之宗主也。…大道之明、莫明於孔子。而孔子之所以明大道者、亦惟出身於春秋以與國政、於朋友之交信也、何嘗戀戀樊籠。…如謀出身爲隱士、而無補於朝政、是欺君矣。必不敢爲父母設此拙謀。…無非欲父母出身以主朋友之大道、而繼孔子之賢於堯舜者也。

いささか難解であるが、要するに何心隱は凌儒に対し、地方官という「樊籠」から脱出し、「朋友の大道」つまり陽明学者たちの講学に加わることで、「朝政」に関わり得る立場を手に入れようと勧めているのである。何心隱が徐階ら高官と繋がっていたことに鑑みれば、後に凌儒が中央へ昇進したことで、何心隱による斡旋が力を発揮したと推測できる。このことは、何心隱の政治ブローカーとしての一面も伝えている。

⁹² 中純夫「徐階研究」を参照。

⁹³ 『明史』卷二百十三、「張居正伝」

嘉靖二十六年、居正成進士、改庶吉士。日討求國家典故、徐階輩皆器重之。

⁹⁴ 『万曆野獲編』卷七、「詞林大拝」および『明史』にある各人の伝記、そして『明代職官年表』を参照。各人の閣臣を務めた年代については『明史』卷一百十、「宰輔年表二」を参照。万曆元年から三十五年までの歴代の首輔は、張居正・張四維・申時行・王家屏・王錫爵・趙志皋・沈一貫・朱賡である。

⁹⁵ 『明穆宗実録』卷二十一によれば、陳於陞らが庶吉士に選ばれたのは隆慶二年六月辛巳のことである。また、嘉靖四十一年に申時行らが翰林院の官僚となったのは三月のことであり(『明世宗実録』卷五百七、嘉靖四十一年三壬子)、その時の首輔はなお嚴嵩であった。

⁹⁶ 『明史』卷二百十三、「張居正伝」

階代嵩首輔、傾心委居正。世宗崩、階草遺詔、引與共謀。尋遷禮部右侍郎兼翰林院學士。月餘、與裕邸故講官陳以勤俱入閣、而居正爲吏部左侍郎兼東閣大學士。

⁹⁷ 王曉昕、李学友編『王学之魂』、貴州民族出版社、2005年、193 - 208頁。

⁹⁸ 張居正と耿定向は郷里も近かったため、特に親しかった。二人の関係については、中純夫「耿定向と張居正」(『東洋史研究』第 53 巻第 1 号、1994 年、50 - 77 ページ) を参照。

⁹⁹ 『張居正集』卷二十二、「答南司成屠平石論爲学」

夫昔之爲同志者、僕亦嘗周旋其間、聽其議論矣。然窺其微處、則皆以聚黨賈譽、行徑捷舉、所稱道德之說、虛而無當。

張居正が講学を弾圧したのは、言論を統制し、権力を首輔へ集中させるためである。書院に対する取り締まりなど張居正による講学弾圧の具体的な状況については、例えば中純夫「張居正と講学」(『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』第 25 巻第 1 号、1992 年、261 - 290 ページ) を参照。

¹⁰⁰ 『明神宗実録』卷一百五十五、万曆十二年十一月庚寅

庚寅、准王守仁・陳獻章・胡居仁從祀學宮。…御史詹事講上言、…臣欲陛下大奮乾斷、爲斯文主、將王守仁・陳獻章從祀。下禮部議、部請敕多官詳議以聞、而議者襍舉多端、於守仁猶訾詆。部議獨祀胡居仁。…於是申時行等迺言、彼訾詆守仁・獻章者、謂其各立門戶、必離經叛聖、如佛老莊列之徒而後可。若守仁言致知出於大學、言良知本於孟子、獻章主靜沿於宋儒周敦頤・程顥、皆祖述經訓、羽翼聖真、豈其自創一門戶耶。謂其禪家宗旨、必外倫理、遺世務而後可。今孝友如獻章、出處如獻章、而謂之禪、可乎。氣節如守仁、文章如守仁、功業如守仁、而謂之禪、可乎。

¹⁰¹ 『万曆野獲編』卷二十四、「書院」

今上初政、江陵公痛恨講學、立意翦抑、…遂遍行天下拆毀、其威令之行、峻於世廟。江陵敗而建白者力攻、亦以此爲權相大罪之一、請盡行修復。…近年理學再盛、爭以舉比相高、書院聿興、不減往日。

¹⁰² 『統藏書』卷十二、「太師張文忠公」。

¹⁰³ 『穀山筆塵』卷四。

¹⁰⁴ 徐儒宗編校整理『羅洪先集』(鳳凰出版社、2007 年) 卷六、「答王龍溪」(第二通)。吳震によれば、ここで羅洪先のいう「韶州之行」は、嘉靖二十七年に王畿と錢德洪が江西へ出かけたことを指しているようである。同じ年に錢德洪は韶州の知府、そして王陽明の弟子でもあった陳大倫に招かれて明經書院で講学したことがあり、「豹穀」とはつまりこの陳大倫のことであるかもしれないという。同氏『明代知識界講学活動系年』164 頁注①を参照。

¹⁰⁵ これはもともと『孟子』に見える言葉である。『孟子』、「滕文公下」

彭更問曰、後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸侯、不以泰乎。

¹⁰⁶ 『国立台湾師範大学歴史學報』第 10 期、1982 年、123 - 141 頁。

¹⁰⁷ 『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」そして『明代職官年表』を参照。

¹⁰⁸ 『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」

時行謝政、特旨用趙志臯・張位、時行所密薦也。光祖言、輔臣當廷推、不當內降。帝命不爲後例。

また、注 110 を参照。

¹⁰⁹ 『万曆野獲編』卷九、「宰相朝房体制」

陸先爲選郎、見都察院三堂、長揖不跪、彼此爭禮、不勝而屈。後爲少宰、勒庶吉士避道、至遭阿罵。

¹¹⁰ 『万曆野獲編』卷九、「太宰推內閣」

今上辛卯、申吳縣謝事、中旨用趙蘭谿・張新建二公入閣、實申所揭薦也。時陸莊簡新入領銓、特疏諍之、謂斜封墨敕、乃季世亂政、況輔弼近臣無夜半傳出之例、漸不可長。其詞甚峻、上優容答之。比有旨再推閣臣、則銓臣爲政。陸於會推疏中列堪任者數人、以己名居首、俱人望也。疏久不下、上忽批云、卿向有疏欲復會推舊制、今果卿居首、足見請推之意。陸惶恐謝不敢、遂閉門請罷。給事中喬胤、承風旨劾之、見逐矣。…迨晚節熱中揆地、遂爲聖主所誚。

¹¹¹ 『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」。

¹¹² 林麗月「閣部衝突与明万曆朝の党争」。

¹¹³ 『顧端文公年譜』万曆二十一年七月。

¹¹⁴ 『明儒学案』卷五十九、「東林学案二・御史錢啓新先生一本」

東林書院成、與顧端文分主講席。

¹¹⁵ 『万曆疏鈔』卷四、「敬陳論相大義以正朝綱疏」。日付は万曆十九年九月。

¹¹⁶ 林麗月「李三才与東林党」（『国立台湾師範大学歴史學報』第9期、1981年、95 - 110頁）、および小野和子『明季党社考——東林党と復社』318 - 320 ページを参照。

¹¹⁷ 『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」

元標自還朝以來、不爲危言激論、與物無猜。然小人以其東林也、猶忌之。

そして『東林点将録』・『東林籍貫』・『東林同志録』・『東林朋党録』などの東林党人の名簿には、いずれも鄒元標の名前が入っている。

¹¹⁸ 『明儒学案』卷二十三、「江右王門学案八・忠介鄒南皋先生元標」。

¹¹⁹ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』261 - 262 ページを参照。

¹²⁰ 『明史』卷二百二十九、「吳中行伝」

萬曆五年、居正遭父喪、奪情視事。御史曾士楚、吏科都給事中陳三謨倡疏奏留、舉朝和之、中行獨憤。…居正怒、…遂杖中行等四人。明日、進士鄒元標疏爭、亦廷杖。五人者、直聲震天下。

また、『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」を参照。

¹²¹ 『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」

文選缺員外郎、尚書宋纁請用元標、久不獲命、纁連疏趣之。…帝怒、詰責纁、…而調元標南京。…元標居南京三年、移疾歸。…里居講學、從游者日衆、名高天下。

『明史』卷二百四十四、「宋纁伝」

會文選員外郎缺官、纁擬起鄒元標。奏不下、再疏趣之。大學士申時行遂擬旨切責、斥元標南京。

¹²² 『明儒学案』卷五十八、「東林学案一・端文顧涇陽先生憲成」

適鄒忠介請去、婁江言文書房傳旨放去。先生曰、不然。若放去果是、相國宜成皇上之是、該部宜成相國之是。若放去爲非、相國不宜成皇上之非、該部不宜成相國之非。婁江語塞。

¹²³ 『明史』卷二百四十四、「宋纁伝」

吏部尚書楊巍年老求去、…卒以纁代之。巍在部、不能止吏奸、且遇事輒請命政府。纁絕請寄、獎廉抑貪、罪黜吏百餘人、於執政一無所關白。

宋纁の後任が陸光祖である。

¹²⁴ 『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」。

¹²⁵ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』345 - 347 ページを参照。

¹²⁶ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』252 - 254 ページを参照。明道書院の創設には、東林派の史孟麟・張納陞などが関わった。

¹²⁷ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』263 - 264 ページを参照。

¹²⁸ 王時槐は吉安府安福県の人、『明儒学案』では江右王門に列せられている（卷二十、「江右王門学案五・太常王塘南先生元時槐」）。錢明は彼を万暦年間における江西の講学運動のリーダーとしている。同氏『王陽明及其学派論考』505 - 506 頁を参照。

¹²⁹ 『明儒学案』卷十六、「江右王門学案一・文莊鄒東廓先生守益附孫徳泳」。

¹³⁰ 『劉招君全集』卷八、「南太常寺卿塘南王公行略」。

¹³¹ 『明儒学案』卷二十一、「江右王門學案六・徵君劉瀘瀟先生元卿」

先生惡釋氏、即平生所最信服者天臺・塘南、亦不輕相附和。

¹³² 『明史』卷二百八十三、「劉元卿伝」

明年會試、對策極陳時弊、主者不敢錄。張居正聞而大怒、下所司申飭、且令人密訶之、其人反以情告、乃獲免。

¹³³ 『明史』卷二百十八、「申時行伝」

時行連請建儲。…帝猶豫久之、下詔曰、…若明歲廷臣不復瀆擾、當以後年冊立、否則俟皇長子十五歲舉行。時行因戒廷臣毋激擾。明年八月、工部主事張有德請具冊立儀注。帝怒、命展期一年。而內閣中亦有疏入。時行方在告、次輔國首列時行名。時行密上封

事言、臣方在告、初不預知。冊立之事、聖意已定。有德不諳大計、惟宸斷親裁、勿因小臣妨大典。於是給事中羅大紘劾時行、謂陽附羣臣之議以請立、而陰緩其事以內交。中書黃正賓復論時行排陷同官、巧避首事之罪。二人皆被黜責、御史鄒德泳疏復上、時行力求罷。詔馳驛歸。

神宗の長子、つまり後の光宗を太子に立てることは、東林派などが神宗に強く求めていることである。しかし神宗は鄭貴妃を寵愛する故に、その子、つまり後の福王に天子の位を継がせることを目論み、光宗を正式に太子に立てることを長らく拒否した。これで神宗と官僚たちとの対立が起こり、内閣はこの問題で天子からの圧力に屈するたびに東林派からの激しい非難を浴びた。

¹³⁴ 『明儒学案』巻五十九、「東林学案二・御史錢啓新先生一本」

先生之學、得之王塘南者居多。

¹³⁵ 錢明『王陽明及其学派論考』506 - 509 頁を参照。

¹³⁶ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』258 - 260 ページを参照。方学漸は耿定向の弟・耿定理などに学んだことがあり、『明儒学案』では泰州学派に列せられている（巻三十五、「泰州学案四・明経方本菴先生学漸」）。

¹³⁷ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』260 ページを参照。小野氏が紹介しているように、この方大鎮は王艮・羅汝芳そして顧憲成の三人、つまり陽明派と東林派を同時に郷里で祀るよう請ったことがある。

¹³⁸ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』395 ページ、483 ページを参照。

¹³⁹ 『明史』巻二百二十一、「耿定向伝」。

¹⁴⁰ 『耿天台先生文集』巻六、「戊寅答張江陵」

茲閣下所遭、與伊尹異時而同任者、安可拘攣於格式、而膠紐於故常哉。乃茲諸議紛紛、是此學不明故耳。

『明儒学案』巻三十五、「泰州学案四・恭簡耿天臺先生定向」はこの手紙の内容について

而江陵奪情、先生致書、比之伊尹之覺處以天下自任者、不得不冒天下非議、其諫奪情者、此學不明故耳。

と述べている。

¹⁴¹ 『耿天台先生全書』巻八、「觀生紀」万曆六年

是歲、本省兩台奏薦、服闕起、以原職提督軍務、巡撫福建地方。

『張居正集』巻二十五、「答福建巡撫耿楚侗」

借重閩中、已及三載。

『張居正集』巻二十四、「答福建巡撫耿楚侗」（第一通）

丈地畝、清浮糧、爲閩人立經久計、須詳審精覈、不宜草草。各經委正官朝覲畢、即促之赴任。

耿定向によれば、当初彼は赴任するのを躊躇し、そして赴任した後にも任を離れようとした。『耿天台先生文集』卷四、「与劉養旦」の第二首

弟昨歲被命、老親萬分不能舍、弟意亦矢志矣。…不得已之任、今踰年矣。鬱鬱無聊耐、茲欲遂初志、想當路者不曰、而薄外則是避難、則是爲名高也。弟以是不敢即言去、進退誠維谷也。

張居正に反対する声が高まると、耿定向も張居正を忌避するようになったが、結局は敢えて張居正から恨みを買うようなこともできず、嫌々ながらも張居正の意向に従った。結局福建巡撫の在任中に父が亡くなったため、耿定向は丁憂のために帰郷し、そして張居正が死ぬまで政界に復帰しなかった。詳しくは、左東嶺『王学与中晚明士人心態』（人民文学出版社、2000年）515 - 518頁を参照。ここから、耿定向の日和見主義者としての一面がはっきりと見て取れる。

¹⁴² 『耿天台先生文集』卷四、「与劉養旦」の第四首

江陵公半生勤勞、一旦掃盡、原本學術毫釐之差、兄言之誠是。…渠遂深信韓非之論爲確、引用群小、一二邪佞、媚嫉其間、即義河與弟俱疏遠、不能進片語。

日付は壬午、つまり万暦十年である。ここで耿定向は、張居正の存命中に自分自身はすでに遠ざけられたともいっている。

¹⁴³ 事件は南京都察院の御史・王藩臣が弾劾を行った後に、耿定向に報告しなかったことに端を発した。耿定向はこれを機に王藩臣を弾劾し、そして御史に速やかな報告を求め、薛敷教ら言官の自由な政治批判を擁護する東林派の人々と対立した。詳細は、小野和子『明季党社考——東林党と復社』186 - 191ページを参照。顧允成は「客問」（『小弁齋偶存』卷五）において

方今將順當事之徒、類不乏人、未有若公之巧而文者。

と、耿定向の行為を首輔の申時行に媚を売るものとして批判している。これは薛敷教が耿定向を弾劾する上疏で閣臣の申時行と許国も批判し、これを受けて申時行が耿定向と同様な立場を表明したからである。『明史』卷二百三十一、「薛敷教伝」を参照。

¹⁴⁴ 『王畿集』卷十二、「与沈宗顔」の第一通。

¹⁴⁵ この手紙は沈懋学という人物へのものであり、冒頭に

頃見題名、大對第一、可爲盛朝得人之賀。

とある。『明史』卷二百十六、「沈懋学伝」によれば、沈懋学が状元となったのは万暦五年のことであり、ちょうど張居正の奪情事件が起こった時期に当たる。この事件で張居正を弾劾した吳中行・趙用賢などを、沈懋学が田一儁・趙志皋とともに上疏して救おうとした

と、『明史』卷二百十六、「田一儁伝」は記している。趙志皋が陽明学者であることについては、注 147 を参照。またこの事件で、王錫爵が翰林院の官僚たちを率いて、張居正に対し吳中行らに廷杖の刑を加えないよう懇願したことは、『明史』卷二百十八、「王錫爵伝」に記されている。王畿がこの時期に一部の翰林院の官僚たちと繋がっていたことについては後述する。また、陽明学者の鄒元標が吳中行らに同調して廷杖を受けたことについては、注 120 を参照。王畿のこの手紙は、このような情勢を受けて書かれたものである。

¹⁴⁶ 『王畿集』卷十一、「与張陽和」（第二通）・「与朱金庭」・「与趙澱陽」。この三人が当時翰林院に務めていたことは、『明史』にある各人の伝記から確認できる。

¹⁴⁷ 王畿は三人への手紙において、いずれも陽明学についての議論をしている。張元忭は『明儒学案』で浙中王門に列せられており（卷十五、「浙中王門学案五・侍讀張陽和先生元忭」）、しかもそもそも王畿の学生であった。趙志皋は生員だった頃に「蘭西会」という陽明学者の組織を立ち上げたことがあり（第 2 章注 83 を参照）、しかも王畿の手紙によれば、彼は北京で耿定向などと講会を開いており、本物の陽明学者と見てよいであろう。朱賡については、王畿は詩と書道に即して陽明学を解説しているから、陽明学寄りではあるもののさほど深い理解がなかったと思われる。

¹⁴⁸ 前注を参照。

¹⁴⁹ 『自反録』（『顧端文公遺書』に収録）

有客問於先生曰、…客曰、漕撫之可重、…不特以其能御權閹、而以其能御權相。至其御權相也、又不特知（如？）喬道長所云木偶蘭溪・四明、嬰兒山陰・新建而已、乃在遏婁江之出耳。

¹⁵⁰ 『内閣奏題稿』卷一、「題正人心定国是」。

¹⁵¹ 『明史』卷二百十九、「張位伝」

久之、以申時行薦、拜吏部左侍郎兼東閣大學士、與趙志皋並命。…位與志皋相厚善。志皋衰、位精悍敢任、政事多所裁決。時黜陟權盡還吏部、政府不得侵撓。位深憾之、事多掣其肘。以故孫鑰・陳有年・孫丕揚・蔡國珍皆不安其位而去。

¹⁵² 小野和子『明季党社考——東林党と復社』302 - 303 ページを参照。

¹⁵³ 『明史』卷二百十九、「張位伝」

頃之、日本封事壞、位力薦參政楊鎬才、請付以朝鮮軍務。…已而贊畫主事丁應泰劾楊鎬喪師、言位與鎬密書往來、朋黨欺罔、鎬拔擢由賄位得之。帝怒下廷議。位惶恐奏辨、帝猶慰留。給事中趙完璧、徐觀瀾復交章論。

¹⁵⁴ 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」

焦竑、字弱侯、江寧人。爲諸生、有盛名。從督學御史耿定向學、復質疑於羅汝芳。舉嘉靖四十三年鄉試、下第還。定向遴十四郡名士讀書崇正書院、以竑爲之長。及定向

里居、復往從之。

なお、焦竑についての詳細な研究として、劉海濱の著書『焦竑与晚明会通思潮』（華東師範大学出版社、2010年）を挙げることができる。

¹⁵⁵ 『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・文端焦澹園先生竑」。

¹⁵⁶ 例えば馮夢禎『快雪堂集』卷三十二、「与焦弱侯」に

門下他日作相、風度可卜矣、敢不爲吾道幸。

とある。

¹⁵⁷ 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」。

¹⁵⁸ 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」。『万曆野獲編』は、この書物が実際に光宗に進呈されたような記述の仕方をしている。次の注を参照。

¹⁵⁹ 『万曆野獲編』卷二十五、「呂焦二書」。

乙未丙申間、焦弱侯竑爲皇長子講官、撰養正圖說進之東朝、而同事者不及聞。時郭明龍爲講員之首、已不悅之極。既而徽州人所刻、梨棗既精工、其畫像又出新安名士丁南羽之手、更飛動如生、京師珍爲奇貨。大璫陳矩購得數部以呈上覽、於是物議哄然、而張新建相公與郭江夏尤怒甚、謂焦且將由他途大用。丁酉、焦又不幸承乏典試、遂借闡事撫拾之、調外去。

¹⁶⁰ 『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・文端焦澹園先生竑」

丁酉主順天試、先生以陪推點用、素爲新建所不喜、原推者復搆之、給事中項應祥・曹大咸糾其所取險怪、…謫福寧州同知。

この事件について、焦竑は自ら

徒以虛名過實、下召疾於同曹、而木彊履方、上不能曲媚於時宰。偶科場之役、爲主上越次點用、兩人者遂合謀傾之。科臣受其指喉、不復加察。

と述べている（『澹園集』卷十三、「与李儀部」）。「兩人」はつまり張位と郭正域である。

¹⁶¹ 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」

竑博極羣書、自經史至稗官・雜說、無不淹貫。善爲古文、典正馴雅、卓然名家。

¹⁶² 『明史』卷二百十八、「沈一貫伝」

王錫爵・趙志皋・張位同居內閣、復有旨推舉閣臣。…一貫家居久、故有清望、閣臣又力薦之。乃詔以尚書兼東閣大學士、與陳于陞同入閣預機務、命行人即家起焉。

¹⁶³ 『明史』卷二百十八、「沈一貫伝」。

¹⁶⁴ 『明史』卷二百十八、「沈一貫伝」

一貫素忌鯉、鯉亦自以講筵受主眷、非由一貫進、不爲下、二人漸不相能。禮部侍郎郭正域以文章氣節著、鯉甚重之。都御史溫純・吏部侍郎楊時喬皆以清嚴自持相標置、一貫不善也。…由是益惡正域并惡鯉及純・時喬等、而黨論漸興。浙人與公論忤、由一貫

始。

沈鯉は沈一貫内閣において、鉅税に反対を貫いた唯一の閣臣であり、しかもこの問題で李三才ら東林派の官僚とも連動していた。小野和子『明季党社考——東林党と復社』305 - 309 ページを参照。

¹⁶⁵ 李贄の生涯については、林海權『李贄年譜考略』（福建人民出版社、1992 年）がもっとも詳細に考証している。詩文の編年もなされている。

¹⁶⁶ 『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・恭簡耿天臺先生定向」

先生因李卓吾鼓倡狂禪、學者靡然從風、故每每以實地爲主、苦口匡救。

¹⁶⁷ 『日知錄』卷十八、「李贄」

自古以來、小人之無忌憚而敢於叛聖人者、莫甚於李贄。

¹⁶⁸ 『明神宗實錄』卷三百六十九、万曆三十年閏二月乙卯

禮科都給事中張問達疏劾李贄壯歲爲官、晚年削髮、近又刻藏書・焚書・卓吾大德等書、流行海內、惑亂人心。以呂不韋・李園爲智謀、以李斯爲才力、以馮道爲吏隱、以卓文君爲善擇佳偶、以司馬光論桑弘羊欺武帝爲可笑、以秦始皇爲千古一帝、以孔子之是非爲不足據、狂誕悖戾、未易枚舉。大都刺謬不經、不可不燬者也。

これに対する神宗の処理意見は

李贄敢倡亂道、惑世誣民、便令廠衛五城、嚴拿治罪。其書籍已刊未刊者、令所在官司盡抄燒毀、不許存留。如有徒黨曲庇私藏、該科及各有司訪參奏來、並治罪。

となっている。

¹⁶⁹ 李贄の思想については、島田虔次『中国における近代思惟の挫折』第三章「李卓吾」（161 - 229 ページ）、そして溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』上論第一章「明末を生きた李卓吾」（53 - 125 ページ）などが詳しく考察している。

¹⁷⁰ 例えば『焚書』卷一、「答鄧明府」（第一通）に

然何公布衣之傑也、…江陵宰相之傑也、…二老者皆吾師也。

との評論がある。

¹⁷¹ 『焚書』卷二、「書晉川翁壽卷後」。「晉川翁」とはつまり劉東星のことである。この文の始めに

此余丙申中坪上筆也。

とあり、「丙申」つまり万曆二十四年に劉東星の為に「壽卷」を書いたことを述べている。そして引用した部分では入閣したらこの壽卷を持って閣臣たちに訊ねるようになっていたが、壽卷の内容が残っていないため、どのようなことが書かれたかは確定できない。

¹⁷² 『明代職官年表』。

¹⁷³ 『焚書』卷二、「復晉川翁書」。

¹⁷⁴ 『明夷待訪録』、「学校」。

¹⁷⁵ 『明夷待訪録』、「原君」。

¹⁷⁶ 『万曆野獲編』卷二十七、「二大教主」。「書を著して四明相公を醜詆」する云々は、林海権の考証（『李贄年譜考略』417頁）によれば、『続焚書』巻一に収録されている「復焦弱侯」という手紙を指しているという。この手紙で李贄は、張位と沈一貫が楊鎬との繋がりで弾劾を受けたことについて、喜びを表明している。しかしこれは手紙であり「書」ではない上、沈一貫をも直接攻撃していない。書物を書いて沈一貫を中傷したというのはやはりデマであろう。

¹⁷⁷ 『万曆野獲編』巻十、「黄慎軒之逐」。

¹⁷⁸ 『歇菴集』巻十一、「与周海門先生」の第五通

此間舊有學會、趙太常・黄宮庶・左柱史主之、王太行繼至、頗稱濟濟。而旁觀者指目爲異學、深見忌嫉。然不虞其禍乃發於卓老也。

李贄の死因については諸説があり、『万曆野獲編』の二説のほか、なお耿定向の弟子である蔡毅中という人物による報復、そして李贄と交遊のあった麻城県出身の官僚・梅国禎とほかの麻城県出身の官僚たちとの争いに巻き込まれた、などの見方がある。しかし、もっとも信憑性が高いのは、やはり『万曆野獲編』の第二説である。劉海浜『焦竑与晚明会通思潮』130頁、および林海権『李贄年譜考略』398 - 399頁・416 - 417頁・424頁を参照。

¹⁷⁹ 『明儒学案』巻三十六、「泰州学案五・文簡陶石簣先生望齡」。

¹⁸⁰ この結社の名称は「蒲桃社」、或いは「葡萄社」である。何宗美の考証によれば、そのメンバーは数十人に及び、活動の内容は禅・『易』・『莊子』そして文学をめぐる討論を含む。同氏『公安派結社考論』（重慶出版社、2005年）112 - 152頁を参照。

¹⁸¹ 『明史』巻二百八十八、「黄輝伝」

時同館中、詩文推陶望齡、書畫推董其昌、輝詩及書與齊名。

¹⁸² 注178に引く『歇菴集』の文を参照。

¹⁸³ 事件の経緯は、『明史紀事本末』巻六十七、「争国本」にまとめられている。これは太子冊立の問題をめぐる事件であり、万曆二十六年に類似した事件がすでに起こっていた。万曆三十一年の十一月に北京で「続憂危竑議」というタイトルのビラが大量に現れた。その内容は、神宗の長子、後の光宗はすでに太子に立てられていたものの、神宗と鄭貴妃がなお彼を廃して鄭貴妃の子を太子にしようとしており、そして閣臣の沈一貫と朱賡を始めとする一部の官僚が神宗と鄭貴妃の目論みに加担しているというものである。ビラの作者が確定できない状況の中で、首輔の沈一貫は自らと対立していた次輔の沈鯉および沈鯉側の郭正域を事件の首謀者に仕立てようと画策し、沈鯉と郭正域周辺の多くの人物も捜査で巻き込まれたが、結局沈一貫の陰謀は成功せず、皦生光という元生員の詐欺師を犯人に仕

立てることで事件は収束した。ビラが「続憂危竝議」と題されたのは、万暦二十六年の事件の際のビラに「憂危竝議」というタイトルが付けられていたからである。

¹⁸⁴ 『明儒学案』卷三十六、「文簡陶石簣先生望齡」

妖書之役、四明欲以之陷歸德・江夏。先生自南中主試至境、造四明之第、責以大義、聲色俱厲。又謂朱山陰曰、魚肉正人、負萬世惡名、我寧・紹將不得比于人數矣。苟委之不救、陶生願棄手板拜疏、與之同死。皆俛首無以應。故沈・郭之得免、異語者李九我・唐抑所、法語者則先生也。

¹⁸⁵ 『万曆野獲編』二十七、「紫柏禍本」

紫柏老人氣蓋一世、能于機鋒籠罩豪傑、于士大夫中最賞馮開之祭酒・于中甫比部。于即馮禮闈弟子也。紫柏既北遊、適有吳江人沈令譽者、亦其高足也、以醫遊京師且久。值癸卯秋、中甫以故官起家至京、時次揆沈歸德爲于鄉試座師、其時與首揆沈四明正水火、而于於師門最厚。時太倉王吏部罔伯與于同門、日夕出入次揆之門、四明已側目矣。會江夏郭宗伯以楚事劾首揆待命、郭與于同年中莫逆、于之召起、王・郭俱有力焉、因相與過從無間、首揆益不樂。沈令譽因王・于之交、亦得與郭宗伯往還、每衆中大言以市重。適妖書事起、巡城御史康丕揚捕令譽、搜其寓、盡得紫柏、王・于二公手書、入呈御覽、上始疑臣下與遊客交結、併疑江夏矣。…未幾、大獄陡興、諸公竄逐、紫柏竟罹其禍、真定業難逃哉。

¹⁸⁶ 『万曆野獲編』二十七、「紫柏禍本」条は彼が上京した年を万暦二十九年と記しているが、愍山德清（釈徳清）という僧人が書いた「徑山達觀可禪師塔銘」（『愍山老人夢遊集』卷十四）は万暦二十八年としている。そして同文に

師…每歎曰、礦稅不止、則我救世一大負。

とあるから、紫柏達觀が北京で政治活動を行っていたことは明らかである。

¹⁸⁷ 万暦三十年に御史の康丕揚が達觀を弾劾した際に、彼の李贄との交遊も取り上げて問題にした。『明神宗実録』卷三百七十、万暦三十年三月乙丑

御史康丕揚疏劾僧達觀狡黠善辯、工于籠術、動作大氣魄、以動士大夫。…夫盡人咸可說法、何必朝著。深山儘可習靜、安用都門。而必戀戀長安、與縉紳日為伍者、何耶。昨逮問李贄、往在留都、曾與此奴並時倡議。而今一經被逮、一在漏網、恐亦無以服贄心者。

¹⁸⁸ 『歇菴集』卷二十、「正紀綱厚風俗疏」。

¹⁸⁹ 『明儒学案』卷三十六、「文簡陶石簣先生望齡」。

結語

本論は王陽明が陽明学派を立ち上げる前後から、万暦後期に陽明学派が次第に東林派に圧倒されるまでの歴史を一通り概観した。もちろん本論の考察は内閣と反内閣という視座に限って行われるものであるゆえ、陽明学派が政治の舞台で果たした役割の多くを見落としていることは承知している。また、内閣と反内閣という図式が明の政治を考察する際にどこまで有効なのか、それが例えば天子と官僚などの図式とどう整合性を取れるのか、などの問題もさらなる検討を要する。しかし本論は、この図式を研究の前提として用意し陽明学派の歴史をあて嵌めようとしたのではなく、あくまで考察を進めていく内に、歴史の事実からこの図式を抽出したことを断っておきたい。いままでに同じような図式で陽明学派の歴史を通観する試みがなおなされていないため、本論の努力は有意義なもの信じている。なお本文で説明しきれなかったいくつかの問題については、この結語で若干の補論を加えたい。

まずは、陽明学と政治との間に関連性というものが一体存在したのかという問題である。陽明学者が政治に関わったとしても、だからといって陽明学そのものが政治と関係がある、ということにならないのではないか、という疑問が本論に投げつけられることが予想される。

しかし第一章で明らかにしたように、王陽明の人生経験を考察しない限り、その思想形成を語ることはできない。陽明学は、王陽明という伝統中国の官僚士大夫階層の一員が、その生きた時代に直面した重大な現実問題に対処すべく編み出した、人生における行動を指導する原則である。このことは、余英時がすでに詳細に論証した。

そして王陽明のような官僚士大夫にとって、その現実人生においてもっとも重きをなしていたのは、なんといっても政治活動である。陽明学も端的に、王陽明個人の経験をもとに政治においてもっとも問題と感じていた状況を克服すべく打ち立てたものである。

これはもちろん、陽明学が政治学の理論であることを意味しない。『伝習録』をめくっても、王陽明が直接政治について発言していることは滅多にない。陽明学はその内容自体を見れば、あくまで個人の道徳に関する言説である。

しかしこの道徳の理論を受容した者たちのほとんどは、官僚や生員など政治に関わり得る人々であった。王艮のような平民学者や山人でも、政治と無関係ではなかった。これが

伝統中国の政治構造の特殊性が反映されているところである。けだし政治の基礎が為政者の道徳にあるというのは、儒教が浸潤していた当時の中国では自明の理であり、官僚士大夫はもちろん、恐らく誰一人として建前上はこれを否定することができなかった。法律は道徳原則より遥かに地位が低く、当時の官僚は互いに攻撃する際に、往々にしてまず相手の「学」を槍玉に上げるのである。

王陽明が目指したのは、まさにただの建前へと堕ちた道徳原則に生命力を吹き込み、道徳の基礎を与えることで歪んだ政治を正すことであった。王陽明が残している文章を読むと、その思想の対立物であるはずの朱子学よりも、「詞章の学」などへの批判の方が多い。そして「詞章の学」の背後にあったのが政治上の功利主義である。これこそが王陽明にとっての最大の敵であり、陽明学の流行は、その本質において政界での道徳復興運動であった。

本論の考察からわかるように、明の実際の政治状況において、王陽明が敵視していた功利主義の象徴が、内閣の権力拡張であった。内閣とその周辺では文学趣味が常に発達していた。もちろんこれは純粋な文学愛好によるものではなく、内閣が文学を通じて一部の官僚を籠絡してそれを自らの傘下に置こうとした結果である。そしてこのような内閣の地盤固めの集大成が、本論のいう内閣 - 翰林院体制である。内閣は、会試・殿試で最上位の成績を挙げるほど文章の上手な進士たちを翰林院に入れて自らの後継者として育て、または六部と言路に配置して各部署を掌握していた。結局は内閣が翰林院出身者によって独占されるような状況が現れ、官僚陣の分断をもたらした。天子の独裁権力をバックに権力の拡張と政治の壟断へひたすら走り、種々の不正を働いた内閣とその傘下の勢力に、王陽明を始めとする、陽明学を奉じる中・下級の官僚たちは激しく反対し、内閣を官界全体へ開放すべく努力し続けた。道徳主義の功利主義への反発は、現実政治においてまず反内閣闘争として現れたのである。

つぎに陽明学派と東林派との関係について論じたい。本論は陽明学派を考察の対象としているため、東林派については全面的に論じることができなかった。それでも第四章の考察から、万暦年間に現れた東林派は、陽明学派の反内閣の政治的立場を継承したというイメージが得られるであろう。しかも内閣と対立して言路の開通を要求し、吏部の地位を主張した顧憲成を含む人々が、万暦三十年代に東林書院を始めとする書院を建設して講学活動を繰り広げた事実を見れば、思想運動が政治への関心から生まれるという構図は一層明らかである。

東林派が陽明学派からその政治的立場を受け継いだこと自体は、後者の刷新としても捉えることができ、陽明学派が万暦年間に入り、誕生時の理念を担えなくなったことを意味している。事実上、陽明学派は政界で地歩を占めていくにつれ、次第に変質を来たしていたのである。このような事態は、徐階が内閣に入り権力を掌握する期間中から顕著に現れるようになった。内閣が陽明学を奨励することで、陽明学はかつての文学と同じように内閣の地盤固めに利用され、講学活動は次第に獵官運動の様相を帯びるようになった。徐階が首輔になると各地の官僚が争って書院を建設し、そこで講学した。もちろん徐階に気に入られて政界での地位を高めるためである。徐学謨はかつて徐階が主催した靈濟宮大会に関する一つのエピソードを記している。

有貴臣弟某、欲籍講學爲名高。一日當赴會、適與大闖飲至醉、忘之矣。吏從旁懇曰、盍往靈濟宮乎。時其雖醉、心猶了了、遽曰、亟牽馬來。比上馬、目惛惛不開明矣。吏掖而馳至講所、學徒咸拱而候之。既下馬、不能成揖、第擁而即席坐。坐定、鼻息如雷、衆不敢言、亦不敢睨。比晚講輟、吏仍掖之上馬去、竟不知往來何事也¹。

貴臣の弟の某有り、講學を籍りて名高きを爲さんと欲す。一日當に會に赴くべきも、適大闖と飲みて酔うに至り、之を忘れたり。吏旁より^{そそのか}懇して曰く、盍ぞ靈濟宮に往かざるか、と。時に其れ酔うと雖も、心は猶お了了たり、遽に曰く、^{すみや}亟かに馬を^ひ牽きて來たれ、と。上馬する^{ころお}比い、目惛惛として開明せず。吏^{たす}掖けて馳せて講所に至り、學徒咸な拱きて之を候つ。既に下馬すれば、揖を成す能わず、第だ擁して席に即きて坐らしむるのみ。坐定すれば、鼻息雷が如く、衆敢えて言わず、亦た敢えて睨まず。晩に講輟する比い、吏仍お之を掖けて上馬して去り、竟に往來するに何事なるかを知らず。

この講会がいかに政治的なものなのかがこれでわかるだろう。

ほかにも、蔡国熙という官僚が、講学で徐階に気に入られ、その弟子までなったが、徐階の政敵である高拱が首輔の座につくと、態度を豹変させて徐階一族制圧の急先鋒となった²などの例がある。張居正も講学によって政治的投機をした者である。張居正の死後、その講学への弾圧が解除され、講学によって獵官する風潮が再び盛んになった。李贄がかつて

更可笑者、一生學孔子、…乃學其講道學、聚徒衆、收門生、以博名高、圖富貴。…今人一日無官、則弟子離矣。一日無財、則弟子散矣³。

更に笑うべき者は、一生にして孔子を學ぶも、…乃ち其の道學を講じ、徒衆を聚め、門生を收むるを學び、以て名高きを博し、富貴を圖る。…今人は一日官無くんば、則ち弟子離る。一日財無くんば、則ち弟子散る。

と厳しく批判したのは、つまりこの風潮である。このような状況の中で、耿定向のような内閣の権力者に追隨する陽明学者が現れたのは不思議ではない。顧允成がかつて

邇來鄉愿道學、詖淫邪遁⁴。

邇來鄉愿道學は、詖淫邪遁なり。

と耿定向を譏った。そして顧憲成・顧允成兄弟の間では、

涇陽曰、何嘆也。曰、吾嘆夫今之講學者、恁是天崩地陷、他也不管、只管講學耳。涇陽曰、然則所講何事。曰、在縉紳只明哲保身一句、在布衣只傳食諸侯一句⁵。

涇陽曰く、何ぞ嘆くや、と。曰く、吾夫れ今の講學する者は、^{たとい}恁是れ天崩地陷するも、他も管せず、只だ講學するに管するのみを嘆く、と。涇陽曰く、然らば則ち講ずる所は何事や、と。曰く、縉紳に在りては只だ明哲保身の一句のみ、布衣に在りては只だ傳食諸侯の一句のみ、と。

という会話が交わされたことがある。陽明学者が当初の理念を捨て去って「明哲保身」に走る中で東林派が興り、陽明学派の一部を吸収したのである。

とはいえ、いかなる理念を掲げる思想団体にとっても、政界という場では理念が地位と権力に結びつくことを完全に避けるのは至難の業のように見える。李三才という人物は普段から巨額の費用を使って政界の人物を籠絡し、そして骨董を収集して豪華な生活を送っていたが、顧憲成は彼を清廉として表彰し、しかも内閣に押し込もうとしたことで大いに物議を醸した。東林派をめぐる党争が熾烈化したのは正にこの事件からである⁶。無節操と非難される錢謙益が、官僚としての在任期間がごく短いにもかかわらず、東林派の重鎮という理由で一時期は首輔の最有力候補にまでなった⁷。更に東林の流れを汲む復社が、科挙試験の結果を操縦してメンバーを大量に合格させた⁸など、やはり東林派とその後継者に身を置くことは、政界においてメリットになるのである。

東林派は陽明学派に対して道德の復興を唱えて成立しただけに、政治的対立に臨む際の姿勢も一層激しいものであった。第三章で考察したように、王陽明はかつて「断々休々」を持ち出して対立者をできるだけ許して官僚陣全体を一つにまとめようと説いたが、東林派にはこのような姿勢が乏しく、反対勢力にあくまで死活をかけて戦う姿勢で対決を挑ん

だ。顧憲成らが最初から王陽明の「無善無惡」の説を批判し続け、あくまで善惡の弁別にこだわった⁹のは、このような姿勢が大きく関係していたと思われる。この違いは天子に対する態度にも現れている。李贄はかつて劉東星に天子に対して取るべき態度を伝授する際に

易之蠱曰、干母之蠱、不可貞。言雖干蠱、而不可用正道、用正道必致相忤、雖欲干辦母事而不可得也。又曰、干父用譽。而夫子傳之曰、干父用譽、承以德也。言父所爲皆破家亡身之事、而子欲干之、反稱譽其父、反以父爲有德、如所云母氏聖善、我無令人者。如是則父親喜悅、自然入其子孝敬之中、變蠱成治無難矣。倘其父終不肯變、亦只得隨順其間、相機而動。夫臣子之於君親、一理也¹⁰。

易の蠱に曰く、母の蠱に^{かかわ}干るは、貞なるべからず、と。蠱に干ると雖も、正道を用うべからず、正道を用いれば必ず相い^{さから}忤うを致し、母の事に干辦せんと欲すと雖も得べからざるを言うなり。又た曰く、父に干るは^は譽むるを用う、と。夫子之を傳して曰く、父に干るは^は譽むるを用うるは、承くること徳を以てするなり、と。父の爲す所は皆な家を破り身を亡ぼすの事なりて、子之に干らんと欲すれば、反て其の父を稱譽し、反て父を以て徳有ると爲し、云う所の母氏聖善なり、我れ令人ならざる者が如きを言う。是の如くんば則ち父親喜悅し、自然に其の子の孝敬の中に入り、蠱を變えて治と成すは難からず。倘し其の父終に變わるを肯んぜざれば、亦た只だ其の間に隨順し、機を^み相て動くを得るのみ。夫れ臣子の君親に於いては、一理なり。

と述べた。家を潰し、身を滅ぼすようなことばかりをしている父がいるとしよう。その子はどうすべきか。父を真っ向から批判してはならない。批判したらきつと嫌われる。父を徳のある人と讃えよう。そうしたら父は喜び、子のいうことを聞いてくれる。聞いてくれないとしても、暫くは父に従って時機を待つしかない。そして父子と君臣とは、同じ理屈だという。この姿勢は王陽明と一致している。『伝習録』巻下に

一友常易動氣責人。先生警之曰、學須反己。若徒責人、只見得人不是、不見自己非。若能反己、方見自己有許多未盡處、奚暇責人。舜能化得象的傲、其機括只是不見象的不是。若舜只要正他的奸惡、就見得象的不是矣。象是傲人、必不肯相下、如何感化得他。是友感悔。曰、你今後只不要去論人之是非、凡當責辯人時、就把做一件大己私克去、方可。

一友常に氣を動いて人を責め易し。先生之を警めて曰く、学は須く己に反るべし。若し徒に人を責むれば、只だ人の不是を見得て、自己の非を見ず。若し能く己に反れば、方に自己に許多の未だ盡さざる處有るを見ん、奚ぞ人を責むるに暇あらんや。舜の能く象の傲を化し得るは、其の機括は只だ是れ象の不是を見ざればなり。若し舜只だ他の奸惡を正さんと要^せば、就ち象の不是を見得ん。象は是れ傲人なれば、必ず相下るを肯んぜず、如何ぞ他を感化し得ん。是の友感悔す。曰く、你今後只だ去きて人の是非を論ず要^べからず。凡そ人を責辯せんとする時に當たりては、就ち一件の大己私と把^とり做して、克ち去^いけば方めて可なり、と。

との一条がある。ここで王陽明は、人の非を責めないようにと、ある「友」に説いた。かつての聖人・舜が自分を殺そうとした極悪人の弟・象を「感化」できたのも、象の悪いところを見ていなかったからである。ただひたすら自分自身の欠点をなくすべきだという。李贄の議論と合わせて読めば、王陽明のこの発言は、いかにしたら天子を「感化」できるかを説いているように見える。天子を真っ向から批判し続けた顧憲成たち東林派の目には、このような姿勢が卑屈極まりないものとして映ったのであろう。

最後に、地域性という視点から陽明学派と東林派などの思想団体との関係に触れたい。第二章で言及したように、陽明学は江西・浙江そして南京を含む南直隸の一部をその中核地域としていた。ここで注目すべきは、南京のすぐ東にある、常州・蘇州の二府は明、特に明の後半期において文化がもっとも発達していたにもかかわらず、同時期の江西・浙江と比べて陽明学の勢力がずっと弱く、著名な陽明学者をほとんど世に送り出さなかった、ということである。このことの原因はまず、王陽明がこの二つの地方で活動していなかったことにあるであろう。しかもこの二つの地方は、南京のような政治の関係で学者官僚がよく集まるどころでもなかった。特に蘇州は従来、唐寅や文徵明のような書画の名手、そして徐禎卿のような詩文の名家を産出するところであった。しかし政界を席卷する講学の風潮に、これらの優秀な知識人士大夫を輩出させる地域が抗い続けることなど到底ありえないであろう。すると常州府の無錫県で東林書院が建てられてから、この江南でもトップレベルの文化力を誇る地方は、ついに講学が目覚めたのである。しかもその勢いは、たちまち陽明学を圧倒した。東林派に続き復社が蘇州で興り、その勢いはますます盛んとなったが、それが古文の技法の伝授と八股文の評選を行う文社から発足した¹¹のは、恐らく文

学を重んじる蘇州の土地柄が大きく関係していたと思われる。が、地域性の問題、そして前述した陽明学派と東林派の思想と政治姿勢との関連性の問題については、いまのところは以上のように簡単に触れることしかできず、その徹底した解明は今後のさらなる研究に委ねることとする。

¹ 『世廟識餘録』卷二十一。

² 『万曆野獲編』卷八、「華亭故相被脅」

隆慶間、高新鄭再起、以首揆領銓、修怨華亭故相。…而前蘇州知府蔡國熙、故有才名、以講學受知於華亭、稱弟子。至是入新鄭幕、願治徐事自效。遂起爲蘇松兵備、大開告訐、徐三子俱論戍爲氓。

また、第四章の注 64 で引く『穀山筆塵』卷四の記述を参照。

³ 『焚書』卷二、「与焦弱侯」。

⁴ 『小弁齋偶存』卷五、「客問」。

⁵ 『明儒学案』卷六十、「東林学案三・主事顧涇凡先生允成」。

⁶ 林麗月「李三才与東林党」を参照。

⁷ 吉川幸次郎「錢謙益と東林——政客としての錢謙益」（『吉川幸次郎全集』第十六卷、筑摩書房、1970 年、11 - 35 ページ）を参照。

⁸ 小野和子『明季党社考——東林党と復社』455 - 458 ページを参照。

⁹ 顧憲成は早くから王陽明の「無善無惡」説に疑念を抱き、そして万曆二十六年と二十七年に、陽明学者の管志道と「無善無惡」説をめぐって論争を行ったことがある。東林派の思想は、「無善無惡」への批判の上で成立したといえる。詳しくは鶴成久章「顧憲成による無善無惡説批判の経緯について」（『哲学』43 集、1991 年、154 - 167 ページ）、同氏「東林学派における「性学」の成立」（『東洋古典学研究』第 1 集、1996 年、45 - 60 ページ）を参照。

¹⁰ 『焚書』卷二、「復晋川翁書」。

¹¹ このことについては、例えば小野和子『明季党社考——東林党と復社』506 ページを参照。

参考研究

日本語

- 小野和子 『明季党社考——東林党と復社』（同朋舎、1996 年）
- 金文京 「明代万暦年間の山人の活動」（『東洋史研究』第 61 巻第 2 号、2002 年、87 - 107 ページ）
- 島田虔次 『中国における近代思惟の挫折』（筑摩書房、1970 年）
- 焦堃 「陽明派士人と嘉靖初年の政治——陽明学派の政治倫理について」（『東洋史研究』第 71 巻第 1 号、2012 年、36 - 68 ページ）
- 城地孝 『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容』（京都大学学術出版会、2012 年）
- 鶴成久章 「嘉靖二年会試の策題における陽明学批判について」（『九州中国学界報』第 45 巻、2007 年、62 - 76 ページ）
- 「顧憲成による無善無惡説批判の経緯について」（『哲学』43 集、1991 年、154 - 167 ページ）
- 「東林学派における「性学」の成立」（『東洋古典学研究』第 1 集、1996 年、45 - 60 ページ）
- 「明代科挙と陽明学——楊起元の制義を中心に——」（『福岡教育大学紀要』第六十一号第一分冊文科編、2012 年、17 - 33 ページ）
- 中砂明德 『江南』（講談社、2002 年）
- 中純夫 「尹根壽と陸光祖——中朝間の朱陸問答」（『東洋史研究』第 67 巻第 3 号、2008 年、102 - 140 ページ）
- 「王畿の講学活動」（『富山大学人文学部紀要』第 26 号、1997 年、398 - 478 ページ）

- 「耿定向と張居正」(『東洋史研究』第 53 巻第 1 号、1994 年、50 - 77 ページ)
- 「徐階研究」(『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』第 24 巻第 1 号、1991 年、201 - 250 ページ)
- 「張居正と講学」(『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』第 25 巻第 1 号、1992 年、261 - 290 ページ)
- 永富青地 「陽明学研究における文献学の意義——『王文成公全書』所収の「年譜」への挑戦」(『東アジア書誌学への招待』第二巻、東方書店、2011 年、123 - 146 ページ)
- 中山八郎 『明清史論集』(汲古書院、1995 年)
- 溝口雄三 『中国前近代思想の屈折と展開』(東京大学出版会、1980 年)
- 道上峰史 「明代貴州の郷試開科」(『明清史研究』第 9 輯、2013 年、53 - 70 ページ)
- 森紀子 『転換期における中国儒教運動』(京都大学学術出版会、2005 年)
- 吉川幸次郎 『吉川幸次郎全集』第十六巻、筑摩書房、1970 年

中国語

- 陳宝良 『明代儒学生員与地方社会』(中国社会科学出版社、2005 年)
- 陳来 「關於「遺言録」、「稽山承語」与王陽明語録佚文——記「陽明先生遺言録」、「稽山承語」」(『清華漢学研究』第一輯、清華大学出版社、1994 年、176 - 180 頁)
- 『宋明理学』(華東師範大学出版社、2004 年)

- 『中国近世思想史研究』（商務印書館、2003 年）
- 鄧志峰 『王学与晚明的師道復興運動』（社会科学文献出版社、2004 年）
- 董平 『王陽明的生活世界』（中国人民大学出版社、2009 年）
- 方志遠 『明代国家權力機構及運行機制』（科学出版社、2008 年）
- 国立中央図書館編印 『明人伝記資料索引』（文史哲出版社、1968 年）
- 何宗美 『公安派結社考論』（重慶出版社、2005 年）
- 黄宣民点校 『顏鈞集』（中国社会科学出版社、1996 年）
- 黄卓越 「張居正与王学關係之考辨」（王晓昕、李学友編『王学之魂』、貴州民族出版社、2005 年、193 - 208 頁）
- 胡吉勳 『「大礼議」与明廷人事變局』（社会科学文献出版社、2007 年）
- 郭培貴 「明代科举中的座主、門生關係及其政治影響」（『中国史研究』2012 年第 4 期、175 - 190 頁）
- 林海權 『李贄年譜考略』（福建人民出版社、1992 年）
- 林麗月 「閣部衝突与明万曆朝的党争」（『国立台湾師範大学歷史學報』第 10 期、1982 年、123 - 141 頁）
- 「李三才与東林党」（『国立台湾師範大学歷史學報』第 9 期、1981 年、95 - 110 頁）
- 劉海濱 『焦竑与晚明会通思潮』（華東師範大学出版社、2010 年）
- 李洵 「「大礼議」与明代政治」（『東北師大學報』（哲学社会科学版）1986 年第 5 期、48 - 62 頁）
- 廖可斌 『明代文学復古運動研究』（上海古籍出版社、1994 年）
- 盧連章 『程顥程頤評伝』（南京大学出版社、2001 年）

- 羅輝映 「論明代「大礼議」」（『明史研究論叢』第三輯、江蘇古籍出版社、1985 年、167 - 188 頁）
- 「楊廷和事略考実」（劉復生主編『川大史学・中国古代史卷』、四川大学出版社、2006 年、682 - 699 頁。）
- 呂妙芬 『陽明學士人社群——歷史、思想与实践』（中央研究院近代史研究所、2003 年）
- 歐陽琛 「王守仁与大礼議」（『新中華』十二卷七期、1949 年、27 - 33 頁）
- 錢明 『王陽明及其学派論考』（人民出版社、2009 年）
- 『陽明学的形成与發展』（江蘇古籍出版社、2002 年）
- 容肇祖 『容肇祖集』（齊魯書社、1989 年）
- 束景南 『陽明佚文輯考編年』（上海古籍出版社、2012 年）
- 唐長孺 「跋明張璁書扇——略述王守仁与張璁的關係」（『学林漫錄』十一集、中華書局、1985 年、177 - 184 頁）
- 田澍 『嘉靖革新研究』（中国社会科学出版社、2002 年）
- 王汎森 「明代心学家的社会角色——以顏鈞的「急救心火」為例」（『晚明清初思想十論』、復旦大学出版社、2004 年、1 - 28 頁）
- 王路平 「王陽明「主貴陽書院」証誤」（『浙江學刊』1997 年第 6 期、83 - 91 頁）
- 吳宣德 『江右王学与明中後期江西教育發展』（江西教育出版社、1996 年）
- 吳震 『明代知識界講学活動系年』（学林出版社、2003 年）
- 楊正顯 「一心運時務——正德時期（1506 - 21）的王陽明」（国立清華大学歷史所博士学位論文、2008 年）
- 尤淑君 『名分礼秩与皇權重塑——大礼議与嘉靖政治文化』（国立政治大学歷史学系、2006 年）

余英時 『宋明理学与政治文化』（吉林出版集团有限责任公司、2008 年）

張德信 『明代職官年表』（黃山書社、2009 年）

張憲文校注 『張璁集』（上海社会科学院出版社、2003 年）

左東嶺 『王学与中晚明士人心態』（人民文学出版社、2000 年）

英語

Ping-ti Ho, *The ladder of success in Imperial China : aspects of social mobility, 1368-1911*, New York: Columbia University Press, 1962